

平成22年太宰府市議会第1回（3月）定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
2月26日(金)	午前9時30分	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
	午前10時	本会議	議事室	施政方針・提案理由説明
	本会議散会後	予算特別委員会	全員協議会室	
	予算特別委員会散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後	議員協議会	全員協議会室	
2月27日(土)				
2月28日(日)				
3月1日(月)				
3月2日(火)	午前10時	本会議	議事室	質疑・委員会付託
	本会議散会後	議会運営委員会	第一委員会室	
	議会運営委員会終了後	みらい基金創設特別委員会	全員協議会室	
3月3日(水)				
3月4日(木)	午前10時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
3月5日(金)	午前10時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会	全員協議会室	
3月6日(土)				
3月7日(日)				
3月8日(月)	午前10時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	環境厚生常任委員会協議会	全員協議会室	
3月9日(火)				
3月10日(水)	午前10時	本会議	議事室	一般質問
	本会議散会後	JR太宰府駅(仮称)設置及び周辺整備問題調査特別委員会協議会	全員協議会室	
	特別委員会協議会閉会後	建設経済常任委員会協議会	全員協議会室	
3月11日(木)	午前10時	本会議	議事室	一般質問
3月12日(金)				
3月13日(土)				
3月14日(日)				
3月15日(月)	午前10時	予算特別委員会	全員協議会室	
3月16日(火)	午前10時	予算特別委員会	全員協議会室	
3月17日(水)				
3月18日(木)				
3月19日(金)	午前10時	本会議	議事室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後	議員協議会	全員協議会室	

平成22年第1回（3月）定例会目次

◎ 第1日（2月26日開会）

1. 議事日程	1
2. 出席議員	2
3. 欠席議員	2
4. 会議録署名議員	2
5. 出席説明員	2
6. 出席事務局職員	3
開会	4
散会	31

◎ 第2日（3月2日再開）

1. 議事日程	33
2. 出席議員	34
3. 欠席議員	34
4. 出席説明員	34
5. 出席事務局職員	34
再開	36
散会	46

◎ 第3日（3月10日再開）

1. 議事日程	47
2. 出席議員	50
3. 欠席議員	50
4. 出席説明員	50
5. 出席事務局職員	51
再開	52
散会	132

◎ 第4日（3月11日再開）

1. 議事日程	133
2. 出席議員	134
3. 欠席議員	134
4. 出席説明員	134

5. 出席事務局職員	135
再開	136
散会	207

◎ 第5日（3月19日再開）

1. 議事日程	209
2. 出席議員	210
3. 欠席議員	211
4. 出席説明員	211
5. 出席事務局職員	211
再開	212
閉会	255

◎ 審議結果

1. 審議結果	257
2. 諸般の報告	260

1 議事日程（初日）

[平成22年太宰府市議会第1回（3月）定例会]

平成22年2月26日

午前10時開議

於議事室

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 議員の辞職について |
| 日程第5 | 施政方針 |
| 日程第6 | 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第7 | 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第8 | 議案第1号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第9 | 議案第2号 財産の取得（史跡地）について |
| 日程第10 | 議案第3号 市道路線の認定について |
| 日程第11 | 議案第4号 筑紫野市が認定する太宰府市の道路について |
| 日程第12 | 議案第5号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第13 | 議案第6号 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減について |
| 日程第14 | 議案第7号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減について |
| 日程第15 | 議案第8号 福岡地区水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡地区水道企業団規約の変更について |
| 日程第16 | 議案第9号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第10号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第11号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第19 | 議案第12号 太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第20 | 議案第13号 太宰府市自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第21 | 議案第14号 太宰府市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について |
| 日程第22 | 議案第15号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について |
| 日程第23 | 議案第16号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |

- 日程第24 議案第17号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第25 議案第18号 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第26 議案第19号 平成21年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第27 議案第20号 平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第28 議案第21号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第29 議案第22号 平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第30 議案第23号 平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第31 議案第24号 平成21年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第32 議案第25号 平成22年度太宰府市一般会計予算について
- 日程第33 議案第26号 平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第34 議案第27号 平成22年度太宰府市老人保健特別会計予算について
- 日程第35 議案第28号 平成22年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第36 議案第29号 平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について
- 日程第37 議案第30号 平成22年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第38 議案第31号 平成22年度太宰府市水道事業会計予算について
- 日程第39 議案第32号 平成22年度太宰府市下水道事業会計予算について

2 出席議員は次のとおりである（19名）

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 原田久美子 | 議員 | 2番 | 藤井雅之 | 議員 |
| 3番 | 長谷川公成 | 議員 | 4番 | 渡邊美穂 | 議員 |
| 5番 | 後藤邦晴 | 議員 | 7番 | 橋本健 | 議員 |
| 8番 | 中林宗樹 | 議員 | 9番 | 門田直樹 | 議員 |
| 10番 | 小柳道枝 | 議員 | 11番 | 安部啓治 | 議員 |
| 12番 | 大田勝義 | 議員 | 13番 | 清水章一 | 議員 |
| 14番 | 安部陽 | 議員 | 15番 | 佐伯修 | 議員 |
| 16番 | 村山弘行 | 議員 | 17番 | 田川武茂 | 議員 |
| 18番 | 福廣和美 | 議員 | 19番 | 武藤哲志 | 議員 |
| 20番 | 不老光幸 | 議員 | | | |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

- | | | | | | |
|----|------|----|-----|------|----|
| 9番 | 門田直樹 | 議員 | 10番 | 小柳道枝 | 議員 |
|----|------|----|-----|------|----|

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長	井 上 保 廣	副 市 長	平 島 鉄 信
教 育 長	關 敏 治	総 務 部 長	木 村 甚 治
協働のまち 推進担当部長	三 笠 哲 生	市民生活部長	松 田 幸 夫
健康福祉部長	松 永 栄 人	建設経済部長	新 納 照 文
会計管理者併 上下水道部長	宮 原 勝 美	教 育 部 長	山 田 純 裕
総 務 課 長	大 藪 勝 一	経営企画課長	今 泉 憲 治
市 民 課 長	木 村 和 美	福 祉 課 長	宮 原 仁
都市整備課長	神 原 稔	上下水道課長	松 本 芳 生
教 務 課 長	木 村 裕 子	監査委員事務局長	井 上 義 昭

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	松 島 健 二	議 事 課 長	田 中 利 雄
書 記	浅 井 武	書 記	花 田 敏 浩
書 記	茂 田 和 紀		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は19名です。

定足数に達しておりますので、平成22年太宰府市議会第1回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

9番、門田直樹議員

10番、小柳道枝議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（不老光幸議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの22日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（不老光幸議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思えます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議員の辞職について

○議長（不老光幸議員） 日程第4、「議員の辞職について」報告いたします。

去る2月21日、力丸義行議員から一身上の都合により議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、同日これを許可いたしましたので報告いたします。

ただいまの議員辞職に伴い、建設経済常任委員会の副委員長を選出する必要がありますので、直ちに建設経済常任委員会を開催し、副委員長の選出をお願いいたします。

ただいまから暫時休憩します。

休憩 午前10時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告します。

建設経済常任委員会の副委員長が決まりました。

建設経済常任委員会副委員長に橋本健議員が選出されました。

以上、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 施政方針

○議長（不老光幸議員） 日程第5、「施政方針」に入ります。

市長の施政方針を受けることにいたします。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成22年第1回定例議会を招集をいたしましたところ、議員各位にご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

この定例会は、平成22年度の市政の根幹となります予算案を初め、主要施策並びに条例案をご審議いただく重要な議会でございます。

議案提案に先立ちまして、今後の市政運営に臨む私の所信の一端を説明を申し上げ、市民の皆様や議員各位のご理解とご支援を心からお願いを申し上げる次第でございます。

私が市長に就任をいたしまして約3年が経過をいたし、平成22年度はいよいよ総仕上げの年を迎えることとなりました。

平成21年度を振り返りますと、「区長制度」から市民みずからがつくり上げる新しい「自治会制度」へと変革を行い、市内の全域において「校区自治協議会」が設立されまして、地域住民が主体となってさまざまな地域課題に取り組む新しい仕組みづくりに大きく前進した年でもございました。さらに、第2・第4土曜日の週末窓口サービスの実施や、まほろば号の高雄回り線の運行開始、「百年後も誇りに思える美しいまち・太宰府」を目指した「景観」への取り

組みなど、マニフェストでお約束いたしました項目につきまして着実に実現を図り、一步一步前進している手ごたえを感じているところでございます。これもひとえに、市民の皆様、議員の各位のご理解と温かいご支援・ご協力のたまものであり、厚く御礼を申し上げます。

総仕上げの年に当たりまして、改めて原点に立ち返り、「まちづくりに“仁”のぬくもりを」「市民との協働のまちづくり」を行政運営の基本姿勢に据え、常に改革、改善、発展、確かな前進の考え方のもと、小さな行政で大きなサービスを目指し、行政のあらゆる領域に温かな目配りをしながら、市民の皆さんとお約束をいたしましたマニフェストの実現に向け、邁進していく所存でございます。

また、就任当初から言い続けてまいりました「現場主義」の徹底、すなわち職員一人一人が市民の皆様の暮らしの現場に出向き、課題を現場で発見するとともに、まちづくりに市民の力や地域の力を引き出せるようにしてまいります。

「市民の皆様とともに語らい、ともに考え、ともに行動する」というプロセスの中で虚心坦懐に広く耳を傾け、それを市政に反映し、市民目線に立った市民本位の信頼される行政運営を展開してまいりたいと考えております。

さて、日本経済の直近の動向を見ますと、高い失業率や下落傾向にございます物価水準など依然として情勢は厳しく、先行きも、雇用関係の悪化でありますとか、あるいは円高、デフレによります景気抑制圧力の拡大、財政悪化に伴う長期金利の上昇など懸念材料が存在し、予断を許さない状況にございます。

昨年の衆議院議員の総選挙の結果、民主党を中心とした新政権が発足をいたしました。その政権交代によりまして国のガバナンスがどのように変わり、地方のガバナンスにどのような影響を及ぼしていくのか、十分に注視していかなければならないと思っております。

今後、自治体は根本的な施策転換を迫られるおそれがございますけれども、何よりも自治体にはみずからが決定し、実行し、みずからが責任をとるという心構えが重要だと思っております。

政権交代後、国の初めてとなります平成22年度の予算案におきまして、「コンクリートから人へ」の考え方のもと、民主党がマニフェストに掲げられた「子ども手当の創設」、「高校授業料の無償化」、「農家の戸別所得補償」、「高速道路の無料化」などによりまして、家計部門への直接給付を通じて可処分所得を増やし、個人消費を刺激することによる内需主導型の経済成長を目指すものとしております。

このような中、太宰府市の平成22年度の予算編成に当たりましては、平成22年度経営方針のもと、総合計画における行政課題の解決を図ることを最優先課題とし、また、福祉、教育、環境対策の充実を重点として、全経費について精査を行い、一般会計におきましては平成21年度当初予算比で8.9%増の199億1,045万8,000円を予算として計上いたしました。

それでは、平成22年度における市政運営の主要な施策につきまして、マニフェスト、第四次総合計画後期基本計画の大綱に沿って概要をご説明を申し上げます。

初めに、私が市政推進のためにマニフェストに掲げました5つの施策からでございます。

第1点の簡素で効率的な市政運営の推進についてでございます。

まず、財政運営の指標についてでございます。

財政状況の判断基準となります平成20年度健全化判断比率4指標は、早期健全化基準の範囲内でございます。健全な財政状況であると判断しております。

また、財政の硬直化を示します経常収支比率は、平成18年度100.8%であったものが、繰上償還の効果に伴う公債費の減や人件費の削減努力など、平成19年度97.8%、平成20年度には95.1%と、年々改善をしております。

しかし、今後の見通しといたしましては、昨今の経済状況から判断いたしまして大幅な歳入増は見込めず、歳出面では扶助費を初め施設の維持補修費及び医療事業関係特別会計への繰出金が年々増加傾向にあり、他の支出を圧迫しておりますので、楽観視できる状況にはございません。

したがって、今後も経常的な事務事業の見直しでありますとか、あるいは統廃合、行財政改革等を進め、さらに職員の生産性を高めるとともに、歳入増への取り組みも引き続き行うなど、収支均衡を前提とした身の丈に合った健全な行政運営に努めてまいりたいと思っております。

次に、市長給料の10%の削減についてでございます。

厳しい財政状況を乗り切るための第一歩として、市長就任以来、市長給料を10%減額し、また副市長及び教育長の給料につきましても5%減額をいたしてまいりました。

経常収支比率は改善してまいりましたものの、厳しい財政状況が続く中、平成22年度におきましても、私みずからが率先垂範するという観点から、同様に継続してまいりたいと思っております。

次に、簡素で機動的な組織に改めることについてでございます。

さまざまな行政課題やマニフェストの早期実現に向けまして、より一層簡素で効率的な行政運営ができるように、平成21年4月1日に機構改革を実施いたしました。

しかしながら、地方分権、地域主権が進む中、自治体が新しい状況に適応した運営を続けていくためには、機動的な組織はもとより、人材の育成がますます重要なものとなってまいります。

能力・業績評価を導入した人事評価制度を構築することによりまして、職員のインセンティブの維持・向上や能力開発など人材育成機能を強化し、組織の活性化、効率化に努めてまいりたいと思っております。

次に、市役所の開庁時間の延長及び休日の開庁についてでございます。

質の高い市民サービス、窓口業務を目指し、一昨年と昨年の繁忙期に「土曜窓口サービス」を試行いたしまして、昨年10月からは通年で第2、第4土曜日を開庁いたしているところでございます。

現在、転入・転出時における諸手続に関し、市民の皆様がわかりやすく、かつ、待ち時間を短縮できるような窓口サービス向上を目指した関係課によります庁内会議を立ち上げておりました。平成23年1月を目途に、住民満足度の向上でありますとか、あるいは窓口業務の効率化を目指しまして、フロアやシステムの改修、さらには業務の外部委託も含めた人的配置を行ってまいります。

次に、歴史や文化を生かし、環境に優しいまちづくりを図りますために、平成15年5月に導入をいたしました「歴史と文化の環境税」についてでございます。

この条例の施行後、6年を迎えた昨年3月議会におきまして3年間継続する旨の税条例改正を行いました。導入後、平成20年度決算までの6年間で約2億9,600万円、また、平成21年度の決算では単年度で約6,900万円の歳入が見込まれます。

本税は、歴史的文化遺産の保存活用事業、来訪者へのおもてなし事業、環境負荷削減事業へ充当させていただいております。今後とも本市のまちづくりには重要な財源であることに変わりはございません。

一方、昨年9月議会におきまして「太宰府古都・みらい基金条例」が議員発議によりまして提案、可決され、本年4月1日からその施行となっております。

これからの歴史と文化の環境税と太宰府古都・みらい基金との関係につきましては、寄附金の実績等々を見守りながら検討してまいりたいと考えております。

第2点の子育て環境の整備と高齢者・障害者の福祉の充実についてでございます。

まず、子育て支援環境の整備についてでございます。

平成20年度に実施いたしました次世代育成支援に関するニーズ調査に基づき、次世代育成支援対策行動計画、いわゆる「にこにこプラン」後期計画がこの3月に策定完了をいたします。

平成20年4月から南保育所の定員を90名に拡充し、順次入所人員が伸びてきておりますが、さらなる入所促進のPRを行いますとともに、新規認可保育所の開設に向けて入念な準備を行い、「待機児童ゼロ作戦の推進」の実現を図ってまいりたいと思っております。

また、学童保育所につきましては、入所児童数の増加に対応いたしますために、これまでに水城西学童保育所、水城学童保育所の増設を行ってまいりましたが、本年度はさらに太宰府西学童保育所を増設いたします。

次に、保護者から要望が寄せられておりました開所時間延長につきましては、児童の留守家庭の実態状況を判断し、7月から実施いたします。平日は午後7時まで、土曜日は午前8時から午後6時まで、また、長期休業期間中は午前8時から午後7時までにそれぞれ延長をいたします。

また、妊婦健康診査公費負担の14回拡充や、生後4カ月までの乳児に対し全戸を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」を継続実施するとともに、子育てにかかわる住民サークルでありますとか、NPO、ボランティアあるいは関係機関とも連携しながら、「子育てサロン」や「子育てリフレッシュ事業」の充実を目指してまいります。

さらには、障害児の療育について、識見者を入れた療育ネットワーク会議を設置し、0歳の乳幼児から就園、就学、就労まで視野に入れた早期の相談、一貫した支援ができる体制づくりに取り組み、きめ細やかな子育て支援を推進してまいります。

なお、子ども手当につきましては、国の動向を見ながら、円滑に対応できるよう準備を進めてまいります。

次に、高齢者福祉の充実についてでございます。

高齢者が住みなれた地域で、健康で楽しく日々の生活を過ごせる環境を実現するためにも、行政と地域の連携を重視しなければならないと考えております。

このようなことから、昨年から実施いたしております自治会との協働によります「介護予防教室」を本年度もさらに充実させてまいります。

また、地域での高齢者支援といたしまして、既に一部の地域では「ひとり暮らしの見守り活動」や「サロン活動」を自主的に実施されておまして、このすばらしい活動が市内全域で実現できるように、民生委員の皆様でありますとか、あるいは自治会福祉関係者との連携をより深めるための「情報交換会」などを開催いたします。

昨年度から直営いたしております地域包括支援センターは、高齢者の相談窓口であり、介護認定者の支援を迅速に実施するための重要な施設でありますことから、介護支援専門員の資質の向上を図り、さらなる高齢者支援の充実に努めてまいります。

さらに、昨年度から平成23年度までの3年間、九州大学健康科学センターと共同で「介護予防プロジェクト研究協議会」を立ち上げておまして、地域における効果的な介護予防を実現するための共同研究を継続してまいります。

また、高齢者の虐待が社会的に増大していることを受けまして、生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護する場所の確保をしてまいります。

次に、障害者福祉の充実についてでございます。

障害者が自立して生活していくためには、就労の確保が重要でございます。

平成20年2月に身体・知的・精神の障害者団体が一緒になってNPO法人太宰府障害者団体協議会が設立をされまして、障害者のバックアップ体制を図る事業として段ボールコンポストの普及活動事業や就労支援につながる事業創出のための調査活動を行っておられます。

こうした活動に対します支援を引き続き行っていきますとともに、障害者自立支援法に基づき、ニーズに沿った障害者福祉サービスの充実、支援に努めてまいります。

第3点の学校教育環境の充実についてでございます。

まず、学校支援人材バンク等の構築についてでございます。

現在まで市内の5つの大学にご協力をいただき、太宰府市で学んでおられる大学生に小・中学校の授業支援を行っていただく、「太宰府市小中学校サポート制度」へのサポーター派遣協定を締結をいたしております。

本年度もこの派遣制度を有効に活用していくとともに、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育や学力向上等を図るためにも、各学校に配置いたしております「学校支援員」や「特別支援学級支援員」の増員を行いながら、さらなる充実を目指してまいります。

さらに、外国語指導助手を増員し、よりきめ細やかな英語授業の指導の充実を図ってまいります。

次に、「子どもの安全と命を守るネットワーク」の確立についてでございます。

平成17年度から不審者情報をメールで提供する「学校情報発信システム」を導入をし、現在では全小・中学校で活用がなされておりますが、今後とも子供たちが悲惨な事件に巻き込まれないように、行政、学校、警察、保護者、そして地域の防犯部会等と連携しながら、子供たちの安全と命を守るネットワークづくりをさらに進めてまいります。

次に、安全・安心な教育環境の整備についてでございます。

本年度は、太宰府南小学校及び学業院中学校の耐震補強工事を進めます。これによりまして、市内小・中学校の耐震補強工事はすべて完了することとなります。

また、太宰府小学校及び学業院中学校の特別支援学級につきましては、情緒障害児童・生徒等の体調管理に対応しますために、空調整備工事を行ってまいります。

第4点の「まるごと博物館」、すなわち「まちぐるみ歴史公園」についてでございます。

歴史まちづくりについてでございます。

平成20年5月に、いわゆる「歴史まちづくり法」が制定をされました。現在、太宰府市においては、「歴史的風致維持向上計画」「市民遺産活用推進計画」「景観まちづくり計画」の連携によりますまちづくりの推進に取り組んでおります。

「歴史的風致維持向上計画」につきましては、現在策定中でありまして、本年度はこの計画内容に沿った具体的な事業として、歴史の散歩道の再整備やサインの整備、また、ボランティア団体等によります里山保全活動への支援などに向けた取り組みを進めてまいります。

また、「市民遺産活用推進計画」につきましては、文化遺産のデータベースの作成でありますとか、あるいは景観、本市の特有の市民遺産を守り育てる仕組みづくりを提案するもので、文化財総合的把握モデル事業として文化庁の委託を受けまして、本年度中に策定する予定でございます。

次に、「景観まちづくり」についてでございます。

本市は、景観まちづくりを積極的に進める景観行政団体となりまして、これまでも景観まちづくりのフォーラムの開催を初め、景観計画策定委員会の立ち上げ、あるいは景観に関する市民意識調査の実施、景観まちづくり市民会議の開催など、多彩な取り組みを展開してまいっております。

市民遺産の取り組みとあわせまして、仮称ではございますけれども、「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例」の制定並びに「景観まちづくり計画」の策定を本年度中に行い、太宰府特有の地域資源を生かし、個性と魅力あふれる「百年度も誇りに思える美しいまち・太宰

府」を市民の皆さんとともに協働で守り育ててまいります。

次に、文化財の保存と活用についてであります。

水城跡の整備につきましては、東門周辺事業整備が平成20年度に完成したのを皮切りに、昨年度からは土塁の破損箇所の修復でありますとか樹木の伐採など、保存修理に着手してまいりました。引き続き地域住民やボランティアの参画を視点に入れまして、市内回遊の一拠点として活用できるような整備に結びつけてまいりたいと思っております。

また、コスモスの名所として定着をしつつございます観世音寺宝蔵東側の木製テラスの改修でありますとか、筑前国分寺跡に設置しておりますトイレの水洗化工事を行いまして、回遊性を高めた史跡散策はもとより、豊かな緑の中で憩い、いやし、リフレッシュできる場を提供していくこととあわせて、広く文化財保護の意識を普及啓発してまいります。

歴史的遺産も多く、史跡地でもあります四王寺山の案内板でありますとか登山道を、昨年度から専属の職員を配置し、点検、整備をしてきておりますけれども、歴史や文化を感じながら気軽に、また安全に散策できるよう継続して実施し、「まちぐるみ歴史公園」の具現化を図ってまいります。

次に、道路整備についてでございます。

平成19年に国の地域再生法に基づきまして認定を受けました、事業ベースで13億円の道整備交付金を活用いたしまして、平成23年度までの5年間にわたり、交通の円滑化、交通混雑の緩和のための道路整備や障害者等の安全を考慮したバリアフリー化などを総合的に展開をしております。今年度は「地域再生基盤強化交付金」を活用する事業といたしまして、「関屋・国分寺線」「水城駅・口無線」「高雄台団地内の路線」などの整備を進めてまいります。

また、各自治会から多くの要望が挙がっております生活道路の改良事業にも例年以上に力を入れていきますとともに、かねてから懸案事項でございました西鉄五条駅周辺の歩道設置事業にも取り組んでまいります。

次に、交通渋滞の緩和とコミュニティバス「まほろば号」の路線の拡充についてでございます。

交通施策の指針となります総合交通計画につきましては、実施計画のもと、できるものから順次実行しておりますけれども、昨年度は携帯電話を通じて駐車場の空き状況などを確認できる交通情報システムを構築いたしました。

本年度は、正月の渋滞対策で梅林アスレチックスポーツ公園を臨時駐車場といたしまして活用できるよう検討を行ってまいります。

また、県事業として進められております県道「筑紫野・古賀線」の4車線拡幅事業につきましては、地権者ベースで約17%の買い上げが完了していると聞いております。県道「観世音寺・二日市線」の延伸・拡幅事業につきましても、平成23年度中を目途に榎社前交差点及び国道3号取り付け部分の交差点改良を目指して用地協議が行われております。

いずれも太宰府市の交通の円滑化にとりまして重要な事業でございますので、早期実現に向

け、今後も継続して積極的に協力していこうと思っております。

コミュニティバス「まほろば号」につきましては、昨年4月から高雄回り線の運行を開始いたしましたので、幹線につきましてはある一定の整備が完了をいたしました。

しかしながら、湯の谷区から交通機関の要望等も挙がってきておりますので、本年度につきましては、東観世区と西鉄五条駅間で運行が開始された民間企業提案によります「マミーズ・まほろば号」の手法でありますとか、あるいはデマンドバスなど新たな交通手段の導入に向けまして、地域の意向もお聞きしながら、その検討・協議を進めてまいります。

また、太宰府市の特性から、丘陵地などでの生活が高齢者にとって大きな負担となっております。また、外出支援策が求められておりますことから、この解決に向けてデマンドタクシー検討委員会で幅広い角度から調査研究を継続して行ってまいりたいと、このように思っております。

次に、仮称でございますが、「JR太宰府駅」の設置についてでございます。

「（仮称）JR太宰府駅」につきましては、太宰府市のまちづくりの観点から必要でございますが、駅単体での整備ではなくて、その周辺整備や九州国立博物館方面の交通アクセス等を視野に入れた佐野東地区全体の面整備が基本であること、また面整備につきましても組合などの民間施行が最も望ましいこと、「（仮称）佐野東地区まちづくり懇話会」を設けていくこと、さらには市は側面から支援、協力していくという方向性を昨年の施政方針でお示しをいたしました。

これまで関係区のそれぞれの農事・水利組合役員、自治会長と懇話会設置に向けて事前協議を行ってまいりました。

今後も地権者の意向を尊重しながら、佐野東地区の将来のまちづくりに関してさまざまな意見を交換してまいりたいと考えております。

第5点の市民が参画できる市政運営についてでございます。

まず、各種審議会委員の女性の登用率30%についてでございます。

平成22年1月末におけます各種審議会等の女性委員の登用率は28.0%となっております。

今後も政策や方針等の意思形成の場への女性の参画を積極的に図る観点から、女性登用率30%の実現に向けまして、引き続き取り組んでまいります。

次に、「福祉でまちづくり」と「地域コミュニティづくり」とが連動した協働のまちづくりについてでございます。

昨年は、地域に暮らす市民の皆様一人お一人が相互に支え合い、自分たちの地域のあるべき姿をともに描きながら、心をつなげて責任を持って行動できる新たな自治会制度がスタートいたしました。さらに、自治会を基礎的な単位としながらも、一つの自治会では解決できない問題を小学校区ごとに連携、協議していただく校区自治協議会がすべての校区におきまして設立を見たところでございます。改めまして、自治会長を初め関係者の皆様方のご努力に感謝を申し上げたいと思っております。

少子・高齢社会をみんなが希望を持って前向きに生きていくためには、やはり地域力がかぎであると思っております。

そこで、本年度を「地域コミュニティ元年」として位置づけ、これまで以上に市民と行政が連携し、地域防犯、地域防災、通学路の安全確保、高齢者の見守り活動など、地域が一体となって支え合いの輪を拡充する「新しい公共」へと結びつけてまいりたいと考えております。

総合計画に定めました5つの柱をご説明を申し上げます。

第1の施策「人を大切に豊かな心を育むまちづくり」についてでございます。

まず、人権尊重のまちづくりにつきましては、この3月に「人権尊重のまちづくり推進基本指針」及び「人権尊重のまちづくり推進基本指針に基づく実施計画」の策定が完了をいたします。

今後は、この基本指針及び実施計画に基づき、新たな市内部組織として「（仮称）人権施策推進本部」の設置を行い、総合行政としての推進体制の強化・充実を図りながら、人権尊重の視点に立った人権施策を推進してまいります。

次に、生涯学習社会の創造についてでございます。

これまで「いろり端学習」まほろばネット事業や出前講座、生涯学習施設の講座など、市民の学習意欲を支援する取り組みを行っており、今後とも幅広い学習要望に応じられるよう、生涯学習施設の整備や情報提供に努めてまいります。

現在の「第二次生涯学習推進基本計画」の計画期間が、平成22年度までとなっております。さまざまな環境の変化でありますとか、あるいは新たな課題に的確に対応し、生涯学習の一層の充実が図れるように計画の改定を行ってまいります。

また、「キャンパスネットワーク会議」におきまして、各大学や九州国立博物館との連携を深め、各種公開講座等への市民参加を進めますとともに、学生連絡会の活性化により市民との交流を図ってまいります。

生涯スポーツにつきましては、本年3月に市民の健康づくり、体力増進等、生涯スポーツの推進指針となります「スポーツ振興基本計画」の策定が完了いたします。生き生きとしたスポーツライフの創造を基本理念としたこの計画に基づきまして、本年度は実施計画の策定を行い、計画の具現化に取り組んでまいります。

「太宰府史跡水辺公園」につきましては、機能の向上も含めた施設改修工事が間もなく完成し、いよいよ4月に待望のリニューアルオープンを迎えることとなります。生涯スポーツの場、また健康増進の場として、より多くの市民の皆様方にご利用いただけるよう、運営面におきましてもさらに充実させていきたいと考えております。

今後、体育施設の改修等につきましては、利用者の安全確保を最優先に順次改修を行ってまいります。

また、スポーツ振興の拠点施設となります総合体育館の建設につきましては、市体育協会から本年1月に「太宰府市総合体育館早期建設に関する陳情書」が約2,300人の署名簿を添えて

提出をされました。必要性につきましては、十分私は認識をいたしておりますので、その具現化に向けまして引き続き調査研究を進めてまいりたいと、このように思っております。

第2の施策「健やかで安心して暮らせるまちづくり」についてでございます。

まず、健康づくりと保健予防についてでございます。

生涯を通して健康づくりが重要であることから、生活習慣病予防を基本に保健事業を展開していきますとともに、地域におきましては、健康推進員、食生活改善推進員の人材育成を行いながら、自治会等との連携のもと、校区単位での健康づくりを住民と協働しながら実施してまいります。

母子保健におきましては、妊婦や乳幼児の健康診査、乳児家庭への全戸訪問、さらには出生体重が2,500g未満の低出生体重児への養育支援等を行い、子育てについての不安解消に努め、健康で安心して子育てができるように、母子健康支援を行ってまいります。

また、昨年度から始めました女性特有のがん検診推進事業につきましても、継続して実施してまいります。

なお、新型インフルエンザにつきましては、流行状況等を把握しながら、引き続き対策を講じてまいります。

また、社会保障制度についてでございます。

介護保険事業につきましては、昨年度、第四期介護保険事業計画を策定をし、その計画に基づきまして公正な要介護認定の実施、介護サービスの供給量の確保や介護サービスの質の確保と給付適正化を図っているところでございます。

今後とも介護予防に重点を置き、将来にわたって施策が円滑に展開できるよう、健全な事業運営に努めてまいります。

また、皆保険の基盤でございます国民健康保険制度につきましては、安定的な運営と医療費の適正化を図りますために、税の確保、ジェネリック医薬品の普及、特定健診・保健指導等の促進を行いますとともに、制度の安定化に向けまして関係機関に要望を行ってまいります。

なお、後期高齢者医療制度につきましては、平成25年4月を目途に新しい高齢者医療制度の創設が予定をされておりますけれども、それまでは現行制度が継続をされます。

今後も将来的な医療制度を見据えた国民健康保険制度の広域化や医療保険制度の一元化等を踏まえた制度設計がなされるものと思われまますので、国・県の動向を注視しながら対応をしてまいりたいと思っております。

次に、労働福祉についてでございます。

現下の雇用失業情勢にかんがみ、ふるさと雇用再生特別基金を活用いたしまして、地域の新たな雇用の場として物産品の開発や販売を行う地域活性化のための拠点づくり、就労の支援を行ってまいります。

さらに、平成23年度までの間、計画的に緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、短期の雇用・就業機会を創出・提供してまいります。

さらに、安全なまちづくりについてでございます。

防災につきましては、土砂災害防止法に基づく特別警戒区域や警戒区域の指定及び浸水想定区域の見直し並びに豪雨等により多発する災害に備えるため、避難場所や本部体制の見直しを行うとともに、「太宰府コミュニティ無線」の設備改善に努めてまいります。

あわせて、新たに防災専門官を配置をいたしまして、地域自主防災組織の育成に継続して取り組み、安全で安心して暮らせる生活の確保に努めてまいります。

消防・救急につきましては、太宰府消防署の庁舎の建てかえが平成22年度中に完成いたしますけれども、完成までの間も消防・救急体制に遺漏がないように努めてまいります。

防犯につきましては、筑紫野警察署管内におけます第2・第4金曜日の「一斉街頭活動の日」を継続して、筑紫地区が一体となった活動を展開していくとともに、関係団体や地域と連携しながら、市民の意識の高揚や自主的な安全活動などの取り組みも積極的に推進してまいります。

第3の施策「自然と環境を大切にすまちづくり」についてでございます。

まず、緑の保全と創造についてでございます。

平成19年度から工事着手いたしております「高雄公園」がいよいよ4月にオープンいたします。洪水対策にも配慮した多目的広場、散策やウォーキングが楽しめる園内遊歩道、自然観察ゾーン、さらには健康づくり広場を配置した地区公園となっております。地域はもとより、広く市民の皆様にも愛される公園となりますように期待をいたしております。

また、平成19年度から再開いたしております大佐野ダム上流の緑地保護地区内の公有化事業を継続し、水源涵養林として森林の保全を図ってまいります。

次に、市民生活におけます良好な環境づくりの指針となります「太宰府市第三次環境基本計画」につきましては、関連いたします「景観まちづくり計画」などと緊密に連携をしながら、本年度中の策定に向けまして積極的に取り組みを進めてまいります。

可燃ごみの適正な処理につきましては、近隣四市一町で構成をいたしております「福岡都市圏南部環境事業組合」の中で継続して取り組んでまいります。

また、ごみの排出抑制等によるごみの減量対策や、なお一層のリサイクル推進により「循環型社会」を構築しますために、市民及び事業者に対しまして、市の広報紙やホームページ、啓発チラシ等のもとより、生ごみにターゲットを絞った段ボールコンポストの普及啓発事業など、総合的に市民啓発を展開する一大ごみ減量キャンペーンを積極的に実施してまいります。

また、昨年より太宰府市民の森に会場を移して開催をいたしました「環境フェスタ・イン・太宰府」は、大変な好評を博し、大きな成果をもたらしました。

このようなことから、本年度も数多くの環境関連団体を初めといたしました市民の主体的な企画を尊重しつつ、太宰府ならではの豊かな自然と歴史とが一体となった舞台環境の中で、身近な地域の環境問題に触れることのできる参加体験型の「環境フェスタ」を引き続き盛大に開

催をしてまいります。

さらに、国の地域グリーンニューディール基金を活用いたしまして、不法投棄や散乱ごみ多発地帯への監視パトロールの強化実施を初め、いきいき情報センターの空調設備の省エネ対応やLED照明の導入を実施するなど、CO<sub>2</sub>の排出削減に努めてまいります。

第4の施策「快適で魅力あるまちづくり」についてでございます。

まず、都市計画の見直しについてでございます。

人口減少、超高齢社会に対応しますために、都市計画の基本となる都市計画マスタープランの策定に着手するとともに、用途地域の見直しにつきましても引き続き検討を行ってまいります。

また、都市計画決定後、長期未着手となっております都市計画道路につきましては、県の検証結果によります「五条鉾ノ浦線」及び「渡内家ノ前線」が見直し候補となりましたので、地域住民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、廃止を視野に取り組みを進めてまいります。

次に、駅のバリアフリー化についてでございます。

高齢者、障害者等の移動を円滑にするために、西鉄太宰府駅と五条駅のコンコースとホームを結ぶスロープの勾配を緩やかにする工事を行います。

次に、本市の重要な交通結節点であります西鉄二日市駅東口周辺は、路上駐輪が後を絶たず、周辺住民の皆様にも多大な迷惑をおかけする状況でございます。このため、同駅周辺を筑紫野市と歩調を合わせて、自転車放置禁止区域に指定いたします。

また、東口駐輪場の有料化を図ることにより、現在集中しております利用者を周辺の駐輪場に分散をさせ、快適に利用いただけるようにしてまいります。

次に、上下水道についてでございます。

水道事業につきましては、福岡都市圏域と緊密に連携をとりながら継続して水資源確保に向けた取り組みを行うとともに、安全で良質な水の安定供給に努めてまいります。

なお、本年度におきましては、平成10年6月以降据え置いてまいりました水道料金の改定を行います。これによりまして、標準的な一般家庭用で一月20m<sup>3</sup>を使用した場合の水道料金は、4.7%の引き下げとなります。

また、今後安定した事業経営を行ってまいりますためには、給水収益の増収を目指すことが重要であると思っておりますことから、3年間の期限つきで加入負担金の引き下げをあわせて行い、これは2分の1でございますけれども下げます、水道普及率の向上に努めてまいります。

下水道事業につきましては、北谷地区の整備事業を県道筑紫野・古賀線拡幅事業と並行しながら、また、内山地区では第一処理区整備事業を平成25年度の完成を目途に継続して実施してまいります。

次に、観光基盤の整備についてでございます。

現在、地域ICT利活用推進交付金を活用して、まほろば号の接近案内あるいは観光情報配

信、電子マネー決済、人の流れの解析など複数のICT技術を有機的に連携するシステムを構築いたしております。

このシステムで市内広範囲に観光客を回遊させることによりまして、滞在時間の延長へとつなぎ、観光都市太宰府の活性化を目指してまいりたいと、このように考えております。

また、地域活力基盤創造交付金を活用いたしまして、大宰府政庁跡南面広場の整備でありますとか、あるいは内山のトイレ水洗化改修工事など、観光地としての環境整備を行ってまいりたいと思っております。

次に、農地の保全と活用についてでございます。

市民の要望が多い市民農園につきましては、開設の制度やルールを定め、農地所有者の協力を得ながら、今後多くの市民の皆様にご利用いただけるように、段階的に増設を行ってまいりたいと思っております。

第5の施策「文化の香り高いまちづくり」についてでございます。

歴史と国立博物館を生かしたまちづくりにつきましては、年々認知度も上がり、好評を博している光のイベント「太宰府古都の光」の開催を支援してまいります。

また、太宰府の価値・地域の魅力を再発見する「太宰府発見塾」講座も継続して開催してまいりますけれども、この塾生のOBの皆様方は、文化庁から委託を受けております「文化財総合的把握モデル事業」のボランティア調査員として参画をされるなど、まさに人材育成の塾ともなっておるところでございます。

平成17年10月に開館をいたしました九州国立博物館は、開館4年目で入館者数、これは平成22年2月現在でございますけれども、735万人を超えました。特に、昨年開催されました阿修羅展では、約71万人を動員するなど大変な活況を見ております。

今後とも九州国立博物館をまるごと博物館のまちづくりの核として位置づけ、文化財の保存活用や、あるいは景観づくりの取り組みと連携強化をしてまいります。

なお、文化の振興につきましては、平成8年9月に策定をいたしました「文化振興基本指針」を現状に即した内容といたしますために改定を進めてまいります。

また、本年、友好都市でございます奈良市が平城遷都1300年という記念の年に当たりますことから、5月には市民訪問団が奈良市を訪問するなど、市民レベルでの友好の機運を盛り上げ、より一層のきずなを深めてまいりたいと、このように思っております。

最後に、「第五次太宰府市総合計画」の策定についてでございます。

平成23年度を初年度といたします向こう10カ年のまちづくりの指針ともなります「第五次太宰府市総合計画」の策定に取りかかっております。これまで実施してまいりました市民意識調査、100人インタビュー、もっと元気に・がんばる太宰府応援団、市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会等々での意見や第四次後期基本計画の総括をもとに、現在素案を策定中でございます。

その素案につきまして、3月にパブリックコメントで市民の皆様方からご意見を拝聴し、そ

して6月ごろに総合計画審議会に諮問し、答申をいただき、12月には基本構想案を議会にお示しする予定といたしております。

以上、平成22年度の市政運営に臨む私の所信の一端並びに主要な施策と事業の概要についてご説明をさせていただきました。

私には、先人たちがたゆまぬ努力によって営々と築き上げてきた「魅力あふれる太宰府」をしっかりと次世代へと継承していく使命があると思っております。また、新たな価値に加えて、この地方分権・地域主権時代の荒波にも耐え得ることのできる基礎的体力をつけた自治体へと変貌をさせていきたいと、このように思っております。

今後ともお約束をいたしましたマニフェストの実現、あるいは行政課題の実現等々、私の政治哲学でございます「知行合一」をもって当たり、市民の皆様方が「太宰府に住んでよかった、住み続けたい」と真に実感できるようなまちづくりに全身全霊を傾注してまいり所存でございます。

市民の皆様方の、あるいは議員各位のご指導、ご協力を改めてお願いを申し上げまして、私の施政方針にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 以上で施政方針を終わります。

ここで11時30分まで休憩します。

休憩 午前11時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時30分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6から日程第11まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第6、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から日程第11、議案第4号「筑紫野市が認定する太宰府市の道路について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 先ほど述べさせていただきました施政方針に続きまして、市議会第1回定例会初日にご提案をいたします案件につきましてご説明を申し上げます。

さて、本日ご提案を申し上げます案件は、諮問2件、人事案件1件、財産の取得1件、市道路線等の認定2件、一部事務組合等を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更4件、

条例の一部改正 8 件、補正予算 8 件、新年度予算 8 件、合わせて 34 件の議案のご審議をお願いを申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

諮問第 1 号から議案第 4 号までを一括してご説明を申し上げます。

さて、諮問第 1 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明を申し上げます。

現任中の宮原正道氏が、平成 22 年 6 月 30 日をもって任期満了となりますので、再び宮原氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるために提案を申し上げます。

宮原氏は、平成 16 年 7 月から 2 期 6 年間務められ、市議会議員や保護司の経験も生かされまして、人権の諸問題解決に努めてこられました。本市の人権擁護委員として宮原氏は十分任務を果たされる方であると確信をいたしております。

略歴等を添付いたしておりますので、ご参照の上、よろしくお願いを申し上げます。

次に、諮問第 2 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明を申し上げます。

現任中の高田昌子氏が、平成 22 年 6 月 30 日をもって任期満了となりますので、再び高田氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるためにご提案申し上げます。

高田氏は、平成 19 年 7 月から 1 期 3 年間務められ、市の保健師として保健福祉や高齢者問題などの経験を生かされまして、人権の諸問題解決に努めてこられました。本市の人権擁護委員として高田氏は十分任務を果たせる方であると確信をいたしております。

略歴等を添付いたしておりますので、ご参照の上、よろしくお願いを申し上げます。

次に、議案第 1 号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明を申し上げます。

現委員であります大里恵子氏の任期が、平成 22 年 3 月 14 日をもちまして満了となりますので、再び大里氏を選任いたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定によりご提案を申し上げます。

大里氏は、前委員の退任を受け、平成 16 年 3 月 15 日から 6 年間委員を務められております。14 年間、公認会計士事務所に勤務された後、平成 11 年 7 月から会計事務所を開業し、資産税関係の業務にも携わられ、豊富な知識と実績を持たれた方でございます。今後も固定資産評価審査委員会委員として十分任務を遂行される方だと確信をいたしております。

略歴等をご参照の上、ご同意いただきますようお願いを申し上げます。

次に、議案第 2 号「財産の取得（史跡地）について」ご説明を申し上げます。

本案は、史跡指定地の土地取得に関する案件でございます。

この史跡地取得につきましては、皆様のご理解とご協力によりまして着実に進んでいるところでございまして、深く感謝を申し上げる次第でございます。

今回、買い上げをいたします土地につきましては、40筆、面積6万9,652.53㎡、買い上げ金額5億9,553万1,204円でございます。

詳細につきましては、財産（史跡地）の取得一覧表をご参照いただきますようお願いいたします。

次に、議案第3号「市道路線の認定について」ご説明を申し上げます。

今回、認定を提案しております水城団地42号線につきましては、開発により道路の帰属を受けましたので、路線認定を行うものでございます。

また、野口5号線につきましても、開発により道路の帰属を受けましたので、帰属箇所及び既存の道路とあわせて路線認定を行うものでございます。

それぞれ、道路法第8条第1項の規定に基づき、認定を行うものでございます。

次に、議案第4号「筑紫野市が認定する太宰府市の道路について」ご説明を申し上げます。

筑紫野市が市道清川・油田線の路線認定をするに当たり、当該道路が本市の区域を含むため、道路法第8条第3項の規定に基づき承諾依頼がございましたので、同法第8条第4項の規定に基づき、本市議会の議決を求めるとでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は3月2日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12から日程第15まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第12、議案第5号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更について」から日程第15、議案第8号「福岡地区水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡地区水道企業団規約の変更について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第5号から議案第8号まで一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第5号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更について」ご説明を申し上げます。

平成22年3月31日をもって小郡市・筑前町衛生施設組合が解散されることに伴いまして、当組合を組織する地方公共団体の数を減じ、あわせて規約の一部の変更を行うものでございます。

次に、議案第6号「福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減について」ご説明を申し上げます。

本年1月1日をもって前原市、糸島郡二丈町及び同郡志摩町が廃され、その区域をもって新たに糸島市が設置されたこと並びに本年2月1日から八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村及び同郡星野村が廃され、その区域が八女市に編入されたことに伴い、福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数に増減が生じたので、関係地方公共団体と協議することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、これにより福岡県自治振興組合を組織する市町村の数は、66から6団体減少して60団体となります。

次に、議案第7号「福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減について」ご説明を申し上げます。

本件は、福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の合併による数の増減について地方公共団体と協議することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第8号「福岡地区水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡地区水道企業団規約の変更について」ご説明を申し上げます。

今回の変更は、平成22年4月1日から宗像市及び福津市の水道事業に関する事務が宗像地区事務組合において共同処理されることから、福岡地区水道企業団を組織する地方公共団体の数を増減し、同規約を変更するものでございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は3月2日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16から日程第23まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第16、議案第9号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第23、議案第16号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第9号から議案第16号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第9号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第10号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」は、関連がございますので一括してご説明を申し上げます。

本件につきましては、私が市長に就任をいたしました平成19年7月から、市長10%、副市長及び教育長5%、それぞれの給与減額を行っているところでございますが、その期間をさらに1年間延長するものでございます。依然として厳しい財政状況が続く中、さらに健全化に向けて、私ども三役が一丸となって率先して取り組んでいきたい、このように考えております。

また、今回、あわせまして、太宰府市男女共同参画推進委員の日額報酬につきまして、近隣市町との均衡を図りますために改正するものでございます。

次に、議案第11号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、水城学童保育所の分割を行うために条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第12号「太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

主な改正点といたしましては、太宰府市消防団の女性部につきまして、指示命令系統の強化を図りますために、平成22年4月1日から部長1名、班長3名を置くことに伴うものでございます。

次に、議案第13号「太宰府市自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正を提案いたしております太宰府市自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例につきましては、規制対象が自転車のみとなっておりますけれども、原動機付自転車も多く放置されている状況から、原動機付自転車も規制の対象としますために、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第14号「太宰府市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

西鉄二日市駅東口自転車駐車場の適正な利用促進のため、有料化及び管理業務効率化の一環として、自転車駐車場運営を民営化するものであります。そのために、市営自転車駐車場としての用途を廃止し、同用地を普通財産に位置づけるものでございます。

次に、議案第15号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」ご説明を申

し上げます。

平成21年11月2日、太宰府市水道料金等審議会に諮問しておりました太宰府市水道料金の額について、本年1月25日に答申があり、改正案が提示をされております。

今回、この答申をもとに本年10月1日から料金改定を行いたいと考えております。あわせて、水道普及向上を図りますために、加入負担金の額を3年間に限り近隣市並みに引き下げる特例措置を設けるものでございます。

これに伴いまして、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第16号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成20年度の後期高齢者医療制度の施行に伴い、国民健康保険の被保険者となった被用者保険の旧被扶養者について、平成22年度以降も国民健康保険税の軽減措置を継続するため、適用期間の2年間を削除するものでございます。

なお、施行日につきましては、平成22年4月1日からといたしておりますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は3月2日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24から日程第31まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第24、議案第17号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」から日程第31、議案第24号「平成21年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第17号から議案第24号まで一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第17号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ8,522万5,000円を追加し、予算総額を205億2,846万9,000円をお願いをするものでございます。

主な内容といたしましては、まず、国の緊急経済対策におきまして地域の活性化に資するきめ細かなインフラ整備を支援する地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業が国の第2次補正予

算で計上されまして、本市に対する8,117万8,000円の配分内示額が通知をされましたので、庁舎、中央公民館のエレベーター等の改修、それから白川橋改修、道路改良、高圧受電設備改修及びナイター設備改修などの公共施設整備事業を計上をさせていただきました。

その他、平成22年6月から支給されます子ども手当の支給準備経費、子ども手当の創設によりまず執行を停止された子育て応援特別手当、不足が生じた生活保護費、各基金の運用利子及び佐野土地区画整理事業精算徴収金及び基金積立金などを追加計上をさせていただいております。

地域活性化・きめ細かな臨時交付金の対象事業や地域再生基盤強化事業など繰越明許費の追加22件、保健センター印刷機賃借料の債務負担行為の追加1件、地方債の追加2件、変更2件を補正をさせていただいております。

次に、議案第18号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,395万1,000円を追加し、予算総額を68億175万5,000円にお願いするものでございます。

歳出につきましては、保険給付費における療養給付費及び高額療養費の増額が主なものでございまして、歳入につきましては、療養給付費交付金及び前期高齢者交付金の増額が主なものでございます。

次に、議案第19号「平成21年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第3号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算それぞれ1億4,350万円を減額をし、予算総額を1億823万2,000円とするものでございます。

歳出につきましては、老人医療費の精算額が大幅に減少いたしましたことに伴う減額でございます。

歳入につきましては、老人医療に対する支払基金交付金、国、県及び市町村の法定負担金等の減少に伴うものでございます。

次に、議案第20号「平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算それぞれ122万7,000円を追加し、予算総額を8億961万3,000円に増額するものでございます。

歳出につきましては、平成21年度の保険基盤安定制度負担金が確定しましたことに伴います福岡県後期高齢者医療広域連合負担金の増額でございます。

歳入につきましては、保険料及び一般会計繰入金金の減額、平成20年度決算に基づく繰越金の増額が主なものでございます。

次に、議案第21号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出それぞれ28万2,000円を追加し、予算総額を35億9,410万1,000円に、介護サービス事業勘定の歳入歳出それぞれ143万円を追加をし、予算総額2,002万4,000円をお願いをするものでございます。

保険事業勘定の歳出の内容といたしましては、介護保険給付費支払準備基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金への積立金でございます。

歳入の主な内容といたしましては、介護サービス事業勘定からの繰入金であります。

介護サービス事業勘定の歳出の内容といたしましては、共済費の追加と介護保険事業勘定への繰出金でございます。

歳入の主な内容といたしましては、介護予防サービス計画費収入でございます。

次に、議案第22号「平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出8,000円を増額し、予算総額を1,346万3,000円をお願いをするものでございます。

歳入の内容といたしましては、住宅新築資金等公債償還積立金の運用収入の増によりまして8,000円を増額するものでございます。

歳出につきましては、歳入の増額分を同積立金に計上をいたしております。

次に、議案第23号「平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収支におきまして、収入を1,006万5,000円増の総額12億2,267万6,000円とし、支出を54万3,000円増の総額11億5,400万8,000円とするものでございます。

資本的収支につきましては、収入を478万5,000円減の総額488万円とし、支出を5,797万8,000円減の6億236万2,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、決算見込み額の精査を行い、予算額の調整をさせていただいておりますので、収益的収入におきましては、有収量の伸びに伴う給水収益を増額し、山神水道企業団への派遣職員人件費負担金を計上をいたしております。

支出につきましては、契約額の確定によります委託料の減額が主なものでございます。

次に、資本的収入につきましては、松川配水池の移設に係る工事負担金の減、支出におきましても、契約額の確定によりまして建設改良費の工事請負費、委託料を減額するものでございます。

次に、議案第24号「平成21年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収支におきましては、収入を281万円減の総額16億4,199万5,000円とし、支出を656万6,000円減の総額14億7,150万4,000円とするものでございます。

資本的収支につきましては、収入を8,659万9,000円減の総額9億8,680万5,000円とし、支出を4,255万1,000円減の総額29億6,943万5,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、決算見込み額の精査を行い、予算額の調整をさせていただいておりますので、収益的収入につきましては、下水道使用料の収入増及び一般会計負担金及び補助金の調整を行っております。

支出につきましては、営業費用の流域下水道維持管理費の増額と資産消耗費を追加し、契約の確定に伴って委託料を減額をいたしております。

営業外費用につきましては、企業債が低利での貸し付けを受けられたことによりましての支払い利息の減額と消費税及び地方消費税が増額となったものでございます。

次に、資金的収入におきましては、事業の契約額確定等に伴う建設企業債の減額が主なものでございます。

支出におきましては、建設改良費における契約額の確定による工事請負費、委託料及び流域下水道事業費負担金の減額並びに企業債が低利で貸し付けられたことによりまして元金が前倒しで償還されることに伴って増額となったものでございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は3月2日の本会議で行います。

ここで13時まで休憩します。

休憩 午後0時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第32から日程第39まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第32、議案第25号「平成22年度太宰府市一般会計予算について」から日程第39、議案第32号「平成22年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第25号から議案第32号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第25号「平成22年度太宰府市一般会計予算について」ご説明を申し上げます。

ご承知のとおり、我が国の経済情勢は世界的な金融危機の影響を受けて、減速していた景気は最悪期を脱しつつあるという見方が出ている一方、依然として不安定な情勢が続いております。

す。

このため、国の平成22年度の予算編成方針におきましては、無駄遣いや不要不急な事業を根絶すること等によりまして、マニフェストの工程表に掲げられた主要な事項を実現することとし、新規施策を実現するため、すべての予算を組み替え、新たな財源を生み出すとともに、既存予算についてゼロベースで厳しく優先順位を見直し、できる限り要求段階から積極的な減額を行うこととされております。

こうした状況を踏まえ、太宰府市の平成22年度の予算編成に当たりましては、施政方針で述べましたように、マニフェストに掲げました項目の早期実現及び本市のまちづくりの指針でございます第四次総合計画に掲げる各種施策、事業を総合的に効果的に推進するため、限られた財源の重点配分とこれまで以上に効率的、効果的な事務事業の推進に努めることを前提とし、継続事業を見直し、経費全般について徹底した節減合理化を図り、限られた財源の有効配分に努めたところでございますけれども、子ども手当の創設などによりまして、平成22年度の一般会計予算総額は199億1,045万8,000円となり、平成21年度の予算と比較をいたしますと16億2,482万9,000円増、率にいたしますと8.9%増の予算となっております。

別に配付しております予算説明資料をご参照いただきますようお願いを申し上げます。

次に、議案第26号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

国民健康保険の被保険者数は、少子化による人口減や高齢化により後期高齢者医療制度へ移行される方が増えるため、構造的には減少する傾向にはありますけれども、近年の景気悪化により被用者保険から国民健康保険への流入が進むことが予想されます。

そのような中で、平成22年度におきましても国民健康保険に対する国の財政基盤強化策が継続されましたことから、それらを含む医療制度の見直し等に伴う諸改正点を適切に反映しながら予算編成を行っております。

平成22年度の歳入歳出予算総額につきましては、66億4,155万3,000円で、対前年度比0.64%の減となっておりますけれども、歳出の約7割を占めます保険給付費につきましては、過去実績等を十分考慮し、計上いたしております。

現在、平成25年度の後期高齢者医療制度にかわる新たな高齢者医療制度の創設が検討されておりますけれども、皆保険の根幹をなす国民健康保険の安定運営に対します市長会等を通じ、医療保険制度の広域化でありますとか、あるいは一元化などの要望を継続するとともに、今後の国民健康保険の動向に注視しながら、保険者として事業運営により一層の努力を図ってまいります。

次に、議案第27号「平成22年度太宰府市老人保健特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

平成22年度の歳入歳出予算額は1,710万6,000円、対前年度比89.5%の減で、清算3年目、最終年度の予算となっております。

次に、議案第28号「平成22年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

平成22年度の歳入歳出予算総額は、9億3,775万8,000円で、対前年度比15.9%増となっております。被保険者1人当たり医療費の増加及び高齢化による被保険者数の増加から予算額が大幅に伸びているものでございます。

歳入の主なものは、1款保険料7億8,282万3,000円と3款繰入金の1億5,492万7,000円でございます。

歳出の主なものは、1款1項2目広域連合負担金9億494万5,000円でございます。広域連合負担金につきましては、保険料負担金、保険基盤安定制度負担金及び広域連合事務費負担金等がその内容でございます。

次に、議案第29号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

介護保険事業は、施行後10年を経過し、高齢化の進行並びに制度の浸透に伴いまして、介護保険サービス利用者が年々増えております。

平成22年度の歳入歳出予算につきましては、総額で36億9,923万1,000円、対前年度比8.36%の増となっております。

今後も介護保険制度によります利用者の自立支援はもとより、介護予防の新たな視点から、九州大学健康科学センターと連携している介護予防プロジェクトを推進するなど、介護保険事業の円滑な運営に努めてまいります。

次に、議案第30号「平成22年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

平成22年度の歳入歳出予算につきましては、総額297万4,000円で、前年度比77.9%の減となっております。

予算総額が減額となりました主な要因は、歳出における公債費について、国の制度、公的資金補償金免除繰上償還にのっとりたところの繰上償還が終了したことによります1,087万円の減額によるものでございます。

また、歳入の住宅新築資金等補助金が昨年から22万2,000円減少し、さらに基金から繰入金1,058万7,000円を減額し、歳入歳出の調整を図っています。

なお、貸付償還の向上につきましては、夜間の家庭訪問等を行い、償還の促進と滞納者の対策を図っているところでございます。

次に、議案第31号「平成22年度太宰府市水道事業会計予算について」ご説明を申し上げます。

初めに、業務の予定量は、給水戸数2万2,860戸、年間総給水量507万5,325m³を予定をいたしております。

主要な建設改良事業といたしましては、本年度から2カ年の継続事業として、県道拡幅に伴

う松川配水池の移設工事を行います。また、第6次拡張事業を含め、配水管新設工事1,953m及び布設替工事645mを予定しております。

次に、収益的収入及び支出でございますが、収入を前年度比0.7%減の総額11億9,834万2,000円とし、支出を前年度比3.6%増の総額11億7,827万4,000円といたしております。

なお、収益的収入におきまして、営業収益の根幹を占めます水道使用料につきましては、本年10月1日付を予定しております料金改定を考慮し、前年度比1.8%増の10億9,163万8,000円を計上しております。支出につきましては、松川及び大佐野浄水場の活性炭取りかえ、料金改定システム変更に伴う委託料の増等によりまして、合計で4,076万9,000円増加といたしております。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入総額が3億7,743万1,000円とし、支出総額を9億8,738万円といたしております。

資本的収入につきましては、第6次拡張事業のための企業債、松川配水池の移設に伴う工事負担金等によりまして、前年度と比べまして大幅な増額となり、支出におきましても、松川配水池の移設工事等に伴い建設改良費が増加をいたしております。

なお、資本的収支におきまして、不足いたします額につきましては、消費税及び地方消費税、そして資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補てんすることといたしております。

次に、議案第32号「平成22年度太宰府市下水道事業会計予算について」ご説明を申し上げます。

初めに、業務の予定量は、排水戸数2万6,271戸、年間総排水量709万9,980m³を予定をいたしております。また、主要な建設改良事業といたしましては、北谷、内山地区、それから国分枝線の下水道新設工事を予定をいたしております。

次に、収益的収入及び支出でございますけれども、収入を前年度比0.3%増の総額16億5,044万5,000円とし、支出を前年度比5.9%減の総額13億9,272万5,000円といたしております。

収益的収入につきましては、営業収益の根幹を占めます下水道使用料を前年度比1.2%増の11億8,589万3,000円と見込んでおります。

支出につきましては、営業費用で流域下水道維持管理負担金及び減価償却等が増加しますけれども、営業外費用で補償金免除繰上償還に伴って、企業債利息が大幅に減少したことが主な要因となり、総額は減少いたしております。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入を前年度比27.7%の減の総額7億7,651万5,000円とし、支出を前年度比53.5%減の総額14億233万3,000円といたしております。

資本的収入の減少につきましては、主に建設企業債及び国庫補助金の減額、支出におきましては公共下水道整備の工事請負費及び平成19年度から平成21年度に行いました補償金免除繰上償還金に係る企業債償還金の減少が主なものでございます。

なお、資本的収支におきまして不足する額につきましては、消費税及び地方消費税、資本的

収支調整額及び損益勘定留保資金で補てんすることといたしております。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第32から日程第39までの平成22年度各会計予算につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

お諮りします。

予算特別委員会の正副委員長を慣例によって決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会の委員長は、総務文教常任委員長の清水章一議員、副委員長は、各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は総務文教常任委員会副委員長の小柳道枝議員とすることに決定しました。

ここで予算特別委員会日程等について委員長の説明を求めます。

予算特別委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 予算特別委員会の日程等についてご報告いたします。

予算特別委員会の初日は、本日の本会議散会後に一般会計及び各特別会計並びに各企業会計について各予算の概要の説明を受けます。2日目は3月15日月曜日午前10時から、3日目は3月16日火曜日午前10時からそれぞれ開会をいたします。

なお、予備日として3月17日水曜日午前10時を予定いたしております。

また、各委員からの資料要求は、あらかじめ配付しております資料要求書により3月1日月曜日午後1時までに事務局に提出をお願いいたします。

なお、資料の要求につきましては、必要最小限にとどめていただきますようお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、3月2日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後1時17分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（2日目）

〔平成22年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

平成22年3月2日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 推薦第1号 太宰府市農業委員会委員の推薦について
- 日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 議案第1号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第5 議案第2号 財産の取得（史跡地）について
- 日程第6 議案第3号 市道路線の認定について
- 日程第7 議案第4号 筑紫野市が認定する太宰府市の道路について
- 日程第8 議案第5号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第9 議案第6号 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減について
- 日程第10 議案第7号 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減について
- 日程第11 議案第8号 福岡地区水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡地区水道企業団規約の変更について
- 日程第12 議案第9号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第10号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第11号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第12号 太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第13号 太宰府市自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第14号 太宰府市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第15号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第16号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第17号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第21 議案第18号 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第22 議案第19号 平成21年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第3号）について

- 日程第23 議案第20号 平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 議案第21号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第25 議案第22号 平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第26 議案第23号 平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第27 議案第24号 平成21年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第28 請願の取り下げについて
- 日程第29 請願第1号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する請願書
- 日程第30 請願第2号 郵政民営化の抜本見直しに関する請願
- 日程第31 意見書第1号 所得税及び住民税の扶養控除廃止を行わないよう求める意見書

2 出席議員は次のとおりである（19名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 原田久美子 | 議員 | 2番 | 藤井雅之 | 議員 |
| 3番 | 長谷川公成 | 議員 | 4番 | 渡邊美穂 | 議員 |
| 5番 | 後藤邦晴 | 議員 | 7番 | 橋本健 | 議員 |
| 8番 | 中林宗樹 | 議員 | 9番 | 門田直樹 | 議員 |
| 10番 | 小柳道枝 | 議員 | 11番 | 安部啓治 | 議員 |
| 12番 | 大田勝義 | 議員 | 13番 | 清水章一 | 議員 |
| 14番 | 安部陽 | 議員 | 15番 | 佐伯修 | 議員 |
| 16番 | 村山弘行 | 議員 | 17番 | 田川武茂 | 議員 |
| 18番 | 福廣和美 | 議員 | 19番 | 武藤哲志 | 議員 |
| 20番 | 不老光幸 | 議員 | | | |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

| | | | |
|--------------|------|----------|------|
| 市長 | 井上保廣 | 副市長 | 平島鉄信 |
| 教育長 | 關敏治 | 総務部長 | 木村甚治 |
| 協働のまち推進担当部長 | 三笠哲生 | 市民生活部長 | 松田幸夫 |
| 健康福祉部長 | 松永栄人 | 建設経済部長 | 新納照文 |
| 会計管理者併上下水道部長 | 宮原勝美 | 教育部長 | 山田純裕 |
| 総務課長 | 大藪勝一 | 経営企画課長 | 今泉憲治 |
| 市民課長 | 木村和美 | 福祉課長 | 宮原仁 |
| 都市整備課長 | 神原稔 | 上下水道課長 | 松本芳生 |
| 教務課長 | 木村裕子 | 監査委員事務局長 | 井上義昭 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 松 島 健 二
書 記 浅 井 武
書 記 茂 田 和 紀

議事課長 田 中 利 雄
書 記 花 田 敏 浩

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 推薦第1号 太宰府市農業委員会委員の推薦について

○議長（不老光幸議員） 日程第1、推薦第1号「太宰府市農業委員会委員の推薦について」を議題とします。

本案は、現在の農業委員会委員の任期が本年4月8日で満了するため、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、議会から1名の委員を推薦するものです。

議会推薦の農業委員会委員として中嶋和義氏を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員会委員として中嶋和義氏を推薦することに決定いたしました。

〈承認 賛成18名、反対0名 午前10時01分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2と日程第3を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第2、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」及び日程第3、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

お諮りします。

日程第2と日程第3の委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

討論、採決を行います。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第1号を適任として答申することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、諮問第1号は適任として答申することに決定しました。

(適任 賛成18名、反対0名 午前10時02分)

○議長(不老光幸議員) 次に、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第2号を適任として答申することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、諮問第2号は適任として答申することに決定しました。

(適任 賛成18名、反対0名 午前10時03分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第1号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長(不老光幸議員) 日程第4、議案第1号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第1号は同意されました。

〈同意 賛成18名、反対0名 午前10時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第2号 財産の取得(史跡地)について

○議長(不老光幸議員) 日程第5、議案第2号「財産の取得(史跡地)について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第2号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6と日程第7を一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第6、議案第3号「市道路線の認定について」及び日程第7、議案第4号「筑紫野市が認定する太宰府市の道路について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第6号及び議案第7号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8から日程第11まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第8、議案第5号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更について」から日程第11、議案第8号「福岡地区水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡地区水道企業団規約の変更について」までを一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

お諮りします。

日程第8から日程第11までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

議案第5号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第5号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時07分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第6号「福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の増減について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第6号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時07分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第7号「福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の増減について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第7号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時08分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第8号「福岡地区水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡地区水道企業団規約の変更について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第8号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時08分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12から日程第15まで一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第12、議案第9号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第15、議案第12号「太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲

戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第9号から議案第12号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16から日程第18まで一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第16、議案第13号「太宰府市自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第18、議案第15号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第13号から議案第15号までは建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第16号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長(不老光幸議員) 日程第19、議案第16号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第16号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第20 議案第17号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について

○議長(不老光幸議員) 日程第20、議案第17号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第17号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21から日程第25まで一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第21、議案第18号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について」から日程第25、議案第22号「平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第18号から議案第22号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第26と日程第27を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第26、議案第23号「平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」及び日程第27、議案第24号「平成21年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第23号及び議案第24号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 請願の取り下げについて

○議長（不老光幸議員） 日程第28、「請願の取り下げについて」を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しております平成21年12月定例会で環境厚生常任委員会に審査付託していただいた請願第6号「2010年度年金の確保に関する請願」については、請願者から取り下げたいとの申し出がありましたので、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

よって、請願第6号の取り下げは許可することに決定いたしました。

〈許可 賛成18名、反対0名 午前10時13分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第29 請願第1号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する請願書

○議長（不老光幸議員） 日程第29、請願第1号「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する請願書」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

9番門田直樹議員。

〔9番 門田直樹議員 登壇〕

○9番（門田直樹議員） 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する請願に関しまして説明をいたします。

1の請願の趣旨、要旨ですね、を朗読いたしますので、これをもって説明にかえさせていただきますと思います。

元来、参政権は国民固有の権利であり、外国籍を有する人々に対し、我が国の参政権を付与すべきものではないと考えます。

たとえ地方参政権であっても、日本国民でない永住外国人に日本の参政権を付与することは、国民主権の根幹を揺るがす、明らかな憲法違反です。また、国益や安全保障を損なうおそれも懸念されます。

もし永住外国人に対し地方参政権を付与した場合、我が国は住民票の異動が自由であることから、例えば、住民の少ない自治体に永住外国人が移住し、その自治体で行われる地方選挙において大挙して投票することもでき、その結果、首長や議員の当落に多大な影響を及ぼすことが想像できます。わずか1票の差で当落が変わることも考えられ、投票を行う永住外国人が首長や地方議員に対して強い影響力を持つ危険性が懸念されます。その影響力がゆえに、地方自治体における教育行政や福祉行政等にも外国人有利の意向が反映されることもあり、私たち国民の生活が脅かされないとも限りません。

それと同時に、地方政治と国政とは不可分であるため、警察や自衛隊、米軍の行動にも深くかかわる有事法制や周辺事態法には自治体の関与、協力が欠かせないこともあり、このような重要な責務を担う首長や地方議員あるいは政党が外国人や外国勢力の影響下に置かれるという事態になっては困ります。

以上の趣旨から、地方自治法第99条の規定に基づき、永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書を国及び関係諸機関に対し、提出していただきたく請願いたします。

提出者は川原寛子さん、紹介議員は後藤議員、大田議員と私、門田であります。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第1号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 請願第2号 郵政民営化の抜本見直しに関する請願

○議長（不老光幸議員） 日程第30、請願第2号「郵政民営化の抜本見直しに関する請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

19番武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

○19番（武藤哲志議員） この請願につきましては、さきの政権で大変論議になりました。その結果、郵便局が大きく分社化され、大都市では問題ありませんが、全国各地の小さな簡易郵便局など、廃局になったり住民サービスが低下をしたということで、さきの総選挙でも大きな課題になりました。その結果、全国知事会、全国町村議会議長会など地方六団体はこの郵政4社化による市民サービスの低下をなくしてほしいと、特に離島、過疎地の高齢者にとっては大変な死活問題になっておると。地域住民のよりどころである郵便局に戻していただきたいという全国知事会や全国市議会議長会など六団体が国に意見書を上げております。今まで郵便局の中でさまざまな形で郵便や貯金や簡保とありましたが、それを分社化されたために、やはり住民とのつながりがなかなか困難ということです。それで、今までありました内容がゆうちょ銀行だとか、かんぽ生命だとか、本当にややこしくなっている状況。しかも、その株式会社になりまして、その株式が公開されたならば、大変なまた問題にもなると。国が責任を持ってこの郵便局の体制を整えていただきたいという内容です。

請願の内容としては、1に郵便局のネットワークは国民共有の財産である、国民の権利として郵便、貯金、保険のユニバーサルサービスを全国にあくまでも公平に保障していただきたいというのが1点です。

2点目が、郵便局ネットワークは生活弱者の権利を保障し、格差を是正するとともに、ワンストップ行政の拠点として活用することというのが2点目です。

上記の課題を実現するために、現在の4分社化体制を見直して、郵便、貯金、保険の郵政三事業を1社体制にして一体経営をしていただきたいということが3点目です。

4点目は、日本郵政、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険株式会社の株式は将来とも売却せず、政府が責任を持つ特殊会社か公益を目的とする経営体制にしていただきたいと。

以上、4項目について議会で審議をしていただいて、その結果、国や関係機関に働きかけていただきたいということで、提出先としては衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、金融・郵政改革担当大臣、財務大臣、内閣官房長官に意見書を上げていただきたいということであります。

意見書案については、別紙の内容で提出をさせていただいております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第2号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 意見書第1号 所得税及び住民税の扶養控除廃止を行わないよう求める意見書

○議長(不老光幸議員) 日程第31、意見書第1号「所得税及び住民税の扶養控除廃止を行わないよう求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

2番藤井雅之議員。

[2番 藤井雅之議員 登壇]

○2番(藤井雅之議員) 意見書第1号「所得税及び住民税の扶養控除廃止を行わないよう求める意見書」について提案理由の説明をさせていただきます。

提出者は私、藤井、賛成者は武藤哲志議員です。

皆様の手元にお配りしております意見書を読み上げる形で提案理由の説明とさせていただきます。

所得税及び住民税の扶養控除廃止を行わないよう求める意見書。

政府は、所得税及び住民税の扶養控除を廃止しようとしています。扶養控除が廃止されると、所得税は2011年、住民税は2012年から増税になるとともに、子ども手当の給付対象となっている16歳未満の子供のいる世帯、例えば年収300万円のサラリーマン、3人家族(妻は専業主婦、子供は3歳未満)では、所得税及び住民税の合計増税額は年間5万4,500円となり、現行の児童手当が廃止される中で、子ども手当が支給されてもその効果は縮小することになります。そして、子ども手当の給付を受けられない23歳以上70歳未満の家族を扶養している世帯は、何らかの措置がとられない限り、増税だけが押しつけられることになります。

また、社会保障制度の多くは、その自己負担額などが所得税や住民税額、課税所得額などを基準にしているほか、住民税が非課税かどうかを基準としている場合が多いため、扶養控除の廃止と連動して他の制度の負担が雪だるま式に増えることになります。

民主党は、さきの総選挙で子ども手当創設の意向を示した際、その財源については、「住民税の配偶者控除、扶養控除は見直しの対象とせず、現状のままとする」としていました。庶民増税につながる扶養控除の廃止により、まじめに働き、子育てするサラリーマンや低所得者層に耐えがたい痛みと負担がのしかかることになり、幅広い世帯に負担増の波が襲うことになります。

よって、太宰府市議会は、国会及び政府が所得税、住民税の扶養控除廃止を行わないよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、衆・参両院議長、内閣総理大臣、副総理兼財務大臣、総務大臣、国家戦略担当大臣としております。ご審議の上、意見書の可決、提出を重ねてお願いいたしまして提案理由の説明といたします。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第1号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は3月10日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時25分

~~~~~ ○ ~~~~~

# 1 議 事 日 程（3日目）

[平成22年太宰府市議会第1回（3月）定例会]

平成22年3月10日

午前10時開議

於 議 事 室

## 日程第1 一般質問

### 一般質問者【代表質問】及び質問項目一覧表

| 順位 | 【会派名】<br>質問者氏名<br>(議席番号)       | 質 問 項 目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 【新風】<br>佐 伯 修<br>(15)          | <p>◇施政方針に関することについて</p> <p>1. まるごと博物館（まちぐるみ歴史公園）について</p> <p>(1) 解説員の設置について<br/>校区協議会、自治会等に専門のボランティア組織、団体等に市民の核となるような人材を育成すべきではないか。</p> <p>(2) 補助金、助成金について<br/>結果を出している団体、組織に対して補助金を出すような制度をつくってはどうか。</p> <p>2. 総合体育館の建設について</p> <p>(1) その必要性について</p> <p>(2) 市内の候補地について</p> <p>(3) 体育館の規模について</p> <p>(4) 早期実現を望むが、いつごろになるのか。</p> |
| 2  | 【公明党太宰府市議団】<br>清 水 章 一<br>(13) | <p>◇施政方針に関することについて</p> <p>1. 財政運営について</p> <p>(1) 行政改革の手法について</p> <p>(2) 歳入増について<br/>自動販売機の入札</p> <p>2. 機構改革について</p> <p>(1) ネーミングについて<br/>武雄市の「営業部」のように人を引きつける施策の検討について</p> <p>(2) 能力・業績評価制度について</p> <p>3. 子育て環境の整備について<br/>待機児童ゼロ作戦について</p> <p>4. 協働のまちづくりについて<br/>自治基本条例等の制定について</p> <p>5. 新型インフルエンザについて</p>                  |

|   |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |                                       | <p>今回を教訓として学んだことについて</p> <p>6. 労働福祉について<br/>具体的な施策の展開について</p> <p>7. ごみ減量について<br/>数値目標の設定について</p> <p>8. 観光基盤の整備について<br/>観光客の実態調査を受けての新たな施策の展開について</p> <p>9. 政権交代の影響について<br/>子ども手当などマニフェスト施策や陳情政治等について</p>                                                                                                                                                                       |
| 3 | <p>【平成の会】<br/>安 部 陽<br/>(14)</p>      | <p>◇施政方針に関することについて</p> <p>1. 現場主義と市民目線に立った市政について<br/>(1) 筑紫台高等学校に存在する69㎡の等価交換、付け替え等ができない理由について<br/>(2) 天の声について<br/>(3) 借地料について</p> <p>2. 人事評価制度の導入について<br/>評定要素の項目と実施方法、並びに実施時期について</p> <p>3. 高齢者の対策について<br/>介護予防プロジェクト研究協議会の構想事業内容、対象者と効果について</p> <p>4. 観光基盤の整備について<br/>ハード面における観光客対策と観光基盤のあり方について</p> <p>5. 計画的なまちづくりの推進について<br/>道路拡幅を含めた安全・安心な道路づくりと五条周辺の線引きによる歩道設置について</p> |
| 4 | <p>【太宰府市民ネット】<br/>渡 邊 美 穂<br/>(4)</p> | <p>◇施政方針に関することについて</p> <p>1. 簡素で機動的な組織に改めることについて<br/>(1) 人材育成の強化について<br/>市内大学との連携による専門職職員の育成について</p> <p>2. 子育て環境の整備と高齢者・障害者の福祉の充実について<br/>(1) 保育所の入所条件について<br/>① 就労証明の必要性<br/>② 世帯収入による判断</p> <p>3. 第五次総合計画の策定について<br/>実施計画の策定について</p>                                                                                                                                         |
|   |                                       | <p>◇施政方針に関することについて</p> <p>1. 新政権下での市民生活の影響について<br/>政府が進めようとしている扶養控除の廃止によって、連鎖的な負</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

|                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>5</p> <p>【日本共産党<br/>太宰府市議団】<br/>藤井雅之<br/>(2)</p> | <p>担増が発生するが、市としてどのように対応するのか伺う。</p> <p>2. 国民健康保険税について</p> <p>(1) 現在の保険税の負担軽減策について</p> <p>(2) 国民健康保険事業特別会計への法定外の繰入について</p> <p>3. 後期高齢者医療制度について</p> <p>広域連合選出議員としての認識を伺う。</p> <p>4. 高齢者支援について</p> <p>地域包括支援センターの直営化で高齢者支援事業のハード面の整備が行われ、今後ソフト面の整備・充実が求められると思うが、認識を伺う。</p> <p>5. 教育行政について</p> <p>(1) 30人学級の実施について</p> <p>(2) 市内4中学校での芸術科目（音楽・美術）への教諭の配置について</p> <p>6. 中学校給食について</p> <p>昨年3月議会でも質問した、現在の月単位の申し込みを週単位へ変更することについて、この一年の検討内容と認識を再度伺う。</p> <p>7. 就学援助制度の充実について</p> <p>税源移譲によって、就学援助の財源が一般財源化されたが、各地で認定基準の切り下げが行われている。太宰府市では行うべきではないと考えるが、認識を伺う。</p> <p>8. 子育て支援策について</p> <p>(1) 新設される認可保育園の設立準備の状況について</p> <p>(2) 厚生労働省が通知した認可保育園の定員超過の上限撤廃への対応について</p> <p>9. 住宅リフォーム助成制度創設について</p> <p>地域経済浮揚の観点で、市域の中小業者への仕事を増やす観点から、同制度の実施を求める。</p> <p>10. 西鉄二日市駅東口の交通対策について</p> <p>自転車以外の交通対策、慢性的に見られる電車到着時の迎えの車の対応策について</p> <p>11. スポーツ振興基本計画について</p> <p>実施計画の具体化にあたって、安全面からの認識を伺う。</p> |
|                                                     | <p>◇施政方針に関することについて</p> <p>1. 学校教育環境の充実について</p> <p>(1) 学校支援人材バンク等の構築について</p> <p>本市は5つの大学から協力をいただいているが、短期大学にも協力を呼びかける考えはあるか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

|   |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6 | 【太宰府新政会】<br>原 田 久美子<br>(1) | <p>(2) 安全・安心な教育環境の充実について<br/>特別支援学級について、今回は太宰府小学校、学業院中学校の空調整備工事が行われるが、今後の他校の実施計画について</p> <p>2. 道路整備について</p> <p>(1) 「地域再生基盤強化交付金」について<br/>来年度の整備計画について</p> <p>(2) コミュニティバス「まほろば号」の路線の拡充について</p> <p>① 交通機関の今後の計画について</p> <p>② 運賃体系について</p> <p>3. 健やかで安心して暮らせるまちづくりについて</p> <p>(1) 安全なまちづくりについて</p> <p>① 防災ハザードマップはいつまでに作成して市民に周知するのか。</p> <p>② 災害が発生した時の太宰府コミュニティ無線の活用方法と情報伝達について</p> <p>4. 快適で魅力のあるまちづくりについて</p> <p>(1) 上下水道について</p> <p>① 水圧と水量不足の解消について</p> <p>② 上水道の引き込みについて</p> |
|---|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

2 出席議員は次のとおりである（19名）

|                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 原 田 久美子 議員  | 2番 藤 井 雅 之 議員  |
| 3番 長谷川 公 成 議員  | 4番 渡 邊 美 穂 議員  |
| 5番 後 藤 邦 晴 議員  | 7番 橋 本 健 議員    |
| 8番 中 林 宗 樹 議員  | 9番 門 田 直 樹 議員  |
| 10番 小 柳 道 枝 議員 | 11番 安 部 啓 治 議員 |
| 12番 大 田 勝 義 議員 | 13番 清 水 章 一 議員 |
| 14番 安 部 陽 議員   | 15番 佐 伯 修 議員   |
| 16番 村 山 弘 行 議員 | 17番 田 川 武 茂 議員 |
| 18番 福 廣 和 美 議員 | 19番 武 藤 哲 志 議員 |
| 20番 不 老 光 幸 議員 |                |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（31名）

|                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| 市 長 井 上 保 廣             | 副 市 長 平 島 鉄 信   |
| 教 育 長 關 敏 治             | 総 務 部 長 木 村 甚 治 |
| 協働のまち<br>推進担当部長 三 笠 哲 生 | 市民生活部長 松 田 幸 夫  |

|                  |         |                  |         |
|------------------|---------|------------------|---------|
| 健康福祉部長           | 松 永 栄 人 | 建設経済部長           | 新 納 照 文 |
| 会計管理者併<br>上下水道部長 | 宮 原 勝 美 | 教 育 部 長          | 山 田 純 裕 |
| 総 務 課 長          | 大 藪 勝 一 | 経営企画課長           | 今 泉 憲 治 |
| 協働のまち<br>推進課長    | 諫 山 博 美 | 税 務 課 長          | 鬼 木 敏 光 |
| 納 税 課 長          | 高 柳 光   | 環 境 課 長          | 篠 原 司   |
| 福 祉 課 長          | 宮 原 仁   | 高齢者支援課長          | 古 野 洋 敏 |
| 保健センター所長         | 和 田 敏 信 | 国保年金課長           | 坂 口 進   |
| 子育て支援課長          | 原 田 治 親 | 都市整備課長           | 神 原 稔   |
| 建設産業課長           | 伊 藤 勝 義 | 観光交流課長<br>兼太宰府館長 | 城 後 泰 雄 |
| 上下水道課長           | 松 本 芳 生 | 施 設 課 長          | 大江田 洋   |
| 教 務 課 長          | 木 村 裕 子 | 学校教育課長           | 小 嶋 禎 二 |
| 生涯学習課長           | 古 川 芳 文 | 文化財課長            | 齋 藤 廣 之 |
| 監査委員事務局長         | 井 上 義 昭 |                  |         |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 松 島 健 二 | 議 事 課 長 | 田 中 利 雄 |
| 書 記    | 浅 井 武   | 書 記     | 花 田 敏 浩 |
| 書 記    | 茂 田 和 紀 |         |         |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、代表質問6会派、個人質問8人から提出されております。

そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定しておりますことから、本日は代表質問6会派とし、2日目の11日は個人質問8人で行います。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」の会派代表質問を行います。

会派新風の代表質問を許可します。

15番佐伯修議員。

[15番 佐伯修議員 登壇]

○15番（佐伯 修議員） 皆さんおはようございます。

ただいま議長より代表質問の許可をいただきましたので、会派新風の代表質問を行います。

井上市長は、平成19年4月に初当選されてから3年が経過しようとしています。この間、市政運営に精力的に取り組まれ、残すところあと一年少々となりました。そして、自分自身の心情と目標を掲げられましたマニフェスト実現のために尽力され、経常収支比率の改善、区長制度から自治会制度への移行など着々とその成果があらわれており、その努力に対し、まずもって心から敬意を表したいと思います。

さて、去年は衆議院議員総選挙が行われ、その結果、自民、公明連立から民主党を中心とした政権交代があり、地方自治体も政策転換を考えて自治行政を行わなければならないときが来たように思われます。

そこで、国の動きを見てみますと、新政権の考え方はコンクリートから人へという方向へ向けての来年度予算が年度内に成立する運びとなっており、箱物は削られ、少なくなり、個人や家庭への財源なきばらまき予算であり、国の将来は不安定な材料ばかりです。ちまたでは、国の最高指導者たちはゼネコン、マザコンなどと言われており、知らぬ存ぜぬで通している方々であり、また3月3日の参議院予算委員会では、3人の閣僚が遅刻し、陳謝するなど今までは考えられないような人たちであり、そのあげく遅刻を官僚のせいにするなど、我が国の行く末が案じられます。

国のそういった動きの中、井上市長が平成22年度の施政方針にも述べられていますように、

今後自治体は根本的な政策転換を迫られるおそれがあり、自治体みずからが決定、実行、みずからが責任をとるという心構えが重要になってくると思うと明言しているとおり、私も全く同感だと思います。

そこで、本市で進めているまると博物館、すなわちまちぐるみ歴史公園についてですが、市長は歴史、まちづくりのために歴史的風致維持向上計画、市民遺産活用推進計画、景観まちづくり計画など、まると博物館に向けて着々と進められておりますが、市民にとっては大きな市全体の計画であり、住民、各地域で生活している人たちにとっては距離が余りにも離れており、そろそろ身近に直接感じられるような住民レベルでおろすために、校区自治協議会、各自治会などに専門のボランティア、組織団体に市民、地域住民のコア、つまり核となるようなまると博物館解説員など、制度や人材を育成すべきではないかと思われませんが、市長はどのように考えておられるのかお聞かせください。

次に、そのための補助金、助成金についてですが、人が動き行動するには、必ず最小限の費用がかかります。例えば、お知らせするには封筒、用紙、筆記用具、コピーなど、また会合するには場所が必要となってきます。そういったことから、行政として結果を出している団体、組織に対して何らかの補助金を出すような制度をつくってはと思われませんが、市長の考えをお聞かせください。

質問案件の2項目め、総合体育館の建設についてであります。国の基本的考え方は、これからの日本はコンクリートから人へという考えのもとに予算が計上されています。私は、コンクリート、いわゆるビルや建物などですが、公共事業による建造物をつくらないということになれば、これらに関係する多くの業者の仕事がなくなり、地場産業の倒産が増えてくると思います。また、不況、少子化などの原因により、新築住宅の氷河期を迎え、建設、土木の仕事も少なくなっており、市内の関係業者は事業の継続に苦しんでいるのではと懸念されます。

私は、こういった時期に一つの考え方として、こういう時期だからこそ、市の活性化のためにも箱物を計画してはと思います。また、工事を発注するときも、丸ごとするのではなく、建物、設備、土木、内装工事などを分割して発注することにより、より多くの業者に工事をしてもらい、これはもちろん市内の業者ですが、そうすることによって市政の活性化につながると思われませんが、市長の考えをお聞かせください。

2点目のどのあたりかについてですが、市内中心か、それとも郊外かになろうと思いますが、私は利用されやすい点、交通面、そして広大な土地を必要とする点から考えて、仮称JR太宰府駅が計画されている近郊がよいのではないかと思います。佐野東の区画整理が進まない中、この地域の核となる中心施設をつくることにより、当地域の区画整理、仮称JR太宰府駅の計画が進みやすくなるのではないかと思います。市長の考えをお聞かせください。

3点目の規模についてですが、本市は旧筑紫郡四市一町のほぼ中心にあり、地域全員の人々が利用できるように、少し大き目の施設にしてもらいたい。せめて、輪番制の競技大会などで太宰府市に回ってきたときに、みんなで集えるような施設であってほしいと思いますが、市長

の考えをお聞かせください。

4点目ですが、今年1月22日に体育協会会長から、総合体育館建設を求める2,300人余りの市民の皆さんの署名を市長は受け取っておられ、市民の要望は十分承知されていると思いますが、未来、将来を語るとき、夢と希望の一つとして市政の運営に当たってほしいから、こういった質問をいたしました。早期実現は大変かと思いますが、実現へ向けて市長の気持ちをお聞かせください。

以上、答弁は件名ごとをお願いします。

再質問は自席から行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいま施政方針に関することにつきまして、市議会会派新風を代表されてきて佐伯修議員よりご質問をいただきましたので、順にご回答を申し上げます。

最初に、まるごと博物館、まちぐるみ歴史公園についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、第1点目の解説員の設置の質問でございますけれども、解説員の状況につきましては、財団法人古都大宰府保存協会の委嘱によります大宰府史跡解説員が現在58人おられまして、来訪者に対しまして市内の史跡等の解説を行っております。このほかにもNPO法人歩かんね太宰府が主催いたしております事業への参画でありますとか、あるいは保存協会主催事業史跡めぐりなど、幅広く活躍をさせていただいております。

ご質問の市民の核となるような人材育成につきましては、平成20年度から3カ年事業といたしまして、文化庁の委託を受けまして実施をいたしております文化財総合的把握モデル事業の中で、文化財調査区域を小学校区単位に分けて、それぞれの調査区域に太宰府発見塾を受講されました方々でありますとか、あるいは史跡解説員などの方々が市民遺産の調査活動に参画をいただいております。今後は市が実施をいたしますさまざまな事業に、地域の方々と一緒に行うことによりまして、地域活動の核となるような人材の育成に努めてまいりたいと、このように思っております。

次に、2点目の補助金、助成金についてのご質問でございますけれども、ご承知のとおり、太宰府市には連綿と受け継がれてきました有形、無形の文化遺産が数多くございます。これらの貴重な文化遺産を生かしまして、地域の方々とともにまちづくりにつなげるように太宰府市民遺産を提唱しております。今後は、市民活動があつてこそその市民遺産であるという考え方のもとに、地域で活動されてある団体等に対する支援策などのルール化に積極的に取り組んでまいりたい、このように考えております。

続きまして、総合体育館の建設についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目のその必要性についてでございますけれども、太宰府市のスポーツ振興の拠点施設となります総合体育館の建設につきましては、多くの方の建設要望の署名簿をお預かりをしたところでございます。

現在ございます既存のスポーツ施設も、老朽化に伴います改修等を計画的に行っております。

す。しかしながら、施設の規模が十分でないことなどから、市民大会の運営等にはご苦勞をおかけしているのが現状でございます。

また、平成20年に実施をいたしました太宰府市運動・スポーツに関する意識調査によりますと、スポーツ施設の駐車場が狭いということ、あるいは設備が不十分、規模が小さいなどの意見が上位を占めておりますことなどからも、その必要性については私は十分に認識をし、建設に向けて努力していきたいと、このように考えております。

次に、2点目、3点目、4点目のご質問の設置場所、規模、時期についてでございますけれども、現段階では未定でございますけれども、昨年12月に太宰府市スポーツ振興審議会からいただきました太宰府市のスポーツ振興に即した総合体育館の建設プランの答申書を尊重し、さらにより多くの市民の皆様の声聞きながら、具現化に向け、引き続き調査研究を進めてまいりたいと、このように思っております。

以上のとおり、質問の件につきましてはご答弁をいたしましたけれども、ただいま承りました貴重なご意見あるいは要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分に参考にさせていただき、一層の努力をしております。ありがとうございます。

○議長（不老光幸議員） 15番佐伯修議員。

○15番（佐伯 修議員） ただいま市長より前向きな答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。

1点目のまるごと博物館解説員の件でございますが、本市では、それこそただいま壇上で言いましたように、大きく広くされてますけど、一般市民の方々は非常に、市役所のすることだからというか、余りもう身近に感じてはいないんですよ。まるごと博物館、みんなが博物館、博物館、私も本当言うと、もう生まれてから六十数年になりますけど、史跡がたくさんあるけども、ええ、こんなんかなということで、身近に感じてないわけですけど、よそから来られる方、それからもう一生ここで太宰府に住まわれる方々が非常に熱心に研究されて、その地域のかかわり方、それとか史跡と例えば区のかかわり方ですね、そういうのを非常に研究されたり、勉強されたり、それからもう一度やり直そうということですね、行政は大きく網をかけてされてますけど、地域の方々もそれに乗ろうかということで、五、六人、十数人の固まりができつつあるんですよ。

そういった意味で、今日はこういう質問をさせていただいたわけですけど、行政がすることと市民みずからが立ち上げろうというか、盛り上げろうというか、沈滞しているのをやろうというのを地域で盛り上がるというか、そう考えておられる方が集まってきているわけですよ。

そういった意味で、動くには、やっぱり言ったように資金とかいろんな費用が要るわけですので、ぜひそういった面で税金というか、市民から預かっているお金をですね、税金を使ってもらいたいという意味で質問をしているわけですが。

1つ、最近ちょっと新聞で情報を得たんですけど、3月9日、最近ですけど、昨日か、税投入4億円、利用者、その利用者ゼロ、全く無駄な税金ですよ。要するに、佐賀県警の電子申請廃止へということで、時代にそぐわないというか、皆さんが非常にそういうことに関心がないわけですよ。そういう申請をするのに若年層の方は、これはぴんとくるでしょうけど、それなりの私たち六十数年となると、まあそういうのはせからしいやということで、全くこれは申請してないんですよ。

という意味で、これは極端ですけど、まるごと博物館構想もそういうのにいろいろ知恵を出してあるけども、かけ離れているんですよ、考え方が。そういった意味で、私は少しね、5万円、10万円でもいいですよ、ちょっとした集合する、まずね――。

実を言いますと私の地元でそういう動きがあったもんですから、こういう質問をしているんですが、10人ばかり集まって、資料をつくって配布する、集まりにはお茶も要る、連絡網も要るし、そういった場合、実は2回ほど今会合があっているんですよ、吉松、地元地域で。水城堤防と区民とのかかわりについて、みんなで考えようかという、ある小さな動きがあるもんですからね。

そういったところに私も2度ほど出たんですが、盛り上がるんですね。最後は、じゃあ紙代とかコピー代とか鉛筆とかというか、集まる場所の費用はと、そうなるんですよ。そしたら、みんなしらっとなって。これは区の問題、これは市の問題ということになってくるもんですから。

そういった意味で1点目の、ぜひこのまるごと博物館になろうとする本市がですね、ぜひ末端でいいです、末端の本当に動く方だと思うんですが、結果を出しているそういうグループには5万円、10万円なりのちょっと基本的な基礎的な援助ができればね、本当に大きな市で、行政で考えられているまるごと博物館に市全体が、市民が、地域の住民がなると思うんですよ。そういうことになると、やっぱり外から来られる観光客とかに、すぐそこを歩いている方もこうよ、ああよと、すぐ説明ができるんじゃないかなと思うんですよ。

そういった意味で、まるごと博物館に本当になってくるんだなと思う意味で私は質問をしているわけですけど、そういった意味で、もうちょっと加えて今再質問してますけど、市長のもう一步入った考え方を、どのように考えるかお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 地域力を高めていくというふうなところで、自治会制度を今発足させたところ。そこには、やはり太宰府市の特性でございます1,300年の悠久の歴史があるわけでございます。そこには、地域のどこに行っても歴史と文化が感じられるような、そういったまちづくりを行っておるといようなことで、史跡解説員であるとか、あるいは太宰府懇話会、あるいは語る会であるとか、あるいは民間のそれぞれ太宰府の歴史を勉強しようというサークルの皆さん方は非常に多く育っておるといようなふうな認識を持っております。

そういった際にピントを合わせるといまいしょうかね、流れがあるわけですから、やはり自

治会制度の今地域支援補助金を4,000万円ほど出しております。その中で、やはり自由にその地域の自治会の中で自由に使える金として渡しておりますから、そういった支援金を有効に活用していただきたいなというように思っております。

それから、将来的にはこの自治会制度に基づきます、例えば大阪の池田市あたりが行っております住民税の1%をその地域に合った形での活動に支援するというふうな、あるいは事業でも構いませんけども、そういった映像っていいましようかね、将来像を描きながら、今地域コミュニティづくりを考えておるところで、その一環として地域補助金を4,000万円の範囲内で、今活動資金としてお渡しをしておりますし、有効に活用していただきたいなど。

それからもう一つは、それぞれの活動を通して育成していくと、自助錬磨といいましようか、そのことを通して、例えば史跡解説員を通して太宰府市を学んでいく、そういった人材の育成が、実践行動を通じての人材育成が一番妥当ではないかというふうなところから、文化財の総合的把握モデル事業の中で、多くの市民の皆さん方に参画していただいて調査を行っておる、みんなで仕上げたんだよというような姿を一緒につくり上げていきたい、それが協働であるというように思っております。

○議長（不老光幸議員） 再々質問です。

15番佐伯修議員。

○15番（佐伯 修議員） ぜひ名前は、私が言ってるのは解説員ということですが、ぜひ力を入れて、市民との協働のまちづくりで「まほろばの里づくり」をやられるということですので、ぜひ協力的にやっていただきたいと思います。

2項目めでよろしいですかね。

○議長（不老光幸議員） 2項目めの再質問ですね。

○15番（佐伯 修議員） はい。

○議長（不老光幸議員） はい。

○15番（佐伯 修議員） 2項目めの件ですが、この建設、なぜ必要かということですが、壇上で申しましたようにですね、非常に今、国は箱物をなくして、コンクリートから人へという基本のもとにいろいろ国じゅうが沈滞しているんじゃないかなと懸念しております。

私は、こういった質問をいたしましたのは、実は私消防議員もしてましてですね、太宰府消防庁舎の建設に当たってですね、先日入札結果が出てまいりましたものですから、その一部をちょっと紹介しますと、平成20年度の工事設計監理委託料はですね、28%で落札されているわけですね。平成21年度にまた入札が行われてですね、庁舎建設工事及びリースが、仮庁舎ですね、それが63%で落札されております。それから、消防署の解体なんかは43%で落札されているわけですね。そして、電気設備63%、機械設備が71%、消防署庁舎新築工事は60%ということで、合計するとですね、去年の平成21年度に太宰府消防署の庁舎が落札されたのは61%ですよ。という金額で落札されているわけですが、いかに業者が大変なのかということがこれでおわかりだと思いますけど、仕事がなくなってきているんですよ、非常に。それで、この

ままいけば、いろんな関係する業者さんたちは、本当に苦しい思いをされるんじゃないかなと  
いうことで懸念しております。

そういった意味で、ぜひ早急に建物、箱物ですか、公共施設も全くゼロじゃあれですので、  
ぜひこういう、一つ大きな体育館というか、施設をつくってもらいたい、考えてもらいたいな  
ということで質問したわけですので、この件についてはぜひ、こういった考え方のもとに行政  
はどのように考えるかということで答弁いただきたいと思います。

これで、ずっとなりませう、もう2点、3点と次行きます。

次は、2点目はですね、市内の候補地、場所ですがね、私はこういう広い土地はやっぱりな  
かなか団地内にはないし、郊外というたら山、山というても北谷のほうになるとと思いますが、  
市内の中心地となると、もう区画整理が佐野東地域に計画されてますがJR太宰府駅の近辺し  
か土地がないと思うんですね。

だから、その2つ、どちらかとなると、やっぱり皆さんが集い、集まってくるようなJR太  
宰府駅が計画されている近辺がいいんじゃないかなとということで質問したわけですが、そし  
てまた、そういうある程度公共施設、そういう核が来ることによってその地域が発展するし、  
また区画整理もスムーズにいくんじゃないかなとということで、行政のほうとしては、民間で区  
画整理を行うということと言われてますが、行政が、市が絡むことによってスムーズにいく  
んじゃないかなと思う点で場所を指定というか、希望というか、望んでるわけですが、その  
辺のところもちょっと加味して答弁、再答弁いただきたいと思います。

あと規模についてでございますが、体育施設の筑紫地区の体育施設はですね、那珂川町で面  
積がどういふ大きさかということで、那珂川町の町民体育館は1,900㎡、大野城市が1,360㎡、  
春日市民スポーツ公園が1,110㎡、筑紫野市の農業者トレーニングセンターが1,400㎡、それに  
比べまして、太宰府の体育センターが836㎡、南体育館が434㎡ということで、面積というか、  
大きさが余りにも太宰府は小さいなということを感じております。

また、駐車場も一番少ないですね。ほかの地域は100台、200台ありますけど、太宰府市の  
体育館は20台とかですね、南体育館は20台ということで、非常にこの辺も規模が小さいなと。  
先ほど市長の答弁にもありましたように、非常に市民からも苦情が出てきているということで  
ですので、ぜひひとつ、それなりのちょっと大きい施設ですかね、をつくってもらいたいと思  
って質問いたしました。

そしてまたもう一つ、私はこれに加味して考えていただきたいのは、文化施設も併用できる  
ような施設であつたらいいなとということでございます。文化施設の収容人員も、春日市の場合  
で、大きいふれあい文化センター、スプリングホールで600人入ります。筑紫野市の文化会館  
が800人、筑紫野市の生涯学習センターが300人、大野城市のまどかぴあで798人、那珂川町ミ  
リカローデン文化ホールが820人程度で、太宰府市が、今ある中央公民館が600名入る程度で  
す。この体育施設と文化施設を共同、一緒にしたような施設を私はつくってもらいたいなと、  
建設というか、予定してもらいたいということを考えているわけですが。

もう一つ、私は毎週日曜日、12時15分から1時までNHKで地域、各市町村の文化施設でNHKのど自慢があっているもんですから、私は日曜日には必ずそれを見るんですけど、太宰府市もあつたらいいなと、できたらいいなということをいつも思っているわけですけど、情報を聞いてみますと、NHKのど自慢は何か1,000席近くないといけないとか、開催されないという情報も聞いてますけど、筑紫野市で何か1回ほどやられたみたいですので、ぜひその辺の、やっぱりみんなが集えるような、大きなちょっとイベントができるような、ぜひNHKのど自慢が来るような施設をつくってもらいたいんですけど、その辺のところはいかがでしょうか。あとよろしくをお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） この総合体育館の建設等々につきましては、第四次の総合計画の中から、既に市民のスポーツの拠点となる総合体育館の建設に向けて調査研究を進めますというような形の中で、方向性は出しておりました。そして、多くの2,000人を超える署名が私どものところにお預かりをしておりました。市民の皆さん方の要望の強いことについては、よく承知をしておるところでございます。

私は、この総合体育館を建設する際におきましては、いろんな側面があるだろうというように思っております。やはり、市民の皆さん方が集う体育施設、これは必要であるというように思っております。将来的に四市一町が合併したとしても、太宰府市の状況がどうなるにしても、太宰府のエリアの市民の方が集う、健康になる、そういった拠点施設というようなことについては、必要であるというふうな認識の上に立って、これはどうしたらできるかというようなことを含めて考えていきたいというように思っております。

まずもって、地元の業者の観点をおっしゃいました。私は、この建設にかかわらず、土木工事もすべてまちづくり等々については地元、地場の育成の観点から、絶えず考えておるところでございます。やはり、こういった体育施設、館の建設等々についても、経済効果等々もあると思いますので、そういった面ではご指摘のとおりだろうというふうに思っております。

それから、敷地、場所の問題であるとか規模の問題であるとか、あるいは文化施設との併用の問題というようなことについても、ご指摘のとおりだというふうに思っております。敷地、場所等についても、私は市民の皆さん方の意向を十分聞くということ、平成21年度についても文化関係団体の皆さん方の諮問あるいは答申というような形の中で聞いておりますし、その中におきましては、市民に身近な場所に設置してほしいといった要望が出ております。

それから、体育施設や教育施設、今言われました文化施設と一体となって利用できること、あるいは場所についても、そういった場所を選定してもらいたいというふうなことが出ております。規模等につきましても、複合的な利用ができること、あるいは柔剣道場が併設されていること、市民大会等を開催できる中規模の体育館というふうな形での、一つの指針といいましょうかね、意見が出ております。これ以外にも広く関係者の意見を聞きながら、場所がどこが一番望ましいのかと、初めに回答ありきではなくて、結論ありきではなくて、そういったプロ

セスを大事にすることが市民協働のまちづくりだというような視点に立ちまして、結論的には一緒になって考えていくというような方向でございます。

そういった状況で、この総合体育館等々については考えておるところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 時期はいつごろという質問。

○市長（井上保廣） 時期、ありましたかね。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 時期については、恐らく財政状況等の勘案も必要でございます。平成23年度以降の部分に恐らくなってくるだろうというように思います。

例えば、私の念頭に置いておりますのは、九州国立博物館を経験いたしました。あそこを建設する場合におきましては、総務部長のときでしたけれども、文化庁のほうに出向き、そして太宰府はこういった要望を持っておるといようなことを訴えながら行いました。そして、ああいうふうな九州国立博物館の多様なアクセスであると、ああいうような人の動線であるとか、そういった総合的な判断のもとに建築していくというように必要となりますから、その延長上に、ここの時期明示はちょっと今日時点の中においては避けたいというように思っております。いずれにしましても、平成23年度以降になるのではないかと、早い時期というふうに私は目標をイメージしながら考えて、努力していきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 再々質問。

15番佐伯修議員。

○15番（佐伯 修議員） もう再々質問ではないですけど、ただいま市長の答弁を聞いていますと、市民の声を、民間の声を十分聞いて平成23年度以降になるんじゃないかなという答えをいただきました。

私は思うに、井上市長の基本姿勢である常に改革、改善、発展、確かな前進のもとに、市長は小さな行政で大きなサービスを目指して行政運営に当たられていますので、私が質問いたしました2件について早目の実現されることを望みまして、私からの質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 以上で会派新風の代表質問は終わりました。

次に、会派公明党太宰府市議団の代表質問を許可します。

13番清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告をいたしております平成22年度の施政方針について、公明党太宰府市議団を代表して質問をさせていただきます。

まず、市長が掲げていますマニフェストについてお尋ねをいたします。

第1点は、財政運営についてであります。

市長を初め、執行部皆様の懸命な努力によりまして、国が示す財政の健全化判断比率四指標が基準の範囲内におさまっていることや、また財政の弾力性を示す経常収支比率も平成18年度

から低下傾向にあることについて、一定の評価をいたしたいと思います。とはいえ、経常収支比率は、市町村では75%が望ましいとされておりありますが、本市においては平成20年度は95.1%であり、まだまだ高いところにあります。

施政方針にありますように、財政状況の見通しは、現在の経済状況からさらに厳しいものになることは間違いありません。そのためには、無駄を徹底的に省き、不要不急なものを精査して、行財政改革を断行しなければなりません。そのためには、具体的な改革の道筋を示す必要がございます。

市長は、平成24年度までに89%まで経常収支比率を改善することをマニフェストでお約束をされております。功罪は抜きにして、民主党は無駄を洗い出すということで事業仕分けを国民の見えるところで行いました。私も事業仕分けについて、平成18年3月議会で提案をさせていただきました。市長はどのような手法で、また市民に見える形で行政改革を行われるのか、その手法と道筋を明らかにお願いします。

次に、歳入増についてお尋ねをいたします。

昨年の12月議会では、もっと元気に・がんばる太宰府応援団の具体的な提案で、市有地の有効活用について、駐車場として整備して一定の収入を得ているとの答弁がありました。今、各自治体でも歳入増に向けて努力をされておりますが、その一つに自動販売機の事業者を選定する一般競争入札を行うことによって、自主財源を確保する自治体が増えております。福岡県におきましても、今年度の4月実施のため、現在公募を行っているホームページに載っております。

また、具体的な事例を新聞記事から一つ紹介をさせていただきます。

京都府の亀山市でございますが、この市が管理する公共施設におきます自動販売機の事業者を選定する一般競争入札が先月の26日に行われました。亀山市役所玄関前の2台が予定価格の26倍に当たる約202万円で落札されたのを初め、入札を実施したすべての設置場所を借りる賃料が、予定価格を大幅に上回る額で落札され、年間賃料の合計は従来の33倍余りになったとのことであります。

本市においては、財団等が占用使用料以外に売り上げに応じて事業者から収入を得るなど工夫をしているとお聞きをいたしております。本市においても、市役所玄関前に設置した自販機等工夫をされておりますが、こうした手法を取り入れることによって歳入増を図ることができるのではないかと考えております。市長の所見をお聞かせください。

第2点に、機構改革についてお尋ねをいたします。

本市においては、頻繁に機構改革が実施をされております。その都度呼び名が変わるので、覚えにくいとの声があります。また、機構改革を行うには、プレートやさまざまな表示等を変えたり、出費も伴います。そこで、何のために機構改革を行うのか、そのことによってどのような効果生まれるのか、十分に検討をする必要があると思います。

先月、会派幸光と佐賀県武雄市に行政視察に伺いました。その動機は、組織のネーミングで

あります。すなわち、営業部という名称に引かれたのであります。いかにして歳入増を図るか、またそのことによって武雄市を知っていただくか、こういう趣旨でつけられたそうであります。市長みずから対応をしていただき、さまざまな説明を受けました。

ご存じのように、武雄市は今、佐賀のがばいばあちゃんて有名になりました。このことを武器にして、さまざまな企画を立て、行政視察ランキングでは全国でナンバーワンとお聞きをいたしました。高速道路のインター利用も湯布院よりも多いそうでございます。部署のこのネーミングも、いかにして武雄に来ていただくか、そのことによって経済効果をどう高めるか、この1点にあるように思えました。

武雄市の樋渡市長は、井上市長のこともよくご存じでありました。お互いにいいところを学びながら、それぞれの個性を生かしていくことは重要であります。機構改革をするに当たり、こういったこともぜひ参考にさせていただきたいと思いますが、所見をお聞かせください。

また、施政方針に能力業績評価制度を構築するとあります。この制度を構築することにより、職員の意識がどのように変わることが期待されているのか、その内容と実施時期についてお尋ねをいたします。

第3点に、子育て環境の整備についてお伺いをいたします。

市長は、マニフェストに待機児童ゼロ作戦の推進を掲げておられます。女性の社会参加の拡大によって、保育所の拡充、整備が求められております。おおぎの保育園の新設によって、一時的に待機児童ゼロのときがありました。しかし、ここ最近待機児童が増え、何とかしてほしいとの市民からの強い要望があります。私には、市民が悲鳴を上げているように感じてなりません。早急に取り組む必要がございます。

平成23年度には、保育所が新設される予定であります。そこまで待てない方もおられます。当面平成22年度における待機児童をどのように解消なされようとしているのか、お答えをください。また、平成23年度には新たな保育所ができ上がりますけれども、そのことによって待機児童ゼロになるのか、今後の予測とあわせてお答えをいただきたいと思っております。

4点目に、協働のまちづくりについてお尋ねをいたします。

施政方針では、本年度を地域コミュニティ元年として位置づけられております。また、市長は平成19年度の施政方針で、市民との協働のまちづくりの制度を平成22年度までに構築すると述べておられます。本年の施政方針では、このことについて具体的に触れられておりません。まちづくり条例あるいは自治基本条例のような制定をすべきと考えておりますが、所見をお聞かせください。

次に、総合計画についてお尋ねをいたします。

第1点は、新型インフルエンザについてお尋ねいたします。

当初は、数百万人が死亡するのではないかと予測があり、出入国者に対しまして隔離するなど厳しい対応がされておりました。しかし、弱毒性で多くの被害は出ませんでした。もしも当初の想定どおり強い毒性を持ったインフルエンザだった場合、被害は相当なものだったと

思います。今回を教訓として、学ぶことが数多くあったと思います。マニュアル作成に生かすべきと考えますが、所見をお聞かせください。

第2点は、労働福祉についてお尋ねをいたします。

施政方針で、地域の新たな雇用の場として、物産品の開発や販売を行う地域活性化のための拠点をつくり、就労の支援を行うとあります。何を開発し、どれだけの売り上げを目指し、どの程度の就労支援を行おうとしているのか、具体的な施策についてお聞かせください。

第3点は、ごみの減量についてお尋ねをいたします。

施政方針では、生ごみにターゲットを絞った段ボールコンポストの普及啓発事業など、総合的に市民啓発を展開する一大ごみ減量キャンペーンを積極的に実施するとあります。

私も過去生ごみの減量について何回か質問をさせていただきました。キャンペーンについて異論はありませんが、実施するに当たって、減量の目標を設置することが大事と考えておりますけども、市長の所見をお聞かせください。

第4点目は、観光基盤の整備についてお尋ねをいたします。

九州国立博物館開館以来、本市への観光客は増加をいたしました。その経済効果について調査をして、発表もされております。その結果、観光客の消費動向や回遊性など、本市が取り組まなければならない課題等も浮かび上がっていると思います。新たな施策の展開についてお聞かせください。

最後に、政権交代による影響について伺います。

市長は、施政方針の冒頭で、政権交代による影響を十分に注視していかなければならないと述べておられます。私も昨年の12月議会でこのことについて質問をさせていただきました。以来、この間、新政権の動きを注視してまいりました。

その中で感じることは、言うこととやることが違うのではないかということでもあります。例えば、子ども手当については、当初は国が全額負担をする、地方には負担をさせないと言っておりましたけれども、廃止をすると言っていた児童手当を残し、地方に負担を押しつけました。群馬県の町村会は、これに反発して、児童手当の予算は計上しないとの報道がっております。

また、今議会で意見書が提出をされておりますが、民主党は住民税の配偶者控除、扶養控除は見直しの対象とせず、現状のままとするとしていましたが、所得税及び住民税の扶養控除を廃止しようとしたしております。暫定税率の廃止もマニフェスト違反であります。こういった事例を挙げれば数限りがありません。このままいけば、政治不信が広がるのではないかと思います。現実には、群馬県の町村会のように反発する自治体も出ております。

地方主権を掲げる民主党であれば、地方の信頼を得なければなりません。市長会として、政府は発言に責任を持つように強く要望すべきと考えますが、お答えをください。

また、さきの12月議会で質問をいたしました。予算を人質にして、民主党を選挙で応援させようという動きであります。新聞報道によりますと、今年の1月に行われました東京都議

選の補欠選挙で、言うことを聞かなかつたら予算をつけないと民主党からおどされた、離島を抱える市町村でつくる全国離島振興協議会の懇談会で、八丈島の町長がこのようにあいさつをされたそうです。同じようなことが長崎の知事選でも言われております。予算の個所づけも問題になっております。参議院選挙で有利に戦おうとしているようで、余りに露骨に思えて仕方ありません。

市長は、市民のためならどこにでも陳情に行くと言われております。行政が政党に陳情に行かなければならないというシステムは問題があるように思えてなりません。市長会として、このような陳情システムに対して毅然とした態度をとるべきと考えますが、市長の所見をお聞かせください。

再質問については自席でさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） ここで11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時54分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

市長。

○市長（井上保廣） ただいま施政方針に関することにつきまして、市議会会派公明党太宰府市議団を代表されまして清水章一議員よりご質問いただきましたので、順にご答弁を申し上げます。

最初に、財政運営についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の行政改革の手法についてでございますが、これまでも歳入面におきましては、市政だより、ホームページなどへの有料広告の導入でありますとか、あるいは普通財産を駐車場用地として貸し出すなど、歳出面では民間委託の推進でありますとか、職員の定員管理の適正化あるいは経常経費の節減などを行ってまいりました。市民に見える形での行政改革の手法として、事業仕分けの提案がなされましたが、政府の事業仕分けを見てみますと、仕分けの意義でありますとか方向性については、肯定的な評価が行われる一方、所要時間ありますとか仕分けの方法については、まだまだ課題もあると報道がされております。

そういったことから、現在の事務事業の評価の改善とあわせまして、私は不断のマネジメントサイクル、プラン・ドゥー・シー、チェック、改善改革というふうな、そういったふだんの努力が大事だというふうに思っておるところでございます。

なお、この事業仕分け等々については、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

次に、2点目の歳入増についてでございますけれども、自動販売機の入札につきましては、愛知県や長野県におきましても、一般競争入札によりまして設置場所の貸し付けを行っておられました。ご提案のように、収入が従来の数倍になったというふうなことでございますので、

今後そういった先進事例を参考に、また福祉団体等が設置してあります自動販売機につきましては、配慮しながら検討を行ってまいりたい、このように思っております。

続きまして、機構改革についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目のネーミングについてでございますが、武雄市の機構につきましては、いのしし課でありますとか、あるいはレモンガラス課、わたしたちの新幹線課などユニークなネーミングがなされておりますけれども、業務内容が特化された課の設置であります。

太宰府市の機構改革につきましては、さまざまな行政課題に今まで以上に迅速に対応できるように、また今後の大量退職時代に対応しますために、部、課、係の統廃合等を目的に行ってまいりましたので、業務を特化した課の名称とはなっておりません。しかしながら、今後機構改革を実施する場合におきましては、そういったネーミングをも配慮して行ってまいりたい、このように考えております。

次に、2点目の能力業務評価制度についてでございますが、地方分権改革、地域主権が一層進展するなど、地方自治を取り巻きます環境が激変する中におきまして、住民に最も身近で総合的な行政主体としての市町村は、時代の変化でありますとか、あるいは住民ニーズを的確にとらえながら、さまざまな課題に適切に対処できる職員が求められております。

新年度から進めております人事評価制度の構築につきましては、人材の育成もその目的の一つでございます。太宰府市の人材育成につきましては、太宰府市職員人材育成基本方針におきまして、市民や職員から信頼、納得され、何でもやる気を持って取り組み、最後まであきらめることなく責任を持って完遂させることができる職員を目指し、職員の能力開発や意欲の維持、向上に努めているところでございます。

ご質問の職員の意識をどのように変わることが期待しているかというふうなことでございますけれども、これから人事評価制度を構築していくに当たりまして、評価の方法等詳細な項目につきましては、制度設計を進めていきます中で決定してまいりますけれども、各評価を通して個々の職員についてどんな知識あるいはスキルが必要かを見きわめまして、どんな能力を開発していくべきなのか、あるいはどのような仕事に向いているのかなどなど把握できる制度とし、その評価結果を職員へフィードバックすることによりまして、太宰府市が掲げておりますしなやかに対応できる職員へと意識変革を図れるように取り組んでまいりたいと、このように思っております。

なお、実施時期につきましては、今後研修や試行を実施してまいります中で、検証を行いながら決定をしてまいりたいと考えております。

次に、子育て環境の整備についてのご質問にお答えを申し上げます。

平成22年度の保育所入所申し込みは、昨年に比ばまして8%増えておりまして、1,030件となっております。保育所定員を上回っての入所につきましては、その入所児童数並びに時期について制限がありましたけれども、今年の4月からこの制限の枠が取り除かれたことに伴いまして、年度当初から部屋の広さでありますとか、保育士の数等を定めた保育所最低基準の枠の

中で、入所児童を受け入れることができるようになりました。したがって、平成22年度当初におけます保育所入所児童数は、昨年に比べますと多くなってきております。また、保育所によります定員枠の変更が可能なところにつきましては、保育所と協議の上、定員の拡充を図り、対応したいと考えております。

平成23年度には、120名定員の保育所の開設によりまして、特に保育所入所申し込みにおきましては、3歳未満児の定員枠を他の保育所に比べて広げておりますので、待機児童は解消されると予測をいたしております。

なお、おおぎの保育園が開所したときは、一時的に待機児童の解消が見られましたけれども、その後も保育所への入所希望が増加していますことから、今後とも状況を見ながら待機児童ゼロの実現に努力してまいりたいと思っております。

次に、協働のまちづくりについてのご質問にお答えを申し上げます。

平成21年度は、市民みずからがつくり上げる新しい自治会制度へと変革を行いました。市内すべての小学校区で校区自治協議会が設立されました。地域住民が主体となって、さまざまな地域課題に取り組む新しい仕組みづくりに大きく前進をしたところでございます。

今後は、地域住民を初めといたしまして、NPO、ボランティア、学校あるいは事業者などの多様な主体との協働のまちづくりを推進しますための自治基本条例などにつきましては、平成22年度に市としての方針を決定をしまして、その後も市民の皆さんの意見、協働しながら制定、策定をしてまいりたいと、このように思っております。

次に、新型インフルエンザについてのご質問にお答えを申し上げます。

新型インフルエンザは、平成21年4月に海外から発生をし、5月に国内発生、続いて福岡県内で発生し、筑紫地区管内では6月に感染が確認され、流行が拡大してきた経緯がございます。幸い、感染してもほとんどが軽症でおさまった状況でございましたけれども、ウイルスが新型であったことから、感染が拡大をしたところでございます。世界で初めての経験でございまして、国の対応策も遅れ、さまざまな支障も生じ、市民の皆様にも不安や心配等多々あったかと思っております。

市の役割といたしましては、感染予防策、発生状況などの情報提供、さらにはワクチン接種開始に関する市民への周知、問い合わせへの対応、相談業務等がございました。新型インフルエンザの感染拡大を経験した教訓といたしまして、危機管理を所管する部署を明確にし、そして発生段階ごとの対応態勢を構築しておくことであると思っております。

また、危機管理の意識をすべての職員に共有しておくことが最も重要であると思っております。昨年1月には、新型インフルエンザの流行が想定されましたために、全職員を対象として研修を行い、その後行動計画と業務継続計画の策定に全力で当たりました。また、国内発生の早期から新型インフルエンザ警戒本部を設置をいたしまして、市内発生の疑い段階の平成21年7月16日からは、対策本部体制で臨んでまいりました。

このようにいち早く市の危機的状況と位置づけまして、迅速にかつ適切に対応することが肝

要だと思っております。この教訓を生かしていきますことで、さまざまな災害にも備えることができ、市民の安全・安心のまちづくりにつながるものと確信をいたしておる次第でございます。

次に、労働福祉のご質問についてお答えを申し上げます。

太宰府市では、現下の雇用失業情勢に対応しますために、福岡県のふるさと雇用再生特別基金事業補助金を活用をいたしまして、新たな雇用機会を創出する事業として、地域活性化のための拠点づくり事業を実施していきたいと思っております。

この事業は、地域の雇用再生のために、新たに地域求職者を雇い入れ、地域における継続的な雇用を図りますために、民間企業、特定非営利活動法人、その他法人などに委託をしまして、就労支援を図っていききたいと、このように考えております。

事業の内容につきましては、手づくり商品の製造、例えばぼん酢やみそなど、また新商品開発では太宰府ならではのヒット商品の開発などを行い、公共施設でありますとか地域内の行事など幅広く販売活動を行い、年間400万円程度の収入を目指し、取り組んでいきたいと考えております。

なお、委託につきましてはプロポーザル方式を取り入れまして、労働者募集は公共職業安定所や直接募集などを行い、大体7名程度の雇用を図ってまいりたいと考えております。

次に、ごみ減量についてのご質問にお答えを申し上げます。

ご承知のとおり、ごみの収集、運搬、処理には膨大なコストがかかっておりまして、ごみを減量することは、本市の最重要課題の一つとなっております。

ご質問のごみ減量の数値目標につきましては、現在第五次太宰府市総合計画の素案を策定中でございますけれども、基本計画策定の第19項目に循環型社会の構築を掲げておりまして、この中でごみ排出量の目標数値は、平成20年度対比で、平成27年度までに約1,500 t、7.04%減と設定をいたしておるところでございます。

次に、観光基盤の整備についてのご質問にお答えを申し上げます。

太宰府市では、九州国立博物館が平成17年10月に開館をいたしまして、今日まで735万人を超過入館者がっております。また、従来からの太宰府天満宮の参拝者との相乗効果もございまして、九州国立博物館が開館して以来、3年間にわたる経済波及効果が62億円の経済効果があったと、平成20年度の本市の調査結果が出ているところでございます。

また一方では、観光基盤の充実を図ります上で、もっと時間をかけて楽しめるような回遊性を高めるための施策が必要であるとの課題も浮き上がっておるところでございます。その施策の一つといたしまして、現在ICエコまちめぐり事業に取り組んでおります。

この事業は、観光客に対しまして、観光情報を携帯電話に配信することによりまして、回遊性を高めるとともに、市内の滞在時間を増加させるなど、観光振興を目的といたしましたものや、コミュニティバスまほろば号の運行状況などを容易に取得できる表示機を設置することで、公共交通利用促進を図ります目的と、まほろば号や西鉄太宰府駅周辺の商業施設を電子マ

ネーで連携させることによりまして、商業施設での利便性や購買意欲の向上で商業振興を図る目的としておるところでございます。

最後に、政権交代の影響についてのご質問にお答えを申し上げます。

子ども手当につきましては、平成22年度に限れば、従来の児童手当の市町村負担分を除きまして、新たに特例交付金の措置がございまして、地方財政に配慮がなされておりますけれども、平成23年度以降につきましては、国の財源や子ども手当と児童手当の整理も含め、不透明な状況がございまして、財源につきましては、当然国が全額負担すべきものと考えておりますが、今後とも全国市長会等を通じ、主張をしていかなければならない問題であると認識をいたしております。

陳情政治についてでございますけれども、利益誘導型政治、政官癒着の原因をなくすのが我々の主張だということで、小沢幹事長は新しい陳情システムの意義を強調をされておられますけれども、私は地元選出議員のルート、自治体ルート、業界団体ルートなどさまざまなルートがあってしかるべきではないかなというふうに思っております。そういうふうなルート、情報があって、複眼的思考のもとで決定がされていくことこそ、利益誘導型政治あるいは政官癒着をなくしていくものではないかなというふうに思っております。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁をしまいたけりましても、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分に参考にさせていただき、一層の努力をしまっている所存でございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 再質問はありませんか。

13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 質問項目が、かなり項目がありますので、また追ってですね、一般質問等でも取り上げていきたいと思っております。

その中で、ちょっと若干一、二点、再質問をさせていただきたいと思っております。

1つは、財政運営でございますが、市長の施政方針にもありますし、国の予算等も見ますと、本当に大変厳しい状況が続くのはもう間違いございません。私は、昨年の代表質問でも質問させていただきましたが、そういった中で、歳出を切り詰めるにしてもある程度限度があります。当然無駄というものは省いていかなくちゃいけないとは思いますが、事業仕分けの中でも無駄と片一方は思うけれども、当事者にとっては非常に内容的に大事なものもあったわけでございます。

そこで、1点目にですね、やはり歳入をいかにして図っていくかということで、市長はふだんの努力、行革も含めてやっていきたいということでございますけれども、最大にやっぱり職員の知恵と工夫を使うということが、一つの大きな課題ではないかなと。この市有地の駐車場の問題にしても、外部の方のご指摘でやっただと。また、いろんな広告の問題、ホームページの広告等もさまざまなよその先進地を見ながらおやりになったと。

非常にそういう面においては、学ぶところがたくさんあるかと思うわけでございまして、私は職員が本当にそういう意味においてあらゆる、例えば自動販売機の問題でも、いろいろ調べていきますと、各地で相当やって収入が出るという状況でございます。こういったいろんなことをやはり研究をしていく、また職員からアイデアを取り入れていく、そのことが非常に大事じゃないかなと思っているんですね。

私も何回か過去業務改善提案制度というのをもう少し生かしていったらどうかということの質問もさせていただいたんですが、その辺はいつの間にかなくなっているのか、あるのかどのようにしているのかよくわからないような今状況でございますが、そういったものをもっと職員が、言うならば幸光の人たちと話をさせていただいた——会派のですね——小柳さんとか安部啓治さんと話をさせていただいたんですが、武雄に行って視察をしながら感じたことは、やっぱり市長はいかにすれば歳入増を図るかということで、職員は全員営業マンたれと、そういうような形でみずからがトップセールスマンとして動かれていると。

ネーミングの問題でもそうですし、例えばうちも、太宰府も観光客の方はたくさんお見えになってます。やっぱり人がそこに来るということは、どれだけお金を落とすかということもありますけども、いろんな魅力があれば、結構やっぱり落としていっているわけですね。私たちも武雄に行きますと、いろいろな面で食事をしたりとか、そこのお土産を買ったりとか、たった4人で行ったんですけど、相当お金を落としてきたなという感じをしているわけですね。

そうすると、樋渡市長がおっしゃっているように、やっぱり人を呼ぶということがいかに経済効果が上がるかということで、わざわざ市長と、それから課長でもない、部長でもない、その営業の観光で収入を上げる、そういう担当の係官を連れてきて、それでその現場の人間に説明させているわけですね。

ですので、やっぱりそういったもう少し職員のアイデアと工夫をどう使うか、生かしていくか、これが私はそのことが無駄を省くことになると思うんですね。これだけ苦勞をして稼いでるんだと、そうすると、やっぱり市民の税金をいかにして大事に使うかと。どちらかということ歳出が今まで行財政が表にありまして、無駄を省くことが中心だったんですけども、もっとやっぱりお金の価値、なかなか稼ぐといたら大変なことです。そういったことに関して、苦勞しながらね、やっていくという制度を私は構築していく必要があるんじゃないかと、それが1点ですね。

それともう一つは、やっぱり人を呼ぶということですね。いろんな形の中で行政視察に来られていると。その来られた人たちの、議員さんたちが中心になるんでしょうけども、そのことによっていろんな経済効果が上がっていると、これは私たちも実感したんですよ、使うほうの立場ですから。ああ、やっぱり来たら使うんだなあと思いつつながらですね、それが積み重なっていった大きな、武雄もそれだがぱっと稼いどるわけじゃないんですけども、幾らかそういう形で地元に貢献していると。

具体的な話を聞きますと、そこに視点がありますので、行政視察を行うことによって、ラン

キング、そんなランキングがあるとは私も知らなかったんですが、行政視察ランキングで武雄がナンバーワンと、市長さんもみずからお見えになって、私たちにそういう説明をされておりました。

どうやって呼ぶか、そういう部分において、佐賀のがばいばあちゃんという映画を企画しながら、それはそれでロケ地をPRしたり、いろんなことをしたりされているわけですけど、その中の一つで、私は非常に感じたのは、それぞれの特色の持っている所管の全国にないこういうものがありますよということをメールで各自治体に、武雄にお見えになりませんかということで、各自治体に発信をした。一斉に発信したと言っていましたね。そういうような積み重ねが、やっぱり行政視察のナンバーワンのランキングになっているんじゃないかなと。

これは、私は武雄だけの話じゃないんです、そういういろんなさまざまなアイデアが、もういろんな形で各自治体であるんじゃないかということで、やっぱりそういった職員の知恵と工夫をいかにして生かしていくかということが、これからの一つの大きな財政運営にとって大事ではないかなと。そういう意味においては、市長がまず先頭に立っておやりになっていらっしゃる私は思っておりますけども、この辺のことについてですね、質問をさせていただきたいと思っております。これが第1点ですね。

もう一点は、協働のまちづくりの中で、市長が自治基本条例のようなもののルールづくりについて、今年度の方針として決めて、それから制定のほうに入っていきたいとお話してございましたが、この自治基本条例になるのかまちづくり条例になるのかわかりませんが、それは制定される時期は今年度じゃないという解釈になるんですか、それはいつごろを目標、ただ方針を決めて、今から検討に入るといふ話なのか、そこのところをあわせてお答えをいただいで、私の一応再質問にさせていただきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいま3点ほど再質問がございました。

まず、職員の資質の向上の件でございますけれども、ご承知のように、太宰府市におきましては平成12年から佐野土地地区画整理事業、あるいは地区道路整備事業を平成18年までに仕上げるんだというふうな形の中で、その他の事業、福祉、教育あるいは職員の研修、派遣研修をしておりましたことにつきましても、一部凍結、先送りをしてきておりました。平成18年からその事業がきちっと完遂したと、終わったというふうなことから、シフトがえをし、それから今まで凍結しておりました福祉、教育、文化の面に重点を置いていきますよというふうな形での表明もいたしました。

職員の研修についても、従来5万円研修、8万円研修、提案型の研修もずっと行っておりました。その中で、今回平成21年度からも職員の派遣研修をスタートさせておるわけでございます。しなやか研修指針の中にも入れておりますし、自治大あるいは今も係長を派遣いたしておりますけれども、そういった中で職員の資質の向上を図っていくというふうなこと。

これは、市民の人材育成でも申し上げましたけれども、私は研修だけがあるのではないと、

仕事を通してその中で学んでいく、構築していくというようなことが大事だというふうに思っております。その場その場を一生懸命やること、可能な限りプラン・ドゥー・シー、チェック、加える、そして次の計画をどう組み立てていくか、それには反省の上に立ってフィードバックしなきゃならない、こういった部分を日常的に備えるための知識なり抱負、あるいはそういった資質を、その動機づけを行うのが研修であるというふうに思っておりますので、私は今後そういった研修に力をさらに入れていきたいというふうに思っております。

最少の経費で最大の効果、収入を図ることが第一でございます。いろんな視点の中で、自動販売機でありますとか、最たるもの、私は職員の今日までの最たるものは、歴史と文化の環境税であるというふうに思っております。あの地方分権が平成12年、地方分権一括法が成立して以降、いち早く職員の手によって、発想によってあの歴史と文化の環境税が全国的にも3位ぐらいに匹敵するぐらいで提案をし、そして通過をしたと。時の総務大臣に直接認可をしていただいた、そういったことによって歳入増を図っておると。従来の今までの考え方が、観光客等々についても一般財源から、そのごみであるとか水であるとかいろんなものは投入しておったと。750万人からの皆さん方が来られておる、一部浄財をお願いをして、その中でリピーター、そしてまた来られた方に不快の念を抱かせないようなトイレづくりであるとか、そういった部分を図るのが太宰府市のコンセプトではないかなというふうに思っております。

それから、太宰府市としては、これはテーマパークではない、1,300年からの悠久の歴史が織りなしました現在の水城跡であるとか、政庁跡でありますとか、あるいは観世音寺、戒壇院といった町全体がそういった歴史遺産を持っておるところでございます。こういった部分を活用するというふうなこと、正面に上げて、その回遊性を高めていくというような取り組みが、すなわち観光行政にも私はつながっていくんだというふうに思っておるところでございます。

今行っております歴史的風致維持向上計画、文化庁、国土交通省のほうの支援をいただきながら、行う予定にいたしております。ほぼ平成22年度以降等の中で認定、認可がおりるはずでございます。

そういった中で、強力な国土交通省あたりの支援、ハード面の支援も含めて、私は道を広くする必要はないと思っております。歴史の散歩道、太宰府天満宮から観世音寺の裏を通り、政庁裏へ行き、そして水城跡まで行けるような、そういった散策路を、歴史の散歩道を再構築していただければいいと。

あるいは、市民の森、四王寺山、宝満山といった形の中で遊歩道を整備をしていく、これは観光客だけじゃなく、私が考えておりますのは、市民の皆様方がやはり健康増進、その人の体力に合った形で外に出させていただく、そのツールとしてコミュニティバスもありますし、いろんな今からのバスが出てくる、外出支援をいかにしていくか。その延長上には市民の健康増進というふうなことも含めて、総合的に考えていくことが大事ではないかなというふうに思っております。

それから、自治基本条例あるいはまちづくり条例でございますけれども、今自治会制度を発

足させました。初めに形から入る場合もあります。できます、それは。初めにまちづくり条例、自治基本条例をつくって、こういったもんですよというような形を説いて、そしてまちづくりを行うやり方。

あるいは、今回やっております初めにあらかたの部分は、大方の歴史的な、今までの歴史があるわけです、それぞれの自治会の中でも新しく造成された団地もあります。旧来からの自治会といいたいでしょうか、もあるわけです。そういったところ等の歩みの中で、それぞれの光っている部分があるわけです。自治会においては、防犯がすぐれておるところ、あるいは防災の部分が、あるいは介護支援、あるいは子育て支援がすぐれておるところ等々がございます。

そういった実績をもとに、体験あるいはそういった部分の推進状況に合わせて、そしてまちづくり条例をそういった状況の延長上につくり上げていく、そしてみんなが参画して、一緒になってつくっておるといような、そういった総体としてのまちづくり条例、あるいはまちづくり推進条例、自治基本条例というような形の中で、整備をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

時期的には、平成22年度の中で方針といいたいでしょうか、市の方針、私だけが、市だけが方針をつくるというように言っているわけじゃない。今までの、それまでの自治会での取り組み状況等を聞きながら、そしてどういった項目をそこに打ち込んで、条文の中に打ち込んでいったらいいのか、今活動なさっている自治会活動をまとめ上げる、総体としてまとめ上げていく、それにプラスしていく部分があれば、そこにその条文の中に入れていくというふうな、そういった大綱をこしらえ、その条文作業から市民と一緒にやっていく。こういうことが、そのプロセスが私は大事であるというように思っておりますので、平成22年以降、そういった方向性だけを定めて、そして自治会の会長の皆さん方、あるいは市民の多くの皆さん方、各種団体の皆さん方の意見を聞きながら構築をしていきたいというように思っておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 再々質問はありませんか。

13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 私も市長の考え方に、いろいろあります、自治基本条例のまちづくり条例については、条例ができて、生きていかなければ何もなりませんので、作業しながらそういうものが行き着くところで、そういう条例等ができていくことが望ましいと思っております。

ただ、市長が平成22年度までにそういったルールを構築するということを過去ご発言をされていた経緯がありますので、今年度その条例ができるのかなあということをごちらのほうとしては認識しておりました。今のお話ですと、まだそこまではいかない。

ただ、過程を大事にしていきたいと、そういう方向性の中でつくり上げていきたいと。だから、いつつくるといことはまだ今のところ答弁を差し控えておられるんだろうとは思いますが、そういった意味の趣旨の質問をさせていただきましたので、よろしくお願いしときた

いと思います。

いずれにしても、この協働のまちづくりという分に関しまして、自治会が今スタートして動いておりますけども、それ以外にもNPOだとかさまざまな団体等とのまちづくりも必要だと思っておりますので、今後そういうことに関しまして、私もまた提案をさせていただきたいと思っておりますし、また質問もさせていただきたいと思っております。

私の代表質問は以上で終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 以上で会派公明党太宰府市議団の代表質問は終わりました。

次に、会派平成の会の代表質問を許可します。

14番安部陽議員。

〔14番 安部陽議員 登壇〕

○14番（安部 陽議員） 平成の会を代表し、施政方針について通告に従い質問をいたします。

今回、施政方針と総合計画について述べられましたが、項目が20項目近くありますので、特に重要事項と思われる5点ほどに絞ります。

施政方針において、市長は現場主義の徹底を掲げられ、この3年間市政を運営されてこられました。また、市民の皆様とともに語り、ともに考え、市民の目線に立った行政運営が展開されたと思います。

しかしながら、私の目からは、市長の行動が現場主義で、職員は現場主義ではないのではないかと思われてなりません。その一つの例として、昨年8月5日に地元連歌屋区からお願いしました通学路の整備であります。半年以上たってやっと通学路の線引きが本年2月末にできたような次第であります。

また、筑紫台高校に存在しております市民の財産、69㎡を地元の皆さんが安全・安心な住まいよい地域とするために、道路の拡幅、確保のために筑紫台高校並びに市に陳情し、お願いしたところですが、その処理が活かされておられません。このことは、9月、12月議会で一般質問をしたところでもあります。

市長は、安全・安心のまちづくりを口では言われますが、このようなチャンスのあるときに、土地の交換等も行われぬ実態は、どのような考えなのでしょう。このような行為は、現場主義、市民の目線あるいは安全・安心のまちづくりと言われても、市民の一人として納得ができません。

本市には、このような狭い道路が至るところにあつて、化学消防車やはしご車などが通れない住宅がたくさんあります。その原因は、いまだ市において詳細な地域づくりと都市計画的道路網が一本もできていないことにあるのではないのでしょうか。このことは、トップの考え方と都市整備課の仕事と都市計画審議会の責任だと思います。

今回の市民の財産である69㎡の処理が示されるように、本当に安全・安心のまちづくりを推進されるのであれば、等価交換あるいは等籍交換などできるはずであります。しかしながら、残念なことに、天の声の一声で挫折しました。このことは、今後の安全・安心のまちづくりは

できないという結果を証明したようなもので、今後の安全・安心のまちづくり施策が不安でたまりません。なぜ市民の財産がまちづくりに生かされなかったのか、その天の声の理由と今後のまちづくりをどのように考えてあるのか、また当然借地料はいただいているものと思いますが、あわせて伺います。

次に、人事評価制度であります。

私は、この問題につきまして、既に10年ほど前から三、四回ほど質問してまいりましたが、そのときの回答は、3市1町の動きなどを参考にしたい、あるときは国の政策を見てからと、常に前向きな回答ではありませんでした。今回、やっと評価制度を取り入れられるようですが、遅過ぎた感があります。このことは前段で一例としました通学路の問題、あるいは市有地の有効活用などについて如実に物語っております。

すなわち、職員の判断力、責任感、決断力等仕事面において、他市と比べ、かなりの隔たりがあるようであります。その結果が、まちづくりに生かされない一端にもなっておるのではないのでしょうか。本当に市民のことを考え、安全・安心の住みよいまちづくりを考えてあるのであれば、このような結果になっていなかったと思います。

そこで伺いますが、今回導入されます評価制度は、どのような評定要素が盛り込まれてあるのか、その項目、また方法と時期について伺います。この問題は、今後の職員の意欲と人材発掘と組織の活性化につながり、ひいては市民サービスへの還元にもつながるからであります。

次に、福祉関係の中でも、高齢者対策について伺います。

私は、機会あるごとに市民の健康づくりを訴えてまいりました。このことは医療費の削減につながり、ひいては財政面での健全化につながるからであります。特に、高齢者が寝たきりにならない対策を行い、医療費の減額を考えるべきと常にお願ひしてまいりました。

その一端として、ノーベル賞を2度もいただかれたポーリング博士のビタミンCの効用も進言してまいりました。福祉の職員の方に対しましては、予算の許す限り、一生懸命に頑張っておられますことはよく承知しております。昨年、九州大学健康科学センターと共同で介護予防プロジェクト研究協議会を立ち上げられておりますが、現在までの事業内容と対象者と、その成果について伺います。

このことは、皆さんもご存じのように、国民健康保険を初め、介護保険など特別会計で処理されておられますが、保険料は毎年のように上がりっ放しで、市民の負担増となっております。したがって、このような研究をされるということは、目標点があるものと期待しますが、どのような健康に対する効果、あるいは市民への働きかけなど、その構想について伺います。

次に、観光基盤の整備について伺います。

今回、政庁跡南面広場の整備が挙げられております。この整備も大事なことですが、私ども平成の会では、機会あるごとに南門の復元を主張してまいりました。しかしながら、奈良市の平城京の復元のように十分な検討もされず、否定的な回答でありました。

私たちは、700万人からの観光客をみすみす西鉄太宰府駅周辺で帰すのではなく、迂回や移動をしていただくことにより、市の財政が豊かになるために、機会あるごとに提案してまいりました。このたび、平成の会ではNHKの大河ドラマ龍馬伝の放映による観光客の動向と経済効果、並びに倉敷市の美観地区における観光行政について行政視察をいたしました。

高知市におきましては、坂本龍馬ゆかりの観光施設の整備や展示会、イベントなどを開催され、龍馬一色で頑張っておられました。この大河ドラマによる経済効果は、日銀発表によれば、高知市が236億円、長崎市が210億円と言われております。

また、倉敷市では、景観を守るために家の改造をされる際にはまちづくり交付金で最高800万円の補助がなされたり、高齢のために家屋の維持ができにくくなった際には、企業に売るのでなく、市において買い取って景観を維持されております。

このように、各市におきまして、観光施策に対し積極的に対処し、観光収入に、また職員も真剣に市のため、市民のために頑張っておられます。本市はどうでしょうか。まるごと博物館と言いながら、博物館に行かれる車道でもほとんど整備はされず、また各史跡地を巡回しようにも歩道や案内板がなく、安心して見て回れません。観光客数は他都市を大きく上回っておりますが、観光客へのおもてなし対策は一番劣っているのではないのでしょうか。

現在、各国あるいは国におきましても、どのようにして観光客を増やすのか、観光客の受け入れに頑張っておられます。この際、本市におきましても、口だけでなくハード面も含め、再度観光客の受け入れについて再検討を行い、観光収益について真剣に取り組むべきと思われませんが、この観光客対策と観光基盤のあり方、構想について伺います。

次に、計画的なまちづくりの推進について伺います。

私、マスタープランや施政方針を見た場合に、ハード面、特に日常生活に欠かせない道路問題について、余り語られていない感がいたします。道あるところに人家ありで、安心して通れる市道が、本市には余り存在しないのではないかと思います。今回、太宰府市都市計画のマスタープランや各種の都市計画にも、検証を行いながら見直す必要があると言われておりますが、住みよいまちづくりのため道路網の見直しを行い、都市計画による道路のあり方、あるいは公共施設などへの道路の拡幅など、安全・安心の道路形態をどのように考えてあるのか伺います。

今後は高齢者社会となり、自動車にかわり、高齢者の方は車いすの時代にもなると思えます。今回五条周辺に歩道設置をされるようですが、どのような線引き、計画のもとに、いつごろまでになされるのか伺います。

あとは、自席にて伺います。

○議長（不老光幸議員）　ここで13時まで休憩します。

休憩　午後0時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開　午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

市長。

○市長（井上保廣） ただいま施政方針に関することにつきまして、市議会会派平成の会を代表されまして安部陽議員よりご質問をいただきましたので、順を追ってご回答を申し上げます。

最初に、現場主義と市民の目線に立った市政についてのご質問にお答えをいたします。

私は就任以来、この現場主義、市民の目線に立った市政運営について行ってまいりました。この間、よく私どもの職員等については、一緒になって現場主義の観点に立って行政運営をやってくれておるといふふうに、私はそのように評価をしておるところでございます。市民の皆様方からも、この辺のいろいろ問題はあるところはございますけれども、評価を得ておることも、また事実でございます。初めに申し述べておきたいと思っております。

まず、1点目の筑紫台高校に存在する69㎡の等価交換あるいは付け替え等についてでございますけれども、この土地との交換によります道路拡幅につきましては、既に筑紫台高校へ要望をしているところでございます。

市の道路拡幅要望に伴います市有地との交換につきましては、筑紫台高校といたしましては、建物の利用計画上、不可能であるとの強い意向でございまして、本市といたしましては、今後とも筑紫台高校と協議を行ってまいりる所存でございます。

また、借地料についてでございますが、行政財産の目的外使用として、使用料及び過去の使用料につきましては、筑紫台高校とお互い誠意を持って協議を行ってまいりたいと思っております。

続きまして、人事評価制度の導入についてのご質問にお答えを申し上げます。

国におきましては、公務における能力、実績に基づく人事管理を推進しますために、その仕組みといたしまして、今年度から新たな人事評価制度が施行されておりますけれども、県内の自治体におきましても、6割程度の団体が実施している状況でございます。

太宰府市では、新年度からこの人事評価制度の構築に向けて取り組んでまいりたいと思っておりますけれども、お尋ねの評価要素の項目、実施方法につきましては、多くの自治体でも、主に担当業務に対し、設定された目標に対する達成度を評価する業務評価と職務行動を通じて発揮した能力を評価する能力評価を基本項目とされております。これから制度設計を実施していきます太宰府市におきましては、他自治体の制度も参考にしながら、太宰府市職員人材育成方針に掲げております市民や職員から信頼、納得され、何にでもやる気を持って取り組み、最後まであきらめることなく責任を持って完遂させることのできる職員像の育成につながる制度の構築をしていきたいと考えております。

なお、実施時期につきましては、今後研修や試行を実施していく中、検証を行いながら決定をしてまいりたい、このように考えております。

次に、高齢者対策についてのご質問にお答えを申し上げます。

介護予防プロジェクト研究協議会は、太宰府市におけます効果的な介護予防対策に関する調

査として、平成21年度から太宰府市の介護予防事業に効果的な運営方法と評価システムに関する基盤の確立を図るため、うつ状態、認知機能低下、閉じこもりとそれら影響する諸因子を調査することを目的といたしまして、九州大学健康科学センターと共同で事業を開始をしたところでございます。

平成21年度は、市内の44区自治会から無作為抽出をいたしました3区自治会に居住する自立した65歳以上の住民約1,200人を対象といたしまして、各区自治会の協力のもとに、公民館を拠点に調査を実施いたしまして、379人の参加があった次第でございます。

調査内容は、生活習慣行動や健康観、意欲、満足度、活力度、睡眠障害、うつ尺度等の項目につきましてアンケート調査、認知機能や体力測定などの健康度測定会及び測定機器を1週間身体に装着をいたしまして調査をいたします身体活動量調査を行っております。

本調査におきましては、同調査区への2年後の再調査を行うことで、その間の変化の因果関係を明らかにする前向き調査のために、平成23年度に調査の結果が明らかになります。

次に、観光基盤の整備についてのご質問にお答えを申し上げます。

観光基盤といたしまして、もてなす、楽しむ、にぎわう、憩う、学ぶの要素を取り入れまして、太宰府館では梅ヶ枝餅焼き体験、木うそ絵つけ体験など体験プログラムを利用いただきまして、市民と来訪者が集い、楽しみながら交流を深めることができる、記憶に残る施設として利用してもらっているところでございます。

また、太宰府ブランドの発信といたしまして、市民、事業者、行政が一丸となって行うイベント古都の光でありますとか、年末におけます史跡地のライトアップ等の事業に取り組んでいるところでございます。

また、観光案内も国際化に対応できるように、英語、韓国語あるいは中国語版のパンフレットの作成でありますとか、あるいは案内板を設置するだけではなく、国土交通省がひとり歩き点検隊と題しまして、外国人が各施設を回って案内板あるいはサインなどで問題がないかなどの調査を行っております、その調査に太宰府市も加わりまして、改善点などに向けて検討がなされているところでございます。

また、観光基盤の整備といたしまして、内山及び筑前国分寺のトイレの水洗化でありますとか、政庁跡南面広場の整備を平成22年度予算で行うように予定をしているところでございます。

最後でございますが、計画的なまちづくりの推進についてのご質問にお答えを申し上げます。

道路拡幅を含めた安全・安心のまちづくりについてでございますけれども、現在太宰府市では道路整備を行っております事業といたしましては、1点目は各自治会から要望を受け、側溝の敷設でありますとか舗装改良など、市民生活に密着をいたしております市営土木としての整備を行っております。

2点目でございますけれども、セットバック、隅切り道路事業として、4m未満の道路を4

mに拡幅する事業でございますけれども、建築確認時に伴って発生をするものだけではなく、自主的にセットバックに協力していただく、そういった意思がある場合にも、道路の必要性を考慮し、事業を実施しておるところでございます。

また、平成19年度からこの事業が補助対象事業にもなりましたことから、今後も積極的に進めてまいりたい、このように思っております。

3点目は、地域再生基盤整備事業についてでございますけれども、この事業につきましては国から公共事業として、事業費ベースで約13億円を交付されておるところでございます。用地買収、建物移転など、地域や沿道住民の生活に直接影響を及ぼしますことから、地元説明会を開催をいたしまして、事業への協力とご理解を得ながら進めておるところでございます。

4点目につきましては、開発行為に伴います道路の帰属でありますとか、個人の申し出による寄附採納がございます。そのほか緊急性が認められる路線の道路拡幅でありますとか、あるいは道路改良事業も行っております。

最後に、西鉄五条駅前通りの整備につきましては、地元自治会、関係地権者などの意向を踏まえながら平成22年度に事業計画を立案し、用地の協議など、具体的な歩道設置に向けた改良事業に着手していきたい、このように思っております。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分に参考にさせていただき、一層の努力をしてまいり所存でございますので、よろしくお願いを申し上げます。と思っております。

○議長（不老光幸議員） 1項目めについて再質問をお願いします。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 1項目めの筑紫台高校に存在する土地の問題、これ、私はなぜ9月議会、12月議会で既に質問をしておったかということは、私ども筑紫台高校に行きまして、陳情をしたわけですね。そのときに、そこの校長先生あるいは事務長は、財産が減るのが嫌いだというのが最初の答弁です。財産が減るのが、周囲のことは考えんで、学校の用地だけは守るといような感じですね。そういうところに問題点があるわけですね。したがって、私はなぜ9月、12月の一般質問で2回もしなくてはならないかということは、あのセットバック、あれは10cmぐらいすればいいんですね。しかしながら、あそこに2段ぐらいついている石垣を撤去せにゃならんわけですね。したがって、その撤去の際に、1mほど離合できる場所をずっとつくっていただければ、今のよう、今もう既に、これはきれいにフェンスから植栽から全部今はしてある、これに取りかかられたのが1月の末から2月にかけて、そういうふうで、それ以前にこの1mの用地の交換だとか、そういうことは決定していなくてはいけない問題です。そういうことを積極的に、それで12月議会で夜打ち朝駆けでもやってくださいと言ったのは、そういう理解ある校長先生であれば、私はそういうことは言わなかったと思えますけど、理解がないんですね。自分ところだけを守る。周囲のことはどうでもいいというような感じだし

た。そういう人だから、私は、校長、事務長に会ってもいけない、理事長に会いなさいと言ったのはそこにあるんです。したがって、今市長の答弁では、今後要望をしていきますということですが、きれいに、今もごらんになったらわかりますように、もうきれいにしてあるんですよ、10cmほどにセットバックして。それをまた壊してできるかという問題が、私は、そういう予算の無駄遣いになるから早目に着手しなさいということで私は言ってきたわけです。

しかしながら、今市長は、今後も筑紫台高校に対して要望してまいりますということでございますので、これについては、私は必ずやそういうような69㎡については交換等ができるというようなふうを考えておりますけれども、ここで1つ問題点がある。

2番目に、これは回答をいただいていません。私から申し上げたほうがいいかもわかりません。この天の声というのはどういうことか。私ども陳情に行ったときに、そこに見えていたね、今は顧問ですよ、筑紫台高校の顧問、Y先生という方。Y先生です。頭文字しか言いません。その先生が「安部さん、おれが市長に言えば、市長は何も言われんとばい」と、そういうことまで私に豪語されたんです。それ、その形が職員のほうには、学校のほうにけんかをしなさんなという命令になった。けんかをしなさんな。用地を交換したりね、そういうことがけんかじゃないんですよ。そういう問題をやはり職員に言われるから、職員は今までに5回ほどしか学校には行ってないんです。やはりもう仕事はされない。けんか、学校に行かなければけんかになりませんからね。けんかじゃないんです。こっちも向こうも対等で、そういう交換をしましょうということですから、そういうのを履き違えたらちょっと困りますから、そういうふうで、この天の声というのは、そういうY先生が入ってね、市長に私のこういうような問題はこうですよという言われたから言うんです、そういう問題。そういうふうであれば、今後のまちづくりは一人の有力な人によって市政が左右されるという問題がある。そういうことがないように、私はここに忠告をしておきます。

それから、借地料については、来年度予算でも、いきいき情報センター、これ計算しましたら約40坪あるんですね。これに対して96万円払われるんです。筑紫台高校は、約20坪になるんですよ。その半分ですね。毎年こちら96万円。それで、借地料については30年分で、新聞報道によりますと約100万円ぐらいというようなことが書いてありますけれども、そういうふうで、土地は今まで、これはもう決算あるいは予算の審議の際に必ずこれは早く買収するようにということは、もう私が知る限りでは、もう三、四年前からそういうことは言っている、議会でも言って、買収を進めておったはずですね。したがって、こういう私は学校の先生もわからないから、目には目を、私はこれは必ず縄張りでも、あるいはブロックをついてでもですね、道が狭くなればどれだけ利用されないか、そういうことをやっぱり知らしめるべきだと思いますので、これはあそこの道が拡幅しますと言われる前までは、私はずっと借地料を取っていただきたい。そういうことで、今後もこの借地料については取っていかれるのかいられないのか。

私はどうも新聞で見ますと、買い上げますというような学校側のことですけれど、買い上げてもらっちゃあ、私どもの地域の皆さん、あそこに車が100台ぐらいあるんですよ。筑紫台高校も20台ぐらい持っているんですよ、駐車場を別に、そういうところ。それと、もう野球のバスなんか、しょっちゅうあそこを通るんですよ。そういうことも含めて、やっぱり今後は説得してもらって、行かれて言ってもらいたいと思いますが。この借地料は今後どのように取り扱われるか、ちょっと再度お願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） この本件につきましては、細部まで私がすべてにわたって熟知していると、あるいは交渉に行っておるというようなわけではございませんけれども、全体的な責任がありますから、私は正面に立って、今言われたことについては受けますけれども、だれがそれがこう言ったああ言ったというようなことについては、私はこれは承服しかねるというように思います。

（15番佐伯 修議員「議長、暫時休憩お願いします」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 今、15番佐伯修議員から暫時休憩の……。

（15番佐伯 修議員「要望します」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 要望がありましたけど、同意見の方。

（19番武藤哲志議員「議運の副委員長としても同意します」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） では、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時21分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時05分

○議長（不老光幸議員） 再開します。

市長。

○市長（井上保廣） 休憩前のおきにお答えしたとおりでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 再々質問ありますか。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 市長の回答でもありましたように、今後もこの土地の問題については要望をしていくということでございますので、しっかりと、これが地元の住民が納得するように土地の交換等が行われますよう努力していただくということです。それで、そういう住民の人が、やはり納得されるような状態になるまでは、借地料はしっかりと取っていただきたいと、思います。その点の心構えを、ちょっとお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 借地料を取るのか取らないのか、それを含めた最終結論がどういうふうな選

択肢があるのか、それによって解決を図っていききたい。ここでこうあるというような結論づけだけをすれば、相手があることですから、そういったことをご理解をいただきたいと思いません。

○議長（不老光幸議員） 2項目め、再質問ありますか。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） この人事評価制度、これ私も最初に申し上げましたように、こういう評価制度がないから、責任感だとか、やはり迅速な対応というようなものが出てこないのではないかと。しかしながら、先ほどの市長説明では県内で6割程度と、こんなにもあっていないのかなあと、私はもうびっくりしたぐらいです。しかしながら、今度のマニフェストにはそういうことをやるというふうに書いてありますので、やはり今年の、よくよそでやってあるのは、12月にこういう評価をしてやって、新しい気持ちね、正月が来たらみんな新しい気持ちになるのと同じように、私はそういうふうで、時期はある程度早めてしっかりとやっていただきたいと思いますが、その取り組み方と実施時期をある程度明確にしていきたいと思えます。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） この人事評価制度については、平成22年度からという形で、今施政方針で述べているとおりでございます。これはその評価の方法をどうするのかということが大きな課題でございます。るる述べておる状況でございますが、これを評価する側と評価する者との研修がまず大切でございます。つくる過程においても、その辺の教育をしながら、あるいはできた段階では、公正公平に評価できるような技能も身につけなければなりません。したがって、それができ次第という形で実施をしてまいりたいというふうを考えております。

○議長（不老光幸議員） 再々質問。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今そういうものができ次第ということでございますけれども、やはり時期をきちっとね、目標を立ててもらいたい。そうしないと、やはりずるずると来ますから、今回の筑紫台高校のそういうふうな安全の線引き等も、8月に言っというやっという6カ月たっできたぐらいで、そういうふうにはやはり迅速性なんか出てきますので、そういうことで早い時期にこれは必ずやっていただきたいということを、これは要望しておきます。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 目標としましては、平成23年度からは実施してまいりたいというふうに思っていますので、平成22年度はそれを受けて、できるだけ前倒しできれば前倒しをしながらでもやっていきたいというふうを考えております。

○議長（不老光幸議員） 3項目めについて再質問ありませんか。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 高齢者の問題でございますけれども、これについては本当、福祉の職員の方は大変頑張っております。その点は私はよくわかるんですけども、昨日ですか、日経

新聞に「23都道府県保険料率上げ」と、やはり出てきておるわけですね。職員の皆さんは頑張っているけれども、こういうふうで保険が上がってくる。これは寝たきりだとか、認知症だとか、やはりいろんな病気が出てきておると。予防に力こぶを入れないと、これはいつまでたっても、それでせっかく九大も入って今度研究してありますのでね、そういうものを参考にしながらでも頑張ってもらいたいんですが。

ここで言いたいのは、福祉の職員は本当足りないんですよ。専門のですね、専門といたらおかしいけど、健康づくり、専門にずうっと各公民館、自治会等をですね、2人1組かなんかで、週に2回ほど同じ公民館に行かれるぐらい、そこで柔軟体操をしたり、歌を歌ったり、あるいはお話を聞いたり、いろいろすることによって健康づくりが推進されて医療費が減ってくると思うんですよ。それで、したがって福祉の健康づくりのほうに職員を増員していただきたいと思いますが、その点についての考え方、ちょっとお願いします。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 職員については、少数精鋭主義ということで太宰府市のほうはまいておられます。この健康づくりについては、福祉部門だけではなく、いろんな分野で、例えばまほろば号においてもお年寄りに外出していただくと、それが健康の源であるというような、あるいは今四王寺山の整備をしておりますけれども、そこを歩いていただく、あるいは歩こう会の主催をしておりますけれども、そういうこと。市全体で市民の健康をつくっていくという視点が大事ではないかと思えます。

重点的に保健師等が公民館で貯筋運動とか、そういうことをやっておりますけれども、そういうものを含めまして全体で市民の健康をつくっていく、守っていく、そういう視点から考えたいと思っております。そのために、職員をどこにどういうふうに配分するかということについては、やはり濃淡がございまして、今のところ私どもとしましては公平公正に職員の配置をしているのではないかとこのように考えておりますし、毎年、年に1回は所属長の要望調査、そういうものを事細かに聞きながら職員の配置をいたしているところがございますので、福祉部門についても、再度その辺の状況を聞いてみたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 再々質問は。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今副市長言われましたけれども、私は本当、健康な人はいつまでも健康、病になる人は、先ほど検査で生活のあり方だとかを研究してあるということでございますけれども、やはり出る機会を、やらせといたらおかしいですけど、市のほうが率先してそういう人たちを集めるような対策をしないと、なかなか今のお年寄りだとか、そういう人たちは家から出ようとされないから、そういうきっかけをつくるために私はこういうような各公民館、地域に入ってもらいたいということをお願いしているわけです。それで、それはどこの部署も、職員が足りんといったら足りん、足りるけど足りん、もうそれは考え方一つですけども、一度1日の自分が与えられた仕事がどれぐらい、もう10分刻みぐらいにつくってみたら、

ああ、これだけ仕事、僕には大きい、少ないというような問題も出てくると思います。そういうこともあわせてやっていただいて、できるだけですね、私は今後は一般財源が、一般財政ですよね、一般の会計財政が健全になるためには、一般会計から特別会計に繰り出さないように、そういうことをするために健康づくりに力こぶ入れなさいと、これが健全財政に向かうということで私は口を酸っぱくして言いよるわけですから、今後また来年の4月が異動期間になりましょうけれども、そういうことを踏まえてですね、できるだけ市民の皆さんが健康に過ごされるようなことを考えていただいて、福祉に増員をされるよう要望しておきます。

以上でこの件を終わります。

○議長（不老光幸議員） 4項目めについて再質問は。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 観光基盤のことをございますけれども、これについては、太宰府市には博物館あり、歴史遺産あり、文化遺産、いろいろ施設があるんですね。それが、これは清水議員が言われたときに、観光基盤のことを言われたときに、ちょっと私も聞き違いかもわかりませんが、観世音寺のあれは裏通りを言われたのか知りませんが、道は広くはしないというような市長答弁だったと思います。

私は逆に、あそこの朝日地蔵から政庁跡までは、全部今ほとんどは田んぼですからね、田畑ですから、あそこに1mぐらい土盛りして、やはり自然を残しながらの堤防をされたらね、皆さんは歩きやすくなって、市長が言われるように迂回路ができるんですよ。今観光協会で案内しておるのは、全部、車通りの歩道のあるところをずっと行かせているんですよ。私は本当の自然に親しみやすい道路は、やはり白川の筑紫台高校の前からずっと朝日地蔵を通過して観世音寺あるいは戒壇院の裏を通過していくのが、一番本当の太宰府の観光のあり方じゃなかろうかと思っております。その点、そういうような工夫をしてもらいたいと思いますが、それが1点と。

もう一つは、今あれを買い上げてありますね、史跡地の公有化で。これ恐らく毎年7億円から使っておりますけれども、山野のほうに、もう70%近くそちらのほうに予算が行っているんじゃないか。私はそういう山はもう買わないで、やはり政庁跡の付近をね、きちっと整理するのが先決だと思いますがね。そしてやはり観光資源として南門の復元だとか、そういうことをすることによって、市長も先ほど言われたように、まほろば号があらに行ってね、たくさんの観光客、今太宰府で全部700万人は帰っていつているんです、太宰府駅から。それをやはりその半分でもいいから政庁跡、都府楼前駅に回すべきと思うんですね。そういうようなハード面について観光基盤が充実すると思いますが、その点の考えを、市長、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

（14番安部 陽議員「市長、市長」と呼ぶ）

○総務部長（木村甚治） ハードの整備ということでございましたので、1点目の観光基盤の整備で歴史の散歩道の整備のことについて、私のほうから回答申し上げます。

今ご質問いただきましたように歴史の散歩道、朝日地蔵から政庁跡をずっと通って国分まで
行っておりますけれども、そこをご案内してある観光ボランティアの方とお話する機会があ
りましてですね、今おっしゃいましたように観世音寺裏あたりをずっと散策するには非常に
雰囲気的にもいいので、あそこを皆さん方をお連れしておると。ただ、車の交通もあるもの
ですから、要所要所で説明したいポイントがあると。そのようなときに、どうしても道の横に集
団が歩くんじゃないかと固まれば、ちょっとやっぱり危険性があるので、その辺、何か今後の政
策の中で何とかしていってもらえないかという要望も聞いております。そういうところから、
あそこを歴史の散歩道として、道を広げるということまで一足飛びにはいきませんが、
今後そういう皆さん方が散策し、歴史に触れるようなポイント等をですね、考えていき
たいということで、現在観光基盤の整備では考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 買い上げ、教育部長。

○教育部長（山田純裕） 史跡地の買い上げの分でございますけれども、これは史跡地対策委員会、
こちらのほうで、もちろん買い上げ要望に基づきまして購入しておるということで、これには
割合がありまして、割り当てがありまして、対策委員会のほうで検討しておりますので、そう
いった形で購入させてもらっているということで、2年に1回ぐらい、割合をですね、ずっと
見直していっていますので、その中で考えていきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 再々質問。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 史跡地の私有地の買い上げですね、やはり私どうしても無駄な感じが
するんです。山林とね、そういう山の中ですよ、全部買っているのが。それはもう自然景観
を考えてあるかもわかりませんが、私はもう少しね、皆さんが、行ってよかったという
ようなね、例えば大宰府政庁跡を、充実させて、今だったらもう草ぼうぼうだからといって、
みんな帰られるんです。せつかく観光客700万人来とるから、その半分でも来られるような
対策を早く考えんといかんとです。今からね、もうはっきり言うときです。維持管理にかかる
ですよ、金が。今の民主党やったら、そういう金やらんですよ。そこまで考えてから史跡地は
買うごとしとかんと。後市民が税金負担で維持管理せんならんとですよ。そこまで考えてか
ら、今後進めてもらいたいと思うんです。それで、ぜひとも南門の復元について頑張ってもら
いたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 史跡地の公有化についてですが、確かに山で何もないじゃないかというよ
うな発想もあるかもしれませんが、山を全体を含めてですね、大野城の重要な史跡でございま
すので、どうかその辺はご理解いただきたい。

それと同時にですね、おっしゃるように平地をもっと買えとおっしゃるのはそのとおりだと
思いますが、それぞれ地元の方が住んでいる中で保存をしていこうというところが、やはり一

つのキーワードとしてあるというふうに私自身とらえておりますことと、だから住んである方をですね、そこから立ち退きをしていただいて云々というようなことじゃなくて、例えば建てかえがあるとかというようなときには、そこを相談をして公有地化するというような進め方をしております。そういうことの関係です、いわゆる田とか畑につきましては、かなりの方々が公有地化等で、もう話してあることがありまして、ほとんど住んである方とか、またはとりあえず急いで現金化の必要がないというようなところもあるんじゃないかと思っておりますが、そういうふうな状況でございます。ですけれども、その状態が変わろうとするときに、早く情報を得ながら公有地化していくように努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 5項目について再質問ありませんか。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 先ほどの市長回答では、各自治会から側溝のふたの買いかえだとか、何かそういうことばかりのようでございますけれども、やはりせっかく今度自治会制度になりますからね、自治会の住民がたくさん集まられたときに、この町はこのままの道路でいいのか、安全・安心に暮らせるような道であるのかどうか、防災はどうかと、そういうことを重点にですね、道のあり方についてですね、せっかく市長、夜汗水流して市民のところへ飛び込んでいってあるけれども、そういうところのね、細かな意見を聞いて、そしてまちづくりをされたらですね、都市計画決定を必ずして道を広くしなさいという問題ではない。

ただ、安全・安心の道ができていないか、参考までに申し上げますと、門田議員にちょっと失礼かもわかりませんが、一例として国分三丁目、あれから五丁目に入るほう、あそこの入り口のところ、あそこ50mぐらいを二、三m削れば、ずうっとはしご車だとか大きな。そういうふうで、そういうところをね、そして、あそこから今度は国分のほうへ行く、今度は登って左、あそこがやっぱり4mあるかないかぐらいの道ですよ、国分小学校に行くのに。あれをこうされたら、まほろば号を国分小学校でとめないで、あの住民の方たちが利用しやすい道路になるんですよ、ほんの気持ちだけで。

それで、右側はたしかやぶになっているんだろうと思いますけど、山林だからどうこうじゃない。土地はやっぱり大切なものです。やはりそういう努力をしてもらいたい。

私一番びっくりしているのは、向佐野と吉松ですか。踏切切って県道31号線に上がる、あれはタイル張りですよ。平均3mで、広いところは5mの立派な道路がついているんですね。あのタイル張りにするような道じゃないと思う。猫も昼間は通っていないようなところですがね。

それで、そういうところをつくとやったら、そういう国分のほうにその予算を回してもらいたい。そういうことを一例として挙げておきますけども。

それで、地域の皆さんの声をもうちょい聞いていただいて、地域の道づくりをもう一度考え直してもらいたいと、それが1点と。

もう一つは、五条が、今度五条駅前を歩道設置と書いてあったんですね。どのような、先ほどは今年地元の方たちと協議してやりますということでございますけれども、ある程度積極的に回数を重ねて、早く住民の皆さんの意見を聞いて、やはり安全・安心の歩道を設置されるようにですね、いつごろ完成のめどを考えてやられるのか、その意気込みをちょっと聞きます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 道路行政等につきましては、これは本市の今日までの発展状況の経緯を見れば自然とおわかりになると思いますけれども、昭和50年代から団地がそれぞれのそのときの法律に基づいて造成されてきた。接道も、その都度つながれておるといような状況。言うてみたら、整合性がとれていない部分等々がございます。だから、都市基盤整備が一定程度終わった段階においては、団地間の舗装をしていない、団地ができて、今日まで舗装をしていないといような状況等がたくさんございます。ひび割れが入ったり、あるいは狭い4 m未満のところ、あるいは4 mのところ側溝がないといようなところ等もございます。今、都市基盤整備といましようか、ある一定程度、平成18年度を終えましたから、そういった面にスタンスを置いて、安心して高齢者の方が住めるような、そういったハード面の今面整備をしておるところです。これも国のほうから、平成19年から5カ年計画で13億円の事業ベースでそれをしておるところです。いっとき振り返っていただいたら、高雄中央通り線、今王線、いっとき20年ほどかかったと思います。これも財源がない中で、今回の13億円も含めて達成をしたといような状況でございます。全体的には、それなりの見直しをかけながらやっていく必要が、一遍ではできませんから、そういった視点で、今道路行政を行っておるといようなことについてお話をしておきたいと思えます。

それから、安全・安心のまちづくりの一つとして、懸案事項でございました五条駅前通り線、このことについても、これは工事を着手していきたいと。平成22年度に事業計画を立案しまして、早い時期にこれを完成させたい。平成22年で終われば、着手できれば着手していきたい、そういった気持ちで今やっておるところです。あそこにまほろば号を、コミュニティバスを通しておりますけれども、雨降りでもあそこを通りますと、やはり傘を差して行かれる方々、本当に危ない状況等がございます。歩道設置をあそこは急いでやっていきたいといようなことを考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 再々質問ありますか。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今市長から力強い言葉をいただきました。あなたやったらできる。その自信でもってやってもらいたい。いいですか。

これもちまして平成の会の代表質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 以上で会派平成の会の代表質問は終わりました。

次に、会派太宰府市民ネットの代表質問を許可します。

4番渡邊美穂議員。

〔4番 渡邊美穂議員 登壇〕

○4番（渡邊美穂議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、会派太宰府市民ネットを代表して、市長の施政方針について3件質問をいたします。

まず、簡素で機動的な組織に改めることについて、市長は人材育成機能を強化するとおっしゃっておられます。また、福祉や教育に重点を置いた施策を充実していくことも、マニフェストで約束をされています。その福祉や教育分野では、今後専門知識を持った職員が求められるということは、現在厚生労働省が検討している福祉分野に社会福祉士の資格を持った職員の配置を義務づけるということからもうかがえます。

また、福岡県でも、実験的にスクールソーシャルワーカーが派遣に踏み切っています。お隣の筑紫野市では、そのモデル地域に選ばれ、学校現場の先生によると、スクールカウンセラーでは対応が難しかった、課題があると認められる家庭にも入り込んで課題解決に当たってくれるため、先生方が授業に集中でき、大変大きな効果があるということでした。

これらのことなどから、私は以前、市内にある大学のご協力をいただき、福祉や教育に志の高い職員を選び、公務で資格取得に必要な講座を受講させてはいかがかというご提案をしました。もちろんその職員は大学などで、その分野についての最低限の単位を取得していることなどが条件にはなると思いますが、資格を持った新規職員を探して雇うよりも、役所の業務について一通りの理解があり、その上で専門的な知識を得た職員のほうが、仕事によりスムーズに運ぶと思いますし、職員のモチベーションを高めることにもつながると思います。

また、大学の先生方のもとには、市役所よりも早く専門機関から情報が流れてきます。職員がこのような先生方のもとで学ぶことは、単に資格取得にとどまらず、市と学校がより強い結びつきのもと、連携が図れると考えます。

市長は、今後、母校である福岡大学との連携も視野に入れておられるようですが、太宰府のように大学が集中している自治体は珍しく、市内にある知的財産も有効に活用することが必要だと思えます。どのようにお考えでしょうか。

2件目は、子育て環境の整備と高齢者、障害者の福祉の充実についてお伺いします。

学童保育所が7月から時間が延長されるということは、保護者にとって大変喜ばれるニュースでした。同時に、市が行われた調査によると、保育所においても、土曜日の時間延長を希望される保護者の数も大変多いことがわかります。今年4月から五条保育所で延長が始まり、公立の保育所は2カ所ともそれが実現するようですが、今後認可保育所についてどのような方向でお考えなのでしょうか。

また、保育所の入所条件で、いつも保護者から言われるのが、就職内定書がなければ入所できないということが大きな問題だということです。

現在、本市では、ひとり親家庭の生活保護が急増しているということですが、ひとり親の場合は、できるだけ働いていただいて、早期に生活保護から脱却していただくという視点からも、見直しができないものでしょうか。

現在、就職活動をするために、臨時で時間預かりを行ってくれる保育所は、市内に何か所ありますか。

次に、優先順位の問題ですが、保育所の入所条件に、世帯収入というのは加味されているのでしょうか。例えば、夫婦ともフルタイムで働く年収1,500万円の世帯と、夫が正社員で年収500万円、妻がパートで年間100万円の収入の世帯の場合、現在の基準ではどちらが優先順位が高くなりますか。

3件目は、第五次総合計画の策定についてお伺いします。

先日の全員協議会において第五次総合計画の素案が配付されました。総合計画は、10年間の太宰府市の市政運営の指針となるものです。今回素案の中を見ますと、以前と最も異なる点は、成果指標が具体的な数値で示され、結果がわかりやすいということだと思います。これから、この成果指標の内容について詳しく見ていきたいと思っておりますが、私が1期目のときは総合計画を実行するための実施計画がありましたが、ここ数年、その実施計画が策定されていません。総合計画は大きな目標を定めたものですから、これを数年単位での実施計画に落とし込んでいかなければ、現場の業務方法などの決定がしづらいと思っております。今後、この実施計画は策定されるのか。策定されるのならば、いつごろその素案などができるのか、具体的にお示しください。

以上、再質問につきましては自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいま施政方針に関することにつきまして、市議会会派太宰府市民ネットを代表されまして渡邊美穂議員よりご質問をいただきましたので、順にご回答を申し上げます。

最初に、簡素で機動的な組織に改めることについてでございますけれども、職員の専門的な知識の取得等につきましては、人材育成の上からも必要であると考えております。

それから次に、子育て環境の整備と高齢者、障害者の福祉の充実につきましては、今後とも充実を図ってまいりたいと、このように思っております。

最後の第五次総合計画の策定につきましては、一時期100%を超えておりました経常収支比率も、人件費でありますとか、公債費の削減等で改善を図ってまいりましたので、第五次総合計画の計画年度でございます平成23年度から実施計画復活に向けて検討を進めてまいります。

各ご質問の詳細につきましては、各部長のほうから回答をさせます。よろしく願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、最初の簡素で機動的な組織に改めることについてのご質問に、私のほうからお答えさせていただきます。

市内の大学と連携によります専門職員の育成ということについてでございますけれども、住民からのニーズが近年多種多様をきわめておる中、市の職員は市民サービスの向上に取り組んで

いかなければならないことは言うまでもありません。現在行政に求められていますあらゆる課題を解決に導くには、まず市民目線に立って考え、どのような対応が求められているのかを探索していく必要があると考えております。

その際に、個々の職員がこれまで培ってきた経験や専門的な知識などは、大変重要となっておりまいます。太宰府市では、これらの経験や知識をさらに深め、社会の変化や市民の要望に柔軟に対応できる職員を育成していく一環として、これまで過去においても必要に応じて講座や研修へ参加させておりましたが、今年度から、平成21年度から再び希望する職員の申し出を受けて、しなやか研修へ派遣するように実施を始めたところでございます。

また、職員の意欲向上を目的として、希望する職員を対象にマネジメント力やビジネススキルアップにつながる通信教育講座にも、これまで助成を行ってきております。

ご質問いただきました市内の大学との連携による専門職職員の育成については、現在は連携を行っておりませんが、福岡経済大学で実施されている簿記の公開講座などには、複式簿記の所属であります企業の部署の職員を初め意欲ある職員が、これまで自発的に受講するなどして、有効に活用させていただいております。今後、専門的な知識や資格を有する者が必要とされる部署が出てきました場合には、ご提案いただきました数ある市内の大学との連携なども参考とさせていただき、職員の知識向上や資格取得に向け、人事としても支援してまいりたいと考えております。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 続きまして、保育所の入所条件のご質問でございますが、1点目の土曜日の保育時間延長につきましては、他の認可保育園に時間延長について、所・園長会議の中で市の方向性をお話ししているところでございます。今後、市として統一した対応を考えておりますので、各保育園に協力の依頼をしてみたいと考えております。

2点目の就労証明の必要性につきましては、保育所入所申し込みの際に保育所入所申込書とあわせて、保護者から在職証明書など、保育ができないことがわかる書類を提出いただいております。これは、本市におきましては保育所の申込者数が保育所へ入所できる人員を上回っており、保護者から客観的に判断できる資料を提出いただきまして、より公正な方法による入所選考を行うためのものがございます。

ひとり親の家庭につきましては、就職内定証明で最優先入所順位としております。平成22年度におきましても、保育所の申込者の急増で、保育所入所の弾力化により定員枠を超えて入所決定をしているところでございますが、夫婦共働きにおかれましても、入所案内ができない状況が生じております。大変苦慮をいたしているところでございます。

なお、市内で一時保育を実施している保育所、保育園は、おおざの保育園、届け出保育園、いわゆる認可を受けていない保育園が4カ所で実施をしております。

3点目の世帯収入による判断につきましてはでございますが、現在のところ保育所入所の判断基準といたしましては、世帯収入につきましては考慮いたしておりません。世帯の収入や所得

では、その世帯の保育所入所の必要性を、必ずしも客観的に判断できるものではないと考えているからでございます。勤務時間、同居の方の有無等をもとに審査を行いまして、入所を決定しているところでございます。保育所の入所につきましては、より適正、公正に決定を行う必要があることは言うまでもございません。現在も待機児童が生じている状況が続いておりますので、他都市の事例等も参考にしながら、必要に応じて改善を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 最後に、第五次総合計画の策定について、ご質問にお答えいたします。

確かにご質問いただきましたように、これまで実施計画を策定いたしておりました。この実施計画は、事業計画と財政計画とで構成しておりまして、事業については根幹事業を主体とし、それ以外のものにつきましては、各年度の予算措置をもって実施してきたところでございます。

しかしながら、平成15年の災害によりまして実施計画予算枠の確保が難しくなったため、年度ごとの事業精査による予算措置を行うことといたしまして、平成18年度からの実施計画については、策定をいたしておりませんでした。それから、現在は経常収支比率も、あるいは人件費や公債費の削減等で財政的な改善を図ってまいりましたので、今回素案として出しております第五次総合計画の計画年度であります平成23年度からの実施計画を復活したいというところで、現在検討を進めております。

以上のとおり、ご質問の件につきましては、私のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 1項目めについて再質問ありますか。

4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 今の職員の資質向上について、先ほどのどなたかの質問に対して、安部議員でしたか、市長がお答えになったように、自治大学への派遣ですとか、講座を受けさせたりとか、そういった形での資質向上をさせていきたいというふうな内容だったんですが、もちろんそれも必要だと思いますし、私と村山議員も毎年市町村アカデミーのほうの議員研修に参加をさせていただいてまして、そこも市町村職員向けに10日間とか集中講座をやられていてまして、やはり毎年数百という自治体から職員がお見えになって、10日間ぐらい缶詰になって一生懸命研修してある様子は拝見しておりますので、その内容は非常によくわかるんですけども、今私が申し上げているのは、もちろんさっき総務部長おっしゃったように職員個人個人が持っている経験、知識、これも必要なんですが、やはり専門知識というのがどうしてもこれからは求められてくるのではないかと。これはもう2年ぐらい前に、先ほど申し上げた厚生労働省が福祉部門に社会福祉士の資格を持つ人間を配置を義務づける方向で、もう検討に入っているということで、だんだんこれ具体化してくると思いますけれども、そのときにも申し上げましたが、社会福祉士などはですね、国家資格ですから非常に倍率が高いし、また、これは単にスクーリング、通信教育だけではなくて、実技等ですね、やはり現場に赴いてやらなきゃいけ

ない。そういったときに、本当に職員が有給をとってまでそういうことをするのか。それよりも、やはり市の職員として、もうこれから今後こういった専門職につかせるよという、本人も、そして市のほうもそういう覚悟のもとですね、やはり国家資格としてきちんと職員に取っていただきたい。特に、やはり志が高い職員には、そういうふうな場を与えていただきたいというふうに思っています。毎年そういったことをやる必要はないと思うんですね。例えば5年に1回とか、10年に1回でもいいですし、そのときに例えば二、三人ずつでも、そうやって受講させて、そのうち何人、実際通るかわかりませんが、そういうふうな形で国家資格を持っている職員が、例えば2人とか3人とか、もうこの庁舎内にいてくれるだけでも私は随分違うと思います。

今、福祉課のほうには、2名相談員が配置されていますね。この方々は、やはり嘱託ですから、最長でも5年までしか勤めることができません。福祉関係というのは人間関係が構築されない、やはりなかなかその相談業務なんかうまくいきませんが、5年でまた新しい職員になったときに、同じように社会福祉士の資格を持った人間が本当に採用できるかどうか、探せるのかどうかということも非常に不安定な要素ですし、今後社会福祉士、こういった形でニーズが高まってきますから、いろんなところで好条件で恐らく就職ができてくると思います。そのときになって、慌ててそういった国家資格を持っている職員をという話になっても難しいのではないかと私は思いますし、現在例えばその地域包括支援センターにおきましても、本来は社会福祉士の配置が義務づけられていますけれども、実際はその資格を持っている人がいない。やはりこれほど探すのが難しいという現状なんですね。ですから、こういった形で本当に5年か10年、10年はちょっと長いかもしれませんが、ある程度一定スパンを置いた形でその職員を、特にモチベーションのある職員を大学で受講させて国家資格を取得される、これは社会福祉士だけじゃないと思います。ほかにもいろいろあると思いますが、災害のほうもあると思います。こういったお考えが何とか実現できないものかなというふうに思いますが、いかがでしょう。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 職員の研修、資質の向上あるいはスキルアップすることについては、大変重要だというふうに思っております。今までもケースワーカーであるとか、あるいは社会教育主事でありますとか、図書司書もそうですね、あるいは区画整理に従事しました職員のそういった技術研修等々についても、半年ないしは1年、今派遣をしてきた事例もございます。

今ご指摘の点につきましては、いろんな各大学とも、市内の大学とは、キャンパスネットワークというような形の中で連携をしております。それから、私の母校であります福岡大学を初めとして九州大学、福岡県にはあるわけがございますので、そこに可能であるかどうか等を含めて、そういった必要性に応じて派遣することについても考慮していきたい、考えていきたいというふうに思います。

それからもう一つは、そういった専門の学科を出られた職員を採用していくというような視

点も必要だろうというふうに思っております。この採用試験等々についても、解除といいたし
ょうかね、昨年から10名ずつ、今入れておるような状況です。次年度、今年の4月からにつ
いても、新採職員が10名入るようになっております。そういったときに、採用時にもそれは同時
に考えていきたいというふうに思っておるところです。そういった形によって、職員の意欲を
高めていくというようなこと、あるいは展望を持たせるというようなこと等を含めて構築して
いきたいというように考えております。

○議長（不老光幸議員） 再々質問をお願いします。

4 番渡邊美穂議員。

○4 番（渡邊美穂議員） 今の市長のご答弁ですと、重要性については、執行部の皆さんもやはり
認識をされているというふうに出ておられますので、福岡大学、九州大学という優秀な大
学もありますが、やはり市内にも大学がたくさんありますので、そういった市内の知的財産も
生かす、市内で割と気軽に連携ができるようなことも含めて、ぜひご検討をいただきたいと思
います。

以上で1件目は終わります。

○議長（不老光幸議員） 2項目め、再質問をお願いします。

4 番渡邊美穂議員。

○4 番（渡邊美穂議員） 済みません。まず、2項目めですね、土曜日の延長については、認可
保育所へも通知をされて、今後協力依頼をしていくということですので、既に公立保育所がも
う4月から2園、そういった形で時間延長の実施を決めていますので、そこで余り差異がない
ようにですね、やはり公立のほうがよかったじゃないとか、そういった声が出ないようにお
願いしたいと思います。

その中で質問したいのが、都府楼保育所が民間に移譲するときですね、ここについては行
政と同じようなサービスを継続していくというふうな移譲の条件があったと思います。この部
分につきまして、該当する社会福祉法人のほうと実際に具体的にお話を個別にですね、された
ことがあるのかどうかということが1つ。

それと、残り3つの部分についてはですね、共通することは緊急性の高い方とか、あるいは
生活実態に合わせた対応ができないのかということなんですね。現在、先ほど申し上げたよう
に、太宰府市は離婚とか夫のDVから逃げてこられたというひとり親家庭の生活保護が急増し
ている。これは子育て支援課とは課が違うんですけども、そういったひとり親家庭が急増を
しているという実態があります。実際にそれが生活保護を受けているという実態があるわけな
んですが、ひとり親家庭になられた場合は、もうできるだけ早急にですね、自分で働いて、自
分が子供を育てていくんだというふうに自覚を持っていただかなきゃいけない。しかし、その
段階で就職活動をしようと思っても、さっきおっしゃいましたように認可保育所が1カ所、無
認可の4カ所しか臨時で預けることができない。無認可保育所に預けるとなると、もう就職活
動をしているときの保育料の問題が大変大きいのしかかってきて、就職活動が、もうしたくな

い、もうやりたくないということで、結果的にその生活保護のままずるずると何年も生活をされているような、そういった実態も漏れ聞いております。

ですから、こういったふうに緊急性が高い、ひとり親家庭ですから、やはりできるだけ早く就職活動をしていただかなきゃいけない。こういうふうな場合はですね、きちんとその内容を見ていただいて、就職の証明書がなくても、内定証明がなくても、きちんと預かって、まず預かって、まず就職活動をしていただく。就職活動をしていただいて、一刻も早く生活保護から脱却をしていただく。こういった視点も必要ではないかと思えます。

それから、先ほどおっしゃいましたように、世帯収入というのは入っていないと。要するに、保育所に入る優先順位に世帯収入は加味されていないとおっしゃったんですが、さっき言ったように夫婦ともに働いて1,500万円の年収がある家庭と、夫が正職で500万円、妻がパートで100万円、世帯収入としては600万円しかない。これがすべての条件だと言っているわけじゃないんです。こういった生活状態も加味できないか、実際に。

例えばフルタイムで働いている方も、そういったもう一つの家庭の場合も、両方とも市内には面倒を見てくださる方がいない、この条件は一緒。なのに、こっちがフルタイムで働いているからこっちが優先順位が高い。片や、一人が奥さんがパートだから優先順位が低いというふうになっているわけですね。そうすると、フルタイムの方はすぐにできるんですけど、実際収入としては半分以下なわけですね、こっちが。ですから、そういった生活実態に合わせて、それも一つの要因として保育所に入るときの優先順位の条件の一つに加味はできないでしょうかということなんです、それが公平な見方ではないというふうにおっしゃるのかもしれませんが、それはきちんと福祉のほうと連携をされたりとか、あるいは納税課と連携されればですね、実態はわかると思うんですね。ですから、その部分できちんと客観的な見方はできると思うんですが、いかがでしょう。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 1点目の都府楼保育園の民間移譲の条件で、延長保育の約束はなかったかということでございますが、確かに延長保育があったと思います。それで、まずは公立からということがございましたものですから、毎月行っております所・園長会議の中で、まずは公立保育所のほうを平成22年4月1日から実施しますので、民間の保育園についても延長保育についてご協力をお願いします、こういった形で、民間委譲の条件ではありましたが、民間の保育園にはあわせてお願いをしておるといような状況でございます。

それから、緊急性のある生活の実態及びひとり親家庭の受け入れでございますけれども、平成21年の9月に、生活保護の母子加算が復活をしました。その後、太宰府市においてひとり親家庭の生活保護世帯はどうなっておるかといいますと、3世帯のひとり親家庭が平成21年9月から保護の申請に至っております。子供さんは3人でございます。それが急増したかどうかというのは、見方があろうかと思いますが、もしそういう方が保育所に入所を申請したということになりますと、議員が申されますような背景を十分に考慮しながらですね、ご相談に乗る必

要はあるというふうに思います。

次に、3点目の世帯収入でございますが、こういうお話をされますと、私も非常に悩ましいところでございますけれども、他都市の事例を参考にしながらと、第1回目にお答えしましたけれども、近隣の市町がどういうふうにやっておるかということも参考にさせていただきまして、必要に応じて改善を図ってまいりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 私もこの質問をするに当たって、やはりほかの自治体にも伺ってみました。しかし、近隣がですね、ほとんど待機児童ゼロということでございましたので、問題はないというご回答をいただいております、恐らくその近隣を調べられても余りできないかな。ただ、万が一そういう状況になったらどうしますかというふうに逆に質問をいたしましたときには、それは世帯収入等も考慮いたしますというふうに、今の段階で担当課の職員の方々やはり、すべての市町村ですけど、おっしゃっておられました。ですから、ぜひこの世帯収入というのも一つですね、それがすべてということじゃありません、さっきから言うように、一つの要因として加味をしていただきたいというふうに要望して、2項目めを終わります。

○議長（不老光幸議員） 3項目め、再質問をお願いします。

4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 確かに今実施計画が平成23年から復活をするというふうなご回答をいただきましてですね、その実施計画の中身をちょっと聞きたいんですけども、この総合計画、先ほど言いましたように成果指標というのが今回初めて導入されまして、これは私も非常にわかりやすくなるんじゃないかというふうに期待をしているところなんです、この成果指標をですね、実施計画の中ではどのように活用されるのかなというふうに思っています。つまり、実施計画の中でも同じような成果指標を使ってですね、単年度、もしくはその実施計画をやる二、三年単位だと思んですけども、その単位ごとにやはり目標値を決めて、この平成27年の数値に合わせた形で単年ごとに、あるいは二、三年ごとに目標数値を決めてやっていくのか。やっていくとしたら、そういった調査をやはり二、三年ごとにしなきゃいけないわけですが、それをするのかということなんです。

それから、ここに書いてあるようにですね、成果指標の基準値というものがありますが、基準値の中でかなりの項目にですね、平成22年3月調査予定と書いてあるんですね。これが実際にもう何か調査をされているのか、あるいは調査をする予定があるのか、もう3月あと半月ぐらいしかないんですけど、この実態について教えてください。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） まず、1点目の実施計画の中身でございますけれども、これまでの実施計画は大体3年間当たりの財源内訳でありますとかですね、そのような大きな公共事業ベースで大体成り立っております。そして、その幾つかの大きな公共事業のローリング方式で、毎年毎年見直すという形で来ておまして、そのようなことを踏襲すれば、成果指標等でなく、

あくまでも財政見込みというような面が強いと思います。しかし、今回素案として出しました総合計画については成果指標という形も出してきておりますので、ある程度これだけの公金を投入すればこれだけの成果が上がるということは、整合性を持ってですね、実施計画のほうにも反映したいというふうに考えております。

ただ、現時点で中身まで検討しておるわけではございませんので、どうのこうのとした決定事項はちょっと言えませんけれども、これまでのような事業を行うための財政計画だけではなくて、やはり市民への約束であります総合計画の実施という面も含めての実施計画ということをつくり上げていきたいというふうに考えております。

それと、平成22年度の成果指標で、今回初めて成果指標をこれだけ出してきました。出してきたのはあるんですが、ただ現時点での成果をとるために、今年の3月調整予定ということで現在出しております。このことについてはアンケートを、現在郵送をですね、市内1,000人の方の抽出をいたしまして、今指標のアンケート項目を出しておる最中でございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） さっき第1問目のときにちょっと私が聞き逃したのかもしれませんが、実施計画が平成23年から復活をするというのはわかったんですが、いつごろその素案ができるのかですね、実施計画の、そういった部分のちょっと具体的な回答を私がちょっと聞き逃したのか、ちょっと言われていないのかわかりませんが、それをちょっと言っていただきたいのが1つと。

それから、今3月1日からパブリックコメント、この総合計画についてのパブリックコメントを聴取されていますよね。私ども太宰府市民ネットは、この総合計画についても、やはり議会でも特別委員会等の設置をしてですね、ぜひ調査研究をしていきたいというようなことを提案をしていきたいというふうに思っているんですが、このパブリックコメントの内容については、いつごろ議会に報告ができますでしょうか。

この2点についてご回答をいただいて、私どもの会派の代表質問を終わらせていただきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） まず、1点目の実施計画の内容でございますけれども、これはやはり総合計画のほうをまずつくり上げることに力を注いでおりますので、これは平成22年度中において、これの次のステップであります実施計画の研究をしていくということでございますので、今の時点でいつでき上がるということはおそらくご回答するのは難しいと思っておりますけれども、今年度中に、今年度といいますか、平成22年度中につくっていくということでご回答をしておきたいと思っております。

それと、パブリックコメントでございますが、総合計画の今後のスケジュールの中で、6月ごろには審議会のほうにですね、お諮りするような形になってまいりますので、6月ごろに

は、このパブリックコメントの集約という形でご報告できるようなことで予定を立てております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 以上で会派太宰府市民ネットの代表質問は終わりました。

ここで15時20分まで休憩します。

休憩 午後3時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時20分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

次に、会派日本共産党太宰府市議団の代表質問を許可します。

2番藤井雅之議員。

〔2番 藤井雅之議員 登壇〕

○2番（藤井雅之議員） ただいま議長から代表質問の許可をいただきました日本共産党太宰府市議団を代表して、市長の施政方針に対して11項目質問いたします。

新政権下での住民生活の影響について伺います。

太宰府市議会でも平成22年度の予算審議が始まっていますが、国会でも平成22年度の予算審議が行われています。衆議院を3月2日に通過し、年度内に成立することが確実にになりました。

昨年の総選挙での国民の審判を一定反映した前進面もありますが、大もとである駐留する米軍への思いやり予算などの軍事費、また大企業、大資産家減税を聖域としたままであるなど、不十分な内容も見受けられます。民主党が総選挙で掲げたマニフェストの目玉である子ども手当の創設について、財源の問題で住民への負担増があるのではと懸念されています。

昨年12月23日に、平成22年度予算における子ども手当等の取り扱いについてという、国家戦略担当大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣の4大臣の合意文書では、所得税、住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う地方財政の増収分は、子ども手当の財源として活用することとされています。この合意文書を住民側に照らして見れば、扶養控除の廃止、縮減に伴って増税になります。さらに、その分に加えて、税額などに連動している国民健康保険税、保育料など、負担増の影響が懸念されます。

昨年、政府税調が示した資料では、所得税、住民税の扶養控除の廃止に伴って負担増になる項目は23項目にも及ぶということですが、太宰府市では負担増になる項目はどのくらいあるのか、どのくらいの人数的に負担増になるのかお示してください。

また、税制改正大綱で制度の所管府省においては負担の基準の見直し、経過措置の導入など、適切に講じることとされています。負担基準の見直しは当然ですが、経過措置はそのような経過期間を過ぎれば負担増になるということです。太宰府市としても国に対して適切に対応を行うように求めますが、見解をお聞かせください。

国民健康保険税について伺います。

2008年度の市町村国民健康保険の収納率が、前年よりも2.1ポイントマイナスの88.3%に悪化したことが、厚生労働省のまとめで明らかになりました。福岡県でも、前年よりマイナス2%の90.1%という状況です。同省の分析では、後期高齢者医療制度の創設で収納率の高い75歳以上の高齢者が抜けたことや景気の悪化が原因としています。太宰府市においても、現在の保険税について災害、失業、倒産で払いたくても払えない人に対しては、申請減免などを適用して、積極的に負担の軽減策をとるべきだと考えます。

また、無料低額診療の活用、実施されている医療機関の拡大についても積極的に取り組むべきであると思いますが、見解をお聞かせください。

国民健康保険税の2つ目の質問は、独立採算制という方針で行われていない一般会計からの法定外の繰り入れを行って赤字の解消、そして保険税の引き下げに向けたロードマップを整備するべきであると考えますが、見解をお聞かせください。

後期高齢者医療制度について伺います。

同制度が発足してから4月で2年が過ぎ、保険料の改定の年に今年は当たります。2月28日のしんぶん赤旗の報道では20都府県で保険料の引き上げが検討され、福岡県は検討中ということですが、大幅な保険料の引き上げが検討されていると言われています。昨年の衆議院選挙で同制度の即時廃止を上げた民主党政権が誕生したことから民意は制度の廃止を求めていると思いますが、長妻厚生労働大臣は廃止を先送りにし、各都道府県の広域連合には剰余金等を活用して、保険料の大幅な引き上げをしないように指導していくと言っていますが、仮に福岡県の広域連合が保険料の大幅な引き上げを提案した場合、広域連合の議員である市長はどう議会に臨まれるのか認識をお聞かせください。

あわせて、昨年の代表質問で伺った75歳以上の高齢者の方が3カ月以上入院すると、入院基本料の算定が大きく引き下がる問題についても実態を調査すると述べられていますが、その結果と対応策をお示しください。

高齢者支援について伺います。

施政方針では、今後包括支援センターを核としてさらなる高齢者支援の充実に努めることが言われています。各自治会に目を向けると見守り活動や民生委員との連携などを行い独居老人の把握に努められ、地域から孤独死をなくす取り組みなどをされています。しかし、24時間を通して独居老人の方の動向に目を向けて向き合うのは難しいと思います。地域の目が届かない時間に万一のことが起こったときの悲しみは想像に絶するものがあります。こうした不幸を少しでも解消するために緊急通報システムの普及が重要であると考えますが、市の見解を求めます。

教育行政について2点伺います。

1点目は、市としての30人学級の実現を求めます。全国で弾力的に少人数学級の編制が行われ、子供たちに行き届いた指導ができると評価されています。福岡市では今審議されている平

成22年度予算案で小学校4年生までを35人学級に編制する方針を提案していますが、太宰府市としても行うべきではないでしょうか、見解を求めます。

2点目は、太宰府市内4中学校での音楽、美術の芸術科目の教員配置状況について伺います。

学校教育課作成の資料では、平成21年度は市内4中学校で音楽については教諭が配置されていますが、美術について太宰府西中、太宰府東中で講師1人しか配置されておらず、教材の決定などにも責任を持つ立場におられることが想像できます。講師というのは1年の契約であり、継続した指導ができなくなるなどの懸念があり改善が必要だと思いますが認識を伺います。あわせて、この2つの中学校の講師の方が担任などを受け持っておられるのかも答弁を求めます。

中学校給食について伺います。

昨年の代表質問でもお聞きしましたが、ランチサービスの利用実績が少ない現状について、利用する保護者の方からは現状の月単位での注文をとる方式では利用しにくいという声を紹介し、週単位での運用を求めましたが、業者の食材確保の問題、学校事務の増加の問題を言われ、今後検討していくという答弁でした。この1年どのように検討されたのでしょうか。保護者の方からは、やはり月単位の現在の方式では利用しにくいという声を聞きます。週単位で注文をとる方式への変更を求めますが、見解をお聞かせください。

就学援助制度の充実について伺います。

就学援助は日本国憲法第26条において、義務教育は無償とするというもとに経済的に就学困難と認められる義務教育を受ける子供の保護者に支給されるもので、給食費やクラブ活動費、修学旅行費などが支給対象になっています。生活保護を受けている要保護者と準要保護者があり、準要保護者については各市町村教育委員会が基準を決定することとなっていますが、2005年に行われた国庫補助の一般財源化によって、命綱である準要保護者の認定基準切り下げが行われ、援助内容が後退している実態が全国で報告されています。太宰府市としては切り下げは行うべきではないと思いますが、見解を求めます。また、この件に関して菅財務大臣は2月18日に行われた衆議院予算委員会で、我が党の宮本衆議院議員の質問に対して、2010年度予算案で準要保護者へ配慮をされるよう地方交付税を手厚くすると述べていますが、この発言への見解もあわせて求めます。

子育て支援策について伺います。

1点目は、来年4月に開園が決定している新しい認可保育園に関してです。議会へも逐一説明をいただき、運営する社会福祉法人、場所などを報告をいただきました。以前の議会への説明では、今回の保育所設置によって0歳、1歳の待機児童が解消されると述べられていますが、開園までにはあと一年あり、現状への対応はどのように考えられておられるのかお聞かせください。また、保育園全体の0歳、1歳の児童の定員もお示しください。

2点目は、厚生労働省が2月17日付で各都道府県に、認可保育園の定員を超えて子供の受け

入れを行えるように通知した問題への対応策について伺います。

保育園の定員を超えた子供の受け入れは、待機児童の解消という名目で1999年に認められ、発足当初は定員の115%、年度途中からは125%までの詰め込みを認めましたが、今回の通知でその上限が取り払われます。定員を超す受け入れは、子供1人当たりの保育室面積などを定めた保育所最低基準を割り込む例が報告されています。子供の発達を保障する上でも、保育室面積が最低基準から割り込むようなことはするべきではないと考えますが、太宰府市では各認可保育園でどのように対応されようと考えておられるのかお聞かせください。

住宅リフォーム助成制度について伺います。

地域経済の活性化策として、幾つもの自治体で改修の中身を問わない住宅リフォーム助成制度が創設されています。

地域住民の皆さんが、住宅の改修を地元の業者に発注してその助成を行うという制度で、筑紫野市でも今開会中の3月議会で関連予算が提案されています。この制度を活用し、住宅リフォームを行うと同時に、家電製品、室内装飾品の購入、買いかえも期待され、太宰府市内に大きな経済波及効果を呼び、税収増にも結びつくと考えます。まず、国の臨時交付金事業の活用などで行っていただきたいと思いますが、見解を求めます。

西鉄二日市駅東口の交通対策について伺います。

施政方針で示された、西鉄二日市駅東口駐車場で起こっている路上駐輪の問題については、今議会で関連条例が提案され、自転車放置禁止区域に指定する対応策が行われようとしています。今回の対応によって、歩行者の安全面は確保される期待がありますが、車の運転者の視点で見たときに、西鉄二日市駅東口の交通対策として取り組んでもらいたいのが、電車到着時に発生している迎えの車への対応です。片側1車線しかない状態で、駐輪場側のガードレール沿いにはずらりと車が並んでいます。二日市駅には特急、急行、普通のそれぞれの列車がとまります。時間帯によっては迎えの車が途切れることなく並んでいる状態で、1車線しかないため離合することも難しく渋滞を引き起こしています。また、路線バスの合流にも支障を来している状況も見受けられます。筑紫野市とも共同して何らかの対応を行う必要があると感じますが、見解を求めます。

スポーツ振興基本計画について伺います。

施政方針では同振興計画について、本年度は実施計画の策定を行い、計画の具体化に取り組んでいくと述べられています。市民の皆さんが生きがいとして、健康づくりとしてさまざまな思いを反映させた具体化を望みます。その中で、今健康づくりからウォーキングがブームになっています。時間を限らず、家族であるいは個人でウォーキングをしておられる光景を目にしますが、夜間のウォーキングをされる場合など街灯が少なく危険を感じる箇所も見受けられます。一例ですが、地域包括支援センターからJ A向佐野支店方面については街灯が少なく、時間によっては自転車、あるいは自動車から見たときにウォーキング中の方の発見が遅れ接触事故を起こす危険があります。太宰府市全域をウォーキングを楽しむ体育施設という視点で考

え、安全面での街灯の整備計画を進めてもらいたいと思いますが、市の見解を求めます。

再質問は自席で行わせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいま施政方針に関することにつきまして、市議会会派日本共産党太宰府市議団を代表されまして、藤井雅之議員よりご質問をいただきましたので、順にご回答を申し上げます。なお、ご質問のうち、5項目めから7項目めまでにつきましては、後ほど教育長が回答いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、最初に新政権下での市民生活の影響についてのご質問にお答えを申し上げます。

太宰府市におきまして、住民税の扶養控除の廃止に伴って負担増になる人は、個人住民税の平成21年度課税ベースで推計をいたしますと、まず子ども手当の対象として、16歳未満の扶養親族に係る扶養控除の人数は約1,900人となります。また、高校授業料無償化の対象として、16歳以上19歳未満の扶養親族に係る扶養控除の人数は約1,100人となりまして、合計で3,000人程度を見込んでおります。

扶養控除の廃止に伴います負担増となります項目は保育料、国民健康保険税を初め障害者福祉サービス、高齢者福祉サービスなど、さまざまなサービスに影響が出てまいります。しかしながら、所得税関係では平成23年分からの適用となりますけれども、実質のサービス料金に影響が出ますのは平成24年度からということになりますので、その間の国の動向に注視をしつつ調査研究をいたしますとともに、負担基準の見直し、経過措置の導入など、全国市長会等を通じまして国に対し適切に対応していただくよう要望していこうというふうに思っております。

続きまして、国民健康保険税についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の現在の保険税の負担軽減策についてでございますが、低所得者への2割、5割、7割軽減、後期高齢者医療制度に移行された方の被扶養者の方への条例減免等を行っております。さらには、昨今の景気悪化によります失業者対策といたしまして、平成22年4月から、保険税所得割について、給与所得を100分の30と算出いたしまして、医療費の自己負担割合も同様の方法で算出した所得区分を適用する法案が通常国会に提出をされております。

また、無料低額診療についてでございますが、本事業につきましては、社会福祉法に基づきます事業でございます。実施する医療機関は都道府県、政令市、中核市の認可が必要になってまいります。現在、県内18カ所で実施をされております。近隣で申し上げますと、福岡済生会二日市病院で実施をされておりますことから、市民の方のお尋ねにも対応していきたいと考えております。

次に、2点目の一般会計から国民健康保険事業特別会計への法定外の繰り入れについてでございますが、国民健康保険事業特別会計は独立採算が原則でございます。特定健診、保健指導等の健康づくりを通じた保健事業の充実と保険税収納率の向上、さらには全国市長会等を通じまして、国庫負担の引き上げや国保運営の広域化、一元化等の抜本的改革を国に対し要望をしながら、できる限り税負担を抑えるように最大限の努力をしたいというふうに思っております。

す。

国民皆保険の根幹をなします国民健康保険事業の安定運営のために、被保険者の皆様のご理解とご協力をお願いを申し上げたいというふうに思っております。

次に、後期高齢者医療制度についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、後期高齢者医療保険料改定についてでございますが、昨年10月、厚生労働省から後期高齢者医療制度の後期財政運営期間でございます平成22年、平成23年度における保険料が全国平均で現在よりも約10%増加するとの見通しが示されました。このため、急激な保険料の増加を抑制する観点から、国庫補助の実施及び各広域連合に生じる予定の剰余金の活用、あるいは保険料増加の抑制措置についての方針が示されました。

また、さらなる抑制措置といたしまして、各都道府県に設置されております財政安定化基金を活用しますために、現在改正法案及び改正条例が国会及び福岡県議会で審議をされているところでございます。

福岡県後期高齢者医療の保険料につきましては、その結果によって最終的な額が確定されますので、いましばらく推移を見守りたいと、このように考えております。

次に、後期高齢者特定入院基本料の問題についてでございますが、中央社会保険医療協議会におけます平成22年度の診療報酬改定の答申におきまして、名称から後期高齢者を削除するとともに、75歳以上に限定していた対象年齢の要件が廃止をされました。

また、実態調査につきましては、広域連合におけますレセプトデータ提供体制が十分に整っておりませんので、データの分析が現時点では困難な状況でございます。

なお、入院基本料の減額対象となります患者につきましては、医療機関から退院支援状況報告書を提出することで、従来どおりの出来高によります算定が可能となっております。この運用につきましては、今後各医療機関におきまして、入院治療が必要な方に対しまして機械的に退院を迫ることがないように、適切な対応がなされるものと考えております。

次に、高齢者支援についてのご質問にお答えを申し上げます。

地域包括支援センターが直営になって2年目を迎えようとしておりまして、さらにケアマネージャーの資質の向上に努めているところでございます。

高齢者支援の重要な施策といたしましては、高齢者を支援する地域づくりを推進することであるとと考えております。その実現のためには、民生委員でありますとか自治会の福祉関係者との連携を積極的に深めていきまして、地域との協働を確立してまいりたいと思っております。

緊急通報システムに関しましては、ひとり暮らしの高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることによりまして、住みなれた自宅で安心して暮らすことができるように重要な役割を果たしているとの認識をしているところでございます。今後もあらゆる角度から啓発活動を推進してまいりたいと思っております。

次に、子育て支援策についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の新設される認可保育園の設立準備の状況についてでございますが、現在新設

保育所を運営いたします法人が、土地の買収に向けて所有者との詰め協議を行われております。今後の予定につきましては、用地の協議が調い次第、地元関係者への説明を進め、県補助金の決定状況を見ながら、できるだけ早い時期に建築工事に着手できるように市としても協力してまいりたいと、このように考えております。

保育所の定員といたしましては、120名を計画いたしております。各年齢別の定員をすべて20名といたしまして、特に待機児童が常態化しております3歳未満児の受け入れに対応した定員を設定しているところでございます。他の保育所に比べまして、0歳から2歳までの受け入れはかなり多く、待機児童の解消につながるのではないかと考えております。

次に、2点目の厚生労働省が通知いたしました認可保育園の定員超過の上限撤廃への対応についてでございますが、2月17日付でもちまして、保育所への入所の円滑化についての一部改正がございまして、平成22年度から4月並びに5月から9月までにおけます入所制限が撤廃されることとなっております。この件につきましては、1月中旬に既に情報を入手してございまして、平成22年度の入所決定に際しまして、特に4月当初からの児童の受け入れを増員することが今できておることを報告しておきたいと思っております。

市といたしましては、今後とも入所児童の適正化に努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、住宅リフォーム助成制度創設についてのご質問にお答えを申し上げます。

総合的に経済効果を考えますと一定の成果は見られると思っておりますけれども、太宰府市では福祉分野におきまして、要介護高齢者及び身体障害者の世帯が行う住宅の一部改造には、住宅改修費給付事業及び太宰府市住みよか事業の助成制度を活用していただいております。

このことから、ご質問の全市民、世帯に向けての制度創設につきましては、本市の厳しい財政状況から総合的に判断して、難しいというふうに判断をいたしております。

本来、このような経済効果をもたらすと思われる事業につきましては、私は国の施策で行うことが全国的な経済の回復につながるというふうに考えておりますので、今後とも全国市長会などを通じて、この趣旨等については要望を重ねていきたいというふうに思っております。

次に、西鉄二日市駅東口の交通対策についてのご質問にお答え申し上げます。

西鉄二日市駅東口につきましては、送迎のための車両が県道観世音寺・二日市線沿道に停車している状況は承知をいたしております。駅前広場には、送迎用の駐車場が設置されてございまして、駅周辺につきましては現在道路交通法によりまして駐車禁止となっております。

法令上、人の乗降のための停車は認められておりますので、他の場所まで到着まで待機する、広場から出るバスや通過交通の妨げとならないように配慮するなど、運転者の交通モラルに期待したいというふうに思っております。

最後に、スポーツ振興基本計画についてのご質問にお答えを申し上げます。

スポーツと連携をいたしました健康づくりの面からも、本年の3月に策定予定の太宰府市スポーツ振興基本計画に基づきます総合的な生涯スポーツ施策を展開していくことといたしております。

ご質問のとおり、近年ウオーキングがブームとなっていることは十分承知をしております。特に、夜間のウオーキングにつきましては、交通安全等からも歩行者の方が反射材をつけるなどの対策もしていただいていると思いますけれども、歩行者のほうからの安全面から市内全域をやはりウオーキングを楽しむ体育施設という視点を考慮に入れながら、ご指摘のように今後の街灯整備を計画的に私は進めていきたいというふうに思っております。

以上のとおりご質問の件につきましては答弁をいたしましたけれども、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分に参考にさせていただきます、一層の努力をしてまいりまいる所存でございます。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 5項目めの、教育行政についてからの質問につきまして、順次お答えいたします。

最初に、教育行政についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の30人学級の実施についてですが、法律により小・中学校の1学級の人数は40人と定められていますので、本市ではこれに基づき学級編制を行っております。

平成22年3月1日現在の小学校の児童数から30人学級の学級編制を行った場合、27学級の増加となり、教員数も20数名必要となってまいります。

今まで各学校と教育委員会とで十分協議を行い、少人数学級を実施するために指導方法工夫改善教員による少人数学級指定や、各学校の教員定数の範囲内で学級編制の弾力的運用を行っている学校もございます。

しかし、例えば本市の場合、全国学力・学習状況調査において全国平均を上回る結果を残しておりますが、一方では学力格差もあるなど児童・生徒の底上げも取り組むべき重要な課題の一つであるなど、少人数学級を行うことで一層充実した指導になるものと考えております。これらのことから、一学級の人数や方法等これからの課題ですが、教育部内で他市町の状況等の情報の収集や試算を含め研究を行い、実施に向けての条件整備を図りたいと考えます。

また、少人数学級の早期実現についての、県や文部科学省、国会への要望書の提出や陳情につきましては、福岡県市町村教育委員会連絡協議会や全国都市教育長協議会を通して、今後も継続して行っていきたいと考えております。

次に、2点目の市内4中学校での芸術科目、音楽、美術への教諭の配置についてですが、音楽につきましては市内各中学校4校とも教諭が配置されております。美術につきましては、4校で5名の配置がっておりますが、そのうち3名が講師でございます。講師では継続した指導ができる保障がないのではないかとのお尋ねでございますが、指導計画作成に当たりましては、筑紫地区内でそれぞれの教科ごとに教諭が集まって指導カリキュラムの研究を行ってお

りますので、基本的には各学校はそれに沿いまして指導計画を作成しております。また、学習指導に当たりましては、校長を中心に学習の内容や学習の進捗、学習時間などについて状況の把握や指導を行うなどしておりますので、継続性や教育の質は保たれていると認識しております。なお、講師については担任を持っておりません。

次に、中学校給食についてのご質問にお答えします。

中学校ランチサービスにつきましては、平成18年12月から実施いたしまして、3年3カ月が経過いたしました。

当初から月単位での申し込みとしてまいりましたが、生徒、教師、保護者を対象として昨年5月に実施したアンケート調査においても、申し込みから食べ始めるまでの期間の短縮を望む声や月単位での申込方法は利用しにくいとの意見が多く見られましたので、教育部内、また各中学校とも協議するなどし、本年2月1日から変更しているところでございます。

具体的には、これまで1カ月単位での喫食期間であったものを1週間単位にするとともに、申込受け付け期間を喫食開始日の10日前とし、従来から比較すると1カ月以上短縮するなど希望にこたえる内容としております。今後の利用増につなげたいと考えているところでございます。

次に、就学援助制度の充実についてのご質問にお答えします。

ご指摘のとおり、平成17年度から国の補助制度の見直しにより、就学援助に係る経費が一般財源化されております。

経済的理由のため就学が困難な児童・生徒の保護者に対しまして、教育費の一部を援助することにより、義務教育をひとしく受けることができますよう、その取り組みを行っているところですが、本市の場合、認定基準につきましては、一般財源化に伴う基準の切り下げは行っておりません。

なお、2月18日の菅財務大臣の発言につきましては、まだ手元に資料等ございませんので、見解については差し控えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上のとおりご質問の件につきまして答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして也十分に参考にさせていただきます、一層の努力をしてみたい所存でございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1項目めの再質問をお願いします。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 新政権下での住民生活への影響ということですが、その負担増となってあらわれてくる問題というのは、実質平成24年からという旨の答弁がありましたが、壇上で述べました四大臣合意の文書を私手元に持っているんですけども、四大臣合意、これ平成22年度予算における子ども手当等の取り扱いについてという中では、これ4項目で構成されているんですけども、その4番目の中に1点気になるものがありまして、今後自治体の中でもど

う進めていかれるのか見解をお聞きしたいんですけども、それはちょっと読み上げますけども、幼・保一体化等を含む新たな次世代育成支援対策の検討を進めることとあわせて地域主権を進める観点から、地域主権戦略会議において、ここが気になるところなんですけども、この補助金の一括交付金化や地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割負担、経費負担のあり方の議論を行い、その見直しについて検討を行う、平成23年度の予算編成過程において結論を得てというふうになっているんですけども、この一括交付金化への対応について今現状どのように考えておられるのか、お聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 一括交付金化については、いい面と悪い面があると思います。地方分権、市で考え、そして描いた事業展開をしていく。自由に使えるというふうな、その地域の課題といいでしょうか、自治体の課題によって一般財源化というふうな形が交付金制度。いい面でいけばこれは自由に裁量なく、その市独自で使えるというふうな意味においては歓迎すべきだというふうに思っております。そういった見解でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） わかりました。この一括交付金化については今後またいろいろ具体的な動きも出てくるでしょうから、その推移も見守っていただいて、平成24年からということをおっしゃっていただきましたけども、そういった負担増の問題が住民の方を襲わないようにですね、極力いろいろ自治体でもできることはないのかということも引き続き検討していただいて、そういったことにならないように対応策もとっていただきたいということを要望いたしまして、この1項目めについては質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 2項目めの再質問を。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 国保税に関してですけども、まずいろいろ減免の関係、負担軽減策の問題言われました。さっき市長からも答弁もありましたが、これは先日毎日新聞でも報道されておりましたが、市長が今答弁言われた失業された方の保険料の軽減の問題も、法改正を行って4月から実施する方向ということをおっしゃっておりますが、まずこれについて担当のほうでわかれば示していただきたいのは、今現在太宰府市内ではどれぐらいの対象になる方が見込みでおられるのかということと、あとその周知の方法とかはどういったことを考えておられるのかということをお聞かせください。

それと、法定減免等もいろいろ伺いましたが、例えば国保の減免というのはいろいろありますね。法定減免ですとか申請減免等もありますし、病院での窓口負担が減免される、これは国保法44条で、失業、事業の休廃止などによって収入が大きく減少し低所得になった場合、支払い猶予や減免が受けられるというような内容になっておりますが、この国保法44条の関係で、これ特に相談に住民の方が来られると思うんですけども窓口で、その対応ですね、職員の方がきちんと減免等の申請に対してスムーズに対応できるような体制をとっておられるのかという

ことを、あわせてお聞かせください。

それと、無料低額診療に関しては、今二日市の済生会がこの近辺では行っているということでしたけども、保険がないから病院に行けないんじゃないかというようなことを思っておられる方も多いと思うんですが、この無料低額診療というのは本当に最後の命綱であると思いますから、そういったものもあわせてお知らせするようなことと、あと例えば二日市済生会じゃなくてもこの近隣のところ、幾つかの病院、あるいは診療所をピックアップして、そういったものをマップを作成して、万が一のときにはこちらの病院に行かれてください、この無料低額診療が受けれますからというようなそういったものの作成も必要であると考えますが、見解をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 1点目の失業者の国保税の減免につきましては、私も新聞を見てこういう制度ができたなということを知ったんでございますが、対象者がどうかということについてはまだ制度が今ようやくできようかというようなことでございますので、把握をいたしておりません。

それから、どういう把握をするかといいますと、ハローワークなどによります証明を考えております。

それから、広報でございますけれども、制度がかちっと固まった段階でですね、市政だより等でお知らせをしてみたいし、また納税通知書等にも入れてお知らせをしてみようかと考えております。

次に、無料低額診療事業についてでございますが、筑紫野市にございます福岡済生会二日市病院で実施をされております。積極的に市民の方に紹介ということでございますが、これは医療機関がこういう制度をしておりますよということでございますので、済生会二日市病院が主には広報されるべきものであろうというふうに考えております。なお、済生会二日市病院からは無料低額診療事業について説明等案内に当市においていただきましたので、今後市民の方へはご案内はしたいと考えております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） その無料低額診療のことを今部長言われましたけども、やはり市として済生会が行うべきだというその姿勢の部分ですね、それは私正直答弁聞きましたときにちょっと疑問に思いました。健康な保険税を払っておられる方皆さんに提供しようと私は言っているんじゃないありません。どうしても今払えなくて、それでいろいろ市役所に相談に来て、そういった方に対して私は周知、こういったものも制度の一つとして周知するべきだというふうに言いましたので、その点だけは認識、ちょっと今答弁聞いて私の言ったことがきちんと伝わってなかったのかなというふうな思いもしたもんですから、その点だけは再度ちょっと強調といたしますか、申し伝えさせていただきます。

それと、法定外の繰り入れの問題ですけれども、法定外から一定繰り入れも私は検討するべき

だというふうに思います。確かに今国保の独立採算が基本だということを言われましたけども、毎年国保の決算を見ますと赤字というような状態も続いておりますが、じゃあ逆に赤字だから独立採算だから、その赤字になった分もまた今度保険税の中で、国保の加入者だけですね、賄うようにしなさいというのはやはり限界があると思うんです。そういった中では、もう結局保険税の引き上げという選択肢になって、それで結局これまで保険税を払っていた人がその引き上げによって払えない人になってしまうような可能性もあるわけですから、この筑紫地区のところでも法定外の繰り入れが行われている自治体もあるようですから、幾らかでもその法定外の、例えば平成20年の決算では6億9,000万円近くの黒字ありましたが、それを全部入れるというのは当然いろいろ市の財政の計画等もあって、それは難しいというのはわかりますけども、その黒字決算になった場合の一定額の法定外の繰り入れというのは、私は検討すべきだと思いますが、再度答弁を求めます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） この国保税に限らず、公営企業もそうだと思います。住民負担、あるいは利用者負担を軽減するためには、何がしかの政策的な、そういった繰り入れを行うというふうなことも手法の一つではあります。この国保等につきましては、私は一貫して申し上げておりますのは、医療の一元化をしてほしいというふうに要望しておるわけです。国保、高齢者、後期高齢者も含めた医療そのものは、地方自治体によって負担が変化すると。負担が、担税力といいましょうかね、担税力によって格差があるということについてはなじまないというふうに思っております。いずれの福祉サービス等々については、全国津々浦々同じサービスを享受するというのが私は当然だというふうに思っておりますので、医療の一元化に向けて私は市長会のほうにも言っておりますし、市長会もそういった方向で動いているところでございます。政策的な保険料の繰り入れというふうなことにしましては若干考えはしますけれども、やはり全体の社会職域的な保険もございまして、その分野だけに入れるというふうなことについては、公平性から見てもちょっと考えなきやいかん部分もございまして、その前には、やはり今申し上げておりますように保険制度の一元化、せつかく今も新しい高齢者の医療制度については、今まで定着しつつある高齢者の医療制度は廃止するというふうな形の中で今の政権は行こうとされておりますから、同じ構築するならば一元化して、そして平成23年の春までには、これは法案を成立していきたいというふうなことのようですから、そういった方向にむしろ議会と一緒に要望していくべきではないかなというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 前段の分のご回答。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 一義的には医療機関が広報されるべきとは考えますけれども、情報提供は行ってまいります。

○議長（不老光幸議員） 3項目めについて再質問。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 後期高齢者医療制度についての市長の広域連合の議員としての所見なんですけども、いろいろ今県議会の動き、あるいは国会の動き等も言われて、その過程の話だから回答が難しいということなのかなというようなこともちょっと感じたりはしたんですけども、ただ昨年の12月だったか年明けてすぐだったか、ちょっと正確な時期は私は思い出せませんが、NHKのローカルニュース見てましたら、福岡県の後期高齢者を運営している広域連合のほうでは、4月からの保険料の引き上げについて大体8,800円ぐらい引き上げる方向で小委員会か何かでそういったものを検討しているというようなニュースを見たんですけども、仮にこれが本当にこのまま実施されたとするんだったらですよ、また制度が発足した当初と同じように高齢者の方の混乱といいますか、また病院から閉め出されるとか、いろいろそういった受診抑制とかですね、そういったものも起こってくるんじゃないかというふうに懸念するんですけども、今現在仮にですね、引き上げるというふうなことが前提として出てきた場合、市長はもう議員としてどういうふうに挑もうと思われてますか。今上がるという前提があった場合、その所見をお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） これは、税金は何のために上がるかというふうなこと、原因があるわけです。医療費を賄うために充足できないというふうなことの中で、最終的にはそれぞれの個人の保険税にはね返ってくるというふうなことですから、合理的な理由があるかどうかというようなことを聞きたいというふうに思います。そういった中で、運営上やむを得ないというような形の中でいけば、やはりその保険者の医療費の増嵩等によって、やむを得ないという形があれば上がることもあり得ると。それを好むものではありません。医療費等々を圧縮し、適正な予防のほうに力を入れながら、元気な高齢者を多くしていくと言いましょかね、こういった取り組みを一方ではしていく必要があるんじゃないかと。くどいようですけども、この後期高齢者の保険あるいは国民健康保険についても、そもそも根本的な、抜本的なところにメスを入れなきゃ私はできないと思います。昭和36年から皆保険制度として今日まできた結果として、地域によって格差があるということについては私はなじまないというふうに思っております。このこと等についても、大きな保険者を国あるいは県として、広域として私は医療保険制度はあるべきだというふうな思いです。一緒になって要望していきましょよ。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 後期高齢者医療制度を運営している広域連合に行かれている市長の議員の姿というのは当然住民の方が見てますから、今後これから上がってくる議案について、議員として市長が臨まれた態度というのは当然議事録等もありますし、どう市長が議員として発言されたのかもですね、住民の方も関心を持たれていると思いますので、その太宰府市民の声を背負っていかれているということをももちろん認識されているでしょうけど、再度認識していただいてですね、その議会に議員としてきちんと対応していただきたいということは、これは要望しておきます。

それと、入院基本料の調査については、レセプト等の関係で困難だったということですが、やはり3カ月以上の入院の問題で今いろいろ国会でもこの間集中的に審議を行われてますが、療養病床の削減の問題、これは介護と医療区分の問題ありますけども、そういった病床そのものが削減されているという状況の中で、次の入院先、転院先が見つからないというような声は聞こえてくるんですけども、本当にその太宰府市内でそういった問題起こってないでしょうか。その点について、例えば後期高齢者のこの広域連合のレセプトの関係で調査するのが難しいというんだったら、何らか別の視点で調査する方法はないのかということをごすね、再度具体的なところで検討していただきたいと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 再調査につきましては、個人情報等に触れない方法を内部で検討しまして、レセプトから受診状況の分析を行っております。調査しました数字の結果から、3カ月という期間にかかわらず治療が終われば退院され、治療が必要であれば継続して入院をしてあるものと考えております。

○議長（不老光幸議員） 4項目めについて再質問をお願いします。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 4項目めの緊急通報システムの件に関しては、もうこれは時間との関係でちょっと要望という形でさせていただきますが、引き続き普及に向けていろいろ導入に当たっての個人さんの所得制限とかいろんな問題が絡んでいるようですので、そういったものも、所得制限等の緩和が可能なのかとかですね、そういったことも部内で検討していただいて普及していただきたいということを要望して、この項目は終わります。

○議長（不老光幸議員） 5項目について再質問。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） まず、新設される認可保育園での3歳未満児の関係ですけども、まず壇上でも言いましたけども、保育園の開所は来年4月という状況ですね、ということは少なくとも今年の4月からまだ……。

○議長（不老光幸議員） 教育行政についての項。

○2番（藤井雅之議員） 失礼しました、そうですね。資料の並びかえにミスが。済いません、教育のところですね。

まず、30人学級のところですけども、教育長が実施に向けていろいろ内部で検討していきたいというご答弁だったんですけども、その実施のあり方としてどういうこと、例えば1年生から順次行っていくのか、それとも全学年一斉に行っていくのかということをごすね、そこまでの具体策を示していただきたいのと、あと2点目は、芸術の科目の美術の方の講師の対応の問題ですけども、例えば講師の方が1人しかおられない太宰府西中と東中において、担任は受け持っておられないということでしたけども、じゃあ逆に1人ということは恐らく全部のクラスの美術の授業を持っているというのは想像できるんですが、それが一体何コマ

あるのか。大体適正な目安として言われているのが、大体1人の教師が音楽、美術とかこういった芸術系科目については16時間というような基準も示されている実態があるようですけども、その16時間を超えているのか超えてないのかお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 最初に、少人数学級の形態とか方法等についてですが、さきにも答えましたようにですね、そういうことを含めながらいろんな状況を踏まえて、そして成果とか、また費用面等の試算をすとかということを含めた研究を行いたいということでございますので、今ですね、例えば1年生で開始するということまで決めているわけではございませんので、よろしく願いいたします。

それから、2点目のですね、いわゆる時数についてですけど、ちょっとここに資料がないんですけども、大体ですね、学級数に応じまして教科の時数が決まります。それに応じて今度は全体の教員の数が決まりますので、大体持ち時間がある程度計算をしながら、今言われたような範囲内でおさまるとい、今16と言われましたけれど、20から十二、三ぐらいの間でおさまるところで、配置していただきたい人数をお願いしていると思います。ですから、極端にですね、多いということにはなっていないと思います。ちょっと待ってくださいね。

例えばですね、ここにあります学学院中学校でしたら、全体で23時間ぐらい必要だと。それで、必要な教員の数平均したら1.4人であるので、2人配置をお願いするというような計算の仕方をして、ですから美術の場合は4校で5人でしたけど、学学院中学校は2名配置となっております。

そういうことで、極端に負担になるような時数にはなっていないというふうにご理解ください。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） これは、講師1人しかおられないですね、太宰府西中と太宰府東中の状況についてですね、また後日で結構ですので時間わかりましたら資料等でも結構ですから提出という形お願いしておきます。

それと、少人数学級の状況ですけども、4月からの入学の関係がまたあると思うんですけども、4月入学される、新たに学級編制される状況で、実質入学者数によってはもう30人とか三十二、三人とかで学級編制される学校等もあると思うんですけども、今見通しについてですね、どうなりそうかということ、わかればお聞かせください。

無理なら、また後日でも結構です。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 最初にもお答えしましたけども、3月1日現在の児童数で30人学級ということで考えてみますと、全体では27学級増ということで、二十数名の教員が必要ということになります。

○議長（不老光幸議員） 6項目めについて再質問ありませんか。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 中学校給食についてですけども、先ほど、今試行という形で行っておられるということだったんですけども、試行を行って、それでランチサービスの実績、注文がどうなっているのかという現状の認識と、今後本施行という形に持っていかれるのか、お聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 現在は、2月と3月ということで、試行的に変更させていただきました。申込期間は先ほど申し上げましたように短縮したということ、それから申し込みの時期等についても遅くしたというようなこともございまして、現在でございますけども、まだ試行を始めたばかりということではございますが、2月、3月の分については50食分ぐらい前月で伸びたということがございます。まだ、時期的なものですね、年間ではちょっと動きますので、この時期、2月、3月は多少多いというようなこともございますので、その効果はもうちょっと先を見てからというふうになるかと思いますが、多少増えていることは間違いございません。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） わかりました。それと、この件に関して一言申し上げたいのは、今年の3月議会で代表質問したときにはですね、本壇でも述べましたけども、業者の食材加工の問題と事務量が増えるということで難しいということだったんですけども、試行ということを中心にきちんと言うのであればですね、それはきちんと議会に何らかの形で説明をされるべきではなかったのかと、これは私以外にも他の議員からもこの中学校給食の問題についてはこれまでも改善点での質問が出ていたと思いますので、そのために議会としても議会が開催されないときには定例の議員協議会を行っておりますので、そういったところできちんと言明をしていただきたかったということは、一言申し上げてこの件の質問は終わります。

○議長（不老光幸議員） 7項目めについて再質問をお願いします。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 就学援助の問題ですけども、太宰府市では切り下げは行ってないということですけども、これは予算特別委員会の資料になりますけども、審査資料で出していただいた12ページに過去5年間の小・中学校の就学援助の認定率の状況を出していただきましたけども、やはり小学校では平成16年度が10%だったのに対して平成20年度は13%、中学校では9%から15%ということで増えていっている状況というのがあるんですけども、引き続きこの就学援助の制度の充実ですね、いろいろあると思います。昨年12月議会では私は眼鏡代の問題について質問しましたし、また今回13ページでもいろいろ関連するような数字の資料も出していただきましたので、また予算特別委員会でもこの就学援助制度の充実については質問させていただくつもりであります。何か教育長と教育部長が好きだねというような顔をされておりますけども、予算委員会でも引き続きその点も質問させていただきますので、今後そういった基準等

の切り下げも引き続き行わないでいただきたいということを要望して、この項目は質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 8項目めについて再質問。

（2番藤井雅之議員「はい、あります」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ここが子育て支援のところですけども、認可保育園のところですね。ちょっと先ほど途中まで言ってしまいましたけども、平成23年4月に開園するという事は、平成22年度はまだ開園されてないわけですから一定待機児童も出るんじゃないかということが考えられますが、そのことについてどう考えておられるかの認識と、あと福岡市のほうでは認可外の保育所をそういった待機児童のところでは認可外の保育所を利用しておられる方に差額を支給するような事業も行っているんですけども、太宰府市でも検討するべきではないかということ、この2点答弁をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 議員がご指摘されましたように、定数枠を撤廃して4月1日から定員を増やして入所を決定したところでございます。

平成21年度に比べまして46人入所人員を増やしました。しかし、まだ待機児童がおると、こういう状況でございますので、これは工事を急げ急げと言っても1年はかかるわけでございますので、いわゆる無認可保育園等に当たっていただくとかですね、そういう形になろうかと思っております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、福祉部長の答弁の中で、その無認可の保育園に上がっていただく、その答弁の中でちょっと私漏れがあるんじゃないかなと思ったのは、無認可の保育園には行かれるとか、そういったことはわかるんです。それで、福岡市ではそういったところに対して差額等ですね、助成を行うという方向になっているんですが、太宰府市でも必要じゃないかということをお願いしたんですけども、その点の答弁がなかったので再度お願いしたいのと、あと保育所のその定員で、定員を超える受け入れを行っているということは、当然保育室の面積の問題ですとか、あるいは当然太宰府市の市立保育所でも見られるのかもしれませんが、そこを当然保育士の1人当たりの見る、目の行き届くのかという問題もありますし、これもまた昨年の12月で質問しましたが、保育士の採用の問題についてもですね、絡んでくる問題じゃないかと思っております。必要な時期が来たら採用する、そういった方向を示していきたいということだったんですけど、今もう必要な時期が来ているんじゃないかと、そういった定員を超える受け入れ等も行っているということですけども、必要な時期が今来ているんじゃないかと思っておりますが、それへの認識を伺ってこの項目の質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 福岡市では上乗せをして受け入れておるということでございます

が、保育室の面積の要件を満たす範囲ぎりぎりまでを各保育園に配置して、46名を多く入れて、それがもうぎりぎりでございますので、一部南保育所は定員割れしておりますけれども、他の保育園についてはもう精いっぱいのところに入所決定しておりますので、福岡市のように上乗せするということはできないと思います。

それから、ですからもう定員一杯入つとるわけですから……。

(2番藤井雅之議員「利用者に補助金をということ、施設に出すんじゃなくて利用者にといい」と呼ぶ)

○健康福祉部長(松永栄人) はい、失礼しました。その利用者に何らかの補助金ということは内部ではまだ検討いたしておりませんが、そういうことも、ただ財政問題もございますので、検討をさせていただくということになるかと思えます。

(2番藤井雅之議員「議長、済いません。答弁がもう一点、保育士の採用の関係をいただいてないんですけど」と呼ぶ)

○議長(不老光幸議員) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(松永栄人) 保育士の採用ということは、保育所があつてのことになるかと思えます。その保育士は今最大限はおるわけでございますので、せんだつての質問では保育士が年をとっていくから、そのことを補充をなさいというような趣旨であつたと思えますが、現在のところは十分でございますので、そういう時期になつたときに考えていくということでございます。

○議長(不老光幸議員) 9項目について再質問をお願いします。

2番藤井雅之議員。

○2番(藤井雅之議員) 住宅リフォーム助成制度についてですけども、先日中小業者の方の申し入れに市長も会っていただいて、いろいろ話聞いていただいたと思うんですけども、まずこれは地域のそういった住宅のリフォームをしたいから市がそれを手助けしてくれというような趣旨ではなくてですね、地域で1人で一生懸命中小の工務店等を経営されております一人親方が、自分たちでもできるような仕事づくりとして、政策として取り組んでくれという趣旨の制度ですから、ぜひですね、太宰府市内にもいろいろ今ある制度等を活用して、さらにそれを上乗せする形式とか、いろいろ検討していただきたいなというふうに思うんですけども、今市長が本壇で述べられた制度があるからということだったんですけども、その制度で、じゃあ太宰府市内の地域経済というのはきちんと潤っているというふうな認識でしょうか。

○議長(不老光幸議員) 市長。

○市長(井上保廣) 太宰府だけで経済効果、それもあると思えます。市町村なりに持続的な経済発展のために努力はしなきゃいかんと思えます。これは可能な限り私は置かれた立場の中で太宰府市は太宰府市なりにやっているというふうに思っております。住宅のリフォーム、福祉のリフォームの部分の中で、やはり一人親方であるとか、今いろいろな議員の皆さん方からも指摘が今までもあつておりました。福岡市の業者が一体となつてやられておる。どこということ

はいいんですけれども、また市町村の業者の方、それよりも地場産業あるいは地元の方がやはり潤うような経済的な効果が上がるようなやはり手法に視点を置いて、同じ発注するにしても、あるいは修繕、改善を行うにしても、その気持ちについては私はずっと以前からも私どもの市は、今からもそういった気持ちの中でやっていきたいというふうに思っております。なかなか限られた予算の中で、身の丈の部分の中でやっておりますから、そこまでやれば許すけども、あの厳しい災害のときにさえ、のど元に突きつけられたときでさえ、この補助等についてはできませんというふうな形を言ってきた経緯もございます。それほど個人の住宅に経済効果をもたらす部分等々については、まだまだ太宰府市の場合については考えなきゃいけない部分があるのではないかというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） これはもう要望にとどめますけれども、筑紫野市でも導入する方向で今予算審議が進んでいるということですから、仮にその導入が決定したらですね、ぜひ隣の自治体ですから調査もしていただいて、太宰府市でも実現することが本当に難しいのかということもですね、検討していただきたいということを要望して、この質問は終わります。

○議長（不老光幸議員） 10項目について再質問をお願いします。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 10項目めについては、再質問というか要望という形にさせていただきますけれども、特に今あそこに渋滞つくっている車がですね、停車だから法律的な問題はないんだというようなことで停車されている状況があるんでしょうけれども、ただ行ってあそこで何か、例えば警察等の力も協力いただいて移動するようとか一言声かけられればですね、もしかしたらもう次はとめられないとかそういったことも考えられると思うんですね、ぜひそれは対応策ですね、筑紫野市、あとあわせて筑紫野署と検討していただきたいなということを要望して、この質問の項目は終わります。

○議長（不老光幸議員） 11項目について再質問。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） スポーツ振興基本計画のところで、ウォーキング等への対応というのは言いましたけれども、実際に私ごとで何ですけれども、私も夜ウォーキングしておりまして、壇上で述べた場所のちょっと近くとか、JA寄りの場所だったですけれども、自転車に接触事故を起こされるような危険があったりもしたもんですから、蛍光色のちょっと目立つようにはしていたつもりだったんですけれども、そういった事故の危険を身をもって感じましたし、あそこは私も大体仕事終わって夜10時ぐらいからよく歩きに行ったりするんですけれども、結構その時間でも歩いておられる方おられるんですね。それとちょうど何か通勤等のお帰りの方とか通学、高校生ぐらいの自転車等とすれ違ったりとかもありますから、ぜひそういった点で、もう一回市内再点検していただいて、街灯の設置等も行っていたいただきたいなと思います。

それで、財源についても国の制度改正によっていろいろ整備されておりますので、市の単独

の財源でいろいろ行うというのが、一気に進めるのが難しいということも言われると思いますけども、国交省がそういったまちづくりに関しての交付金ですね、整備しているということを知っていますので、ちょっと済ませない資料が今すぐに出てきませんが、そういった形の整備も検討していただきたいということをお願いしまして、代表質問終わらせていただきます。明日も一般質問を引き続きよろしく申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 以上で会派日本共産党太宰府市議団の代表質問は終わりました。

お諮りします。

会議規則第8条第2項の規定によって、会議時間は午後5時までとなっておりますが、本日の日程終了まで延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、本日の日程終了まで会議時間を延長します。

ここで16時50分まで休憩します。

休憩 午後4時36分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後4時50分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

次に、会派太宰府新政会の代表質問を許可します。

1 番原田久美子議員。

〔1番 原田久美子議員 登壇〕

○1番（原田久美子議員） 時間が延長されましたが、もうしばらくおつき合ください。

ただいま議長の許可をいただきましたので、太宰府新政会を代表し、平成22年度施政方針に對しまして4項目について質問させていただきます。

1項目めは、学校教育環境の充実について質問いたします。

1点目は、学校支援人材バンク等の構築についてであります。

太宰府市は文教都市とあって、市内は保育所から大学まで数えると46ほどの教育施設等があります。市長は日ごろより学校教育に力を入れられ、学力向上やいじめ防止など学校教育の根幹は教師が子供と向き合い、時間を十分に確保することが基本であると言われております。

そこで、この学校支援人材バンクを構築し、市内小・中学校の授業支援を行っていただくことは素晴らしいことであると思います。平成20年11月には、市内の大学や地域の方々、保護者による人材登録の取り組みで、4つの大学の協力により、太宰府市小・中学校サポート制度へのサポーター派遣協定を締結され、今年度はそれが5つの大学となったとの報告がありました。そこで、大学だけではなく、4つほどあります短期大学等への協力も呼びかけられるというお考えはありませんか。

2点目は、安全・安心な教育環境の充実についてであります。

小・中学校の耐震補強工事も、平成22年度に行う太宰府南小学校と学業院中学校ですべて完

了することになり、子供たちが安心して授業を受けられることについては保護者や先生方も喜んでおられると思います。そこで、今回、太宰府小学校と学業院中学校の特別支援学級の空調整備工事をされるということですが、ほかの学校についての予定や教育環境の整備計画があるのかお伺いいたします。

2項目めは、道路整備について質問いたします。

1点目は、地域再生基盤強化交付金についてであります。

平成20年度の施政方針では、平成23年までの地域再生計画の認定のもと、地域再生基盤強化交付金を活用し、五条口・榎寺線、横枕・山ノ下線などの整備に着手する。平成21年には関屋・向佐野線、水城駅・口無線などの整備を進める。また、平成22年度も関屋・国分寺線、水城駅・口無線と高雄台団地の路線などの整備を進められると述べられています。平成23年度までに完了ができる状態であるのか、現在の進捗状況と今後の計画についてお伺いいたします。

2点目は、コミュニティバスまほろば号の路線の充実であります。

平成20年11月から、お買い物サポートカーとしてマミーズ・まほろば号が運行されています。また、昨年4月から高雄回り線の運行により、幹線については一定の整備が完了したとの報告がありました。市民の税金で走っている市営バスまほろば号ですが、私たちの住む地域には西鉄の路線バスしか走っていません。同じ税金を払って、地域格差と言われても仕方がないと思います。市長もまほろば号が走っていない地域住民から言われていると思いますが、湯の谷区の交通機関の要望が挙がってきていると聞いております。路線変更をするだけで解消すると思いますので、今後どのように検討されるかお聞かせください。

また、マミーズ・まほろば号には1年間に車両リース、ガソリン代、保険、人件費等諸経費の40%を市が補助されていますが、補助金の額は年間幾らでしょうか。この補助金も税金です。利用者の運賃は無料でしょうか。現在の運賃体系をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

3項目に入ります前に、関連する質問の立場としてあいさつ申し上げます。

2月27日未明に、チリ中部でマグニチュード8.8の地震があり、数多くの方々が大規模火災に見舞われ、犠牲者、被害者、被災地に対しお悔やみ、お見舞い申し上げます。

3項目めは、健やかで安心して暮らせるまちづくりについて質問いたします。

安全なまちづくりについてであります。

太宰府は、これまで各地域において災害がありましたが、私が記憶にあるのは2003年九州北部地区集中豪雨災害です。国分区、三条区に被害が集中しました。住宅被害が集中したのが、いずれも高度成長期以降に開発された新興住宅地域でありました。太宰府市で安心して暮らせるためには、今住んでいる都市環境の問題を把握し、住民の防災意識を高めることが必要だと思います。そこで、住民が知っておきたい土砂災害防止法に基づく特別警戒区域、レッドゾーンと申します。警戒区域をイエローゾーンと申します。そういうふうな浸水区域の見直し、豪雨等の災害の備え等が見やすくわかりやすい防災マップを作成するために、昨年予算を確保し

作成するとのお答えがありました。いつまでに作成して、市民に周知されるのかお伺いいたします。

また、平成19年に運用を開始されました太宰府コミュニティ無線は災害のときには聞こえないなど、市民の声を耳にします。災害のときには窓を閉めていますから、雨の音などで聞こえるはずがありません。当たり前だと思っております。もし聞こえた場合、その無線を聞いて、市民はどう行動すればいいのか、行動マニュアルがあれば教えてください。聞こえなかった人は、ラジオやテレビで情報を知るだろうと思いますが、行政や関係機関の情報を受け取っても、動けないお年寄りなど災害時の行動弱者、情報弱者の方々への情報伝達方法についてお伺いいたします。

4項目めは、快適で魅力あるまちづくりについて質問いたします。

水道事業についてであります。

私は、太宰府市に住み30年がたちました。水道料金の高さには驚きましたが、住むときに水道料金のことなど調べて住んだわけではなく、太宰府の町に住みたいと思い家を構えました。住んでいるうちに、太宰府はどうして水道料金が高いのか、ダムがないからね、井戸水の家はいいねとたくさん声を聞いてまいりました。今回、皆さんの念願であった水道料金の引き下げの条例改正案が上程されましたことは、市長さんはもとより、関係団体、担当された職員さんの皆様の熱意があったからだと確信しております。本当にありがとうございました。

水道事業の件で質問いたします。

台所で水を使っているとき、同時に家族がお風呂の水を出すと、台所の水が細くなり、使用することができなくなる状態になります。近所の方からの声も聞いております。太宰府市の高所にある住宅への引き込み管は通常直径何mmなのか、また災害時の消火などのために水を供給する消火栓のうち、高所にある消火栓の引き込み管は直径何mmなのか、また高所と低地とはどのくらいの高さで、それぞれどれくらいの水圧が必要なのかお伺いいたします。

以上、4項目について、項目ごと積極的に実行性のある答弁をお願いし、再質問は自席から行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいま施政方針に関しますことにつきまして、市議会会派太宰府新政会を代表されまして原田久美子議員よりご質問いただきましたので、順にご回答申し上げます。

最初に、学校教育環境の充実についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の学校人材バンク等の構築についてでございますが、年度当初に短期大学も含めた市内の全大学に協力を呼びかけまして、筑紫女学園大学短期大学部、福岡女子短期大学を含めた5校と契約を締結をいたしまして、多くの方にご協力をいただいているところでございます。学生が小・中学校で活動したい内容と各小・中学校が求めています活動業務や時間帯が一致した場合、学生サポーターとして活動いただいております。今後も、すべての大学、短期大学に協力を求めまして、学生サポート制度の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の安全・安心な教育環境の充実についてでございますが、現在市立小・中学校の11校中4校が特別支援学級に空調設備を設置いたしております。特別支援学級の中にはみずから体温調節がうまくできない児童・生徒も在籍しておられまして、急を要する状態でありますことから、平成22年度には2校に設置するようにいたしております。また、今後は大規模改修工事を計画的に進めてまいりますけれども、空調機設置の必要性が生じた場合には整備をしていきたい、このように思っております。

続きまして、道路整備についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の地域再生基盤強化交付金についてでございますが、平成23年度までの事業として進めております。まず、水城駅・口無線でございますが、J R水城駅から土井踏切周辺の2車線化に伴います整備工事を現在行っておりましてでございます。

次に、関屋・国分寺線でございますけれども、国分台団地へ通じます現在の道路形態は、クランク状の部分や幅員が狭い部分がございますして面的な整備を行う計画をしておりますので、地元の合意を得ながら測量、用地協議を進めてまいりたいと思っております。

次に、関屋・向佐野線でございますけれども、水城西小学校前からJ R久郎郎踏切までの道路改良事業で現在行っておりますけれども、その継続事業といたしまして、小学校前の大佐野川にかかっております川久保橋の横に歩行者専用の歩道部の設置を現在行っておりましてでございます。

次に、小柳線でございますが、水城ヶ丘への入り口部分の変則三差路についてでございますが、児童・生徒の通学路でもありますために、そこに横断歩道設置に向けた道路改良工事を行っていききたいというふうに思っております。横断歩道設置につきましては、地元自治会の長年にわたります要望でございましたので、筑紫野警察署と協議しながら、地元自治会と連携して事業を進めてまいります。

最後に、高雄台団地及び梅ヶ丘道路改良工事についてでございますが、古い団地特有の道路幅員が狭い上に側溝にふたがかかっていないために、日常生活に支障を来しておられます。このことから、地元自治会と話し合いを重ねながら、緊急度の高い路線から整備を行っていくことにしておりまして、現在も行っております。

この地域再生基盤強化交付金事業につきましては、今後も地元自治会長を初め関係者と十分協議を行いながら、効率よく計画的に事業を進めていきたいと思っております。

次に、2点目のコミュニティバスまほろば号の路線の拡充についてでございますが、ご承知のように、コミュニティバスまほろば号は公共交通機関の利便性が低い地域と市内に点在いたします公共施設等を結ぶ路線として開設した経緯がございます。昨年4月から高雄回り線の運行を開始いたしましたので、幹線につきましては一定の整備が完了したものと思っております。しかしながら、高齢社会の進展などによりまして、高齢者の外出支援策が求められておりますことから、多方面から効率的な運行形態を検討しておりますところでございます。

太宰府市のコミュニティバスまほろば号と民間の路線バスの料金格差でございますけれども

も、まほろば号高雄回り線が1日最大7便でございまして、1時間30分の間隔で運行をいたしております。対しまして、民間の西鉄星ヶ丘線でございますけれども、1時間に平均2本から3本の運行本数がございまして、早朝から深夜までの運行形態をとっております。このように、企業による営業運転であるとか、自治体で運営しますコミュニティバスであるとかの運行形態によって運賃は異なると思っております。また、つけ加えますけれども、この星ヶ丘線等々についても、請願して、時の議会、執行部が要請をしながら路線開設に結びつけた路線でもございます。

次に、湯の谷地区の交通機関についてでございますが、湯の谷区の自治会に続きまして湯の谷西区の自治会からも路線要望がございました。路線の新設につきましては、地域住民によります検討委員会を今月中に立ち上げをしていただきまして、湯の谷地域に最適な交通手段を検討し、実現に向けて進めていくことといたしております。

次に、マミーズ・まほろば号についてでございますが、平成20年11月19日に開設以来、平成21年11月末までの延べ人数が3,843名の方にご利用をいただいております。平均乗車数につきましては6名となっております。平成20年度にマミーズに支払いました補助金でございまして、平成20年11月からの運行でございましたので25万944円でございます。平成21年度補助額につきましては約70万円程度を見込んでおります。民間活力を活用した低額での運行手段として評価をいたしておるところでございます。このことにつきましては、運営形態がマミーズ・まほろば号と名づけておりますように、スーパーマーケットマミーズがこれを設置し、お買い物サービスとして実施をいただいております。運営形態は民間というふうな形、それに乗っかって、太宰府市が外出支援策として市役所までの運行を条件として補助金を支払っておりますというふうな状況でございます。

続きまして、健やかで安心して暮らせるまちづくりについてのご質問にお答えを申し上げます。

安全なまちづくりについてでございますが、まず防災ハザードマップにつきましては、土砂災害防止法に基づきます警戒区域、特別警戒区域の指定及び水防法に基づきます御笠川に係る浸水想定区域の見直しに関する事務手続が、現在福岡県におきまして進められております関係から、平成21年度中の作成に至らなかったわけでございます。これらの正式通知を受けまして、市で防災ハザードマップを作成することになりましたので、平成22年度の早々に作成に取りかかる予定で、市民への配布時期につきましては、できるだけ早い時期、できたらすぐという方向の中で実行していきたいというふうに思っております。

次に、災害が発生をしたときの太宰府コミュニティ無線の活用方法と情報伝達についてでございますけれども、災害発生前から防災情報や避難勧告、指示を含む避難関連情報など必要に応じまして太宰府コミュニティ無線で放送をしたいと思っております。今後は、支局の増設などコミュニティ無線のさらなる充実あるいは有効活用に取り組んでまいりたいと思っております。また、避難関連情報に関しましては、広報車等も併用して周知徹底を図ることといたして

おります。

ご質問の災害時におきますところの市民の行動といたしましては、一般的に大規模な災害時には公助は機能せず、自助、共助が重要になると言われるのは、限られた行政職員あるいは消防署員及び消防団員自身が被災によって参集できない、参集できても絶対数が不足する、被災による現地到着が遅れるなどの理由によるものでございます。こうしたことから、災害発生時の市民の具体的行動といたしましては、避難所へ避難することが最優先でありつつも、災害規模によりましては、地域住民の手で災害時要援護者に避難情報を知らせたり、避難の介助、手助けをしていただくことが被害を最小限に抑えることにつながると考えております。そのため、地域の実情に応じた避難行動マニュアルを地域住民と一緒に考えて、自主防災組織の組織化を促進することに取り組みたいと考えております。また、平素から地域コミュニティの活性化などによりまして、地域の間人関係の再構築が進むことが、結果的に災害時の地域の防災力を高めることにもつながるものと考えております。

最後でございますけれども、快適で魅力あるまちづくりについてでございます。

水圧と水量不足の解消についてでございますけれども、高台も低地も、専用住宅のほとんどが家庭ではメーター口径13mmもしくは20mmでございます。13mmの口径の家庭では、2栓同時の使用時は時間当たり水量が分散されますので、1栓ごとの水量は落ちることとなります。各家庭での違いはあろうかと思っておりますけれども、時間当たりの水量を上げたい場合は20mmへの切りかえをお勧めしたいと思っております。

次に、消火栓についてでございますが、消火栓は管径75mm以上の本管に設置しております。防火水槽には20mmないし25mmで接続をしております。なお、市内給水区域内におきましては、最も高い標高109m、最も低いところで標高22mとなっております。水圧の基準につきましては、水道施設の技術基準でございます150kPaを下回らないと定められておりまして、太宰府市内でそれを下回っているところはございません。今後とも、安全で良質な水の安定供給に継続して努めてまいりたいと思っております。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁をまいりましたけれども、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分参考にさせていただき、一層の努力をまいりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 1項目について再質問。

1 番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） ご答弁ありがとうございました。積極的な意見をいただきまして、本心に安心しております。

1点目の短期大学への協力ということで、この制度も呼びかけられるということですので、この制度が長く続きますようお願いしたいと思っております。

それと、やはり大学生というのは、大学は4年生で短大は2年生で就活という就職活動というのがありますので、この体験がですね、実を結ぶといいですか、経験が就職活動に生かさ

れることが大学生にとってもいいことだと思いますので、この制度を末永くしていただけますようお願いしたいと思っております。

それと、この取り組みで教育のニーズがどういうふうに変ったのか、また小・中学校の生徒や教師の立場からの意見とかがありましたらお聞かせいただきたいと思うことが1点目ですね。

それと、2点目の空調整備の工事を特別支援学級に体調管理のために工事をされますということを書いてありましたけれども、今の市長の答弁で、私としたら不都合か何か問題があったのかな、子供たちに対して何かあったのかなと思ったら、やはり体のことを考えて体調管理のために工事をされるということで、今後もこの空調整備の工事をされることも必要だと思いますけれども、学校環境の整備ではやはり学校設備のバリアフリーというんですかね、そういうのも大事だと思っております。特別支援学級には肢体不自由の子供も、また途中でですね、けがをしたりして車いす、歩行器、それから松葉づえというものを使うことがあると思います。そうした場合にですね、子供が安心して授業が受けられるような施設の改善とかというのを考えておられるのか。それと、例を挙げますと、階段の手すり、トイレではですね、和式を洋式にかえると、そういうふうな改修工事も考えておられるのかお聞きしたいと思っております。そして、その改修工事をしている学校としていない学校がわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 学生サポートの皆さんの活動につきましてはですね、多様なものがございまして、例えば授業の補助をしてもらおうとか、または給食時間に一緒に食べながらお話をすると、掃除と一緒にすると、放課後一緒に遊ぶとかというような多様な活動をしていただいております。何にしても若い皆様方ですので、非常に子供たちも喜んでおりますし、また先生方もなかなか手が行きにくいところについていただいたりして非常に助かっているという状況でございます。今後もですね、こういうことで学生さんが来ていただけることを大変願っております。

それから、改修の件ですけれども、ご指摘のようにですね、バリアフリー、エレベーターとか階段の状況というようなバリアフリーの問題とトイレの問題は非常に重要と思っております。大規模改修時になることが多いと思いますが、そういうときはそういう面も含めて改修をしていきたいというふうに考えております。大規模でない場合は、階段の手すりに取り付けたような昇降機というような方法で進めているという例もあるわけですが、よかったですらそういう、先ほど申しましたような改修ができればと思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2点目は回答したかな。

教育部長。

○教育部長（山田純裕） 太宰府小学校と学業院中学校でございます。

○議長（不老光幸議員） 再々質問。

1 番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） よくわかりました。

その特別支援教育というのは、学校教育の環境の充実に学校支援員と特別支援学級の増員も考えられているということで施政方針のほうにも書いておりましたけれども、この分につきましては増員も考えておられるということで安心しております。

それと、特別支援教育の教育基本法、学校教育法の一部改正がされましたよね。それでそのときに、国及び地方公共団体は障害のある者がその障害の状態に応じ十分な教育を受けられるよう教育上必要な支援を講じなければならないと。この改正に当たりましてお願いがあります。それというのは、特別支援教育というのがどこの学校にも、従来の特殊教育の対象の障害者だけではなく、LDとかADHD、そういうような高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒へ生活や学習上の困難を改善、克服するために行われるということになっておりますので、空調整備は先ほど今後していくということですので、施設の改善のほうもお願いするということですので安心しておりますけど、あと特別学級担任というのがいらっしゃると思いますけども、すべての教師と学童保育の先生方も含んで障害について知識が必要になってくると思うんですよ、今後。それで、今後教師と学童保育の先生方の協力を得られるような研修会、そういった先生たちの指導、計画を予定していただくようお願いして、学校教育環境の充実についての1項目については終わりたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 2項目について再質問。

1 番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 2項目め、地域再生基盤強化の件で、それを使っての整備を今後ともしていただきたいと思っておりますけれども、平成21年度に水城・口無線というのが2年間ほどかかったということで、先ほど市長からの答弁によりますと、継続して大佐野線のほうもやっていたかなければいけませんということで言われましたけれども、高雄台地区の路線と書いてありましたもので、先ほど市長が言われたのは、高雄台団地及び梅ヶ丘というふうなことを言われましたので、この施政方針の中身がちょっと違ったんで、高雄路線だけというのはもう終わっているんじゃないかなあとあって今回は質問させていただきました。それはもう納得しましたので終わりますけれども、太宰府市がですね、安全で安心な町を推進するということは、側溝のふたということも、私が平成20年3月に一般質問をさせていただきましたとき、地域再生基盤強化交付金の活用で側溝のふたもこの交付金の活用ができるとはっきり部長さんのほうからもお答えをいただきました。私は、その側溝のふたがない道路についてちょっと質問させていただきたいんですけれども、側溝のふたの幅が30cmぐらいだったとしますと、両側に側溝のふたがあるだけで60cmの歩道というのが、人が歩けるだけの道ができるわけです。それで、もしもですね、側溝のふたのない道路に車が突然曲がってきて、そこを歩いていた者が溝に落ちたとします。そうしたときに、車が脱輪したとします。そしたら、その側溝にふたをしてなかった

行政が責任をとっていただけるのか、それとも自己責任なのか、その責任の状態を教えてください。と思っています。

次に、2点目、マミーズ・まほろば号についてですが、開設した理由は、私もこの質問は何回もしておりますのでこの件についてはわかるんですけども、私としたら一企業、一地域のために税金を使うことは市民の理解を得るのは困難だと思います。それで、市内を走るマミーズ・まほろば号は今0円なんです。まほろば号は100円なんです。路線バスは170円なんです。その運賃に差があってはいけないのではないのでしょうかということ、私は先ほど壇上でも言いましたように、同じ税金を払っているのに、お金がそういうふうなマミーズ・まほろば号の0円でいいのかということ、私は言いたいと思います。それと、一企業ということは、ほかにも企業はたくさんあるんですよ。だから、そういうふうな企業にも求めていくということも考えられるのかを聞きたいと思います。そして、市内の運行バス、全部ですね、100円で乗車できるようにですね、老人の立場からはつり銭の要らない市内料金100円、ワンコイン料金制をですね、導入されてみてはどうかと思いますので、検討事項として要望したいと思っています。

それと、マミーズ・まほろば号につきましては、ガソリン代につきましては変動していると思います、ガソリンの価格が。それも含めての算出された補助金で70万円ということではあるのか、それを2点お聞きしたいと思います。

それと、施政方針の中の湯の谷区の要望については、要望をお聞きさせていただきますよう、私からもよろしくお聞きしたいと思っています。

それと、これの最後になりましたけれども、市内の運行バスについて、観光地に行くと各地方の名産とか見どころがあると思うんですよ。今、太宰府市には日本で4番目の国立博物館ができましたということをよくPRされていると思います。私もですね、やはり太宰府市に視察に来られた方には、ぜひ国立博物館に行ってくださいというような紹介をするわけです。太宰府市内のバスにはですね、国立博物館といったような行き先表示のバスが一台もありませんよね。それで、そういうふうなまほろば号については、国立博物館行きというものを導入していただきたいということをご提案します。

それと、まほろば号はですね、今、北谷線と内山線とが県道筑紫野古賀線の内山入り口の交差点まで二重に走っているんですよ。北谷と内山に行くためのバスが内山入り口まで二重に走っております。それをですね、内山線を梅大路交差点より右に入らせていただいて、国立博物館を経由して内山まで行くような路線変更をすれば、先ほど言いました湯の谷西の要望が解決できるのではないかと考えておりますので、ぜひこの国立博物館行きという表示をしたバスをつくっていただきたい。それが無理だったら、湯の谷西のほうに行って、内山線を国立博物館に上がっていただくように路線変更をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 6点ほどちょっとメモしましたけども、道路形態と側溝等の事故になったときに市の責任はというふうなことです。

どういった形をイメージしたらいいのかわかりませんでしたけども、本来的に9mなら9mの道路があるところ、そして側溝についてはそういったところは全部完備していると思うんですね。完備してないところ等について、広い9m道路の横の側道とかあるいは水路等についてはかぶっておる。あるいは、高雄とかそういったところ等については、一部外しておりますよ。というのはなぜかといいますと、これは農業の関係とか水利の関係がありまして、必ずしもそこにふたがされるというふうな状況じゃない部分がございます。そこにはガードレールをしたり、安全装置をしております。そういった部分を怠って、善良な管理といいましょうかね、一般的なやるべき管理を怠って、そのことによって事故が生じたというふうなことについては市の責任になるだろうと思います。しかしながら、そういった注意義務も一方では歩行者あるいは車に乗る方はあるのでありまして、その辺のところを考慮しないと何とも言えないというふうに思っております。そういった感想をお話ししておきたいと思います。

それから、コミュニティバスとそれから補助の問題でございますけれども、星ヶ丘線とそれ以外との格差の問題等々については、本数の問題を申し上げました。1時間30分置きにしか行っていないというふうなこと、片や1時間に二、三本行っているということ、これは従来からそういった論争はございました。本来的に、私どもは交通空白地域に路線を配置した経緯がございました。そういった競合路線等々については、今も言いました、従来、昔市が要望して路線を開設した経緯もありますんで、用が終わったからそれはもう冷たくするというふうなことについてもなかなかできないような状況等もあると。また、民間と同じように、西鉄と同じような本数はとてもまほろば号では運行できないというふうな理由等々がございます。したがって、いろんな競争といいましょうかね、があって、いろいろな形態があつていいというふうに思っておるところでございます。

それから、マミーズ・まほろば号等については、初めにもお話し申し上げましたように、これは企業の努力といいましょうかね、サービスといいましょうか、企業の主体、設置形態はマミーズのスーパーが直接買い物サポートとしてサービスをしていただいておりますというふうな状況。一層そういったサービスをされるのであれば、市役所までは回っていただきたいというふうなそういった相談を職員が行い、そして実現したというふうな形態がございます。そこに、仮にまほろば号を回しますと、やはり2,000万円から3,000万円の運行経費が必要になってまいります。今から等々については、今の湯の谷、湯の谷西、あるいはそれ以外の高齢化率が今から高くなるであろう地域等々についても、整備する場合にあつては、今のコミュニティバスの大きなものだけを考えたとしても実施することはできない。その道に合わせた形での形態、あるいはデマンドバスでありますとか、あるいはタクシー的な形、相乗的なタクシーで持っていったり、そういったあらゆる手段、方法といいましょうかね、それに私が絶えず考えておりますのは、団塊の世代の市民の皆さん方でリタイアされた方々がたくさんいらっしゃいま

す。そういった地域力と一緒にあって、リンクして、そういった運営ができないかというふうなことを模索しているところです。1つのことに限定する必要はない。いろんな形の中にチャレンジすればいいというふうに思っております。地域も、高齢者の方も、そして雇用の創出にもつながるといふふうな、そういった形態を含めて模索していきたいというふうに思っております。

それから、博物館線だけに回すことについては、これは湯の谷のほうからも出ております。今もバスは行っているわけです、西鉄の便については。ただし、高齢化対策、高齢者の外出支援にはならないというふうなことなんです。やはり高齢者のためには、その身になれば、やはり道路が狭くても町なかといいましょうかね、団地内を走らせることが大事なんです。大きいバスはもちろん入りませんから、小さなバス、あるいは場合によってはタクシーというふうな、乗用車というような、そういった形態も考えていく必要があるのではないかなというふうに思っておるところでございます。

それから、内山ルート等については、いい考え方であると思いますから、いろいろな面で私どもは参考にしていきたい。内山回りが競合しておるから、その部分を博物館のほうに回ったらというふうな、それも当初宮ノ森のほうに回ることも当然考えながらやりました。しかしながら、運行時間が長くなるとか、そういった形になればなかなか内山に帰ろうとしとる人がぐるっと回って、ぐるぐる回って、結果的に時間が余計かかったというふうな形になればそのことによって不平が出てきますから、いろんな面での最小限の、プロの意見等々は、1時間以内、30分以内というふうな形の中で行ける部分等々があるようでございますので、そういったところも参考にしながら、今担当のほうで路線を引く場合にあってはそういったことをやっているわけです。

そういったことで、私は網羅したんじゃないかなというふうに思いますけれども、格差があることについては、これは市民の皆さん方、今からも出てくるかと思いますが、なるべく格差がないようにしますけれども、容赦願いたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） マミーズ・まほろば号のガソリン代が変動する場合どうするのかというお話でしたけども、実費精算方式をとっております。

○議長（不老光幸議員） マミーズと同じように、他の企業でも今後求められるようなことがあるかどうかということについて。

市長。

○市長（井上保廣） あらゆる企業の中で、このまほろば号あるいは高齢者の支援のために、いろんな知恵を出して協力しようというふうな企業が出てくれば、話を聞きながら一緒になってお願いすることもあり得ると思います。1社だけに限定しているわけではありません。マミーズが、今いきいき情報センター内におられますけれども、これは今からの高齢者社会を見ますと、あそこはすぐれているなあと思っておりますのは、やはり送迎もそうですけれども、注文

といひましようかね、出前のそういったスーパー形式もとられておる。今からはそういった形をとらないと、とても高台に住んである高齢者等々については生活できないようになるのではないかなあと。そこを私どもがどういった形の中で支援をしていくかというふうなことも、今後施策の一つに出てくるであろうというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 再々質問ありますか。

1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 今、市長のお考えを聞きましたけれど、ああそうかと納得する部分と、いやいやまだまだという分がありますので、今後これにつきましてはまた一般質問のほうでしつこく言っていきたいと思っております。

運賃体系のほうの見直しについてはですね、もう太宰府市は太宰府市内を通る西鉄バス、まほろば号、マミーズ・まほろば号、全部100円にしていればこの問題はなくなると思われますので、ぜひ太宰府に行けば太宰府市内を通る線は100円ですと。福岡市みたいに広い市ではないので、太宰府市、西鉄バスも筑紫野市に入ったり大野城市に入ったり、原営業所に行くとやっぱり原線のほうのあそこも西鉄バスであると思えます。まほろば号ではないと思えます。だから、そういうふうに筑紫野市の分はいいとしても、太宰府市に入ったら100円ですよというような、太宰府市は100円で何でもワンコイン制度もできたよというような感じで100円にしていればこの問題は解決すると思うし、あと一企業とかそういうふうなことだけを、このマミーズ・まほろば号が発足したときも議会のほうにも事後報告だったと思えます。だから、やっぱり一企業だけに求めるのではなくて、今市長が言われたように、どの企業でも今からは持っていくということです、そういうふうに広報を出したりとかそういうふうなこともしながら、このマミーズ・まほろば号の事業を増やされることを望んで、この2項目については終わりたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 3項目について再質問お願いします。ありますか。

1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 先ほど、冒頭でもお話ししましたがけれども、私はこの地域防災計画については、平成19年度から再々にわたって一般質問をさせていただきました。この平成20年度ですね、市長が先ほど答弁を言われたんですけども、ハザードマップの作成についてはもう明日にもつくってほしいという気持ちが伝わりましたので、このハザードマップについてはもう信じておりますので、すぐにできると思っております。

私ですね、別になんですけども、そのときに私回答をもらったのが、部長からですね、警戒区域については福岡県知事が指定することになっているので、そういうふうな指定されたということがわかれば、こういうふうなハザードマップも作成するということになっていると思えますけれども、私のほうで福岡県の防災の急傾斜崩壊危険箇所とかというのが提示されている太宰府市のこういうふうなマップが出てくるんです、ホームページで。詳しく書いてあってですね、その福岡県のホームページから印刷したものなんですけれども、こういうような土砂

災害の危険箇所とかというのは、この前災害箇所の視察のほうにちょっと行かせていただきました、大原団地から、太宰府中学校から大佐野浄水場まで7つを、少し雨が降った中で災害の現場調査に行ったわけですが、そのときに結局被災されていた地がこの中に全部当てはまっているんですよ。だから、福岡県が土砂災害指定を出されているのに、ハザードマップができなかったということに対して質問をしたかったんですけど、市長がすぐつくりましますということですので、そこはいいとしても、あとですね、急傾斜崩壊危険区域というのが一覧表から見れるわけです。その中に、区域名がですね、岩渕というところがありました。私も、岩渕と言われても、旧の太宰府の地名だろうと思いましたので、早速調べていきましたけれども、早々に岩渕跡というのがありましたので、岩踏橋、岩の踏む橋と書いて「いわぶち」というんだろうと思いますけど、その写真も撮ってまいりました。ここにちょうど小高いがけがありまして、山が、そこにはフェンスはあるんですけども、今にも倒れているような感じがして、そういうふうに県からの指定があっている被害想定区域を住民に知らせておられるのかどうかを、そこで今日質問したいと思います。

あともう一つはですね、災害情報のすべてではないと思いますが、太宰府コミュニティ無線の活用で、本当に弱者の対応とか、そういうような弱者がどんなふうに行動すればいいかと。弱者というのは体が衰えている人ばかりではなくて、結局聴覚障害とかいろんな弱者がいらっしゃるんです。そして、そういうふうに防災無線が聞こえない人もいらっしゃるんです。そういうふうな人にどういふふうに災害があつてますよということをお知らせするのかな、そこが大事じゃないかなということをお私に言いたいので、そういうふうな防災講座とかをぜひ進めていただきたいと。弱者を対象に、聴覚障害の方を対象にした防災講座、こういうふうな無線をつけていますけれども、こんなして逃げるんですよというて、もしも災害に遭ったときには何か物をたたいて人に教えなさいよとか、そういうふうな小さい細かい弱者への支援をどうされるのかなということをお私にお願いしたかったわけです。

そして、地域の社会福祉推進の中の中核となっている社会福祉協議会というのがあると思うんですね。そういうふうな社会福祉協議会に災害時のボランティア活動がないんですよ。一番にしていかなければ社会福祉協議会がそういうふうな災害時のボランティア活動事業がないんです。それはなぜなのかお聞きしたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） ハザードマップが整備されていないというようなご質問をいただいております。

それで、ハザードマップ作成につきましては、県のほうが御笠川の河川改修が終わった後に浸水想定調査を行って、その公表をするということが1つありました。

それから、土砂災害防止法に基づく調査が終わりまして、特別警戒区域あるいは警戒区域の指定を福岡県知事が行うということが平成21年度にありました。平成21年度にその公表を待って、ハザードマップを作成するというご報告をしていたところですが、先ほど市

長の答弁の中にありましたように、まだ現在でも県のほうの土砂災害防止法の区域指定の工事がなされておりません。また、御笠川の浸水想定区域の一定の想定図はできたけども、その公表までには至っていないという現実の問題がありますので、平成21年度の中でハザードマップが作成できなかったということです。それで、公表されるのを待ちまして、平成22年度の中で速やかに作成をし、住民周知を行いたいというのが一つであります。

それから、危険箇所につきましては、県のほうが調査をされまして、今原田議員のお手元にあるような地図を作成され、その当時配布されたということで、市のほうでもそのことについて広報いたしております。

あと、コミュニティ無線が聞こえない人たちにどうするのかということにつきましては、現実問題としてあります。本年度も子局の増設を行うように工事発注を今いたしておるところでございます。なかなかそういう情報について把握できない人たちについてどうするのかということが今ご指摘ございました。それで、地域防災計画の中でもそういう要援護者の方々に対する避難計画をどうするのかということ掲げておりまして、本市の災害対策本部では救助班がその任に当たることになっています。そのためには、事前にですね、そういう災害援護が必要な方々の対処をどうしていくのかということで、他市では個人情報の関係で登録制をすとかですね、いろいろありますけども、究極的には自主防災組織と連携をしながらですね、対策本部が動くということが前提になってくるだろうと思います。それで、自主防災組織になれば、そういうものが編成されれば当然地域の中でお互いの声かけ合いとかですね、そういうものが生まれてくると思っております。

それから、社協が災害ボランティア活動を公表されてないというのは、ちょっと社会福祉協議会の関係ですので私どもわかりませんが、地域防災計画の中では情報収発班が災害ボランティアの支援をします。募集をしたりそういう支援をするということで、平成15年のときにもそういうボランティア活動について実際行われております。

あと、何かありますか。

○議長（不老光幸議員） 岩淵地区の……。

（協働のまち推進担当部長三笠哲生「岩淵は個別のことで、連歌屋のところですかね。連歌屋のところですかね」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 連歌屋。

（1番原田久美子議員「連歌屋です。連歌屋橋の隣」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 危険箇所につきましては、先ほど申しましたように、県が調査をして、その公表はホームページでも今の図面が見れます。それで、公表をされていないということではないと思います。

当然、本市の場合については、そういう災害危険箇所については梅雨前の時期に関係機関が集まってですね、現地調査も行っているところです。防災会議にもそういう調査をしたという

報告をいたしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 再々質問ありますか。

1 番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） この件についてもまた一般質問に持っていきたいと思っておりますけれども、今部長さんが言われた岩踏橋のことなんですけれども、この指定年月日は昭和56年4月18日にきちんとされております。それで、これはもう昭和56年といいますと、もう二十何年前に指定があっているわけなんですけど、それに対しては、この写真を見てもらったらわかると思いますけれども、きちんとされているんですけど、いずれにしても警戒区域なん……。行って、また見てください。もう本当に、この山がまた崩れて、この民家がですね、また土砂に埋もれるということもございますので、こういうふうなホームページのほうからも出されているように、早急に地域住民に説明を周知されるようお願いしたいと思っております。

それから、言われなかったんですけども、今回防災専門官を配置して、地域自主防災組織の育成をしていくということで施政方針には書いてありましたけれども、こういうふうな方をせっかく入れられたわけですので、専門家として私は期待しております。災害対策とか防災の備え、それから災害が起きてからではなく、平常時に役割を認識するために、市民、地域住民とそういうふうな今度の専門官を入れていただいて、地域と市民と行政が協働して連携を図って行ってこそ防災のまちづくりではないかと思っておりますので、今後もそういうふうな防災まちづくりにつきましてはご尽力いただきたいと思っております。これで3項目めを終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 4項目について再質問。

1 番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 最後になりました。4項目でございます。

この件につきましては、私が住む前に水道というものをやはり知っていなかったということが原因だと思いますので、水圧については、今度私自身お金がかかってもいいと思いますので、はかっていきたいと思っております。やはり、建てる前、建築する前にどうやって、建てた後にまた自分ところが150kPaになっていたとします。口径13mmぐらいになっていたとしたら、やはり先ほど市長が言われましたように、20mmは欲しいと。私は高台の一番上にありますので、この自分の配水管がどれぐらいの大きさになっているか、それをすれば水も少しは出るかと思えます。本当に、水が両方ですね、私が台所をしていて家族の者がお風呂に入ったら水がもう本当何mmしかならんとですよ。だから、これは私の家だけではなく、近所の方にも聞きましたけど、皆さんそう言われたんです。だから、高台についてはもう一度ですね、家を建てられる前に市役所のほうでも水道工事については説明をされているだろうとは思いますが、家を建てられる水道業者とかあと建築業者、そういうふうな方にも指導というんですかね、ここは高台にありますから少し配水管を大きくしたほうがいいですよと。それで、水道管

をやり直すということは二度手間、費用もやっぱりかかってくるのではないかと考えております。本当はここで、二度手間になりますけども、水圧はどうかけてあるのかを教えてくださいたいことと、もしも水道工事をやり直す場合にはどれくらいお金がかかるかということをお聞きしたいなと思っております。

それと、消防水利はですね、消火などに水を供給する施設でございますよね。だから、消火栓も含めて防火水槽、学校のプール、東小学校って高台にあるんです、そのプールもやはり水道の水で供給するわけですよ。だから、夏場だとですね、プールに給水をしますよね。その間に、高台で、あつてはいけないんですけど、火事がもしもあった場合、一緒になった場合ですね、本当にこの水圧で大丈夫なのかな。今先ほど市長が言われた、高いところと低いところでは109mから22mの差がありますということですけども、本当にもしもプールに給水をしていた場合に火事があった場合に、本当に大丈夫なのかな。2005年10月ごろに青山で住宅火災がありました。そのときにも、水圧が低くて消火に時間がかかったんです。だから、そういうふうなことを、水圧が低かったということはもうはっきりしているんですけど、その後に点検をされたのか、そしてまた改修工事をされたのか、そのまた2点をお聞きしたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（宮原勝美） まず、費用はどれくらいかかるのか、それから給水の申し込み時あたりに水道事業者あるいは建築業者等のほうに指導ができないかという部分についてお答えいたします。

費用につきましては、今例えば13mmは加入負担金が今15万7,500円、それを20mmに切りかえられる場合は43万500円、この差の27万3,000円、この差額は納めていただくようになります。ただし、今回給水条例の一部改正案を上程しておりまして、その中に加入負担金につきましても、3年間に限って平成22年10月1日から引き下げの案を提案させていただいております。これが、20mmが43万500円が28万3,000円に引き下げになる予定でございます。そして、13mmが15万7,500円が10万5,000円に引き下げる予定でございます。その差額が17万8,000円、これについてはこの差額は負担していただくようになります。ただし、今までの現行に比べまして約10万円ほど引き下がります。あと、それぞれのご家庭の前に道路に来ております配水管、それから各家庭に来てます管が13mmでありました場合は、その配水管から各家庭への引き込みをそれぞれ個人でしていただくようになります。

それと、1番は宅内の恐らくほとんどが床下になると思いますけど、宅内の配管が13mmでされている場合はそれも20mmに切りかえが必要になってきます。ですから、水道事業に納めていただく負担金は17万8,000円の増でございますけど、それ以外の敷地内、宅内の配管の布設がえが出てまいります。

それから、新たに水道に加入し申し込みをされますと、まず上下水道部の施設課のほうに申し込みに来られますので、各家庭個人での申し込みはほとんどございません。管工事組合、給

水業者、要するに業者のほうが行って来ております。特に最近でしたら、1つの家庭で蛇口が8カ所以上の特に2世帯住宅につきましては、13mmでは無理でございます。ですから、蛇口8カ所以上の住宅は20mmをもうこれは指導しております。今原田議員が言われましたように、今後とも高台あるいは低地、それぞれの地域もございますけど、13mmあるいは20mmの分については説明、指導をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 平成17年の火災の状況のご質問がございましたので。

当時、平成17年12月議会におきまして、安部啓治議員からこの件に関しまして関連質問が出て、当時の総務部長でありました平島副市長が答弁をされています。

先ほど原田議員のほうから、水圧が低くて消火活動に時間があつたというようなご指摘がございましたけども、当時の記録を見ますと、火災発生時にはタンク車が2台、それに後方支援の消防車2台、現場に駆けつけております。タンク車、当然自水を持っておりますので消火活動に当たっております。

水圧については、低いという実態がありますけども、消防水利としての毎分1tの水量を確保するのは2tでは2分ぐらいしかもちませんので、あと消火栓あるいは防火水槽からタンク車に給水を行うわけです。その際、ご指摘のように、消火栓を2カ所から給水した時点で水量が不足するので防火水槽のほうに水利をとるということで、防火水槽から水利をとって、消火栓からタンク車に給水していった一方の側のそこをつなぎかえるときにですね、当然水がとまりますから、そのときに記録では一、二分程度少し水圧が下がったという実態があつたけども、消火活動についてふぐあいがあつたというような記録にはなっておりませんので、水圧云々というよりも、供給水量の問題だろうと思います。

それで、その後75mmの管に2カ所ついていて、あの団地の周辺には消火栓が幾つもあったわけですね、5カ所ぐらいあつて、それをあけると当然どんどこでも水圧というか、水量は下がります。それで、工事をし直すために直径250mmぐらいのところに消火栓を新たに新設して、100mmの直径というて一定整理をしたと。その数値については、基準を満たしている範囲内に設置されているというような記録があります。

○議長（不老光幸議員） 再々質問ありますか。

1 番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 先ほど私が、今部長が言われたことに対してちょっと謝らなきゃいけないけども、消火に時間がかつたというのは、水が出なくて、水圧が低くて、消防団及び消防署の方がもう水が出ないということを言われて、ほかのところに、消火栓のほうに移動しているという命令を発していたので、そういうふうなところで消火栓のやっぱり水圧がなかつたということを言われてました、そこでですね。私もそのときに行きましたけれど、そこでちょっと私言いたいことがありますけれども、小型ポンプ車が入ったんですけど、小型ポンプ車

のモーターがかからなかったんですよ。結局、それで時間がかかったんです。だから、そういうふうなことも含めてですね、普通の整備も含めてそういうふうなことがありますので、時間がかかって全焼したとかそういうふうなことを言っているんじゃないなくて、そういうふうな水圧が低いということを言われたので、私はそれに対してその水圧について改修工事が行われたのかということをお聞きしたかったんですよ。だから、その改修工事が行われたのかどうかを説明していただければよかったですけど。

○議長（不老光幸議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（宮原勝美） 協働のまち推進担当部長が説明しましたが、平成17年12月議会の、繰り返します、安部啓治議員の一般質問を受けまして、当時の総務部長、今の副市長が答弁しました後、消防担当部署、それと上下水道の部署、それと消防署のほうと協議いたしまして、平成18年1月23日から2月10日までの間に改良工事を終了しております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 以上で会派太宰府新政会の代表質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、明日3月11日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午後6時08分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議事日程（4日目）

[平成22年太宰府市議会第1回（3月）定例会]

平成22年3月11日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者【個人質問】及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名
(議席番号) | 質問項目 |
|----|-----------------|---|
| 1 | 長谷川 公成
(3) | 1. グラウンドの改良について
市内の校庭、園庭、公園等のグラウンドを芝生化できないか。また、今までに芝生化について調査、研究をしたことはあるか。 |
| 2 | 武藤 哲志
(19) | 1. 子ども手当支給について
国1,028,066千円、県142,466千円の支出金に対し、一般会計の負担金及び支給対象者に対する問題点と市税等の未納者に対する対応について
どのように執行するのか。
2. 職員の退職に対応する採用と任用について
毎年退職者が増加している。今後の採用計画と任用、派遣、嘱託制度や指定管理者を直営に戻す計画について伺う。 |
| 3 | 村山 弘行
(16) | 1. AEDの総括的管理システムの導入について
市内に設置してあるAED（官・民）の情報を管理する主幹を決め、市内のどこからでも迅速にAEDを案内し、緊急時の救急救命の市民意識向上を図るべきと思うが、市の姿勢を伺う。
2. LEDの市庁舎への導入を積極的に図り、環境問題とりわけCO ₂ 削減の先進地になる取り組みについて
施政方針の中にもあるが、本庁舎へLEDを段階的に導入し、CO ₂ 削減に向けての取り組みをすることによって、CO ₂ の削減及び財政負担の軽減を図るべきと思うが、市の姿勢を伺う。 |
| 4 | 藤井 雅之
(2) | 1. 公契約条例の制定について
公契約条例の制定を求めて、本市の基本認識を伺う。 |
| 5 | 中林 宗樹
(8) | 1. うつ病対策について
うつ病患者が近年増加し、また、自殺原因でも大きな割合を占めていると言われるが、本市での取り組みについて伺う。
2. 地球温暖化対策について
鳩山政権では、温室効果ガスを2020年までに1990年比25%削減を公表しているが、本市の取り組みについて伺う。 |

| | | |
|---|---------------|---|
| | | 3. (仮称) 高雄公園の利用方法について
高雄地区住民待望の(仮称) 高雄公園が3月末には完成するが、公園内の多目的広場の利用方法について伺う。 |
| 6 | 橋本 健
(7) | 1. 文化とスポーツの振興について
文化活動は心を癒し、スポーツは心身を爽快にさせ、いずれも生涯を通して心の糧となり、人生をより豊かにしてくれる。
(1) 文化活動の育成支援として文化振興基金の創設はどうなったのか、また、今後の振興計画について伺う。
(2) 体育協会傘下のスポーツ団体や総合型地域スポーツクラブ、また一般利用者から様々な不満の声を聞くが、本市のスポーツ施設や設備は十分とは言い切れない。
総合体育館も望まれてはいるが、市民ニーズへの対応をどうするのか、これから策定される第五次総合計画のスポーツ振興の計画と目標について伺う。 |
| 7 | 門田 直樹
(9) | 1. 国分台入口の道路整備事業について
住民説明会の後、一向に進展が見られない。進捗状況を伺う。 |
| 8 | 福廣 和美
(18) | 1. 安全・安心なまちづくりについて
(1) 水城ヶ丘入り口交差点への信号機設置について
(2) 下大利団地に向かう歩道について
2. 水城跡の整備について
水城跡の今後の具体的な整備計画と堤防本体の伐採計画について
3. 防災対策について
水城台団地一帯の史跡地の安全対策について |

2 出席議員は次のとおりである(19名)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 原田 久美子 議員 | 2番 藤井 雅之 議員 |
| 3番 長谷川 公成 議員 | 4番 渡邊 美穂 議員 |
| 5番 後藤 邦晴 議員 | 7番 橋本 健 議員 |
| 8番 中林 宗樹 議員 | 9番 門田 直樹 議員 |
| 10番 小柳 道枝 議員 | 11番 安部 啓治 議員 |
| 12番 大田 勝義 議員 | 13番 清水 章一 議員 |
| 14番 安部 陽 議員 | 15番 佐伯 修 議員 |
| 16番 村山 弘行 議員 | 17番 田川 武茂 議員 |
| 18番 福廣 和美 議員 | 19番 武藤 哲志 議員 |
| 20番 不老 光幸 議員 | |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(28名)

| | | | |
|------------------|---------|---------------|---------|
| 市 長 | 井 上 保 廣 | 副 市 長 | 平 島 鉄 信 |
| 教 育 長 | 關 敏 治 | 総 務 部 長 | 木 村 甚 治 |
| 協働のまち
推進担当部長 | 三 笠 哲 生 | 市民生活部長 | 松 田 幸 夫 |
| 健康福祉部長 | 松 永 栄 人 | 建設経済部長 | 新 納 照 文 |
| 会計管理者併
上下水道部長 | 宮 原 勝 美 | 教 育 部 長 | 山 田 純 裕 |
| 総 務 課 長 | 大 藪 勝 一 | 経営企画課長 | 今 泉 憲 治 |
| 管 財 課 長 | 轟 満 | 協働のまち
推進課長 | 諫 山 博 美 |
| 市 民 課 長 | 木 村 和 美 | 納 税 課 長 | 高 柳 光 |
| 環 境 課 長 | 篠 原 司 | 福 祉 課 長 | 宮 原 仁 |
| 保健センター所長 | 和 田 敏 信 | 子育て支援課長 | 原 田 治 親 |
| 都市整備課長 | 神 原 稔 | 建設産業課長 | 伊 藤 勝 義 |
| 上下水道課長 | 松 本 芳 生 | 教 務 課 長 | 木 村 裕 子 |
| 学校教育課長 | 小 嶋 禎 二 | 生涯学習課長 | 古 川 芳 文 |
| 文化財課長 | 齋 藤 廣 之 | 監査委員事務局長 | 井 上 義 昭 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 松 島 健 二 | 議 事 課 長 | 田 中 利 雄 |
| 書 記 | 浅 井 武 | 書 記 | 花 田 敏 浩 |
| 書 記 | 茂 田 和 紀 | | |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」の個人質問を行います。

3番長谷川公成議員の個人質問を許可します。

〔3番 長谷川公成議員 登壇〕

○3番（長谷川公成議員） 皆さんおはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりましたグラウンド改良について伺います。

近年、我が国では子供の体力低下が深刻な問題として取り上げられています。文部科学省が行っている体力・運動能力調査によると、子供の体力、運動能力は、昭和60年ごろから現在まで低下傾向が続いています。現在の子供の結果を、その親の世代である30年前と比較すると、ほとんどのテスト項目において、子供の世代が親の世代を下回っているようです。

一方、身長、体重など、子供の体格についても同様に比較すると、逆に親の世代を上回っているようです。このように、体格が向上しているにもかかわらず、体力・運動能力が低下していることは、身体能力の低下が深刻な状況であることを示していると言えます。

また、最近の子供たちは靴のひもを結べない、スキップができないなど、自分の体を操作する能力低下も指摘されているようです。子供の体力の低下は、将来的に国民全体の体力低下につながり、生活習慣病の増加やストレスに対する抵抗力の低下などを引き起こすことが懸念され、社会全体の活力が失われるという事態に発展しかねません。体力は、人間のあらゆる活動の源であり、健康な生活を営む上でも、また物事に取り組む意欲や気力といった、精神面の充実にも深くかかわっており、人間の健全な発達、成長を支え、より豊かで充実した生活を送る上で大変重要なものです。こうしたことから、子供の時期に活発な身体活動を行うことは、成長、発達に必要な体力を高めることはもとより、運動、スポーツに親しむ身体的能力の基礎を養い、病気から体を守る体力を強化し、より健康な状態をつくっていくことにつながります。したがって、子供の心と体と知性がバランスよく成長、発達するよう、子供のころから積極的に健全に発達を図ることが大切になるということが言われています。

そこで、今回はグラウンド改良に伴い、文部科学省も提唱している、子供たちがけがを怖が

らずに体を動かすことが促される校庭芝生化を提案させていただきます。

1、本市の屋外グラウンド、特に校庭を見てみると、水はけが悪く、でこぼこが目立ち、何度砂を入れて整備しても雨で流され、風で飛ばされしています。このような状態が続くならば、大規模改修に伴い芝生化にすべきだと思いますが、市長のお考えを伺います。

2、梅林アスレチック公園の芝生を整備すべきだと思いますが、手入れに時間、お金がかかると言われ、きれいな状態ではありません。その後、他の自治体等に調査研究をしたことがあるか伺います。

以上、1項目について伺います。

なお、再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 校庭等の芝生化につきましては、転んでもけがが少ないことでありますとか、あるいは夏の猛暑ではヒートアイランド現象の緩和、あるいはまた土ほこりが立たなくなったり、水たまりができにくくなったりなどのメリットはあろうかと思えます。緑のじゅうたんの上で運動やスポーツに親しむことは、非常にすがすがしく、特に育ち盛りの子供たちの豊かな心と身体をはぐくむには効果的であると思っております。

ただ一方では、土に触れる、あるいは土に親しむということにつきましては、情緒面あるいは発育効果が期待できますし、芝生化は初期投資に多額な予算を要し、校庭等を一定期間閉鎖する必要がございます。また、維持管理に関しましても、刈り込みでありますとか、あるいは草取り、あるいは水やり等が必要となりまして、これらの経費も見込んでおく必要がございます。校庭等の芝生化等につきましては、そのよさを十分認識しておりますけれども、実施に当たりましては課題もありますことから、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

なお、詳細につきましては、担当部長のほうから説明をさせたいと思えます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） それでは、公園等の芝生化についてご回答を申し上げます。

太宰府市内におきましては、大規模な公園といたしまして、地区公園と街区公園が合わせまして4公園ございます。これらの公園の多目的広場につきましては、開園時に芝生化しておりますけれども、現在では梅林アスレチックスポーツ公園を含め、3公園で芝生を整備しておりますところでございます。これ以外の小規模な街区公園につきましては、公園の芝生化につきまして調査研究したことはございませんが、街区公園を芝生化する上での大きな問題点は、財政的要件もございまして、施工後の維持管理の問題が考えられます。市の公園緑地管理要綱において、街区公園の清掃、除草等の維持管理は受益地区で行うようになっておりますので、そこで芝刈りとか、あるいは肥料をあげたり、水をまいたり、草を刈ったり、いろんなところを行政区のほうへお願いすることになります。

このようなことから、公園の芝生化につきましては、公園の現状、面積、日照の関係、また

利用内容、利用者数、そして行政区自治会の維持管理体制など、いろいろな観点から今後の検討課題であろうと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

それでは、まず体力面ですね。なぜここまで子供の体力が低下したかと申しますと、これは文部科学省が行っている体力・運動能力調査からの体力低下の原因ですが、やっぱり保護者を初めとする国民の意識の中で、外遊びやスポーツの重要性を学力の状況と比べ軽視する傾向が進んだことにあると考えられるそうです。また、生活の利便性や生活様式の変化は、日常生活における体を動かす機会の減少を招いているそうです。

さらに、子供が運動不足になっている直接的な原因として、次の3つを挙げることができます。

- 1、学校外の学習活動や、室内遊び時間の増加による、外遊びやスポーツ活動時間の減少。
- 2、空き地や生活道路といった、子供たちの手軽な遊び場の減少。
- 3、少子化や学校外の学習活動などによる仲間の減少。

これら3つが挙げられ、今日の社会においては、屋外で遊んだり、スポーツに親しむ機会を意識して確保していく必要があり、特に保護者が子供を取り巻く環境を十分に理解し、積極的に体を動かす機会をつくっていく必要があり、またよく食べ、よく動き、よく眠るという、健康3原則を踏まえた基本的な生活習慣を身につけることも重要であると言われています。

そこですら、現在の放課後の状況ですね。子供たちの様子を見たままに話します。

小学校で見かける子供たちの中に、野球やサッカー等をしてグラウンドを使っている子供たちは数人ですね。遊具で遊んでいる子も数人います。仮に50人くらい放課後校庭に集まってきて、大半は何をしているかと見たら、男の子の大半はですね、携帯ゲームやカードゲームをして遊んでいるんですよ。公園もそうですね。外には出ているんだけど、遊んでいるのは家の中でできるゲームですね。雨が降った後の放課後は、当然ですけど、だれひとりとしていません。グラウンドコンディションが悪く、水たまりだらけで遊ばせんから。ましてや、はだしで遊ぶ子供は見たことがありません。

前置きが長くなりましたが、芝生化のメリットとしてはですね、まず1つずつ言っていきますが、土や砂が散らない、要するに砂の飛び散りや土砂の流れ出しを防ぐということですね。

この土砂の流出に関しては、私も少年ソフトボールのコーチをしていますのでよくわかるんですが、雨で流れ出したところを何度も土砂を入れてですね、整備するんですよ。きれいに、川になったところやら、イレギュラーして危なそうなでこぼこなところをですね。でも、結局雨が降って、見てみたら、また川になってすべて流れているんですね。これは、毎回毎回やっても同じことで、きれいにトンボもかけるんですけど。また土がなくなったら、電話をして行政のほうに土を入れてもらうようにしているんですが、何回も何回も同じことを繰り返すっ

て、非常にもったいない気がします。グラウンド全体をですね、やりかえるしか方法はないと思うんですが、今後のグラウンドに関して、改修される予定などありますか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 今おっしゃいましたように、大量に雨が降った場合につきましては、土砂の流出というのは確かにございます。現在は、部分的に土を入れて、補修を行っております。土の現在のグラウンドでございましたら、どうしてもこの作業が必要ということで、繰り返しになるということはやむを得ないというふうに思ってます。

費用等の面もございまして、今のところはそういった現状で動かさせてもらってます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） もう毎回毎回やっているんで、ちょっとやるほうもですね、かなり労働力で疲れたりはするんですが、芝生化にすれば雨の日でも水はけがいいということで、僕はぜひ行っていただきたいと思うんですが。

次に、地球に優しいヒートアイランドの軽減というのが言われます。ヒートアイランドの軽減や温暖化の抑制につながる。やはり、夏場はですね、照り返しで非常にまぶしくて、目に悪いんですね。おまけに、地面が熱を吸収しているため、とにかく暑いんですよ。これによって熱中症を引き起こす原因となり、非常に危険でですね、子供たちが家から外へ出ないんです、家の中から外。結局、外へ出る機会が減って、私は体力低下につながっていると思うんですね。せっかくグラウンドがあるのに、遊ばないではなくて遊べないと思うんですね。この子供の体力低下に関してはどのようにお考えですか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 先ほど議員指摘のように、いろんな調査結果、その他から、子供たちの体力が非常に低下状況にあるということはそのとおりだと思っておりますし、非常に大きな課題だと思っております。

そういうわけでございますので、教育委員会といたしましてもこの体力向上に関しまして、いろいろ取り組んでいかねばならないというふうに思います。

ただですね、この体力、知・徳・体と言われますが、特に体力、それから徳育等については、学校教育だけではなかなか難しさがありますだけに、ご家庭とか、地域との協力というのが非常に重要になっております。もちろん、学校でも取り組んでもらわなくてはならないと思います。

そういう中でですね、先ほどスポーツ、遊びの話が出ましたけれども、やはり体力向上については、生活規則とかですね、または子供たちがご家庭で手伝いをするとかの、そういう日常的なですね、動きというものもまた非常に重要な要素ではないかと思っております。その辺のことをですね、保護者の方々ともご協力いただきながら、体力向上を図っていったらというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

体力向上は、僕はちっちゃいときよく遊んでたんで、体力的にはちょっと自信があるというか、はい。なので、やっぱりお手伝いも大事でしょうけど。

あと、最近朝通学している子供たちを見ると、やっぱり車で行く子も増えてますね。そういう子たちも増えているんで、体力低下につながっていると思うんですけど、一番通学するということで、グラウンドが1番目の前にあって、それでいかに子供たちを遊ばせるということが、私は非常に学校にいる時間も長いからですね、大事だと思うんで、ぜひ取り組んでいただきたいと思うんですが。

今度、私メリットをちょっといっぱい今日は用意してきたんで、ぜひ聞いていただきたいと思います。

次に、転んでも、はだしになっても痛くない。砂のグラウンドに比べてですね、こけたりしたときにもすりむいたりすることがそんなにないんですね。やっぱり、すりむくけがをしないということは、思いっきり動き回れて気持ちよく遊べるため、外遊びが好きになることは私は間違いなしと思うんですよ。やっぱり、外で思いっきり遊ぶということは、けがを恐れず遊べますので、活発な運動が増え、体力がアップすると言われております。グラウンドを芝生化してから、子供たちの50m走のタイムが、各年齢で以前よりも平均で大体1秒、速くなった子が2秒も速くなっているそうです。全国学力テストの結果と全国体力テストの結果を参考にしてみますと、学力は秋田県が1位、福井県が2位となっています。体力は、男女とも福井県が1位、秋田県が2位となっています。ちなみに、福岡県はですね、学力においては31位。下から数えたほうが早いんですね。体力は、男子が38位、女子が41位。こちらも下から数えたほうが早いです。なお、体力は小学生のみを参考にしています。

この結果をしてみますとですね、学力と体力は関係性が非常に強く、先ほど申しましたとおり、よく食べ、よく動き、よく眠るという健康3原則を踏まえた基本的な生活習慣を身につけることが非常に大事ということになってきます。外に出ても、ゲーム中心で体を動かさないため、おなかも減らない、疲れもしない、まさに私はこれ不健康3原則を今の子供たちは行っているように見えます。この現状を市としてはどのようにお考えですか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） スポーツの結果をみますと、学力もそういう傾向があるんですが、非常に二極化が起こっている。非常に運動をたくさんし、運動能力も高い子供さんもおられるかと思えますと、反面ほとんどスポーツをしなくて、ご指摘のようにじっとしているというような状況の子供さんもおられるというのが現状ではないかと思っております。ですから、ご指摘のようですね、右か左かというのは、決めつけるというのは、簡単に割り切るというのは難しさがあるんじゃないかと思えますが、そういう余りスポーツに親しまない子供さんたちに、

または動かない子供さんたちに、どういうふうにしてよりスポーツに親んでもらうか。学校でするのは時間内でも限りがありますので、先ほど申しましたように、その辺のスポーツをしないことの重要性というんですかね、非常に体の成長にとって余りよろしくないということの認識を、子供自身も、また保護者の方にもよく理解していただいて、先ほど通学に車乗るという話も出てましたけれども、非常に日常生活でやっぱり運動に親しむような、そういうふうな意識を図ることと、それから実際に動けるようにしていくということが大事じゃないかと思っております。

現在ですね、やっぱりゲームをするとか、またはこうしてどうこうするなというような否定的な決めつけだけではうまくいかないから、おっしゃるように、ゲームする時間はゲームをするけど、運動する時間は運動するというような、その生活のリズムというのが大事だというふうに思っておりますので、そういうことを含めながら、保護者の皆様方とも相談しながら進めてまいったらと思っております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 教育長のご答弁で、私はゲームをすべてだめだと言っていることじゃなくて、私は実際にゲームで数kgやせた経験が去年ありますもんですから、そういうことで、雨の日はいいかもしれませんが、外で親しめる、外に出て遊んでもらいたいです。スポーツとは違う外遊びで元気になってもらいたい。そうすると、体力も向上するんじゃないかなということちょっとお話をさせていただきました。

やはり、子供たちがですね、積極的に外遊びができる環境づくりがいかに大事かですね、まだまだありますので。

次にですね、ストレスの軽減が挙げられるそうです。思いきり走り回ることによってストレスが発散でき、緑の芝生が目によいことから、精神的にも安定すると言われ、景観の向上によるいやし、いじめが減ったという例もあるそうです。昔は、視力がちょっと落ちたりするんですね、遠い緑の山を見なさいとか言われたことないですかね、皆さん。私はあるんですよ。それで、私は緑を、外に出てよく遊んでましたので、よく見てましたので、おかげさまで視力はいいみたいです。こういったですね、ストレスが発散でき、いじめが減る、またはなくなるということになればですね、教育現場としては非常にすばらしいことだと思います。ここですね、芝生化した施設の声をちょっと聞いていただきたいと思います。

まず、子供たちの声としてですね、芝生化した学校の児童108人に聞きました。芝生化の運動場をどう思いますか。大好き67%、まあまあ好き18%、普通11%、少し嫌い4%。大好き、まあまあ好きというふうに答えた子は、108人のうちのパーセンテージでいうと85%だったそうです。

次に、保護者の声ですね。芝生化した学校の児童の保護者62人に聞きました。校庭の芝生化後、子供たちの様子に遊びが増える等の変化は見られますか。大いに見られる47%、少し見られる34%、ほとんど見られない18%、無記入1%。大いに見られる、少し見られるを足すと

81%、8割以上ですね。

次、教職員の声。芝生化した学校の教職員16人に聞きました。校庭の芝生化後、子供たちの様子に遊びが増えるなどの変化は見られますか。大いに見られる94%、少し見られる6%。これが、実際の現場の声であります。このようにですね、子供、保護者、教職員の声を、現場主義を掲げられている市長にはわかっていたいただきたいと思います。

次にですね、ストレス解消もあるんですが、まだたくさんあります。

次に、地域コミュニティの創出。

芝利用や芝生管理を通して、まちづくりの貢献、芝生化による意識の向上、地域への愛着などがあります。このほかに、芝生には騒音を吸収する働きや多量の温室効果ガスの吸収や、大量の酸素の放出、アレルギー原因となる花粉や孢子、ちりの吸着などもあるそうです。参考までに申しますけれども、2009年インフルエンザ流行時に、土のグラウンドだった小学校は休校になったそうです。芝生化されたグラウンドの小学校の児童は、インフルエンザにかかった子はわずか1人だったそうです。この自治体の教育委員会は、この因果関係は認めてないそうです。

今私が述べただけでも、相当なメリットがあると思われませんが、市としてこのすばらしいメリットをいかがお考えですか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 芝生によるすばらしさということを十分聞きました。

物事というのは、確かにメリットとデメリットが両面あるというのが物事じゃないかなと思っております。確かにメリットだけを強調するとそういうことになるかもしれませんが、そうじゃない側面もやっぱりあると思いますので、最初市長が申しましたように、やっぱり十分検討しなくちゃならないことではないかと思っております。

もちろん、お金の問題、その他もついて回ってきますけれども、例えば私が見ました芝生化されたところは、そんなに広いグラウンドじゃなかったんですが、例えば学校全体を本当に芝生化できるのかどうかですね。先ほど、砂の流れがありましたけど、雨が降れば当然水は流れるわけですので、そうするとどっかがほげてくるところが当然出てくる。芝生だからできないということはないだろうという気もいたしますので、そういういろんな面を考えさせていただきたいなと思います。いろんなご意見ありがとうございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 私は、この芝生化についてですね、資料をたくさん出して調べましたところ、1番はやはり経費の問題が、市長先ほど言われましたように、真っ先に言われると思ったんです。それでは伺いますけれども、グラウンドの改修を行った場合、小学校のグラウンドで一番大きい水城西小学校のグラウンドが1万2,600㎡なんですけど、これ土のグラウンドを改修するとして、全部、もう余りひどい、水はけも悪いということで、排水管などありますが、そういうのをすべてやったとしてですね、グラウンド改修に伴い、県や国からの補助金は

出るんですか、伺います。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 水城西小学校のグラウンドの改修につきまして、幾らぐらいかかるかというところでございますが、試算をいたしましたところ、およそ2,000万円程度かかるものというふうに思っております。

改修内容は、暗渠、排水管の新設及びグラウンド表土の整備等でございます。

また、補助金の関係でございますけれども、屋外教育環境の整備につきましての補助金は、1校当たり1,000万円の事業量を対象といたしまして、6,000万円を限度といたしております。補助金、つまり交付金の算定割合につきましては3分の1ということになります。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 芝生化事業についてはですね、文部科学省が平成7年から屋外教育環境整備事業として300㎡以上を対象に補助金を出しています。平成20年度までに芝張りを実施した学校、幼稚園は399校あり、本市に最も近い場所で佐賀県の鳥栖市、弥生が丘小学校があります。このグラウンドはですね、1,189㎡行っております。もし調査されるときに参考にされるといいと思います。

こういった補助金、屋外教育環境整備事業としてですね、執行部のほうで調査などされたことございますか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 平成9年度に緑の教育施設づくりといたしまして、水城小学校と太宰府小学校の花壇植栽等の整備をいたしましたが、それ以降につきましては、植栽等の整備に関して、補助金を活用した新たな整備はいたしておりません。なお、芝生化事業単独での補助金に関しての調査はいたしておりません。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 私ですね、ちょっと独自に調査したところ、来年度もこれに対する助成金が延長されると聞きました。しかし、現在行われてます事業仕分けでどうなるかはっきりわからないと言われたんですが、何かこれとは別に補助金や助成金が出る方法ないですかと尋ねました。そうすると、スポーツ振興くじ、t o t oですね、これがあるようです。今後はですね、こういったものを活用して、前向きに検討していただきたいと思います。

参考までに、この芝生化の施工方法をちょっと紹介したいと思います。

芝生化の事例なんですけど、これは鳥取県境港市立誠道小学校というのがあるんですけど、ポット苗移植法、芝生化費用。ポット苗、芝刈り機、スプリンクラー、電動ポンプ、肥料種子散布機など、1㎡当たりですね、1,000円程度でできるそうです。今申し上げたとおり、平成20年度鳥取県の境港市立誠道小学校での事例なんですけど、ここは3,000㎡平成20年度に行いま

して、年間運用費は30万円です。その内容はですね、芝刈り機の燃料、水道代、肥料、冬芝の種など。実施体制といたしましては、学校、地域が維持管理作業等を行っているそうです。あとは教育委員会が費用負担、管理上のトラブルを解決などしているそうです。今申し上げた内容でですね、費用面はおわかりになられたと思いますが、年間運用費をもっと安くする方法もあります。1㎡90円でできたとしますと、水城小学校では全体で65万5,380円。これは1㎡当たり90円はですね、高いんですよ。もっと安くするなら、50円とか20円でもできるんですね。水道代はというと、雨水をためて使ったり、芝生につきましては、種類の中でも繁殖力が強く、水や肥料が少なくても済む種類のバミューダグラス、ティフトン芝というのがあります。この芝生は雑草に近くですね、刈りそろえることでほかの草を追い出す繁殖力があるそうです。いろんな自治体の資料を見ていると、芝生化事業においてどこの自治体も参考にしているところがあります。それは鳥取県です。ここで、鳥取方式というやり方をですね、ちょっと紹介したいと思います。

鳥取方式の芝生化とは、屋外での遊びやスポーツをするのに、転んでも痛くなく、けがの心配もない天然芝生は、思いっきり動き回れるので、土のグラウンドよりずっと楽しい。特に、子供にとって一番身近にある広場、プレーグラウンドは、学校、保育所、幼稚園を含めての校庭であり、体を動かす楽しさと、基本動作を覚える貴重な場所であり、この校庭を芝生化する意義は大きいと考えている。校庭や近所の公園などの広場には、ゴルフ場や競技場のように隅々まで手入れされた高度な芝生は必要ではないと考えており、年間維持管理経費が㎡当たり20円から100円程度の芝生を導入することを提案しているそうです。この場合の芝生管理は、芝刈り、堆肥、肥料のやりですね。かん水が中心で、原則として、除草や薬剤散布は一切行いません。もちろん、利用内容、競技レベル、利用頻度が高度になると、グラウンド造成費や芝生の維持管理費も高くなりますが、鳥取方式ではそれぞれのケースに応じて、最適な造成法と維持管理内容を選択して提案していますというのがあるんです。鳥取方式ですね。

このやり方を用いるとですね、梅林アスレチック公園も、できた当時のように見事な芝生にもよみがえることでしょう。

それではですね、梅林アスレチック公園の芝生面積と指定管理制度を行っているのか、お尋ねいたします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） まず、芝生の面積ということでございますけども、梅林アスレチックスポーツ公園の多目的広場の総面積は1万3,800㎡ございまして、その中で芝生化しているのが約7,900㎡でございます。

また、指定管理ということでございましたけども、実はこれは平成17年3月まで指定管理を採用しておりましたけども、それ以降は直営でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

非常にこういうやり方でやればですね、7,900㎡なんて、そんなに経費もかからなくて私はできるんじゃないかなと正直言って思いました。

仮称高雄公園も今度新設されて、4月にオープンされますが、一番の芝生化の箇所があるというふうに聞き及んでおります。きちんとですね、こういうやり方があるというのをぜひ取り入れていただいて、前向きに検討していただいて、維持管理を行っていただきたいと思えます。そうしないと、もったいないんですね。せっかく芝生を植えても、そのままもうだめになってしまうのがですね。

公園のことについてちょっと言いますが、福岡の天神に県営天神中央公園というのがあります。福岡市役所の裏というか、アクロス福岡の前ですね。ここもですね、立派な芝生の公園があるんですよ。この公園の芝を管理している方に資料をいただきました。この公園を管理している方は、月隈パークゴルフ場って、飛行場のところにもあるところも一応管理はされているそうなんです。資料をいただいたんですが、この天神中央公園は、この業者指定管理者なんですけども、行っているわけですが、公園の面積が3万1,075㎡、このうち芝面積は4,360㎡ですね。管理内容につきましては、年間芝刈り8回、肥料やり3回、芝防除1回、目土1回、エアレーション1回。あと木のところに生えている草は手で取っているそうです。手取り除草随時。水やりに関してはですね、状況に応じて行い、主に夏場に行っているそうです。これですね、芝生の管理費が年間72万4,500円です。これが高いととられるか、安いと思われるかわかりませんが、参考までに述べておきます。

正直申しますと、私もこの質問をする前はですね、芝生化どうなんだろう。やっぱり、莫大な費用がかかるんだろうなというふうに、正直言って予想していたんですよ。いろいろちょっと話を聞いていくうちにですね、インターネットなど調べてみると、これならせっかくグラウンド、もう本当にでこぼこでひどい状態なんで、もう一気に変えてしまうのであれば、この市でもできるんじゃないかと思いました。やはり、子供から高齢者までがですね、地域で活性化するなら、年間の運用費は正直言うと安いのではないかと思います。

市長にお尋ねいたしますが、今までの内容を精査して、やってみようという気になりませんか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） まず、子供たち、ずっと聞いておりました。なかなかそうなればいいなというふうな思いはあります。

ただ、優先順位というか、今の課題がございまして、そこまで到達するにはもう少し太宰府市においては、あらゆる面で充足させる必要があるかなというように思っております。私の経験でいえば、私は親が構うことなく、自分たちで遊び道具を、時代もそうだったと思いますけれども、何ら道具もありませんし、何ていいましょうかね、自然の中に追いやられて、自然のままに生きてきた。遊びも創意工夫しながら、あるいは田んぼにも入りながら、そして経験則的にいろんな、そのまま素足の中でガラス踏んだり、足切ったり、あるいはいろんな経験則の

中で、あるいは友達との、6歳上ぐらいの方々との遊びの中で、小学校ぐらいからそういった中で育ってきておりますから、その中でルール化であるとか、先輩を敬うとか、そういった部分が自然と身についてきたように思います。今、反面考えてみますと、そういったものが子供たちには足りないのではないかなというように思っております。やはり、過保護ではなくて、外に出して、過保護もいいんですけども、愛情豊かに育てることは大事だと思いますけども、外に出て、そしてある程度けがしてでもチャレンジさせるというふうな、そういった親といいましょうかね、親の勇気といいましょうかね、これも大事ではないかなというふうに思っております。

芝生等々につきましては、太宰府市の場合は小学校あるいは中学校の校庭もそうですけども、多目的に使うと。例えば駐車場、あるときは観梅期、あるいはこういった750万人からの人がおいでになっている、そういった場合においては駐車場としても使う場合があり得る、多目的に使うというような形の中で、そこに芝生をしておくと、そのことが弊害になるということもあるでしょうし、もう少し推移を見ながら考えていきたいなというふうに思っておるところです。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 市長のお話聞いていると、私もやっぱりそういうふうに遊び、育ったんで、よくわかります。やっぱり、今は、何というんですか、時代という言い方は悪いかも知れませんが、そういう子たちはそういうふうな縦でつながって、餓鬼大将制度じゃないですけど、そういうのも見ていたらないですね、非常にさみしいというか、そういう思いをして子供たちを見たりもしているんですが、駐車場おっしゃられましたね。駐車場は、芝生化はそんなに弱くはないらしいんです。いや、別に否定するわけじゃないですけど、おっしゃるようないろいろデメリットもありますけども、メリットのほうが多いということ。

最後になりますけども、ちょっと聞いていただきたいんですが、芝生なんですけども、そもそも芝生とは、背丈の低い草地を一定の高さで刈りそろえられた、その状態をいうそうです。確かに、世の中に芝生と呼ばれる品種は何十種類、いや何百種類とあるそうです。芝生ではなくて、芝の種類といったほうが正確なのかもしれません。つまり、芝は草の一種であり、芝生は刈りそろえられた面であり、状態を指します。草も芝生、芝生は草の一種だと知れば、草も芝も一緒に刈れば立派な芝生なのです。芝生は、金がかかるし管理も大変、結構多くの方がですね、芝生に対し持っているマイナスのイメージがあると思います。事実、ゴルフ場やスポーツ競技場などでは、実際驚くほどの手間とお金をかけています。でも、それと同じ管理が校庭や園庭で必要なのでしょうか。私はそうは思いません。競技場のピッチやゴルフ場のグリーンと、校庭や園庭の芝は目的が違います。目的が違えば管理方法も違ってくるのです。校庭や園庭の芝生化を考えると、今まで私たちが持っている芝生に対しての先入観や思い込みの知識をもう一度見直して、芝生化の目的について十分に検討することが大変重要なことだと思います。

ここです、芝生化にするとどんなメリット、デメリットがあるのかというのを、豊平西小学校、ちょっと済ませません、これ県名がよくわからなかったんですが、の校長先生から直接聞いたことをまとめたものがありますので、最後にちょっと言いますね。

子供たちが外でよく遊ぶようになります。雨上がりでも、割とすぐに運動場を使うことができます。朝方まで降っていた雨が、もうすぐに芝生だとグラウンドが乾いて、その日のうちに運動会ができたという事例もあるそうです。けがが減ります。砂ぼこりは全くなくなります。照り返しが少なくなります。虫がバランスよく生活することができ、バッタなどはよく見られますが、害虫の発生はないそうです。豊平西小学校では、夜露が降るので水やりの必要がないそうです。維持費も公表できないくらいかからないのだそうです。

デメリットなんですが、2年もたちましたが、デメリットはないそうです。

これらの点からですね、今後本市におかれましても、子供から高齢者までもがですね、やっぱり年齢を問わず健康で楽しめる憩いの場づくりを進めていっていただきますようお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

次に、19番武藤哲志議員の個人質問を許可します。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

○19番（武藤哲志議員） 通告いたしております子ども手当の支給についてと、職員の退職に対応する採用計画、任用についての2項目、市長、教育長に回答を求めます。

まず初めに、民主党政権の目玉政策である子ども手当法案が、参議院で成立しなくても可決され、今年度は半額の月1万3,000円が支給されます。来年度からは、金額2万6,000円の支給予定ですが、その財源の見通しは……。

○議長（不老光幸議員） 傍聴者に申し上げます。私語は慎んでください。

○19番（武藤哲志議員） 財源の見通しは立っておりません。国会での論戦を見ますと、さまざまな問題点が出てきております。来年度からは、所得税の16歳未満の扶養控除を廃止する、住民税控除は平成24年度から廃止するとなっておりますが、さまざまな問題点が明らかになりました。これまであった児童手当は子ども手当に含まれ、月3,000円しか収入増になりません。その一方で、平成23年度、平成24年度と、所得税、住民税の増税がさまざまな形で市民に負担増額となってくることは明らかです。子ども手当の支給は、多くの市民が期待されておりますが、増税に対しては望んでいないと思います。扶養控除がなくなれば、保育料の階層の引き上げによる負担増や、国民健康保険料の所得割の増額、私立幼稚園、また障害者自立支援制度、後期高齢者医療制度の自己負担等、約20項目以上の制度負担になったり、減免制度や就学援助が受けられない事態も発生されます。また、給付の段階で、里親や児童福祉施設に入所している児童は、給付の対象から外される可能性もあります。一方、市独自の軽減策や減免制度も利用できない可能性も予想されます。

また、国会論戦の中で、税金の滞納や保育所負担金、学校給食費の未納者から手当と相殺す

ることも可能だということが明らかになりました。このようなことが実施されるならば、子育てを社会全体で支えるという制度の趣旨からいって、認めるわけにはいきませんが、市はそういう納税、滞納、こういう方々に差し押さえ執行を実施するのか、またしないのか、明確に回答いただきたいと思います。

また、この児童手当の実務に対しては、夫婦関係等でさまざまな問題があります。別居生活している場合でも世帯主が給付の対象になり、子ども手当が本来の目的に活用されない場合もあり、さまざまな問題が発生し、行政の大変な業務が予想されますが、どのような事務体制で臨むかを明らかにしていただきたいと思います。

次に、職員の退職に対する新規職員の採用計画と再任用について質問いたします。

平成17年から平成21年まで、62名の職員が退職をいたしました。そのうち、再任用を希望した職員は31人、新規採用は12名です。今年度退職予定は12名、再任用の希望者は不確定ですが、新規採用は10名予定されています。平成23年、来年度から平成26年まで、定年退職者が64名となっております。政府としては、定年延長を検討していますが、確定いたしておりません。退職しても65歳に達するまでは、わずかな年金で生活ができず働かなければなりません。再任用の勤務日数は週3日という勤務体系では、責任がある業務に従事する状況ではありません。退職者の中には、嘱託職員としてある一定の身分が保障され、通常勤務を外郭団体で従事しています。今後、退職者に対する対応として、現在出向させている福岡都市圏南部環境事業組合、大野城太宰府環境施設組合、山神水道企業団等、職員の職務を嘱託職員に変更を行うことはできないか、また業務辞令交付を行っている職務として、日常的職務を嘱託職員にかわることはできないか、回答いただきたいと思います。

また、公共施設を指定管理者として業務を行っている施設について、見直しを行い、日常業務を経験豊富な職員に業務させることも検討が必要と思われるのですが、この考え方がないかも明らかにしていただきたいと思います。

また、市長の重点であります地域コミュニティの充実が昨日も回答なされておりました。また、施政方針の中でも大変重視されておりますが、6つの自治協議会が設立されました。この自治協議会には、さまざまな部会が設けられております。この6つの自治会に退職職員を派遣し、日常の業務や地域コミュニティの充実を図る業務に従事させる考え方がないかも明らかにしていただきたい。

最後に、平成26年までに64名の退職者が予定されていますが、公務員としての責務、行政運営上採用計画を行う必要がありますが、この問題については再三質問してきました。現在の職員構成の中は、中間管理職で構成されています。これを改める必要があると思いますので、今後の採用計画を明らかにしてください。

再質問については自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ご承知のように、子ども手当につきましては全額を国庫負担におきまして実

施するという政府の約束でございましたけれども、当初の約束が守られずに、児童手当の地方負担を継続して求められておりました、誠に私は遺憾であると思っております。昨年12月8日には、全国知事会におきまして、子ども手当の地方負担に反対する緊急声明が発表をされておりました、全国市長会でも1月27日に、子ども手当に関する緊急決議を採択したところでございます。

なお、市税負担金の未納者への対応でございますけれども、現在国会におきまして審議中の法案によりますと、従来の児童手当と同様に、受給権の保護が規定をされておりました、差し押さえでありますとか、法律上の相殺は認められないということになっております。市長会等を通じまして、国に対しまして制度の改善を要望いたしておりました、滞納世帯への納付指導あるいは相談を行いまして、保育料等の納付に結びつけられるように、子ども保険者として、あるいは市としてはそのような方向で努力をしたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、国が約束しておいた部分について、早く言えば、児童手当はそのまま残して、差し引いて3,000円しか出さないということについては、全国市長会で、そういうものは約束が違うじゃないかということで緊急決議をしたということですね。それじゃわかりました。

それではですね、まず即影響が出るわけじゃありませんし、平成23年、平成24年と、こういう形で扶養控除がなくなれば、今私が指摘したように、そういう20項目についてですね、影響を受けることは間違いありませんか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） それは、大なり小なり、非常に影響は大きいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） そういう状況の中で、まず受給ができないようになるというか、市独自の制度もありますし、国の制度もありますし、さまざまな形でこういう所得が増える、国民健康保険が上がる、こういういろんな部分で介護保険も上がるとかですね、市民の負担が強まってくるということは、当然地方自治の趣旨から見てですね、こういう扶養控除が廃止される。当初は配偶者控除までとか、高年齢の部分、大学生の部分まで言っていましたが、余りにも国民世論が激しいために、ある一定の見直しですが、まずこういう状況の中で、この実務が地方自治体に押しつけられてきたという状況ですが、まずこの対象児童としてはですね、6万9,000名近い中で14.2%が16歳未満なんですよ。小・中学生が今5,652名おりますが、あと就学前までの部分については何人ぐらいを考えて、16歳未満では、市の子ども手当については対象人員、わかれば担当課から説明受けたいと思いますが。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 対象の児童数でございますけれども、1万100人を見込んでおりま

す。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） そういう状況の中ですね、先ほども言いましたように、まず1万100人の中にもいろんな世帯があるんですが、一律的にやるわけにはいきませんが、先ほど言いましたように、里親だとかですね、児童施設に入っている方については給付できないというか。

それから、年齢的に矛盾が出てきたのが、早生まれと遅生まれとあるんですね。こういう方も該当しないと。早生まれの人は、16歳になってしまっていますから。こういう場合とか、いろんな矛盾が出てきて行政側にトラブルが出てくると思うんですが、この実務をやるのに今の職員体制ではなかなか難しいんですが、1万100人に対してはどのような実務で臨もうとしているのか、担当部で回答いただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 職員の子ども手当に対する事務でございますが、現行の職員で対応するとともに、臨時職員を充てたいと考えております。

なお、臨時職員の賃金等については、国庫補助対象となっております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） そうすると、今年は半額、来年はその財源の見通しがなくてですね、毎年そういう状況でいくと、ずっと担当部と臨時職員でやっていくのかどうか。1回きりのこの前の地域振興券とは違って、これが毎年の子ども手当の場合についてはですね、今の職員体制でできるかと。今年は1万3,000円、来年は2万6,000円、ずっと毎年やられるわけ。ただし、最終的に今の国はそうですが、政府は。もういつも初めだけはやりますが、後でぱっとはしごを外されて、最終的には地方自治体の負担になる可能性があります、この1回きりじゃないんですが、その体制をずっと少ない職員と臨時職員でやる考え方なのかですね、この辺はどうですか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） まず、子ども手当初年度でございますが、1回やってみて、実務の内容等を精査しながら職員の対応は考えていきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） それから、窓口で一番判断が迷うというのはですね、夫婦関係だとか、親子関係だとか、さまざまな問題が出てきます。こういう状況の中で、当然支払いは現金給付じゃないですよ。銀行口座ですよ。この辺はどうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 子ども手当につきましては、口座の振り込みになります。

口座振り込みになりました場合につきましては、振込手数料を現在は公金として、児童手当の場合は公金として手数料を払っておりません。が、金融機関との協議の結果、振込手数料を

払うことになった場合がございますが、その場合は国庫補助の対象とすると、こういう通知を
いただいております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、国庫補助、いつも行政側が言うように、減税補てん債で借金を
地方自治体に押しつけてね、しかも国が金がないから地方自治体にとか、何にしても国庫補助
とか交付金措置をしますと言うけど、あけてみたら入ってないでしょうが。今までもわかるよ
うにね。こういう状況の中で、まず受けられない状況がある。その里親とか、児童施設に入っ
た人だとか、それからやはり夫婦関係で別居をしている、まだ離婚が成立していない。ところ
が、夫のほうに振り込みになるとか、こういう問題について、やっぱりぴしっとしたこのシミ
ュレーションをつくって、どう対応していくかですね。行政側が訴えられる可能性もあるわけ
ですからね。だから、そういう、やっぱり今の人員でできるかどうか、専門的なシミュレーシ
ョンをやる必要があるんじゃないかというふうに思います。

それから、今福祉部長が言いましたように、銀行口座ですが、法律の盲点がありまして、市
民生活部長にお聞きしたいんですが、年金であれ、手当であれですね、これを押さえることは
法律上禁止しています。今市長が言いましたように。ところが、入った預金通帳は、年金であ
ろうと、子ども手当、児童手当でも、差し押さえること、直接はできませんが、預金口座に
入ったものは差し押さえしても違法じゃないんですよ。もうこれは、今までもやることは太宰
府市もやってきましたが、これがあくまでも子ども手当だということで明らかになっておれ
ば、それは差し押さえを解除するのかどうか。この辺は内部検討されたことありますか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（松田幸夫） 武藤議員さんご承知のとおり、預金通帳なり、固定資産なり、いわ
ゆる差し押さえ処分をするまでの過程には、それぞれ長い時間をかけて滞納者と折衝はしま
す。お願いに行きます。まずは督促状を出し、あるいは何の返事もなければ電話による催促、
あるいは家庭訪問、さまざまな方法で納税相談をお願いしているわけですが、どうしても
やはりそうした納税に対する誠意がない方が中にはいらっしゃいます。そういう場合は、やむ
を得ず滞納処分による差し押さえをやるわけです。今回、この子ども手当がそういう通帳の中
に入っているという場合につきましては、当然本人さんにもお会いしながらいろんな形で相談
をするわけですから、やむを得ず最終的にはする可能性もありましようけども、それはまた納
税相談の中で、個別に話し合いをしながら相談に応じるという方法をとっていきたいというふ
うに思います。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、相談を受けたのはですね、年金受給日の明くる日に差し押さえ
を太宰府市から受けたと。生活ができないと。なぜ年金を差し押さえられたかといって私も説
明しましたが、年金自体は、差し押さえするというのは直接もできるんですが、預金に入れ
ば、年金とかね、ほかの部分とかというのがわからないから差し押さえされるんですという、

私のほうも回答しましたが、そういう状況で滞納され、努力もされた上で必要な処置をとられたと思うんですが、教育委員会にお尋ねいたしますが、市民生活部と協議も必要になってくると思うんですね。今一番困っているのは、給食費を、全国では払わない家庭には食べさせるなというようなむちゃくちゃな発言もあっているようですが、給食費が未納とか、こういう場合について、子ども手当から給食費を相殺するとか、そういう考え方は教育委員会としては持たないというふうに明確に回答いただけますか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） まだですね、具体的には市民生活部等と話は詰めておりませんが、まず基本的な考え方としては、市民生活部と同様な活動になっていくと思っております。

ただ、教育の場とか、給食費ということと税というのは、ちょっと性質が違うとかというようなこともあるんじゃないかと思えます。

それからまた、特に学校教育の場合、現在であればいわゆる就学に対する援助があるわけがございますので、そういうふうな制度もございますので、非常に就学に対して困ってある方々につきましても、そういうふうな方法も考えながら、給食費、全員何らかの形で負担いただくよう努力してまいりたいと思えます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、それなりに学校長を通じてですね、子ども手当が入れば給食費を納めてくださいとか、そういう状況での指導をやっていただくと。

先ほど言いましたように、預金口座を押さえるというか、そういう状況でやることについては何ら違法じゃないですよ。初めからそのお金に印がついているわけじゃないからですね。ただし、そういうやっぱり押さえられた方については、やっぱり納得いかないというか、自分の年金生活費を押さえられたと。ただし、それは当然税金の滞納があったからでしょうから、私もそれなりに説明しましたけど。

それと同時にですね、この制度が今私たちにすぐ降りかかってくるわけじゃないんですが、市長、来年度、再来年度と、それからまたその財源がなくて途中でどういうふうになるかわからない、消費税が大幅に上がるかもしれない、この財源として第2の仕分け作業をやらせておりますが、これだけの、早く言えば事務量といいますか、私も通告していますように大変な金額ですよ。今年の当初予算にも載っておりますが、まずこんなに大きな金額を国から受けてですよ、10億2,806万6,000円、県が1億4,246万6,000円ですね。国と県が出して、平成22年度の予算書に載っておりますが、見たときにこんなに大きな金額が入っていると、財政的にも安定しているというか、収入増を見るときに大きな金額になりますが、来年はこの倍になりますから。

ただし、これが出ていくというのは大変な仕事だということですよ。それによって、さまざまなお金が入ってきて、子ども手当を支給するという状況の中で、逆にさっきも言いましたように、保育料が高くなる、国民健康保険税や後期高齢者保険料やですね、私立幼稚園の就園

奨励費や、障害者自立支援とか、そういう世帯によってさまざまな形で負担増になったときに、ある一定の独自の制度的なもの、減免的なもの、これはですね、全国市長会あたりでも論議をしていただかないとですね、国が一方的に、お子さん2人を38万円所得税でですね、72万円も落とすと。市民税では66万円も落とすと。そうすると、その分だけははね返ってくるわけですから、所得全体に。あらゆる影響を受けるという問題がありますから、やはりそれなりの対策も、子ども手当による対策も考えなきゃいけませんし、国に対する要望、県に対する要望、市の独自策も検討する必要があると思うんですが、これに対してですね、国の民主党の民主政策は、もう子ども手当として何の控除もなしでやるというならいいですよ。軍事費を減らすとかですね。今、アメリカの米軍基地や沖縄の問題をどうするかということで、思いやり予算、米兵に対して1人当たり2,000万円近く日本の予算で出していますが、こんなものをやめれば、配偶者控除、扶養者控除とか、そういうものを廃止はしなくてよかったんですが、こういう問題についてしっかりと市長会あたり、また議長は議長で議長会ですね、全市民に議会としても責任を持っておりますので、何らかの形で国に強く働きかけていただくことを、この1点目はお願いをいたしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私も武藤議員と全く、この点については同感です。戦時状態とか、憲法9条云々とか、それはちょっと異なりますけれども、全くそのとおりでございます。

平成23年度以降の子ども手当等については、本格的な制度設計に当たっては、国は全額負担とすると。地方の負担を求めないというふうなこと等に、私どもは市長会通じて強力に行っていくと。

あるいは、その諸手続等々についても、例えば言われました制度設計である申請時、あるいは監護の特定、あるいは支給の方法等についても、手続を簡素化すると、市町村に負担をかけないというようなこと等が大事だというふうに思っております。

平成22年については、武藤議員もご指摘のように、国、地方、事業主でございます。児童手当の部分を含んでおるわけです。平成23年度はそれが外れて、全額新たな地方負担があっては困るというふうな趣旨の要望をしております。全額国の負担でやっていただきたいと。

それから、それに絡む地方税等々の控除の廃止とか、そういった形によって、違う形によって住民負担、市民の負担になること等についても、これは総合的に、全体的な整合性を保っていただきたいというふうなところで、強力に私は要望していこうというふうに思っております。一緒になってやっていきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 市長が私の考えと一致するような内容で、本当に一番困るのは市民ですから、市長としても市民の生活を守る責任がありますから、やっぱりこういう一方ではいい面というか、えさをつり下げて、食べたら後で大変な負担になったというようにならないようにですね、ぜひしていただきたいというふうに思います。

休憩しますか。31分ありますので、休憩を。

○議長（不老光幸議員） ここで11時25分まで休憩します。

休憩 午前11時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時25分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

市長。

○市長（井上保廣） ご質問の、職員の退職に対応する採用と任用についてお答えを申し上げます。

太宰府市では、現在平成17年度に策定をいたしました行政経営改革方針に従いまして、中・長期的な計画に基づき、定員管理の適正化を推進しております中で、職員の採用を現在実施しておるところでございます。団塊の世代が大量に退職を迎えております今、将来の事務事業を視野に入れまして、年齢構成のゆがみを繰り返さないように、職員採用時の年齢要件につきましても幅を持たせまして、平準化した形で適正な採用を実施していきたいと、このように考えております。

当面におきましては、これからの公務員の高齢期の雇用問題につきましまして、国家公務員の定年年齢を段階的に65歳まで引き上げるという、人事院の研究会によります最終報告もなされておりました、平成23年度中に法制整備が予定をされておるようでございます。

太宰府市におきましても、国の動向を見守りながら、今後の採用計画を進める必要があるものと考えておりますけれども、その際には効率的な行政経営の観点からも、各部署でありますとか、あるいは一部事務組合などの業務に応じまして、再任用職員あるいは嘱託職員の制度活用も視野に入れながら、計画的な採用を行ってまいりたいと、このように考えております。

詳細につきましては、総務部長のほうから回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、補足説明をさせていただきます。

本市の職員採用予定人数につきましましては、定年等による退職者数の見込みでありますとか事務事業の見直し、あるいはまた再任用を希望する職員の見込みなどの要素をもとにいたしまして判断をしておるところでございます。

現在の職員数は、再任用職員を除きまして338名となっておりますが、本年度12名の退職者が生じます。そういうことから、来年度は10名の新規採用職員の予定をいたしておるところでございます。今後、平成22年度から平成26年度までの5年間におきましては、新規採用職員の予定人数に大きな影響を与えます定年退職者の数が78人と、非常に大きな数字が予測されております。また、年金の満額支給開始年齢の段階的な引き上げに対応した任期の延長制度が現在見込まれております。それに伴いまして、再任用職員、任期延長職員が今後大幅に増加することが見込まれると考えておるところでございます。

このような状況下、組織の活力の維持、向上にも配慮しながら、先ほど市長も答弁いたしましたように、将来年長的にバランスのとれた職員構成となるように、中・長期的な視点から、退職者数や職員定数のあり方、見込みなどについて検討の上、事務事業量に合った適正な職員採用に努めてまいりたいと考えております。

また、より効率的な執行体制の構築や人件費抑制の観点から、これまで一般職員が行ってきた業務につきまして、豊富な知識、経験が十分活用できる再任用職員の適正な配置でありますとか、今ご質問いただきました嘱託職員、臨時職員など、さまざまな任用形態の活用も図ることによりまして、市民サービスの向上に取り組んでいくことが重要であると認識しております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今後の退職者が次から次に、大変この太宰府の発展のためにご苦労いただいた職員が退職していくわけですが、再三言いますように、職員としての、地方公務員としての職責ですね、職務はそう簡単にできるものじゃないんですよ。昨日も職員の3名の方が、今年度新規採用された方が傍聴されとったようですが、議会初めて見るんじゃないかと思えますし、職員の中でも議会傍聴した職員というのは少ないと思えますよ。これだけ議会の中で論議をされているというのは、やはり勤務中にそういう席を離れて傍聴できるわけじゃありませんからね。

まず、私が提案した内容としてはですね、職員配置図を見ますと、正規の職員を市の補助団体といいますか、そういう関連の行政機関に出向させております。これをですね、やはり退職者と切りかえることができないかというのは、市長さん同士で協議をしていただくというのが必要だと思うんですね。前回も、山神水道企業団の中でも副企業長として私の質問を聞いていただいていたと思いますが、やはり能力のある方を派遣するというか、そしてしかも嘱託で派遣するという、こういう状況の中で、さっきも言いましたように、さまざまな福岡都市圏南部環境事業組合、ごみの処理場をつくるためには大変な職員がありますが、長年の経験を持っております。

それから、大野城太宰府環境施設組合だとか、山神水道企業団とかですね、いろんなところに派遣している部分を、再任用者じゃなくて嘱託として派遣できないかという点ですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今ご提案いただきました退職者のOBを嘱託として一部事務組合等に派遣ということは、当然私もそのようなことも方策の一つとしてとらえておりまして、現実問題として今取り組んでいる部分もございます。筑紫地区自治振興組合として、今大野城に事務所を持っておりますが、その事務局長は筑紫地区のそれぞれ市町村のOBの方が嘱託として行っております。そのような形、または同じようなものがまた別の事務組合でもございま

す。そのような取り組みを、現在今ご提案いただきました福岡都市圏南部環境事業組合でございまして、いろいろな身近な一部事務組合のほうにどうかというご提案でございまして、それぞれの今非常に施設建設でありますとかですね、非常に山場のときを迎えておりますので、現在は正職員等の派遣ということになっておりましたけれども、今後日常業務の落ちついた段階では、やはり今ご提案いただいたようなことも、担当者の協議の中ではテーブルにのって行くものと考えております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） また、先ほど338名という状況の中で、兼務辞令を出しておられますね。特に、今年は参議院選挙、来年は統一地方選挙ですが、選挙管理業務というのは大変な業務だと思うんですね。当然守秘義務はありますが、そういう選挙管理委員会事務局長あたりに兼務辞令が今交付されていますが、この兼務を解いてですね、やはりこの退職者を再任用じゃなくて、そういう嘱託にすることができないかどうか。また、その再任用者を少なくとも3名ぐらいですね、勤務が3日あればシフト体制を組んでやるというような方向、こういう兼務辞令の見直しも検討の必要があると思いますが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 私どもの現在の機構図の中でも、兼務というのが結構ございます。常に異動の時期には、この兼務を解いて専任職員を補充ということも、検討の中では常にいたしております。そういう中で、季節的といいますか、何年かに1度のものでありますとか、いろいろなものについて現在兼務ということで、その中の一つが選挙管理委員会ということになっておりますけれども、やはりそこは間違いのあつてはならない、一番大事な、選挙というのは一番厳しい事務ということは認識をいたしておりますので、職員の人数、総合的な総数の中での配置人員の中で考えていきたいということでお答えをしておきたいと思っております。今のご提案は、常に異動の時期、そのたびに検討はいたしております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） だから、職員で経験のある方をですね、やはり兼務を解いて再任用だとか、嘱託とか臨時でさせるということもできるはずじゃないですかと。今私が言っているのはですね、今退職される方が再任用を希望しても、部長さんや課長さんが窓口でというのは、私は大変だと思いますしね、それだけの能力のある部分は、やっぱり頭の中で考えて知恵を出して、私のほうも提案もしているんですけど、内部検討はやっぱりしていただきたいなというふうに思います。

それからですね、指定管理者にされております部分もある一定見直してみても、今文化スポーツ振興財団に委託をしていますが、はっきり言ってルミナスだとか、勤労者体育センター、これは再任用者を3人体制とかですね、それからルミナスについてももう館長職として直営に戻して、中の職員についても、再任用者を3名とか4名。今後のこの退職予定を見ますとね、今年はいくつかですけど来年10人、平成24年は12名、平成25年は14名、平成26年は28名という、こんな

状況ですが、ある一定ルミナスとか勤労者体育センターの管理運営も、再任用者で直営に戻してやるということですね、そこで対応できるんじゃないかと思うんですが、もうわざわざ委託しないで。あそこへ行きますと、正規の職員じゃないんですね、みんな。臨時、嘱託、パートで対応していますが、そういう状況の中に館長職と再任用者を配置して運営できるんじゃないかというふうに思いますが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今ご質問いただいた中で、これからの退職者、そのとおり最低でも10名、12名、14名、28名というような形で、退職者数が進んでまいる一つの事実がございます。

それともう一つの事実がですね、平成25年度末の退職者から、ちょうど私になるんですけども、年金が基礎年金部分も0円になります。全く1年基礎年金も0円、そしてしばらくたって職域年金が追いかけてくるという、そういう事実がございます。それに合わせて、60歳からの役職者の定年、そして再雇用というんですか、再任用じゃなくて定年延長という考え方が入ってくる予定で、現在昨年的人事院勧告で、65歳定年制の実現に向けてという一つの提言がなされております。

そういう中で、60歳になっても、現在の再任用の方は基礎年金が出ておりますので、満額ではないから基礎年金と満額の差額分を職場として提供しようというような考え方が強うございましたけども、あと4年ほどたちますと、全く今度はもう再任用ではなくて再雇用という、新しい形の定年延長というのが入ってくると思います。

それと、今おっしゃいましたような、じゃあその方たちの、どこで活躍してもらうのかという職場の問題ですね、そしてその辺をこれから早急に内部検討もしていかなきゃならんと、そういうときだなということで今とらえております。

そして、最終的にはそれが職員の雇用の確保だけじゃなくて、それまで培った、持ってきた長年の知識と経験が市民サービスのほうに生かされていくというのが最終的な目的でございますから、その辺に向けて、組織どのような機構で、簡素でわかりやすいものでいくかということで、今後検討を進めたいというように考えております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、本当に国が65歳ということではございますけど、今国は逆に公務員減らそうと言っていますね。だから、言うこととすることが違うわけですよ。どんどん減らせと言っているんですから。特殊法人という、国の補助金を出しているところの職員まで減らせと言っている。だから、現実には言うこととすることが違うわけですが、ずっと退職は間違いなく来ると。果たして、その退職者が再任用を希望しても行き場所がないという状況の中でどうなのかという形で、今私が提案しているように、補助団体だとか、そういう外郭団体、またその兼務辞令を解いて、勤務をさせるという状況をとられたらどうかということですね、内部検討していただきたい。

それからもう一つはですね、市長が昨日も大変地域コミュニティの問題、自治会の役割を説明しましたが、自治会には、6カ所のコミュニティでさまざまな活動を今からやっていっていただきたい。いろんな見回りの問題、防犯の問題、環境の問題ですね。そういう自治会で、そこに市の退職者を再任用で2人体制。3日しか勤務できなければ2人ぐらいを派遣させて、地域コミュニティを充実させていく。地域の民生委員や児童委員と一緒に。自治会長さんと一緒に。市の職員としてのノウハウを、やっぱり地域コミュニティに生かしていくか。

先日、総務文教常任委員会で薩摩川内市へ行きました。そうすると、担当者が地域コミュニティに市の職員は全部派遣しているという報告がありましてね、そこからいろんな地域コミュニティ活動費が要求されてきて、審査をして、またそれを交付するという。お酒をつくっているところのもあれば、お土産をつくっているところもある。農園で作物をつくっているとか、いろいろさまざまな地域コミュニティがありましたが、そういう6カ所のコミュニティに職員採用できるような規則とか要望的なものは検討できないかどうか、この辺いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今ご指摘の件等々については、これは将来的にそのような方向といいましょうかね。それでも、一方的に私どもがこうするというような形はとらないと思っております。よくその辺のところは6つの自治会長を初めとして44の自治会長がおられますから、そういった状況等々を協議をしながら、そして最終的に地元からのやはり雇用といいましょうか、地元の人のほうがいいというような形になれば、それも一つあると思います。

将来的には、以前住民票であるとか、そういったところ。各お店であるとか、スーパーのほうに、セブンイレブンのほうで調達が可能でございました。申請すれば、1日、時間はありましたけども。そういった支所的な要素を将来的に持たせるというような形になれば、そこには、今言われましたように職員を派遣するというようなことも含めて、再任用職員を派遣するというようなことを含めて、拡大をしていく、そういった将来像については描いておりますけども、段階踏んでそういった形をとりたいなというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 地域コミュニティを本当に重視していますのでね、そういうコミュニティ、6つのコミュニティがあるときに、実務的な問題を市の職員の退職者を再任用で2名ぐらい受け入れて6つの自治会でいろんな仕事をさせていただければといえば、今問題は、6つの自治会が自分たちでさまざまな部会をやっているわけですけど、それが補佐できる、しかも再任用者としての公費の負担で自治会の負担は要らないとなる、こういう問題を提起をして、再任用者の活用を図っていく方法もあるんじゃないかということで、即こちらから押しつけるわけにはいきませんが、市長さんとしてそういう提案もしてみる必要があるんじゃないかなと思いますんで、だから機会がありましたら、議会のこういう論議もあつてますよということで検討いただきたいと思います。

できれば、次にですね、私も長い議員活動の中で、本当に寂しい思いをしています。こうい

う論議をさせていただいた方、素晴らしい能力のある方が、次から次に退職していく。以前は、本当に皆さんの顔を覚えていましたけど、今は本当に役所の中歩いていてもですね、職員なのか職員でないのかわからないときもあります。名札を見て、青い名札をつけて写真が張ってであると、ああこの人は正規な職員だなと、白い名札は、ああ嘱託か臨時かなあという状況もあるんですが、やはり嘱託とか臨時はあくまでも嘱託、臨時で、宣誓はして守秘義務は課せられてますが、実務的な問題の決裁権や業務の執行は正職員ですよ。

だから、今から先こういう状況で次から次に職員が、あと少なくとも15年には大体3割近く、300名のスタッフのもう3分の1は入れかわってしまう、こういう状況ですが、採用計画として今年は10名、それから去年は11名で、その前保健師さんを1名採用しましたが、ある一定、少なくとも3分の1ぐらいはですね、年次計画で採用をしていただきたいと。またピラミッド型になる。

今太宰府の職員構成見ると、下がない、主事補と言われる方、主事がない。だから、主事補から主事になり、そして主査になりですね、参事補佐になり、係長と、こういう段階的な部分になるまでは、少なくとも20年ぐらいかかるんですよ。やっぱり採用していかないと、バランスがとれないというこういう状況ですが、先ほども総務部長が、年次的に採用していきたいと言うけど、採用は、具体的に毎年やっぱりやっていかなきゃいかん。そして、今採用すると、物すごく能力のある人も応募もしてきますよね。だから、採用計画が今の段階では明らかになってませんが、退職者が10名とか12名とか28名のときに、見越してですね、やっぱりその都度していかないと問題がありますが、採用計画、再任用もありますが、その辺はいかがでしょう。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 私がこの問題について総務部長からいつも尋ねられるときには、やはり20歳から入りますと60歳まで、40年間お勤めいただきます。今三百三十何名ということですから、そうしますと大体8人はいつも雇っていけば、きれいな職員構成になるのかなということで考えておまして、そういう理想どおりに採用したいなと思ってましたけども、災害あるいは経常収支比率が100を超えるという状態が続いたものですからしばらくの間とめておりましたが、昨年度からそういう方向に基づいて8名、あるいは今議員さんが言われるように、将来大量に退職される時については、そこを少しプラスアルファしながら職員構成をならしていこうと。

そのためには、今、それこそ主事と言われる30歳未満が非常に少のうございます。私どもの今採用計画といたしましては、年齢を30歳までという形で引き上げて、できるだけ30歳前後の方を採用できればなということで今行っておりまして、筑紫地区でもこの応募状況という年齢の枠については、かなり高いという形でしております。しかし、なかなか採用試験となりますと、やはり昔習った筆記試験というんですかね、それが大変難しゅうございまして、どうしても下のほうの年齢の方になる傾向でございまして、なおそういう努力をして埋めていき

いなというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 1項目の問題で、子ども手当の問題、これも実務が大変だと思いますね、いろんなトラブルも出てくるでしょう。それから、今の後期高齢者医療制度をまた国民健康保険に戻そうとしているんですね。それから、この不況時で今生活保護の申請がどんどんなされてきて、ケースワーカーの職員も足らなくなったとか。全体を見てですね、やっぱり職員採用は年次計画をしていかないとね、今職員の皆さんに過重負担になってます。だから、年次計画を持ってですね、やはり職員採用をしていくというのが大事だし、それから市長さんや副市長さん、教育長さんの場合はそれなりの三役としての責任がありますが、職員を長年勤務をしてきて、その制度的に国が再任用の制度を活用しなさい、希望をすることができますよと言ったときに、行き場所がない、こういう状況も、矛盾点も出てきてますので、私が本日、外郭団体だとか兼務だとかですね、指定管理者だとか、こういうものをやはり内部的には討議も審議もしてですね、やっぱり市長の権限ですから、それなりのぴしっとした見直しを持って、再任用者を活用できる、嘱託として派遣できる、こういう内容をですね、ぜひ検討をしていただきたいと思いますが。

私の質問を聞いていただいて当初回答いただきましたが、最後に市長の答弁をいただいた上で質問を終わりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 全般的に、武藤議員がおっしゃいました職員の退職補充の問題、あるいはその前の1点目の子ども手当の問題等々についても基本的な考え方は、前も言いましたけれども同様でありますので、充実するように努力していきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 大きな課題ですが、内部的にも担当と協議をいただいて、1点目も2点目も大きな課題ですのでそれなりの対応をすることを切に要求いたしまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

次に、16番村山弘行議員の個人質問を許可します。

〔16番 村山弘行議員 登壇〕

○16番（村山弘行議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従い質問を行わせていただきます。

まず、AEDの総括的管理システムの導入について、そのご見解をお伺いしたいと思います。

本市でのAEDの配置は、私の記憶では2006年ではなかったかと思いますが、福岡県市町村振興協会の協力によりまして実現できたのではなかったかと思っております。

市内の公的施設は、市役所を初め、約13施設と7小学校と4つの中学校に配置をされており

ます。また、国立博物館は各階に配置をされ、国博全体で4基が設置をされております。そのほか、民間の企業や団体にも設置をされております。また、このAEDの浸透のために、筑紫野太宰府消防本部の協力のもとに各地域や団体でも普通救急救命の講習が行われておりますし、私たち議員もこの講習をかつて受けたところであります。

このように随分市内の施設に設置をされ、講習は行われてきておりますが、まだまだ多くの市民の方々には、AEDがどんなところに設置をされているのか浸透を、必ずしも十分にしていけないのが現状ではなかろうかと思っております。もしAEDが近くにあったことを知らなければ、失われなくてよかった命が、死に至ってしまう。どこにAEDがあったかを知っていれば助かるのであったと、こういうものも事例として出てきております。

私の今回の一般質問は、質問というよりむしろ提案という形でご理解していただいて結構というふうに思っております。

人の命の危機に際し、いっときを争うときにAEDがどこにあるのか、こういうことを瞬時に知らせることが、その活用、あるいはこのAEDを生かすことであろうかと思えます。

そこで、2点についてご提起をしたいと思えます。

第1に、民間であれ公的機関であれ、AED情報を管理する主管を決めていく。第2に、市内のどこからでも迅速に案内ができるシステムを導入をするということであります。

近年、AEDの設置台数が増えてきておりますし、全国に20万7,000台設置されておるということも聞いておりますし、近年では、子供用のAEDも設置をされているというふうに伺っております。今後は、AED情報をどのように市民の皆さん方に提供するかというソフトの充実が必要になってくると思えます。

そこで、先ほど申しましたように、AEDを管理する部署を決め、市内のAEDはすべてその部署で管理をする。民間のAEDは、もちろんその民間団体の承諾を得てからになると思えますが、そういう民間の皆さん方の協力を得るための広報活動をし、そして設置者の協力を得て管理をしていく、これを携帯電話のモバイルメディアで簡単に検索ができるというふうにしたらいかがなものであろうかということでもあります。市が独自にこれを開発すれば数百万円以上の費用がかかりますが、既存のものを利用すれば、月額2万円程度で可能になるかというふうに思えます。

筑紫野太宰府消防本部では、平成21年4月からいろんなイベントに貸し出しされておるというふうに伺っております。このような情報提供サービスによりまして、市民の皆様方の救急救命に対する抵抗感を除き、傷病発生の際には救急車が到着するまでの間、居合わせた人々がお互いに助け合い、救える命を救うということに、市民の皆さん方の意識向上にもなると思えます。安全・安心のまちづくりの一助にもなるかと思えますが、ご見解を伺うものであります。

次に、これもAED管理の件と同様に提案的なものになるかと思えますが、さきの施政方針演説の中で市長も触れられておられますように、空調設備の省エネ対応やLED照明の導入

を実施するなど、CO<sub>2</sub>の排出削減に努めるとされておられます。ご承知のように、いわゆる省エネ法が昭和54年に法が確立をして、何度かの改正が行われ、いよいよ本年4月より改正省エネ法が施行されるわけでありますが、この際、本市においていち早くLEDの導入を図るべきと思いますが、ご見解を伺うものであります。

なお、試算等の概要はお手元に配付をしております。再質問の際に説明させていただきたいと思っております。

以下、自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） ここで13時まで休憩します。

休憩 午前11時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 自動体外式除細動器、いわゆるAEDにつきましては、救命の現場に居合わせた一般市民による使用の取り扱いを、平成16年7月に厚生労働省が示して以降、国内において急速に普及しております。

太宰府市内には、先ほど質問の中で述べられましたように、小・中学校や公共施設に、市で設置をしましたものが26台あります。また、そのほかにも大学あるいは駅、銀行、事業所などに、民間等で設置されているものがあります。

AEDがより一層有効に使われるためには、救急医療に携わる機関はもとより地域住民の皆様がその設置場所についての情報を共有することが大切であります。そのため、本市においては筑紫野太宰府消防本部が設置状況の把握に努め、設置場所などの情報提供もホームページを活用しながら行われています。

また、突然の心停止などの現場に居合わせた場合は、まず最優先で消防本部に119番通報を行い、救急車の要請を行うわけでございますけれども、その際、消防本部におきましては、状況に応じてAEDの設置場所などの情報提供もあわせて行うこととされているということでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） もちろんそのとおりなんですけど、今日私ご提起をいたしましたのは、市内の公的施設に、いろんな場所に今部長言われたように置かれておりますし、学校にも置かれている。それから、例えば民間の銀行だとかスーパーだとかというところにも設置をされておりますが、今全国的にですね、例えば埼玉県などでは県独自でそういうソフトを開発されているとか、あるいは京都市あたりでも市独自で開発をされると数百万円のお金がかかる。

そういうシステムをつくっておるところがあるわけですが、例えば事例としては、コンサー

トを聞きに来ておったときに、女性の方が倒れられたと。たまたまお医者さんが居合わせられたから応急処置をしながら119番して、そして大体全国的に救急車が到着するのは平均的には6分と言われておりますけど、10分ぐらいかかって、そしてAED操作をされたけども、その女性の方は助からなかったと。後から、実はその会場にAEDがあったということが後日判明して、もしそれがあつたのがわかるとればその女性は助かったのではないかと、こういう事例もたくさんありますし、近年ではタレントの松村さんという、体格のいい方がジョギング中倒れて、それもAEDが近くにあつたということで一命を取りとめたというようなこともありますし、今大佐野球場にはないんですね、もちろん球場ですから。よくソフトボールも私どももしますし、そういうときに、あつてはならないんですが、もし何かあつた場合には、救急車を当然呼ぶと思います。一番近くで、例えば大佐野の県道長浜・太宰府線にスーパーがありますから、そこまで例えばとりに行く、救急車が来る間に。帰ってくるのに七、八分ぐらい例えばかかるというときに、先ほど言ったモバイルで検索したら、実は上にあるメモリアルパークのところにあるという、往復二、三分で対応ができるというようなシステムができないのかどうかと。

これは民間の方たちの協力も当然必要になってくるし、そういう管理システムに自分たちも加入していいよということであればそこを、例えば市役所なら市役所で統括をすると。統括をしとけば、それを登録すれば携帯電話で、何かあつた場合には検索すれば、例えば大佐野球場で一番近いところには、ここにAEDがあるよというのが緊急にわかるというシステムを本市で導入をしてみたらどうかというのが、私の今回のご提案なんですね。

これは、そのことによって、もちろん消防本部ではいろんな機会を通じて、今部長おっしゃられるように講習会をしたり、広報で徹底したり、あるいはAEDが設置されるところにハートのマーク、本市でも庁舎にされておりますけども、そういうことで市民の皆さん方になんか普及しつつはあるけども、そういうものを提起をすることによって緊急時に、救急車が来るまでの間に、それこそ1分、1秒を争うというときに検索することによって、それが助かるのではないかというふうに思いますし、高円宮殿下がテニスをされるときにも、もしあれが近くにあつたならばということで、お亡くなりにならなくてもよかつたのでなからうかという事例もいろいろありますので、もしそういうシステムを本市で導入するという、私はぜひ、することによって安心したまちづくりとか安全なまちづくり、あるいは失わなくていい命が失われることのないような、そういうシステムを導入したらどうかということをご提起を申し上げたい。これは、ぜひ検討に値するのでなからうかと。市独自で開発したら膨大な金がかかりますもんですから、そういう既存の分を利用していったらどうかというご提起ですけども、私は検討に値するんじゃないかならうかと思いますが、いかがでしょう。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 今ご提案されているシステムのポータルとしてのサイト運営がどうなっているのかというのが具体的にお示しされてませんので、どのように利用者が

そのサイトを利用できるのかというのがよくわかりませんので、私のほうとしてそのシステムがどうのこうのということはちょっとここで説明はしにくい部分がありますけれども、先ほど申しましたように、AEDにつきましては、これ医療機器でございます。それで、先ほど村山議員申されたように、その有効性についてはそれぞれ認知をされ、先ほど答弁申しましたように、厚生労働省のほうで、そういう事態が発生した場合は、そこに居合わせた人がAEDを活用して蘇生を図ることが有効だということで、一般の市民の方も利用していいということになっております。

ただ、この自動体外式除細動器というように、まずその機械そのものがパットを張った時点で検診します。それで、細動の場合についてはこれ有効になりますけれども、静止している場合についてはこれは有効じゃありません。そういうことで、まずそういう状態に立ち会われた方は、すぐ119番通報されて救急車を要請されるというのが第一義だろうと思います。その際、先ほど答弁しましたように、消防本部におきましてはAEDが管内にどこに設置されているかという情報収集に努めておられまして、その設置状況が把握できている分については119番通報と同時に状態を確認しながら、そういうAEDが有効であろうというような症状の場合については、その場でどこどこにAEDがあるというようなことをお知らせするというような取り組みをされているということを報告を受けております。

それから、位置情報ということでお話しされましたけども、携帯電話、いわゆるFOMAとか、そういう第3世代につきましてはGPSモジュールを製品に登録するというのが総務省のほうで出されまして、平成17年以降の製品につきましてはそういうものがあります。それで、携帯の普及率も高まっておりますので、110番通報とか119番通報、118番通報とかありますけれども、そういうものについては自動的にですね、位置情報を取得しながら警察業務あるいは救急業務、消防業務に利用しようということで、平成19年に総務省のほうでそういうシステムを開発をいたしております。それで、各消防本部に指令台にそういう機能があるような指令台更新を、普及を図るよということ、筑紫野太宰府消防本部におきましても、議会のほうに報告してますように、本年の太宰府消防署の建てかえにあわせまして指令台の更新がなされます。ほで、携帯電話で119番がありましたら、通話情報とは別に位置情報も取得することができますので、瞬時にその通報者の居場所が確認とれます。AEDの設置場所等が、緊急の場合はそういうものもお伝えしながら救急業務に当たるということで報告を受けとりますので、基本的にAEDの利用、活用についての統括的なものについては消防本部で行うようにいたしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） いや、そりゃそうですよ。まずは、119番ですよ、素人でしょうからね。119番が来るまで、今第3世代と言った、そういう機能が、位置情報もちろんわかるように、例えばまほろば号だって今そういうシステムになっていますが、今どれぐらい遅れてい

るのかわかりませんが、より以上に、そういうシステムの導入を試みたら、より救命の可能性が高まるのではなからうかと、こういうことですから、それが検討に値するならば検討を試みたらどうかということでございますので、機会があればそういう部分も検討をして、市民の皆さん方の安全・安心のまちづくりの一助になればと、こういうことでございますから、機会があればですね、関係者の方々もご紹介したりして聞いていただければ、これはいいなということになれば、いつきを争うときに失わなくてもいい命は助けれるというふうに思いますので、ご検討を願えればということでございますから、これ、もちろん嫌だと言っておられるというふうには理解はしておりませんが、今現状は、消防署が携帯電話で位置がわかるから、今はそういう傷病がどこで発生しているかというのかなり正確にわかるということもありましようけども、よりベターな方法としてそういうシステムを導入したらどうかと、こういうことでございますから、これぜひ検討をしていただきたいなと思います。

協働のまちづくりの部長の担当というふうにも思わなかったものですからね、健康福祉部長かなと思ってちょっと非公式に話はしていたら、今回の一般質問で協働のまちづくりの担当ということで、まだ部長とは具体的ないろんなお話をしてなかったものですからそごを来したのかなというふうに思いますけど、機会があれば私のほうからも引き続き提供したり、私ができる範疇でご説明をしていきたいというふうに思いますので、聞く耳だけは持っていたきたいなというふうに思いますので、この項はこれで終わりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、2点目についてご回答をいたします。

地球温暖化に伴いますCO₂の削減につきましては、国はもとより地方公共団体や市民レベルでの取り組みが大変重要なものとなってきております。発光ダイオード、いわゆるLED照明は長寿命による交換等の費用の削減、蛍光灯に含まれている水銀が含まれてないから利用後の処理についての環境負荷が少ない、また従来の照明機器と比べまして電力消費が少ない、CO₂排出量を削減し、地球温暖化対策の一つとして注目をされております。

ご質問をいただきました庁舎へのLEDの段階的な導入ということでございますが、全体への導入には設備改修といえますか、導入費用が非常に大きな費用を要することとなります。そういうことから、まずは庁舎のワンフロアでありますとか一部分をこのLED照明に試行的に改修を行い、工事費、器具の状況、電気料等を調査研究しながら、最終的に庁舎全体の導入について、大規模の改修に合わせますとか、国、県の補助事業、グリーン・ニューディールですか、そういうなもの等活用しながら今後進めて検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） もうご案内のとおり、LEDの消費電力などについてはご承知というふうに思いますが、従来の蛍光灯に比べて消費電力が60%以上一般的には削減されると、こういうふうに言われておりますし、大体従来の蛍光灯の寿命の6,000時間に対して4万時間ぐら

いの、そういう寿命力もあるというふうに言われております。

お手元にちょっと印刷物を配付させていただいておりますが、これは試算で、全く概算でありますけども、1階の、市民の皆さんが来られるカウンターの上の丸い蛍光灯を、約80本程度あると、全部じゃないですよ、その一部分ですね、80本あるというところで計算をした部分です。一番下の蛍光灯でいくと、月額計算だとかというのがここに記載しております。蛍光灯が1万2,247円ぐらいで、LEDやったら4,000円何ぼと、差額が月額大体8,100円ぐらいということで、年間だったらこれぐらいの差が出てきますよという計算をしとります。

ただ、蛍光灯の値段を、例えば1本500円という計算をしています。LEDの価格を1万1,000円ぐらいと想定をして、これはあくまでも試みでございますので、とした場合に、大体これぐらいの数になりますよと。蛍光灯が1万1,000円の80本全部変えていくと、蛍光灯とLEDの価格が、LEDは80本と想定して、1本1万1,000円でしたら88万円と。これは10年間ほぼ変わりませんので、切りかえるコスト代金もかからない。ほとんど、蛍光灯も余り変えられないみたいなんです、お聞きしたら。それでも年間に何本かずつはやっぱり変えていかなきゃいかんと。

そういう部分でいきますと、LEDといわゆる従前の蛍光灯につきましては、相当電気の消費量やらも違ってくるということで、一酸化炭素、二酸化炭素の削減量についても、年間約1万8,030c a 1ぐらいは違ってきますし、杉の木でいくと約130本分ぐらいのCO₂の削減が実現していくのではなかろうかということで、今度4月から施行されます改正省エネ法でいくと、いろんな事業所単位で義務づけられたりするということであるし、市長も施政方針の中でも機会あるごとにそういうふうにしていくべきじゃないかと、こういうふうに触れられておりますし、総務部長言われましたように、一度にこの庁舎全部という、それは膨大なお金がかかりますし工事費もかかってきますので、どっかのフロアで試的にしていくというふうにお答えをいただいております。

これは年次計画でいくのか、機会を見てどっからやっていくのかというのはもちろん執行部のご判断にもよるといふふうに思いますけれども、これは早急にぜひ導入をしていって、いずれ、一時期はかかりましようけどもコストの分、それからCO₂削減の問題についても、ぜひ導入をして、規模だとか場所だとかというのはもちろん執行部のご判断に任せて構わないと思いますが、ぜひともですね、この導入については財政面からも、それから省エネのほうからも、二酸化炭素の削減についても、非常にプラスになろうかというふうに思いますので、これも先ほど申し上げたAEDと同様ですね、ぜひ検討をしていただいて、このLEDの先進地に本市がなるようにご努力をしていただきたいというふうに思いますが、最後に市長のご見解をお伺いしておきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 施政方針にも掲げておりますけれども、省エネでありますとか、あるいはクリーンエネルギー使用などの環境問題を積極的にやはり進めていく必要があるというふうに思

っておるところでございます。

太宰府市といたしましても、環境に優しい製品など積極的な使用を進めますために、低公害車あるいはハイブリッド車の購入も既に行っておりますし、あるいは電気設備につきましても、ただいまのシミュレーションを見ましても格安といいたしめようかね、もなりますけれども、あるいは地球温暖化、環境に優しいまちづくりを行います上におきましても、やはり省エネ型への変換というようなことは大切だということに思っております。庁舎の照明等あるいは公の施設等々につきましても、そういった観点から逐次ですね、効果も含めて行っていきたくと、このように考えております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） ありがとうございます。

ぜひ、前向きにご検討を願っていきたくというふうをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員の一般質問は終わりました。

次に、2番藤井雅之議員の個人質問を許可します。

〔2番 藤井雅之議員 登壇〕

○2番（藤井雅之議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきました。通告に従い、公契約条例制定について質問いたします。

昨年9月に千葉県野田市で制定された公契約条例が注目を浴びています。公契約とは、地方自治体が行政サービスを行うため民間業者と契約し、発注や業務委託、物品納入などを行っている行為を指します。今全国で起きているのが、談合対策を契機に競争入札の導入が広がり、委託分野等では予定価格の4割を切るようなダンピングが発生するなど、人件費の削減が進められています。公の施設の運営を代行させる指定管理者制度のもとでも体育館や図書館など、公共施設の運営に携わる労働者が低賃金の有期雇用に置きかえられる問題が生じています。

公契約条例は、こうした問題を解消するため公契約のもとで働く労働者の賃金、労働条件の最低規制を行うもので、最低賃金法とは異なり、受託企業は法の強制ではなくみずから結んだ契約を守る立場で労働条件を確保し、自治体は発注者として現場労働者の状態をチェックできるようになります。公契約にかかわる労働者の賃金の底上げは地域循環型の消費構造にもつながり、大きな経済波及効果をもたらす、受託企業にとっても適正な利潤を確保し、健全な経営を保障することになると考えます。太宰府市でも公契約条例の制定を求めますが、見解を求めます。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 公契約条例の制定についてご回答を申し上げます。

労働者の賃金、労働条件を確保する上から、野田市が制定された公契約条例は、見せていただきましたけれども、理解をいたしております。しかしながら、労働条件や賃金等のルールづ

くりにつきましては、国の労働政策に直接結びつくというふうなことから、一地方公共団体だけで規制したり、あるいは対応することについては限界もございます。そのために、建設業をめぐる状況を十分に見きわめまして、公共事業の一層の品質確保の視点からも、公共事業に従事する労働者の労働条件などを定め、そして事業者がそれを遵守させるという、いわゆる公契約法の制定など、国レベルの法整備を図ることが重要であろうというふうに考えております。したがって、国への対応につきましては、他の自治体の状況も調査し、議会の議論も踏まえながら研究してまいりたいというふうに思っております。

詳細につきましては、担当部長のほうから説明をさせます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、補足のご回答をさせていただきます。

ご質問いただきましたように、公契約条例を制定しておるのは、現在千葉県野田市だけでございます。この制度の根拠となりますILO第94号公契約における労働条項に関する条約、これが1949年6月29日に採択されておりますが、これに基づきまして、公契約法として国が整備すべきではないかという、全国から約800件ほどの意見書が採択されて国のほうに提出されておりますが、現在まだこのILO条約のほうには批准はされていないというところでございます。

太宰府市におきましては、先ほど市長が申し上げましたように、労働基準法や最低賃金法などの現行の法体系との調整、そういう関係もあることから、今後国が率先して、法としてまず整備すべきではないかという考えでございまして、市長会を通して提案をしていただきたいと思いますというふうに考えておるところでございます。

労働者の賃金など、労働条件を確保するためには公契約制度が必要との視点には立っておりますが、そういうことから今後国、県あるいは他自治体の状況把握に努めながら研究をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 公契約の関係今答弁いただきましたけども、具体的に今太宰府市でもいろいろ公共施設に指定管理者制度を導入されていると思いますが、その中で実際に働いておられる方のところのそういった賃金の体系ですとかそういったものは、もう公契約、きちんと守られているといいますか、そういった低賃金等の問題は発生していないという認識でしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） そういうふうに認識しております。指定管理者関係につきましては、プロポーザル方式という方法のところを審査しておりまして、最低価格で出したところが優先というようなことでは行っておりません。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひ、今総務部長の答弁いただきましたけども、再度、公契約が必要であるという認識はわかるというような先ほど答弁いただきましたけども、いま一度ですね、もう一度厳密に調査していただきたいなということがあるんですけども、例えば住民の皆さんにとっての生活、安心・安全の面でもですね、この間全国で指定管理者制度をめぐる問題で悲惨な事故等も起きています。

例えば代表的なのが、2006年に埼玉県のふじみ野市で起きました市営プールで小学生の女の子が吸水口に吸い込まれて死亡するという痛ましい事故が起きましたけども、指定管理者の受託企業が業務を別会社に丸投げして再委託して、そこでアルバイトを低賃金で雇い、ずさんな施設管理をしていたということが問題になりましたし、静岡市でも昨年の4月にバスケットボールのゴールポストの整備不良で利用している方が死亡しているという事例が起きています。この静岡市でも、指定管理者がまた施設管理を別会社に委託して、設備点検がさらに別の業者が請け負っていたという事例もあります。再度、そういった点も含めてですね、指定管理者の中が指定管理者が別、さらに委託等を行っていることがないのかという点だけでも再度点検していただきたいというふうに思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 現在、太宰府市において行っておる指定管理関係については、たくさん何十何百という施設でなくて少ない、目の届く範囲での大体施設を行っております。

ただ、今ご質問いただきましたように、そこでいわゆるワーキングプアが生まれるような状況は、行政としてはやはり市民福祉の向上ということから、ワーキングプアを発生させることはよろしいことではないというふうな考えには立っておりますので、今後の指定管理の指定のあり方についてはいろいろ今いただいたようなご質問を参考としてですね、進めさせていただきたいと思えます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） それとあわせてですね、そういったもとで働かれる方ですね、指定管理者制度を受けてその中で働いておられる方からきちんと実態がこうだというような、例えば、ちょっと大きく言うと、内部告発じゃあないですけども労働条件等の問題でちょっとおかしんじゃないのかとか、そういったことをきちんと行政に届ける仕組みも私は必要なんじゃないかなと、指定管理者と結んだチェック機能をつくる上でもですね、必要なんじゃないかなと思えますが、そういったものを整備される考えはありますか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） その指定管理として委託したところの従業員からの苦情窓口というんですか、労働条件に関することであれば労働福祉でありますとか勤務雇用条件というところでの受け付けになろうかと思えます。ストレートに委託側、受託側の中で、どのような問題が発生するのかということ、ちょっと私今具体的には思い浮かばないんでございますけども、通常、2年契約等の契約改正あるいは切りかえのときに、その辺はヒアリング等を、受託者の会社と

しては意見を聞いていきますので、そういうときに情報として違う従業員からの苦情等があったらば、その辺の状況はお尋ねするようなことになっていこうかというふうを考えております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 公契約条例のその制定のところは、今、これからまた恐らく制定した千葉県野田市でもいろいろまたさらに新しくつけ加えるもの、いろいろ出てくると思うんですけども、やはり自治体の公契約で発生する問題で違法な状態とか起こることがないようにしていただきたいというのは、昨年の代表質問のときにも私は学校耐震化の問題や地元発注の問題取り上げましたけども、そういった部分もありますし、ぜひですね、そういった視点で公契約条例の整備を検討していただきたいなというふうに思います。

実際に国や自治体規模ですけども、公契約のもとで働いておられる労働者の方は大体、日本全国で今1,000万人いると言われております。太宰府市でも置きかえていけば結構な人数がおられると思いますし、そういった方々の生活の保障と賃金の底上げというのは、繰り返しになりますけども、地域経済の波及効果もありますし、内需主導型の経済への切りかえという部分でも重要な役割を果たしていくことになると思いますので、その点も重ねて検討をしていただきまして、今回は短いですけども、一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

次に、8番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました3項目について質問いたします。

まず1問目で、うつ病対策についてお尋ねいたします。

一般に心の病は複雑であり、一人一人が異なった背景を持っています。よく、うつ病は心の風邪などと言われます。何らかの精神疾患で治療を受けている人の数はWHOの推測では、世界人口60億人のうち4億人以上で、これは全世界の人口の少なくとも6%以上であるということになります。また、日本では1996年に43万3,000人、99年に44万1,000人、2002年に71万人、2008年に100万人を超え104万1,000人と、このように精神疾患の方は増え続けています。学校の教職員の方でも公立学校では、うつ病などの精神疾患で休職されている教師は全国で5,000人を超え、福岡県でも137の方がおられるとのことでした。

文部科学省でも教育委員会などがメンタルヘルスに関する取り組みを進めているが、なかなか休職者の数字が減らない、深刻な問題だということで認識しております。これは教育内容の変化についていけない、教員同士のコミュニケーションが足りない、相談相手がいない、要望事項が多様化している保護者への対応が難しい等の要因が絡んで精神疾患になるケースが増えていると言われております。

この精神疾患で多いのがうつ病であります。このうつ病は、また自殺の原因の大きな部分で

もあります。うつ病は自殺への入り口でもあると言われていています。

最近、テレビで少女がお父さんに向かって「眠れてる」というコマーシャルが流れていますが、これは政府が自殺予防で働き盛りの中高年世代に焦点を当て、睡眠キャンペーンを実施しているものです。自殺の前兆とされるうつ病の人たちのほとんどが不眠であるということに着目し、自殺者で中高年の人の割合が高いということ、また中高年のお父さんは娘に弱いということから始められたとのことでした。

このように最近増え続けているうつ病は、普通の病気とは違いなかなかわかりにくく、また精神科へ行くことにはちょっと抵抗があり、行政の窓口に来られる方が多いと聞きます。このようなことから、以下の点についてお尋ねいたします。

本市では、このうつ病に対する相談窓口の体制がどうなっているのですか。

2、うつ病についての早期発見と予防についての指導啓発はどのようにされているのか。

3、本市の小・中学校でうつ病で休職されておられる先生はおられるのか。また、おられたら、何人ぐらいになるのか。また、先生方に対する対策はどのようなことをされているのか。

4、自殺者についてですが、本市では昨年1年間で何名ぐらいおられるのか。また、その自殺予防対策はどうされているのか。

以上、お伺いいたします。

2項目め、地球温暖化対策についてお尋ねします。

地球の温暖化が問題になっています。今でも暖冬、長雨、大きな台風や集中豪雨、干ばつなど、これまででない気象災害が起きております。さらに進めば、陸地の氷や北極海の氷が解け海面が上昇し、大きな災害や伝染病の蔓延、動植物の絶滅等が起これ、人間にとっても過酷な環境になることが心配されています。

そうした大きな気象変動を避けるため、1997年に京都で開かれた会議で、京都議定書と言われる温暖化防止の枠組みが決議されました。それによりますと、温室効果ガスの排出を日本は数値目標として2012年までに、1990年を基準値として6%削減を決められています。また、鳩山政権では、2020年までに我が国全体の温室効果ガス排出量を1990年比で25%削減するという方針を決定しています。

こうした中で、本市では平成13年3月に環境基本計画を策定され、その中に地球温暖化対策を総合的重点施策として挙げられ、それに基づいて本市の地球温暖化防止の取り組みを進めていくための指針として、平成16年3月に地域省エネルギービジョンが策定されています。この環境基本計画は期間が平成13年度から平成22年度まで、地域省エネルギービジョンは平成16年度から平成25年度まで10年間とし、地域省エネルギービジョンの数値目標は、第2次基本計画における目標年度の平成22年とし、その年度でビジョンの進捗状況の全体的なチェックを行い、そして残りの3年間は不十分な事項についての取り組みを強化するとともに、次の目標、計画づくりに取り組みます。なお、毎年の点検の中においても、必要に応じて適宜見直しを行うものとしますとあります。

その中で、地域省エネルギービジョンの第4章では、重点プロジェクトとその進め方を提起され、重点プロジェクトが設定され、対象を明確にするため対象者を市民、事業者、学校、学生、行政、観光客と5つのブロックに分け、そのブロックごとに推進すべき項目が書いてあります。また、実施スケジュールも示されています。環境基本計画は平成22年度が最終年度となり、地域省エネルギービジョンも平成22年度に進捗状況のチェックが行われるということで、今年4月からですけど平成22年度、あと1年を残す状況になっています。

ここで、現在の状況でこの基本計画、地域省エネルギー対策がどのくらい達成されているか、以下の点をお伺いいたします。

1、地域省エネルギーや地球温暖化問題について、情報提供はどのような形で何回ぐらい出されましたか。

2、省エネルギー宣言制度を提唱されていますが、家族、事業所はどのくらいありますか。

3、市民や事業者が参加する新たな基金の創設とありますが、これはできているのでしょうか。

4、雨水利用など節水の促進の普及程度は進んだと思われていますか。

5、ごみの排出量抑制とありますが、これは具体的に進んでいるのか、具体的な取り組みについてお聞かせください。

6、まほろば号の活用促進をすと書いてありますが、これはどのくらいできているのでしょうか。

7、人材の育成、省エネルギー普及委員等、プランで出してありますけども、何人ぐらい現在できているのか。

以上、お尋ねいたします。

次に、3項目め、仮称高雄公園の利用法についてお尋ねいたします。

高雄地区住民の方々の待望の大型公園が3月末には完成の運びとなっているようですが、公園入り口はゲートなども設置され、夜間は閉鎖されると思いますが、この公園の利用についてお尋ねいたします。

1、夜間は防犯上から閉鎖されると思いますが、利用時間はどのようになるのでしょうか。

2、維持管理はどのようにされるのでしょうか。

3、多目的広場の利用についてどのように考えておられるのか。

以上、お尋ねします。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） うつ病対策についてお答えいたします。

自殺の原因として健康問題が最も多く、次いで経済、生活問題、家庭問題、勤務問題などが続いています。健康問題の中でも心の病気、特にうつ病が最も自殺と関連がある病気として考えられております。

うつ病はだれでもかかり得るもので、一般住民の約15人に1人がうつ病を経験しているにもかかわらず、うつ経験者の4分の3は医療を受けていないという調査結果が出ております。

そこで、うつ病対策は症状に早く気づき早期治療につなげるなど、適切な対応をとることがうつ病予防や病気の悪化を防ぎ、ひいては自殺の予防となります。

本市におけるうつ病対策の、まず1点目の相談窓口につきましては、従来から保健センターにおいて心の相談事業を実施し、適切な医療機関の紹介を行うなど、個別相談を行っております。平成22年度からは福岡県立精神医療センター太宰府病院から専門医を招き、引き続き相談事業を行ってまいります。

また、医療につながらないなど、家族としての対応等に困っている方につきましては、筑紫保健福祉環境事務所と連携を図りながら対応策を検討し、家族支援も行っております。

次に、うつ病の早期発見、予防指導、啓発につきましては、うつ病など精神疾患についての正しい知識を普及するために、筑紫保健福祉環境事務所と共催で精神保健福祉講演会を毎年開催をいたしております。本年度は3月27日土曜日に、福岡大学病院の自殺防止対策に精通された専門医を招き、講演会を開催することといたしております。

3点目につきましては、教育委員会によりますと、うつ病での3月1日現在の休職者は数名だそうでございます。また、対策としましては、福岡県教育委員会等が相談窓口を設置し、面接や電話による相談を受けるとともに、指定した病院で受診してもらうように相談体制を整備してあると聞いております。

4点目の本市での自殺者でございますが、筑紫地区管内で平成20年は男性78名、女性21名、総数で99名と報告が挙がっております。

自殺予防対策につきましては、当初申しましたように、自殺による死亡の原因は健康問題とともに経済、生活問題等もございますので、平成22年度は庁内関係課や関係機関と連携し、自殺防止対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 相談窓口に来られましてですね、それから病院に行かれるかどうか、先ほどもちょっと部長のほうの回答にありましたけれども、やはり治療を受けてられない方がたくさんおられるということで、これは地域で見守りしていくとかですね、地域ぐるみでそういう取り組みも必要になってくるんじゃないかと思っておりますけども、こういう方に対するですね、相談窓口に来られた方への後のアフターフォローといたしますか、そういうことについてはどのような取り組みをされておられるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 医療機関を紹介した後、通院してその後のフォローでございますけれども、相談内容が太宰府市で解決できない、そういうものにつきましては筑紫保健福祉環境事務所につないでおります。治療が必要な事例は、早く医療機関のほうにつないでおります。

医療機関退院時に医師から保健所のほうへフォロー要請される場合は個人を見てまいりますけれども、通常保健所は個人を追跡といいますか、追いかけてはいないということでございます。地域で安心して生活ができるようにということで、市役所の窓口では相談だけではなくて訪問活動など、さまざまなレベルで援助を提供をしてまいる必要があろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） うつ病は本当に心の病ですね、なかなか外からも見えにくい、それから家族の方の対応なんか非常に厳しいものがあるということで、今福岡県のほうでこの精神保健業務についてはやっておられるということなんですけども、これが近い将来、市のほうにその業務が移転されるというようなことも聞いておりますが、そういう相談業務等が市のほうへ移転されたときの体制について、何かそういう対策を今考えておられる分がありましたらお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） うつ病のご質問が出ておまして、3月5日の新聞を見ておりましたら、福岡県のほうが、去年は2,500万円の予算であったと、今年は1億円も上乗せをして対策に当たると、こういう記事を見ておりました。市のほうに相談業務等が移ってまいるということが、地域保健法の改正でなるようでございます。そこで、市町村における相談体制を強化をするために、市町村では精神障害者の福祉に関する相談等に応じなければならないものとされます。その相談を行う精神保健福祉相談員を置くというようなことが、今後その専門職の配置、体制整備を考えていかなければならないと考えております。

この専門の精神保健福祉士という方でございますけれども、その方を資格のある職員を相談員として任命をして積極的に任務に当たらせると、こういうことが今後市のほうとして行う業務になってまいります。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） このうつ病は非常に難しい病気で、それぞれかかられた方じゃないとわからないような苦しみもあるということですね、体験された方からお話を聞いたこともあります。そういうことで、今この業務は市のほうへ移ってくるということになりますと、市のほうの担当部署では大変な業務になるんじゃないかと思えますけども、今後しっかりそういう体制を、今言われましたように相談員とか専門の方にしっかり頑張ってもらって、太宰府からこういう方々が少しでも少なく、また回復していただけるような対策をとっていただきたいと思えます。

そういうことで、このうつ病に対する予防、対処の仕方については専門的なところもありますので、先ほどもちょっとお尋ねしましたけども、地域の方ですね、生活の中での指導啓発ということをしっかりやっていただきたいと。そうすることで、身の回りにそういう方がおられるときには、対処の仕方が大分違ってくるんじゃないかなと。そして、またそういう病気

を持たれた方も、そういう地域の方が理解をされていれば、そこで生活もしやすいし、また回復も早くなるんじゃないかなということ、身近なところでそういう講習会もやっていただければと思います。なるべく身近なところといたしますと、やはり地域の公民館とかですね、そういうところで一堂に集めて希望される方が、いきいき情報センターならいきいき情報センターのホールへ集めてやるということじゃなくて、身近なところで、公民館等でやっていただければ参加者もまた増えるんじゃないかなと思いますので、そういうことで、これはもう先ほど言いましたように、潜在患者が非常に多いということで、これはもう日常の社会的な問題ということととらえて、対策をしっかりとしていただければと思ひまして、これは要望といたしまして、これで1問目は終わります。

次、2問目をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（松田幸夫） それでは、2項目めについてご回答を申し上げます。

地球温暖化防止対策につきましては、国レベルではもちろんのことでございますけども、地方自治体や市民レベルでの対応が強く求められております。本市におきましても、第2次環境基本計画や地域省エネルギービジョンに基づきましてさまざまな対応策を実施しております。

今回関連いたします7点にわたるご質問をいただきましたので、順を追ってご回答を申し上げます。

まず、1点目につきましては、市の広報に関連いたします情報をほぼ毎月号掲載いたしておりますし、また啓発チラシ回覧では年間5回程度、さらには公共施設などにポスターやイベント情報を掲示するなど、地球温暖化対策や省エネに関する情報をできるだけ多く掲載いたしまして、市民啓発に努めますとともに、市のホームページのほうでも随時情報提供を行っております。

2点目につきましては、庁内に太宰府市省エネルギー推進会議を設置しまして、また各自治会や事業所等を構成員とした、仮称ではございますけども省エネルギー推進市民会議を設置をいたしまして、この中で仕組みの検討などを行う予定でございましたが、現在のところは、設置するまでの準備段階でございまして、この制度を構築するまでには至っておりません。

次に、3点目につきましては、環境基本条例の趣旨に基づきまして、既に創設しております環境基金がございますので、この基金を活用した事例といたしましては、昨年11月に市民の森で開催をいたしました環境フェスタにおきまして市内、市外を含めまして30組を超える多くの市民活動団体などの参画をいただきまして、大変大きな成果をもたらすことができました。

4点目につきましては、現在事例等の情報収集に努めている段階でございます。

5点目につきましては、広報等によるごみの排出抑制を初め、分別収集や古紙等集団回収等のリサイクル推進などのきめ細かな事業を展開をいたしてございまして、着実にごみ減量の成果を上げているところでございます。

6点目につきましては、平成10年4月に運行を開始して以来、平成21年12月末までの利用者

の延べ人数も約435万人となっております、地球温暖化対策あるいは地域への環境の負荷の軽減に大いに貢献しているものと確信をいたしております。今後も引き続きまほろば号を初めとした公共交通機関の利用促進を働きかけてまいりたいというふうに思っております。

最後に、7点目につきましては、先ほども申し上げました省エネルギー推進市民会議に普及員を任命することといたしておりますけれども、福岡県の指定機関であります地球温暖化防止活動推進センターのほうで平成16年4月に発足いたしまして、各市町村に地球温暖化防止活動推進員が配置されましたことなどから、現在のところ、当初予定をいたしておりました地区公民館ごとに任命するまでには至っておりませんが、今後県との連携を図りながら、目標達成のために努力をしていきたいというふうに思っています。

以上でございますけれども、今後とも環境基本計画や地域省エネルギービジョンに掲げておりますさまざまな取り組みにつきまして、未達成の事業も多少ありますので、これらを含めましてさらなる努力を重ねながら積極的に推進をしてまいります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） ちょっと項目を多く出しておりますけれども、この項目については二、三の項目について再質問をさせていただきます。

まず、6番目に書いておりますまほろば号の活用促進についてということで、この利用者も大分増えて、昨年4月にダイヤ改正されて、高雄回り線も運行していただくようになりましたけれども、その中でですね、利用していただく側の市民の方から私先日お電話いただきまして、私もちょっと経験はしましたけれども、高雄回り線で待ち時間が長いと、いつ来るかわからんと言うたらいけませんけど、二、三十分待たされるのがもうたびたびであると。そして、大体高雄回り線は市役所から1回こう回って帰るのに30分ぐらいの予定なんですけれども、それに対して二、三十分待たされると。それで、ちょっと春になりまして暖かくなってききましたけれども、冬の寒い時期にですね、高齢者の方が朝一番に病院に行こうと思ってまほろば号を待っておられると、そしてなかなか来ないと。あの寒い中に、バス停は吹きさらしでございます。そういう中で20分、30分、病院に行かれる方ですからそう健康ではない方が、あの寒さの中で待たされるというようなことですね、定時運行、難しいのは難しいと思います、交通事情もありますけれども、だけど20分も30分も待たされるというのはちょっとどうかと思います。

それで、電話してこられた方のお話によりますとですね、どうして遅れたのと運転手さんに聞いたら、いや北谷から来たから遅れましたというようなお話があったと。これはバスの連係の問題だと思いますけれども、北谷から市役所まで来て市役所で終わって、それから高雄回り線に乗るといようなルートで来るんだろうと思いますけれども、この待ち時間の、そこで北谷から来るのにある程度遅れてきて、その遅れた分でまた高雄回り線に乗ってくるということで、そういうことで両方のロスタイムで、二、三十分の待ちになるんじゃないかなと思いますんで、こちら辺はどなんなんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） まほろば号の運行状況につきましては、今中林議員がおっしゃったとおりでございます。10台まほろば号を保有しておりますけれども、ダイヤの中ではフル稼働をいたしております。若干のそういう渋滞状況の遅れ等も勘案しながらダイヤを組んでおりますけれども、それ以上の実態が各道路の要所要所に発生をしております、そういう苦情を市民の利用の方から伺っている実態でございます。

その解決につきましては、道路状況の解決が一番であろうと思っておりますけれども、それを見越した車両を保有しながら余裕を持ったダイヤを組むということになれば、またバス1台所有することになり、試算したら2,000万円ぐらいですかね、そういう経費負担増にもつながりますので、なかなか悩ましい問題でございますけれども、定時運行には最大限の努力を今後も続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） バスの台数とかそういった経費の問題もありますので、それはわかりませんが、定時運行について、5分、10分ぐらいはまだいいですけどね、30分しかかからないコースに30分待たされると、1時間かかるんですね。そしたら、もうおわかりのとおり、その時間で行って、そして次に予定をされるときにですね、それがなかなか組めないということ。それで、北谷から来てですね、そしてそれに高雄回り線に乗ると、その間の時間も、少しとってもらえれば、そんなに負担もなくなるんじゃないかなと思いますけど、こちら辺のダイヤの組み方を少し考えていただけないかなあと思いますけども。

まず、1つですね、担当部長にお尋ねしますが、バス停で30分待つということについて、どういうお感じになりますか、自分が待たされたというときにですね。そのことについてお尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 私もバスを利用して通勤をいたしております。星ヶ丘にありますが、原田議員のほうからもご質問がありましたけども、私が乗るバス停は1時間に6本ぐらい来ます。だから、その時間に合わせて行きますけども、心情としては今おっしゃったところ十分わかります。ただ、運行としましてそれを担当として解決するには、先ほど言いましたダイヤを編成する中で、かなり余裕を持った運行にしくちゃいけませんし、余裕を持ったとしても、今の道路状況の中では予測がつかない状況がございますので、なかなか解決については私もここで即答してこういう解決策がありますということはご答弁申し上げにくいんですけども、先ほど申しましたように、まほろば号というのは西鉄に運行を委託してます定期路線で定時運行バスでございますので、ダイヤに沿った運行に努める義務があると思っております。今後もそういうものについては、経費の問題もありますけども、職員もいろいろ工夫をしながら、ダイヤ編成に努めていきたいと思っております。

現実問題何かをやるとすれば、便数を減らすとか、そういう部分になってまいりますので、利用者の声も聞きながらですね、検討をしていきたいと思えます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） とにかくですね、若干の遅れは、これはもう皆さん理解していただけると思えます。ですから、その路線の始発を定時に出来るぐらいの、そのぐらいのダイヤは組んでいただきたいと思えます。これは要望としときます。

そういうことで、まほろば号の、時々聞きますけども、まほろば号じゃなくて幻号と言われるような状況にあるということもありますので、そういう声が聞こえないような運行の仕方を、ダイヤの組み方である程度はできると思えます。バスを1台入れるとか入れんとかじゃなくてですね、そこら辺はもう少し工夫していただければと思えますので、よろしく願いいたします。まほろば号についてはこれで終わります。

では次に、これは福岡県が出しております環境家計簿というのがありますけど、これについてお尋ねします。

この環境家計簿は、福岡県が、「エコライフ 地球を守る」を合い言葉にエコライフ応援ブックとして作成しているものでございますけども、これが本市でどの程度配布されているのか、ちょっとお尋ねします。平成20年、平成21年度で何部ずつぐらい配布されているのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（松田幸夫） 福岡県が発行しております環境家計簿につきましては、平成21年度につきましては、予算化している部分につきましては400部でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） この地球温暖化防止についてですね、市民がだれでもすぐできる取り組みというのは、この環境家計簿じゃないかなと思えます。この環境家計簿はですね、本当に非常によくできておまして、毎月の電気の使用料、それから水道の使用料、ガスの使用料とか、そういうデータをずっと書き込んでいきます。そしたら大体そのデータの出し方も、カレンダーの中へ出ておりますけど、そして今月が仮に水道、光熱費合わせて2万円かかったとこうして書いておきます。そうすると、どうしたら省エネができるかということも書いてありますので、電気をまめに消すとか、ガスでお湯を沸かすときに、なべの底に水滴がついとるとふいて水滴を取ってからかけたらその分だけまた省エネになりますとか、細かいことまで書いてあります。そういうことで、そういうのを実行して、その翌月に今度はトータルしてみますと1万8,000円で済んだということになりますと、2,000円浮いたと。そして、それをトータルでCO₂で計算もできるようになっておりますので、そのCO₂計算もすると何カロリー省エネになったということで、これが毎月出るようになっておりますので、それが実数として出ますので、これが励みになって、それがずっと継続してつけられるような家計簿になっておりますので、この環境家計簿の推進と申しますか、普及にぜひ力を入れていただきたいと思えます。

けども、これについてどのような取り組みをされるかお尋ねいたします。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（松田幸夫） 先ほど言いました、400部のみを購入をいたしておりますけども、実際この活用方法として今具体的に取り組んでおりますのが、いわゆる市民団体、活動団体がたくさんいらっしゃいます。市内だけでも二十数団体いらっしゃいますけども、こういった団体のほうにこの家計簿を配布いたしまして、特に活動に関するような、連携するような事業がたくさん提案されておりますので、それらをいろいろ工夫してもらいながら、アレンジしてもらいながら、会員から一般市民へと幅広く活用していただくような検討といいたしめようか、実際をお願いをしているようなのが一つの事例でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 先ほど平成21年度で400部程度の配布ということでございますけども、400部ぐらいでは、その効果がそんなに上がらないと思いますので、これはもっと、4,000部、5,000部出していただければ、本市としてのCO₂排出ガスの削減にその分貢献できるのではないかなと思います。市民レベルでCO₂削減、今政府のほうでもチャレンジ25ということで一生懸命力を入れてコマーシャルやってますけども、本市の場合は大きな工場もない、そういう大きな事業所もありませんので、市民レベルで努力していくしかないと思うので、市民レベルで努力していただくにはこの環境家計簿をつけるのが一番有効な手段じゃないかなと思いますので、この発行部数というか配布部数をですね、皆様に理解いただいて無償で配布する、有償でも配布してもいいと思うんですね。さっき無償じゃなければいけないと、やはり理解していただける方なら有償でもお買いになると思いますけども、そういうことで発行部数を増やしていただきたいと思っておりますけど、今これは県から買っているということでございますけども、大体1部幾らぐらいするんですかね。ちょっとそれをお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（松田幸夫） 予算的には1部29円で県のほうからいただいております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 29円だったらですね、市民の皆さんも理解して購入していただけるんじゃないかなと思いますので、先ほども市民の皆さんへの啓発について、毎月の市の広報等その他いろいろ努力していただいているということでございますので、その中に1部で29円何ぼって、30円なら30円で、もう原価でいいんじゃないかなと思いますので、それで30円で市の環境課の窓口で販売しておりますのでということになれば、もっともっと普及していくんじゃないかなと思いますので、そこら辺も考えていただいて、この家計簿の普及に努めていただければ相当な効果が上がってくるんじゃないかなと思いますので、そういうところで、この環境家計簿の普及についてまたこれからも努力していただきたいと思っております。

次にですね、この省エネルギービジョン計画の中で、それと環境基本計画もありますけども、この省エネルギービジョン計画、それから環境基本計画の中で、先ほどまほろば号につい

てお尋ねしましたけども、この計画を進めていく上ではやはりバリアフリーの、道路のバリアフリー化とかそういうことも中には入っておりますので、関連する部署との連携が絶対必要になってくると思います。これは環境課で一生懸命ですね、道路のバリアフリーを声を掲げても、建設産業課のほうでこれができなければ実際に効果が上がってこないと思いますので、そういうことで、関係課との連携については、今までどのような取り組みをされているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（松田幸夫） 例えば、第2次の環境基本計画がございますけども、この中には実際に実施する細かい事業、いわゆる実施計画を立てております。項目的にはちょうど100項目、100事業がございますけども、その各事業ごとに所管、担当課を決めております。それぞれ課長を中心に、目標がございますので、目標の事業に対してそれぞれ年次計画あるいは予算化をしながら実施をしております。その推進委員会なるものがございますので、その中で年に1回、2回進捗状況を確かめ合いながら、次年度に対してはどうするのかという問題、課題も拾いながら進めております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 関係部署との連携は非常に大事になってくると思いますので、これは今の市の行政の組織の中で大体縦割りになってますけども、この部分については横の連携が非常に大事になってくると思いますので、これはもうしっかり横の連携ができるようなシステムをつくっていただいて、そして取り組んでいただきたいと思います。

それでは、最後になりますけども、この環境基本計画について若干お尋ねします。

これは平成22年度で最終年度になりますけども、総合計画もそうですけども、計画がもう始まっていると思うんですけども、これについてですね、今度は来年度からまた次の第3次の環境基本計画を策定されると思いますけども、これについての取り組みといいますかね、プロセスについてどのような手順でこの計画をつくられる予定か、そこら辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（松田幸夫） この第3次の基本計画の策定につきましては、先日の市長の施政方針の中で申し上げましたように、平成22年度中に策定をするという目標を持って、今現在事務を進めておるわけですけども、まず策定するに当たりましては、この環境基本計画のみならずですけども、まずは次年度、過去5年間、10年間の進捗状況あるいは課題、問題点をきちっと拾い直して、これを第3次にどう生かすのかという、いわゆる評価をしながら進めました。

まず昨年に、この職員で構成いたします、これは副市長がトップなんですけども、会長なんですけども、職員で構成します基本計画策定委員会というのを編成しております。昨年の秋ぐらいから各項目ごとに拾い直し、整理整頓をしながら、第3次にどう生かすかというのをまず、いわゆる骨子案を策定をいたしております。

その骨子案につきまして、まず審議会、いわゆるこれは識者とか関係団体グループで10名で組織しております審議会のほうに、この過去の実施報告をしながら骨子案を提案しながらさまざまな角度から意見をもらうということで、今日現在までに審議会を2回開催をいたしております。第1回目は昨年度の11月に開催いたしまして、第2回目が今年の2月に開催をいたしました。おおむね骨子案、大柱、小柱ができ上がりましたので、これに今後は肉づけをしてまいりますけども、これも市のほうで、まずは素案づくりにかかりますので、この職員で構成いたしました策定委員会の中で、それぞれ各課が抱えている環境問題に対する目標を設定をいたしております。

これを大体4月、5月ぐらいまでにつくり上げてまして、大枠の中の素案をつくった段階で、もう一度7月ごろに審議会に提案をいたします。その中で、あらゆる専門的なご指導をいただきながら、夏ごろ、8月か9月になると思いますけども、市民の方にチェックといいたしめようか、情報提供するためのパブリックコメントを開く予定にいたしております。これは当然公共施設すべての中に配布いたしまして、いろんな多くの方から意見をいただくという流れになるかと思っております。

そして、再度審議会あるいは策定委員会を開きながら、平成22年度中に策定をするという流れで今後も積極的な事務の流れで対応していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 審議会は2回ぐらいで足りるとですかね、ちょっとあれですけど。

素案をつくるということで、これは素案は大体ある程度もうできているような状態じゃないかなと思いますけども、これについては大体ある程度できているのでしょうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（松田幸夫） まだ詳細な、いわゆる基本計画の中身についてはできておりませんが、骨子案、先ほど申しましたけども、大きな目標あるいは基本施策、あるいは基本方向、そういうふうな部分を今現在つくり上げております。若干予定よりも遅れておりますけども、これはまた事務の内容を見ながら、それぞれ事務局のほうできちっと整理をしながら目標の期間にできるように努力はしていきたいというふうには思っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 素案については若干遅れているということでございますけども、環境課の守備範囲といいますか、その関する範囲が非常に多いと思います。私も、担当の委員会としてその内容については十分把握しておるつもりでございますけども、ごみの問題からCO₂の問題、それから不法投棄の問題、不法投棄の問題が環境課では一番手が要るんじゃないかなと思いますけど、市民の皆さんからすぐ直接電話がかかってくる人が多いんじゃないかな。そういうことに手をとられながらこういう政策をつくっていくということで、非常に手間がか

かっているんじゃないかなと思いますけども、私が思いますに今の環境課のスタッフと申しますか、やはりちょっと少ないんじゃないかなあと。環境課はですね、どちらかという政策を中心にする課じゃないかなと。政策をつくって、そしてそれを市民の皆さんに提示して、それを市民の皆さんに十分理解していただいて、そして初めて環境行政が進むと。実際にごみの減量等が、さっき言いましたCO₂の削減についての努力とか、こういうのは幾ら市長が頑張っても、市民の皆さんがやっぱり協力して実際にやっていただかないと、これは実効は上がらないと思いますので、その政策をつくるところでこういう遅れが出るということは、それはスタッフがちょっとやっぱり少ないんじゃないかなと思いますので、政策をつくるスタッフを十分にですね。

昨日も職員の研修等についての質問もあっておりましたけども、職員のそういう資質の向上、そういうことについて政策を十分できるような体制をつくっていただきたいと思いますが、これは市長どうでしょうか。市長のほうからお答えをいただきたいと思いますが。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 低炭素社会の構築というようなことは重要な問題でございます。そして、地球温暖化の防止策について、今担当課のほうで躍起になってやっておるような状況でございます。大学の教授等々を交えながら審議会も開催しておりますし、そしてその具現化として今第三次環境基本計画の策定に取り組んでおるところでございます。必要な人員等々については、この政策で一番大事な、すべてが大事な仕事でございますけれども、特にこの問題は今日的課題でございますので、職員の必要な数等も含めて適正な配置をしてみたいというふうに思っております。

今の中で、本当に職員等々については、今議員のご指摘のように一生懸命やっております。その姿、私も身近で見っておりますし、この所期の目的が達成されるようにそういった人員配置に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 地球温暖化については、これは地球規模での問題でございますけども、これを防止するためには私たち市民一人一人が日々心がけて努力していかなければならない問題だと思いますので、環境課のほうにおかれましても、非常に仕事多忙な折でございますけども、ひとつ市民の皆様の指導、啓発をお願いしまして、この問題については終わります。

3項目めについてお答えをお願いします。

○議長（不老光幸議員） ここで14時35分まで休憩します。

休憩 午後2時21分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時35分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） それでは、3項目めの高雄公園の利用方法についてお答えいたします。

まず、1点目の利用時間についてでございますが、梅林アスレチックスポーツ公園に合わせて午前6時から午後8時を予定しております。

2点目の維持管理でございますが、これも梅林アスレチックスポーツ公園と同様に市が行う予定にしております。しかし、利用の状況等を見ながら、できましたら利用団体の皆様にもぜひご協力をいただきましてお願いしていきたいということも考えております。また、門扉の開閉につきましては委託をしていきたいと思っております。

3点目の多目的広場についてでございますが、面積が約4,000㎡ございまして、子供から大人まで楽しめるレクリエーションの場として整備をしております、グラウンドゴルフやペタンク等の軽スポーツを楽しむことができます。また、大雨時には調整池の役割も担っておるところでございます。

この広場の利用方法でございますが、基本的にはだれでもが利用できることが原則であります。団体の利用につきましては、グラウンドゴルフあるいはペタンク等が考えられますが、1団体としての使用は最大でも広場の半分程度にさせていただきたいというふうに思っております。また、使用時間におきましても、1団体2時間程度にさせていただこうというふうに思っております。

このようなことから、多目的広場を含めました公園内施設の利用につきましては、利用者に事前に利用の手引等を配布するなどいたしまして、利用者の皆様のご協力、ご理解をいただきながら、たくさんの方が利用できる公園にしたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 本市の南部地区、特に高雄地区ですね、大きな公園になりまして、地域の住民の皆様がああいう大きな公園が欲しいということで本当に今まで長く待っておられましたので、扱いよいような公園にさせていただきますようお願いしまして、それと最後に一つだけお尋ねしますが、これはいつぐらいから使えるようになりますか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） ただいままだ整備が進んでおりますけども、開園の予定が4月22日を考えておるところでございます。また、そのときになりましたら皆様方にもご案内を差し上げるというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 先ほど言いましたけども、ひとつ市民に親しまれるような公園にさせていただきますことを要望いたしまして、これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

次に、7番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔7番 橋本健議員 登壇〕

○7番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の文化とスポーツの振興について質問をさせていただきます。

全国の地方自治体において文化振興の積極的な取り組みが見られるようになりましたのが昭和58年、西暦で申しますと1983年、東京都で条例が制定され、秋田市や三重県の津市、横須賀市など、次々と波及していったようであります。その流れに乗じまして、太宰府市は平成9年に文化振興条例が制定され、先駆自治体とも言えるのではないのでしょうか。

さて、文化の意味は広く、由緒ある歴史的遺産の多い本市におきましては、文化財の保存活用の観点から早く取り組む必要があったのではないかと推察されます。今回の私の質問は文化活動促進でありまして、文化協会所属あるいは任意の団体における創作活動の充実や文化活動の意欲向上のための支援策についてご回答をお願いしたいと存じます。

本市の文化活動はどこの自治体にも引けをとらないほど活発で、毎年3月のルミナスフェスタや5月開催の春の祭典、そして何ととっても最大のイベントは、約4万人あるいは5万人の人出と言われております10月の市民政庁まつりではないかと思えます。そのほか、平常ではいきいき情報センターや中央公民館、文化ふれあい館、太宰府館などで、趣味を生かした文化サークル活動や発表会、展示会など、それぞれが創意工夫のもと随時実施されております。惜しむらくは、余りにも点での活動が多く、横の連携を図り線や面整備ができないものか、文化芸術のコーディネーターが必要かもしれません。

次に、スポーツの振興について述べさせていただきます。

太宰府市スポーツ振興基本計画を策定するため、昨年6月から9月にかけてスポーツに関する意識調査をされ、その結果が市報に掲載されております。10代から70代以上まで幅広く調査され、3回シリーズのテーマごとに多方面にわたる意識調査を実施されました。

調査結果の中から後ほど幾つか再質問させていただきたいと思いますが、各テーマごとの問題点や課題が見つかったことと思えます。現在体育協会所属の傘下団体は、17種目17団体2,680名、スポーツ少年団9種目31団体681名だそうです。それぞれの種目で切磋琢磨し、競技スポーツを多くの方が楽しんでおられます。

また、一人一人が健康のために日常的に行うスポーツ活動の場として期待されているのが総合型地域スポーツクラブ、太宰府よか倶楽部であります。生活習慣病や高齢者などの健康維持増進により医療費の低減を図ることを目的として市民の皆様の多くの参加を願い、子供からお年寄りまで気軽に楽しむスポーツ普及拡大に懸命であります。

結びになりますが、スポーツの祭典バンクーバー冬季オリンピックは終わりました。スポーツや文化芸術は、人々に夢と感動を与えてくれます。さらに、文化活動は心をいやし、スポーツは心身を爽快にさせ、いずれも生涯を通して心の糧となり、人生をより豊かにしてくれます。

振興策につきまして2点質問をいたします。

まず1点目、文化活動の育成支援として文化振興基金の創設はどうなったのか。また、今後の文化振興計画についてお聞かせください。

2点目は、体育協会傘下のスポーツ団体や総合型スポーツクラブ、すなわち太宰府よか倶楽部、さらに一般利用者からさまざまな不満の声を聞きますが、本市のスポーツ施設や設備は十分とは言いきれません。総合体育館建設も望まれてはいますが、市民ニーズへどうこたえていくのか、これから策定される第五次総合計画のスポーツ振興の計画と目標についてお聞かせください。

以上、1項目2点につきましてご答弁をお願いいたします。

再質問は自席にてさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） さまざまな文化活動やスポーツ活動は、市民が生涯にわたり健康で豊かなゆとりと安らぎのある生活を送りますためには欠くことのできない非常に重要な役割を担っているものと認識をいたしております。今後も、市民一人一人が幅広い文化活動やスポーツ活動に親しみ参加できるような環境整備を図り、より一層の文化、スポーツの振興に取り組んでいきたいというように思っております。

また、スポーツ振興につきましては、今年3月に策定予定の太宰府市スポーツ振興基本計画に基づきまして、総合的な生涯スポーツ施策を展開していきたいとこのように考えております。

詳細につきましては担当部長のほうから回答させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 1項目めについてお答えいたします。

文化振興基金の創設につきましては、平成11年2月に文化振興審議会第3次答申においてその必要性について提言いただきました。

その後、施設の整備や文化情報の提供、補助金の交付など、市民の文化活動に対する支援は行ってまいりましたが、基金創設までには至っておりません。今後も、基金創設について検討していきたいと考えております。

次に、今後の文化振興計画についてでございますが、平成8年に文化振興審議会から答申をいただきました太宰府市文化振興基本指針も相当の期間が経過し、文化活動を取り巻く社会状況が変化していることから、平成22年度において現状に即したものに直視することといたしております。また、生涯学習活動の推進と関連づけた文化振興のあり方につきましても整理検討してまいります。

次に、2項目めについてお答えいたします。

第五次総合計画におけるスポーツ振興の計画と目標についてでございますが、本年3月策定予定の太宰府市スポーツ振興基本計画に基づき、総合的な生涯スポーツ施策を実施していくこ

とにいたしております。この計画は、地域スポーツ、競技スポーツ、青少年スポーツの3つの切り口を5つの段階を追って総合的な施策を展開し、今後10年間を見据えた「いきいきとしたスポーツライフの創造」の実現を目指していくものでございます。

平成22年度には、基本計画に基づく実施計画の策定を行ってまいりますので、この中で施設の改修等については財政状況、それから緊急性等を勘案しながら、利用者の安全確保を最優先に具体的な計画と目標を立てまして取り組みを進めてまいります。

また、本市のスポーツ振興に即した総合体育館建設に向けた調査研究につきましても継続して実施し、市民ニーズにこたえていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ありがとうございます。

文化振興基金の件でお尋ねをしまして、審議会のほうから答申はいただいたけれども創設はできなかったというお答えでございます。

結果的にできなかったわけですが、第五次太宰府市総合計画の中にも、やはりこの基金創設はうたわれるのかどうかお尋ねしたいと思いますけれど。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） ただいまの件でございますが、具体的な時期を明示することはできませんが、ただいま申し上げましたように今後も文化活動に対する支援や基金のあり方等につきまして検討していきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 希望といたしましてはですね、いつまでに基金創設をするんだという明確な表現もしてほしいなとは思っております。

今度は振興条例についてちょっと質問をさせていただきたいんですが、太宰府市の文化振興条例にちょっと目を通させていただきました。4条の中にですね、市民文化創造の支援に際しては、市民生活の全般にわたり、行政各分野の緊密な連携をもって対応する総合行政を実現するため、行政の文化化を進めなければならないというふうなうたっておりますけれども、この「行政の文化化」というのがどういうとらえ方をしたらいいのか、どういう意味なのかお尋ねしたいと思っておりますけれど。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 文化振興に当たりましてはあらゆる行政分野が連携し推進していくものでありまして、すべての施策の中に文化的視点を持って総合的な取り組みを行っていくという考え方でございます。その進め方といたしまして、担当部課だけでございませぬ、所管業務をばらばらに行うだけではなく、部署内だけではなくて関係部課が連携いたしまして行うというふうに理解をいたしております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 文化的視点を持つということですね。余り難しく考えなくていいですね。

同じくですね、その文化振興条例の中には、第2条で市の責務、それから3条では市民の役割、これが明記されております。

昭和53年に文化協会が設立されて、昨年で30周年を迎えられました。現在、書道あるいはミニ盆栽、俳句や短歌の会、漢詩、古典、舞踊、それから茶道ですか、コーラス、童謡、唱歌の会、三味線、長うた、民謡、歌謡教室、太鼓、謡曲、詩吟、こういったサークルが47ございまして、687名の方が活動中であります。毎年5月の春の祭典が、会員の皆様の芸能あるいは作品の発表であり、晴れ舞台であるわけですね。2日間にわたって、前夜祭入れたら3日間ありますけれども、開催されておりますが、関係者の親族や友人といったぐあいで、ちょっと私も観覧させていただいたんですけども、観客数がやっぱりちょっと少ないかなと、ちょっと寂しいなというふうに感じました。こういった点でですね、行政として参加動員を図る、あるいは市としての支援、協力体制はとっておられるのかどうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） いろいろな方が活動していただきまして、その分で参加者がせっかくの中で少ないというようなこともたびたびございます。私どもとしましては、そういった分につきましては、できるだけ一緒になってそれこそ応援していきたいと、これから取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 自助努力でいろいろチラシを出したりですね、呼びかけをされておりますが、ぜひ広報やらホームページでも、市民の方がより参加いただきますように応援をしてあげていただきたいというふうに思っております。ただ、内容そのものが、催しの中身がですね、やはり高齢化してますのでね、どうしても若い方の参加が少なくなるのは当然だろうと思っておりますが、何か若返りを図るような企画、こういったものを織り込んでいったらいいかもわかりません。

次の質問に移らせていただきますけれども、文化協会に参加してない団体も数多くあるわけですね。例えばいきいき情報センターの市民ギャラリーも、私時々目を通しますけれども、もう毎回毎回いろんな展示物、発表、いろんな作品が発表されておまして、これはなかなかいい、無料でね、やられておりますけれども、市としては、大変いい試みだなというふうに感心しております。こういった展示発表をすることによって目標ができ、それから趣味に対する熱意、それから意欲、向上心、こういったもの、そしてその方の脳の活性化にもつながっていくということになるんじゃないでしょうか。

そこで質問ですけども、同じ文化振興条例の中の9条にですね、文化活動を推進する上で必要な人材確保と養成に努めるということですが、こういった人材の養成、実際どういう方法で実現化されているのかお尋ねしたいと存じます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 人材の確保と、それから養成に関する人材登録制度として、文化学習活動をしたいと希望している人に対しまして、指導していただける人や団体を登録しまして、市民からの相談や問い合わせがあったときに紹介をしております。1つは、市民が実施していますいりろ端学習のまほろばネットの授業がございます。2つ目は、キャンパスネットワーク会議事業での人材及びサークル登録でございます。もう一つは、いきいき情報センター事業として実施されております団体及び人材登録でございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） わかりました。いろんな趣味講座、こういった中でですね、指導者、特に指導者の中の指導者という人材はなかなか、核になる方、こういう方が簡単には見つからないんですけども。

先日、そういったコーディネーターになれそうな方とちょっと、そういう適切な方というかふさわしい方といいますかね、文化談義をいたしました。ここの資料にもありますように、各年代でいろんな音楽が流行しました。私たちの年代は、ベンチャーズとかですね、ビートルズ、加山雄三、こういった世代の方が数多くいらっしゃると思うんですが、圧倒的に。こういったいろんな年代年代に合わせた音楽、この音楽でまちおこしをしていきたいという方がいらっしゃいます。これを、音楽文化全体の振興を提唱されている、グループと申しますかね。ジャンルが多種多様ございますけれども、好みも人それぞれだと思うんです。踊りとか詩吟、合唱、それから懐メロ大会、おやじバンドですね、ストリートそれからミュージック、ブラスバンド、カラオケ自慢など、こういう野外イベントを催したりですね。それから、高齢者の方は熟年スタッフが担当する。野外イベントは若い世代でスタッフを編成して担当して、それぞれ役割分担で、市民一人一人がですね、音楽に興味ある方がたくさん参加意識を持てるように、時間をかけて積み上げていきたいというお話をされておりました。

近い将来はまほろば音楽祭と、こういったものも3年後あるいは4年後あたりにですね、計画したいというお話でございましたけども。そして、太宰府から音楽のまちづくり、音楽でまちおこしを全国に発信していきたいんだと、こういった夢も語っていただきました。他市でもこういう実績がある方です。定年になられましてね、これまで音楽産業で培ってきたノウハウを生かして太宰府市のために少しでも役に立ちたい、恩返しをしたいという気持ちに私も心を打たれたわけでございます。市長もお会いになったと思いますけれども、市長はどんなご印象をお持ちになったか、ご見解を聞かせていただければと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 平成11年に文化振興審議会第3次答申があつて、そして今のようなやりとりの、市としての指針といいましょうかね、がございます。

私は、申し上げておりますように、今からは都市基盤整備、大方の部分の一塊が終わりまし

た。したがって、文化の面、福祉の面あるいは教育の面というふうにお話を申し上げております。この延長上には何があるかといいますと、やはり市民の皆さん方の憩うこと、文化、体育をそれぞれの中で享受していただき、そして健康になっていただくというようなことが今からの社会づくり、あるいは地域づくりではないかなというふうに思っております。

私も夢を持っておるわけでございまして、そういった延長上から近い将来といいたしめようか、直近の中で実行したいというふうに思っておりますけれども、今市民の森であるとかあるいは四王寺山含めて散策路の整備を行っております。できるところから行っております。

それから、水城跡についてもそうでございます。今ターゲットとして私は頭に描いておりますのは、市民の森あるいは岩谷城のところ等に、音楽祭を打って出たいというふうに思っております。これは、ここに書いてありますように年代別を問うことなく。

もう一つ参考になりましたのが長崎のランタン祭り。祭りも、市民政庁まつりというような形で一過性で1日だけに終わらせるんじゃなくて、やはりそこには1週間、2週間、1カ月というふうなことぐらいまで催しを変え、1日、2日は舞台がけについては政庁にも舞台がかかっておる、あるいは市民の森にもかかっておる、水城跡にもかかっておる、あるいは岩谷城にもかかっておる、あるいは各地域のそれぞれのコミュニティのところにも、小学校ゾーンのところにもかかっておるというふうな形の中で、市民挙げて総出演といいたしめようか、日にちを決めながら、そして日ごろの文化活動の成果をその中で発表し合う、出し合う。あるいは、あるときはここに書いてありますように、年代別ごとの加山雄三でありますとか、そういった年代の層の部分を集める。金は余りかからないと思っております、創意工夫しながらやれば。

やはりこういったイベントが一つの文化の面を誘導するといいたしめようかね、誘発する上においては必要ではないかと。そして、太宰府市のほうから発信していくというようなこと、そういった形があれば全国的なものから応募もあるでしょうし、そういった中身を積み上げていったらどうだろうかというふうな私も夢を持っておりますし、その実現に向けて一緒になってやる人がおれば、やっていただく者がおれば、応分の市の支援といいたしめようか、も含めてやっていきたいなど。市民の文化活動、体育協会等々の多くの各種団体の皆さんと協議しながらやっていきたいというふうな夢を持っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ありがとうございます。市長も乗り乗りでございまして、ぜひですね、これ音楽でまちおこし、少しずつ、徐々に徐々に活動されていかれると思いますので、市民の森とか四王寺の、あるいは岩谷城、こういう場の提供、サポートをひとつよろしく願います。

それから、今度はスポーツの振興について質問させていただきますが、壇上でも設備不足、施設の不足、こういった不備、これはもうだれもが認めるところでありますけれども、体育協会初めスポーツ関係者からはどんなご意見といいたしめようか、要望は上がってますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 平成20年に実施いたしましたスポーツに関する市民意識調査では、駐車場が狭い、それから設備が不十分、それから設備規模が小さいということが上位3位を占めております。

また、市民大会等を一会場で実施できる施設がないということから、体育協会を初め多くの市民の方から総合体育館の要望が上がっております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） やはり総合体育館に行き着くんですが、昨日も代表質問の中で質問がございましたけども、建設場所、規模、時期についてはまだ未定であるということでした。

市民、特にスポーツに携わる体育関係者の方々は大変に期待をしております、そうですね、建設費とその工事の選定には執行部としては大変苦慮されていると思いますけれども、看護学校跡地横のですね、福岡県保健環境研究所とつながるとですね、かなり大きな広さになるんじゃないかなというふうに考えます。その総合体育館はもとより、武道館や駐車場まで建設できるんじゃないかなというふうに思われますけれども、その環境研究所の払い下げといいますか、これについては計画には入ってないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 当面今の環境センターといいましようかね、福岡県の施設でございますけれども、どういうふうに動くというふうなことについては入っておりません。

また、この総合体育館の場所等についても特定しておるわけではございません。希望的な観測としては、今の看護学校跡地の北側になりましようかね、今田んぼがありマルヒ食品があるところでございますけれども、あの付近がまだあいておりますので、県のほうから払い下げ等々が可能であれば、必要に応じてその時期等々市のほうが要望していく必要はあるのではないかなというふうに思っています。

いずれにしても、総合体育館としてここに設置するというような前提で今話しておるわけではございません。候補地も含めて多様な候補地、幾つか探しながら、選択肢を最終的にはどこにするかは決めてまいりますけれども、そういった看護学校跡地に限定しておるわけではないということをお話し申し上げておきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 候補地については、まだ全くの白紙であるということでございますね。

私もスポーツが大好き人間でございます、太宰府よか倶楽部のスタッフとしていろんな企画をしたり、スポーツイベントを行ったりしておるわけですが、この太宰府よか倶楽部は先ほど申しましたように医療費の低減、子供から高齢者の方々まで、軽いスポーツ、あるいはニュースポーツ、こういったものを体験していただくというふうなクラブでございます。毎月の運営委員会では、施設面についての不満とかは一切出ておりませんが、我々よりも

キャリアの長いですね、太宰府市には体育指導委員というのが、地域スポーツの普及に携わっておられる15名の体育指導委員がいらっしゃいますけれども、こういった方たちの施設に関する意見要望というのは何か目新しいものがございますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 確かに体育指導委員の方、一生懸命やっただいて、感謝を申し上げます。

新しいご意見としては、特に新しいということではございませんけれども、体育施設の補修とか、駐車場が先ほど申し上げましたように狭いなどのご意見、それから体育館の必要性というようなことでのご要望はいつも、いつもというかございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） それではですね、太宰府スポーツ振興計画のアンケート、これ策定ということでアンケートをおとりになりましたけれども、この中での質問をさせていただきたいと思うんですが。

昨年3回にわたり意識調査、実施されたわけですがけれども、観戦で好きなスポーツは野球、バレー、サッカー、ゴルフ、スケートの順であります。では、今後自分が行ってみたい運動は何ですかという問いには、水泳、ウォーキング、バドミントン、テニス、エアロビクス、こういうふうな順になっておりました。注目したいのは、水泳が第1位なんですが、調査されました生涯学習課としてはどのような見解をお持ちなのかお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 本市には、市民プールに室内プールがございますことから、年間を通して利用できるということが第一だと思います。水泳は、体に負荷をかけないで健康増進、保持につながることや、自分の都合のよい時期に、時間でございますけれども、自由にできるということなどがその理由というふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 私もプールでの水中運動に関しては何度か質問をさせていただいたことがあるんですけども、長野県とかですね、それから由布市、こういったところが非常にいい取り組みされているんですよ、医療費も非常に削減できているという、市全体で取り組んでおられる。太宰府市も何とかこれやっただけでないかな、取り組んでいただけないかなと思っておりますが、これは先々の要望としてぜひご検討いただければと思っています。

それから次、意識調査のアンケートの中で、力を入れてほしい関連事業としては公共スポーツ施設の整備、それから有効活用が77%と断トツなんですね、皆さんやっぱり不満を持っている。行政としてはこの点をどのように受けとめられておられるのか、そしてそういった部分でどういうふうに対応されていらっしゃるのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○**教育部長（山田純裕）** 運動、スポーツに関する意識調査の結果につきましては真摯に受けとめております。平成22年度からスタートいたします太宰府市スポーツ振興基本計画にのっとりまして、スポーツ施設の整備、有効活用についても計画的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○**議長（不老光幸議員）** 7番橋本健議員。

○**7番（橋本 健議員）** それぞれの団体がそれぞれ我慢しながら、使っているという状況じゃないかと思えますけれども、ソフトボールの太宰府リーグ戦もいよいよ今月の14日に開幕します。最大の願いはですね、ソフト専用球場、こういったもの、子供リーグもそういうのを望んでおります。それから、野球関係者の方も多分球場が欲しいという思いだと思います。それから、テニス愛好者の方ですね、やはりもっとテニスコートを増設してほしいとか、あるいは卓球もですね、体育センターではもう間に合わない、狭い、足りなくなってきました。それから、グラウンドゴルフをする方は専用球場、雨天練習場をつくってほしいという意見も出ました。

こういった要望がですね、自分のやっているスポーツに関しては皆さん熱心で、いろいろ言いたいことをいっぱい、腹いっぱい言っていらっしゃるわけですがけれども、その中でですね、平成18年10月に硬式野球ですね、中学1年生から3年生を対象にしたリトルシニアという硬式、要するに桑田、清原が岸和田ジュニアですか、ああいうところで育ったように、太宰府にもですね、硬式野球リトルリーグができたんです。誕生しております。当然目標はプロ野球なんです。下校して大佐野球場まで行き全体練習をするわけですがけれども、その練習日数とですね、練習時間がやっぱり限られておまして、技術のレベルアップがいま一つままならないという課題がございます。夜間練習がもっとできるように、大佐野球場にナイター設備でも検討していただけたらなと思っておりますけれども、この点についてはいかがでしょう。

○**議長（不老光幸議員）** 教育部長。

○**教育部長（山田純裕）** 大佐野スポーツ公園につきましては、簡易照明設置につきましての要望がございましたので、平成20年5月に電源の引き込みを行ったところでございます。このスポーツ公園は、降雨時の調整池の役割を兼ねておまして、現在も大雨時には水没している状況でありますので、ナイターの設備については整備が難しいというふうに考えております。ご理解いただきたいと思えます。

○**議長（不老光幸議員）** 7番橋本健議員。

○**7番（橋本 健議員）** わかってはいたんですけどね。何とかお願いできないかなという切実な思いでさせていただきました。

太宰府中学校とかですね、太宰府西中とか、中学校はナイター設備ございますよね。中学校の運動場を使って硬式の練習をするということは認められないんでしょうかね。

○**議長（不老光幸議員）** 教育部長。

○**教育部長（山田純裕）** 利用は、軟式野球ということでの利用許可になります。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） いや、この辺をやっぱり融通をきかせていただきましてね、世界のイチローみたいな選手が出るかもわからないんですよ。その辺はじっくり検討していただきまして、中学校のグラウンドでもですね、使えるようにしていただけたらと思っております。

最後になりますけれども、太宰府市にとって朗報です。今ハンカチ王子として甲子園を沸かせました斎藤佑樹投手ですね。今、今年早稲田の4年生なんですが、エースとして今投げ込んでいます。その後ろ、抑えとしてですね、太宰府市青葉台三丁目在住でした、出身の大石君、彼も非常にプロから注目を浴びております。今年の10月のドラフト会議ですか、10月末、これには大いに期待していいんじゃないかなと、ドラフトの上位で必ず指名されるんじゃないかなと思っております。

原点に戻り、最後になります、結びになりますけれども、スポーツの振興、スポーツの環境を整えるといった行政の熱意がこういった将来のオリンピック選手とかアスリートの育成につながってまいりますので、ぜひ振興策についてはさらに熟慮していただきまして、体育施設や設備の充実をお願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員の一般質問は終わりました。

次に、9番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔9番 門田直樹議員 登壇〕

○9番（門田直樹議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問をいたします。

国分台入り口の道路整備事業について伺います。

同所一帯の道路は狭く曲がりくねっています。火災時には大型消防車の通行は困難ですし、日常的にも対向車との離合に時間がかかり、朝夕の通勤通学時には出入りの車がにらみ合い、歩行者も巻き込んで深刻な渋滞が発生しています。

また、平成15年の豪雨災害以来、同所の問題点について何度も質問をしてまいりましたが、国分台とその上部の山腹に降った雨水は一部を除きこの入り口道路に集中します。平成15年の災害後も、大雨のたびに激流の状態、雨がやんだ後も堆積した土砂で通行ができません。

同所の道路整備事業につきましては何度か説明を受けましたが、現実には住民説明会の後一向に進展が見られません。団地ができて約40年間、住民は大変不便な生活を送っています。同事業の進捗状況と見通しについて詳しくお聞かせください。

以上、再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ご質問の国分台入り口の道路整備につきましてご回答申し上げます。

関屋・国分寺線の道路整備事業は、地域再生基盤整備事業として平成19年度から平成23年度までの5カ年事業として国の補助を受けながら整備をしている事業でございます。

この関屋・国分寺線は、国分地内におきましては地域住民の生活道路でございますけれども、現在の道路形態はクランク状の部分でありますとか、あるいは幅員が狭い部分がございます。このことによりまして、道路形態をスムーズにし、地元住民の安全通行の確保のために整備を行うものでございます。

詳細につきましては担当部長のほうから回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 住民説明会後の進捗状況につきましてお答え申し上げます。

関屋・国分寺線の道路整備事業につきましては、事前に地元関係者の承諾のもと、地形測量を行いまして平面計画を作成いたしました。

この平面計画につきましては、平成20年12月に地元説明会を行い、事業の目的について説明をさせていただきました。今後は用地測量の実施への理解をしていただきたいと思いますと考えておりましたが、事業に対する個人個人の思いは多様でありますために、事業関係者約20名の方と個別協議をさせていただいている状況でございます。

現在個別に説明をさせていただく中で、計画道路沿線で生活をされておられます住民の方と、また通過交通として利用されます市民の方との間には、道路整備に関しまして意識の相違があることを痛感いたしております。一方的に、市の計画で道路整備を行いますということではなく、現在お住まいになっている沿線住民の皆様のご意見もお聞きしながら進めていくことで、完成後においても道に対する思いが活かされた道路として長く親しんでいただけるのではないかと考えております。

現在個別説明の中でいただきました意見をもとに、計画の再検討について熟慮している状況でございます。補助事業でもあります関係上、県とも協議を行う必要があり、平面計画に関連する地元説明会の開催について模索している状況でございます。

地権者の皆様を初め門田議員、地元自治会長さん、あるいはまた役員の皆様には大変ご心労、ご心配をおかけしておりますけれども、今後につきましては地元の皆様のご理解、ご協力をいただきながら事業の進捗を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） もう長いことなるんですね。非常にこれ、努力されてあることはもちろん存じております。

思い返すと、当時の富田部長ですね、部長さんが、当時まだ議員でおられた山路さんですね、と私、一緒に最初に説明を受けました。そこから始まってですね、何度かこのいわゆる再生事業ということで、住民説明会まで行って、この勢いでというふうな期待が非常に高まってまいりました。内々、内々という言い方はあれですけど、今まで担当の課長以下いろんな方、職員の方々、そしてまた部長とも、個人的にはいろいろお話ししたんですが、やはりせっかく地元におりますから住民としても非常に気になる場所もあります。たくさん聞きたいんです

が、昨日安部陽議員がたくさん質問していただいたので、かなり時間のほうは短縮できると思いますが。

まず、経緯ですね。今いろいろ個別に云々あるいは検討をされているということですが、具体的に上級官庁といいますか、国とか県、確かに補助事業という関係で施工の内容に縛りがあるということはあると思います。

ただ、最初にやはり提示されたのが歩道の位置に関して非常に、今さらここでね、申し上げるまでもなく何度もこれは上がっているんですが、いわゆる土地を提供する側が何もなくてその反対側、余分な土地もできる、いずれはその土地もね、払い下げになるような、そちら側に2.5mの歩道ができている状態では、やはり感情的なものが残らないわけではないと思うんですよ。それは、もういろんな話の中で頻繁に出てきているし、まずこれを1.2m、2つないしもう少し、仮に1mぐらいでもですね、十分歩行としてはいいと思う。ただし、それができない理由の中で、車いすがという話がありましたけど、実際車いすですね、現状はあそこで通られる方はまず一人もいまだに、もう私はあそこ40年住んでおりますけど一度も見たことない。それで、あそこあの坂にですよ、そういうふうな2.5mがあつて、そういうふうな通行をされるのかどうか。今車にやっぱり積まれるんじゃないでしょうかね。それだけが理由だったら、ちょっとやっぱり納得いかない。

そもそもそういうふうな、年末ですかね。7月21日、8月4日、9日、9月2日、そしてその後10月やったですかね、何度も一緒に地権者のところなんかでお話をしたんですが、こういうふうな提案ですね、もう一回見直すって私は確かに聞いた記憶があるんですよ、その歩道に関して。まずつけかえができるかどうか、あるいは分けて両側にできるかどうか。この件を上級官庁、県とかとちゃんと話し合いされたのか、できるできん、まずその辺をお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 県との調整は、まだ行っておりません。しかしながら、道路の設計あるいはまた線形につきましては、一定の市のほうに、市のカラーといいますか、それに合わせた形である程度柔軟性を持って行うことができるということをお聞きしておりますので、今その線をどういうふう引き直すか。当初説明したとおりにいくのは非常に無理があるという状況で行き詰まっておりますので、今後どのような形で見直していけばいいのかというのを今現在模索しながら、それぞれの技師の頭も含めましてですね、考えておるところでございます。その図面を、まずそれを内部で検討いたしましてつくりまして、それによって地権者の方にもご相談をさせていただきながら、そして最終的には当初の説明と違った線形になれば、当然また皆様方と同じように、当初に戻ってですね、全体の説明会も行わなければならないというふうに思っております。

そういう手法を行う中で、非常に時間がかかって申しわけなく思っておりますけれども、事業の終期が平成23年度となっておりますので、平成24年3月末までには完成をしなければならな

いという、私たちもその使命感を持って動かなければならないと思っております。

そのことから、非常に遅れてはおりますけども、できる限り早くその線形につきましても見直しができるものであれば、その見直したものを提示できるように頑張っていきたいというように思っております。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 本当によろしく申し上げます。建設経済部ということですね、建設、土木、そして経済。経済って一くりに言いますが、非常に広範囲なものがあると思います。また、別に道路の狭いところはここだけじゃありません。非常にご多忙であられるのはもう重々わかっておりますけども、ただ現実、当時の富田部長、そして木村部長ですか、そして新納部長。新納部長、以前から体育協会等々で私非常によく存じておるんですが、非常に真摯にやられるということで信頼しております。ただ現実ですね、担当の、今伊藤課長、非常に一生懸命やっただいておりますが、その前の大内田課長ですね、も2年間ですか、非常に一人一人の地権者とですね、会って、もう既に信頼関係もできとったわけですよ。そういった感じで、市は市でそういうふうな任命をしていくという理由はわかるんですけども、現実的にはですね、こういうふうな長期にわたって継続するような事業で、やはり何かしら不安があるというのは理解していただきたいと思うんですけど、市長、任命権者としてお考えをお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） まず、今話を聞いておまして、設計上の問題等々については、そのことと地権者のご意見等々のかみ合う、合わない部分も含めて、それは現実に即してやはり柔軟に考えるということが大事であろうというふうに思います。

それからもう一つ、職員の入れかわり等については、これは建設経済部に限らずございます。そのときよりの退職者等によっても継続しがたい部分がございますけれども、それはそれで継続性、行政の継続がございますから、係長ないしは担当というような形の中で、きちっと市民には迷惑のかからないような形の中で交渉を継続するというようなことが大事だと。そして、貫徹することによって、そのことによって力がまたついてくるわけでございます。

仕事を通して、やはりそれにいろんな交渉する場合にあっては難関はあります。いろいろとご意見等々が出てきます。そういった状況等をいわゆる市民の目線に立って、その現場に立って、そして一緒になって考えていく。そして、市の方針は方針で明確にしながら、要はあそこにクランク状態のものをなくして、そして上層部にあります、上にあります団地の雨水幹線も含めてきちっと将来的にいけるような形での一つの取っかかりであるわけですから、この際地元地権者の皆様方にも再度お願いをしたいと思っておりますし、できればその機会があれば私も出向きたいと。

二、三日前、自治会長のところに出向きました。その話も伺っております。私も、じかに地権者にもお会いしながらこの道路の必要性等についてお話しするとともに、あるいは工事施工

に当たっては柔軟な幾つかの選択肢を用意しながら行うというふうなこともまた必要であると思えますから、庁内的にはそういった指導も含めて行いたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） ありがとうございます。お願いします。

もともとのこの部分の道路は、単に道路改良、真っすぐするとか広くするというだけじゃなくて、水害の雨水対策ですね。大きな管を入れるにも道路からやらんとできないから、だからまずはここをということで、スタートがそういうことだったわけですね、いわゆる単なる道路改良と違うと。

それと何が違うかという、やっぱりここがメインの道路ということなんですよ。上に約三百数十世帯ありますけれども、毎日毎日ここを通るわけです。冒頭言いましたように非常に離合困難な状態で、住民としては一縷の希望を見せられたもので、もう一度見た夢は絶対にとということで非常に期待をしております。

上に治山ダムを今度県がつくると、大変立派なものができる予定ですけども、そうなってくると結局じゃあ水はどうなるかと。水はご承知のように、非常に水路がよくわからない状態で今あります。あの辺も将来的に何とかしないといわゆる土地の陥没等ですね、なったときにじゃあどうなるかと、そういうのを知っていたじゃないかという責任も発生するかと思います。

昨日の代表質問でそれぞれあった中で、市長が、福祉とはいわゆる福祉部分だけじゃないと、いろんなことが福祉だと。我々ここの住民にとってはですね、この道路が改良されるというのが最大の福祉になります。

それと最後に、今日役所を出てくる前に、ここの地権者の方のうちに朝駆けで行ってまいりました。もう一回ちょっと最初から話聞いてくれといたら、よしわかったと言ってありますんで、よろしくお願いします。

終わります。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

ここで15時45分まで休憩します。

休憩 午後3時31分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時45分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

18番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔18番 福廣和美議員 登壇〕

○18番（福廣和美議員） ただいま議長より許可がありましたので、本日最後の一般質問をさせていただきますので、最後までよろしくお願いいたします。

今回の質問は今まで何度もした部分が多いので、1問目の質問につきましては簡略的にさせ

ていただきます。

それでは、通告どおり3項目についてお尋ねします。

初めに、安全・安心のまちづくりについて、今回は長年の市民の要望であり懸案事項の水城ヶ丘入り口交差点への信号機設置は、平成21年度にようやく実施されると聞いていましたが、現実どうなっているのかお尋ねします。

次に、歩道について。

先ほどの交差点より旧3号線を渡り下大利団地に向かう道路の歩道が左右に分かれているので、片方に統一できないかという市民の要望がありますが、市はどう答えていただけますでしょうか。

2点目の水城跡の整備については、一昨年12月議会でもさせていただきましたが、今回は水城・国分側の堤防本体の伐採計画と土塁の整備計画はどうなっているのか伺います。

3点目は、防災対策の中で昨年の大雨で崩れた史跡地の崩壊があり、その部分については平成21年度完成で工事が進んでいますが、その他ののり面については安心していいのかお尋ねいたします。

再質問は自席にてさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ご質問の水城ヶ丘入り口交差点への信号機設置及び下大利団地に向かう歩道につきまして、詳細な部分が多くありますので、担当部長のほうから回答させます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） それでは、ご質問の水城ヶ丘入り口交差点への信号機設置についてご説明をさせていただきます。

水城ヶ丘入り口交差点への信号機の設置につきましては、筑紫野警察署へ強く要望をいたしまして協議を重ねてまいりましたが、警察署からの回答では、この交差点は単なる3差路ではなく、国道3号アンダーへ行く道路も含めて5差路になっているということから、信号機の設置を行うには県道水城・下臼井線の交通量が多いために信号の時間調整が難しいことや信号待ちによる渋滞を引き起こしますことから、筑紫野警察署及び公安委員会といたしましても設置の許可はできないとの説明を受けております。

そこで、この水城ヶ丘入り口交差点におきまして、平成21年6月に2度にわたりまして交通量調査を実施をいたしました結果、県道水城・下臼井線の交通量は上下線ともに12時間で約4,000台以上の車両が通行いたしました。国分小学校や学業院中学校へ通う児童・生徒を初め、横断する歩行者の方についても150名以上であることがわかりました。

現在歩行者の安全を第一に考えまして、水城ヶ丘入り口交差点に横断歩道を設置するための道路改良工事につきまして、地権者を初め関係者、地元の各自治会のご協力をいただきながら筑紫野警察署と協議を行っているところでありまして、早期の完成に向けて努力してまいります。

次に、下大和団地に向かいます道路につきましてご説明をいたします。

水城ヶ丘団地より下大和団地までの現在の歩道設置状況につきましては、国道3号アンダー箇所は右側に設置をされております。それを行きまして、旧3号線の角になりますもとセブンイレブンがあったところでございますけれども、この前の交差点を横断しまして、水城区にあります老松神社方面へは左側に歩道が設置をされております。

ご質問の歩道を片側に統一できないかとのことでございますけれども、3号アンダーの歩道を反対側につけかえることにつきましては、国道の管理者と十分協議をし、構造的に可能かどうかの確認、また思い切った検討が必要になってまいります。

また、老松神社方面の歩道につきましては、水路の上に張り出し歩道を設置しております関係上、歩道及び水路のつけかえ等の工事が複雑となりまして、また費用も多額の費用を要するということとなります。

このようなことから、当面の改修が非常に困難であると判断をいたしまして、歩行者の皆様方には現状の旧3号線にあります横断歩道を活用していただきながら路線の変更をしていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 今部長のほうから、筑紫野署自体が通行量の問題で信号機の設置はできないという返答があったというふうにお伺いをいたしました。以前にあその水城ヶ丘からおりてきたファミリーマートかな、あその今駐車場がある部分の道路を改良すれば設置可能であると言ったのは筑紫野署じゃなかったのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 当初はそのように私もお聞きしてございまして、その後調査をしていく中で変則の5差路であるということが判明をいたしました関係で、ここに信号をつけますと、すぐ横にちょうど4差路があります。そのことから、信号機をここに付けることによって事故を誘発するということから、公安委員会のほうも筑紫野署のほうも再度見直しをされたというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） いや、それは部長の勘違いですよ。変則4差路だから、道路をかえたらつけていいですよと言ったのは筑紫野署です。筑紫野署が勝手に言い分を変えているだけです。だから、平成21年度にはつけますという話は、そうしたらどっから出たんですか。これは私の勘違いですか。そういった覚えは市としてはないと言われるのかどうかお伺いします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 議員さんおっしゃるとおりにですね、筑紫野署のほうからもそういうふうには話は聞いておりました。しかしながら、今申し上げましたように、道路を新たにですね、若干水城ヶ丘からおりてくる場所の道路を少し扱った形でつくりますけれども、この図面も確認していただいたところ、筑紫野署と公安委員会についてはやはり変則の5差路であると

いう判断をされております。そういうことで、横断歩道の設置に向けて、私どもも今方向性を変えまして協議をしているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 今の説明じゃ全く納得いかないですね。これどれだけ待ったと、その図面ができたのは、そうしたら平成何年ですか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 平成20年でございます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） いや、だからそれ自体が違う。もう図面ができて10年近くたっているはずですよ。平成20年度に図面ができたなんていうのは全く、それはもう一遍ちょっと調べ直してください。それまで質問しません。そんないいかげんなことじゃ質問できん。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） この図面ができましたのが随分もっと以前じゃないかということでございますけども、この図面をつくりましたのは地域再生事業が始まってからでございますので、平成20年、この道路につきましては間違いなく平成20年にこの図面を引いております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 全く違います。もう一遍調べ直して回答してください。それまで私は質問できません。

○議長（不老光幸議員） ここで暫時休憩します。

休憩 午後3時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後4時09分

○議長（不老光幸議員） 再開します。

建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 失礼いたしました。ちょっと息がまだ上がってまして申しわけないですけども。

議員さんがおっしゃられる図面はこの図面だろうと思いますが、実はこの図面につきましては平成15年以前の図面であってですね、いつ書いたかというのは全くありません。といいますのは、これは非公式の図面でございます、信号機をつけるにはこのような形でやったらどうでしょうかということですね、図面を書いて警察のほうに持っていったということでございまして、今現在ファミリーマートはございますが、その当時はファミリーマートも建っておりませんでして、その駐車場に入り込んだ形ですね、以前からありました4差路からかなり距離をとった形で図面を引き直したのがあります。

これに基づいて警察のほうに確認して信号機の要望を行ったということでございますが、実際の地域再生計画に基づいて図面を引き直すときには、もう既にファミリーマートは建ってお

りまして、この中の道路としてですね、いただくような状況ではなかったということで、現在の図面に至っておるところでございます。確かにこの図面はありましたが、あくまでも非公式の図面でございます、ご理解をいただきたいというように思います。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） ですから、あそこのファミリーマートが建つ前は、あそこの建機のリース屋さんがずっと使用しよったわけですよ。だから、その土地があるがゆえに我々もそうやかましゅう言えなかったんですよ。人の土地を削ってまで道路をつくってくれという問題があった。その前には、あそこの土地の持ち主のところの家の一部分を買収して道路を広くしたという経緯はあるんですよ。その図面にあるように、Tの字型になっておるといいます、道路から。そうすれば4差路じゃなくなるから、そこに信号機をつけてもいいですよ。そのかわり、その先の、先ほど道路を、通路の件で言いましたけども、歩道のことで言った部分が一方通行になりますよと。こういうふうにすれば全体像としてつけることができますという説明があった。それで、ずっとその土地のことがあって、我々は待ったんですよ、言わずに。

平成20年に、市のほうからつくようになりましてという説明があった。そして、各区の市民の人にもこれは言っていないんでしょうかと、わざわざこっちから言ったら、言っていないですよと皆さんのほうが言ったんですよ。もうこれで2回目なんです、信号はつきますと言ってつかないのが。だから、今回はこうやって言っているんです。

今後もこういうことが続くのであれば、もう皆さんの言うことは信用できないですよ。もう2回住民にうそをついたことになってます。なら次ね、あそこに信号がつかますというてだれも信用しないですよ、もう。こういう経緯があるんですよ。それで、今度もまたかということになっているんですよ。だから、そのファミリーマートの件も道路の事情も全部知ってますよ。それを知った上で、あ、つくようになったんだという理解を我々はしたから、住民にも言っていないんでしょうかと、言っていないですよと言ったんですから、だれが言うたかということはいませんが。今は横断歩道の話をしていると、それもよくわかっています。

地元の人から聞いた話によれば、これは本当かどうかわかりませんが、要するに土地の買収に失敗をしたと、市が。その経緯で交渉がうまくいかなかったがゆえに、この信号機の設置はだめになりましたという話を私は聞きました。その後、最近になって筑紫野署のほうが、交通量の問題であそこにはつけるのが危ないと、つけたらなおさら渋滞をしますという見解のもとに信号機の設置ができないという話になってきたと。最初の話と全くこれ違うじゃないかということになったから、今日一般質問をしました。そうしたら部長がそういうふうには、平成20年度、ちょっと私との温度差があったかもわかりませんが、そういうお答えされたんで、その図面を見せてくれという話を今しただけなんです。どんなでしょうか、市長、今後。非常にやっぱり交通事故が多いですよ。それだけ交通量の問題があるんで、あの周りにはファミリーマートもあるし、それからマイチェリーもありますんで、それは団地の人が一番もう待ち望んでいる、極端なことをいえばもう20年来待ってんですよ。あの道路、今回の改良の前から

も、あそこには水路がありますが、水路にふたをして道路の一部にするときから信号機の話は出ているんですよ。

この前、水城ヶ丘の区長さんが市のほうに説明を求めたときには、これは当分つきませんよと、そういう話はできませんよという話になっただけ。つかんならつかなくてもそれは仕方ないと思うけども、そういう経緯のもとに我々は今まで動いてきた、住民も要望しているというね、そういう現実があるということを知った上でね、僕は対処をすべきじゃないかと思うんです。

それと、今日はまた後から回答してもらいますけども、その問題と付随して、先ほどの今度横断歩道をつけるのであれば歩道を一方のほうにできませんかと、そういう要望も出てきたと。ですから一番の問題は、部長言われたように、高速の下の歩道の部分が、今国道旧3号線に向かって右側にあるのを左側にすれば、ずうっと左側を歩いていけば下大団地まで行けるというね。旧3号線から下大団地へのほうはもう左側ですから、そうすると左側だけで渡らずに済むという問題があると。

それとあわせて、前のセブーンイレブンがあったほうから水城ヶ丘に来たときに、途中で四辻がありますけども、そこは現状は右折ができません、一遍では、何遍も切り返さんと。そうすれば、左側に歩道ができれば、そちら側を若干改造をしてもらえればその右折も可能になるということがあって、こういう問題を今回提起をさせていただきましたけれども。

今後も、それで区のほうがね、水城ヶ丘のほうが納得すればそれはそれでいいと思う。必ず信号がつかなくてもね、横断歩道をつけて事故さえなくなればいいことですから。本当に住民の人が納得してくれるかどうかをね、私は大変危惧をいたします。どうでしょう。部長のほう、市長でもいいけど、できたら先ほどのことに答えてほしい。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいまの経緯等々、休憩を挟みながら貴重な時間を費やしましたことについておわびを申し上げたいと思います。

いろんな経緯がありまして、私もその当時から助役もしておりますし、部長、助役という経緯がございますので、今休憩時間中に聞きましたこと等についてももうなずけるところもございました。そういった経緯があり、そして再調査の結果、筑紫野警察署のほうで信号機そのものは無理なんだというふうな形に結論づけられたというようなことが今報告しておるところでございます。それにかわるべきものとして、やはり安全・安心のまちづくりを行っていくためには歩道の設置が必要だというようなところから、今早急にできるように努力をしておりますので、あわせてその信号機が可能かどうか等を含めて、再度筑紫野警察署のほうについては何らかの形でアタックはしてみたいと、照会してみたいと思いますけれども、その前提に立っての横断歩道というようなことで、とりあえず優先すべきものは安全の面でありますので、横断歩道の設置について努力したいというように思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 再度もう一回だけ確認をしときますが、今回筑紫野署が調査する上で、おいて前のその図面はお見せになっているのでしょうか。そういう経緯はお話しになったのでしょうか。筑紫野署の担当は、先ほどの平成20年度の図面だけを見てお話をしたのか、それともこういう道路になったらつく可能性がありますという図面を見せた上でそういう判断をしたのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 筑紫野警察署のほうには、後の図面でございます。今現在の線を引きとる図面で検討をいたしました。以前の分はですね、仮定の図面ということです。こうだった場合は大丈夫でしょうかというふうな確認をしまりまして、実際に正式に確認をとったのは現在の図面で確認をとっております。そのことから、非常に難しい状態であるということをお聞きしておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） ちょっとそこが、だからおかしいと思うんですよね。仮定の図面と言いますけども、これならオーケーという筑紫野署のオーケーが出たはずなんです、その図面で。それは筑紫野署の指導によってできた図面ですよ。こっちが勝手につくった図面じゃないと私は理解をいたしております。だから、その図面を見せて、見せた上でもう一遍最初から取り組むべきじゃないですか、と思えますが。そうしないと、今までの経緯、今までの時間というものは何だったのかということになりますよ。だから、筑紫野署をもう一遍呼んで、そこあたりを説明し直して、しかしその買収ができないとか土地の買収は難しいとか、そういうことになればまた別ですよ、これは人の土地ですからね、私の土地でも何でもなし市の土地でもないんですから。

だから、私はあそこのファミリーマート自体が反対をして、駐車場が削られますから、そういった問題があって信号機がつくのが難しいというふうに理解をしておりましたが、この前水城ヶ丘の自治会長さんといろいろ話をする中で、いや違うんだと、そうではないんですよという話になってきたから、それはおかしいということになったわけで。筑紫野署だって前のときの担当じゃないでしょうから、新しい担当の人でしょうから、あそこもころころ見解が変わるんで、もう前に体験しましたので。自分たちが一方通行をやめさせとって、今度来た警察官はあそこは一方通行せにゃおかしいとかね、言い始めるわけですから。別に警察の批判しとるわけでも何でもありませんよ、現実ですから。だから、もう一遍一からやり直してくださいませんか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今のような経緯がありますんで、道路整備は、歩道設置は設置工事としてやりながら、そして今の信号機の設置等々について原点に立ち返って、そしてもう一度筑紫野警察署、関係方面と協議をさせたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 2点目の下大利団地へ向かう歩道については、今回は先ほど言いましたように、片側にできれば一番いいんで。しかし、部長が先ほど回答されましたように構造的な問題もあるでしょういろいろほかの面もあるでしょうから、今回は要望にとめておきますので、ぜひ検討をよろしくお願ひしたいと思います。

じゃあ2項目めに移ってください。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 2項目めの水城跡の整備につきましてご回答を申し上げます。

水城跡の整備につきましては、平成20年度に東門周辺整備事業、整備等をいたしました。広場の整備を行い、今年度から土塁の破損箇所の修理、復旧やあるいは樹木の伐採など、保存修理に着手をしておるところでございます。

今後計画的に国、県の指導及び支援を受けながら、人々に親しまれる水城跡を目指しながら環境整備に努め、進めてまいりたいと思っております。

なお、詳細につきましては教育部長のほうから回答をいたします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 水城跡の今後の具体的な整備計画につきまして、事業を大きく区分しまして、1つに水城跡の損傷から守るための遺跡の修理、復旧事業、2つ目に緑の計画的な管理としての樹木伐採事業、そしてこれらの事業が進展した後に計画しておりますのが、水城跡に直接接触して学べる場、人々が憩い安らげる場を提供するための遊歩道やサイン、あずまや、解説版等の環境整備事業があり、この事業全体を水城跡整備事業として取り組んでおります。

ご質問の水城・国分側の堤防本体の樹木伐採計画につきましては、平成22年度に説明会を行い、平成23年度から3ないし4年かけまして、順次実施したいというふうに考えております。

また、土塁の環境整備につきましては、樹木伐採事業の期間中に基本設計を策定いたしまして具体化してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 平成22年に説明会をして、説明会というのはどこに対して説明をするんですか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 地元ということです。地元のほうに対して説明会を行います。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） それは、どういう説明会をされるのかよくわからんですが、伐採をするという説明ですか。水城区と国分区に対して説明会をされるんですか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 伐採計画と申しましても数年かけてということで申し上げましたが、順次一定の箇所をやって、またしばらくしてからまた次に進むというようなこともございますの

で、そういった整備、伐採の計画を地元のほうに説明するということです。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） いや、普通一般の人の土地であればね、そこに対する説明会だろうと思うんですが。だから、今聞いたように、水城区自治会と国分区自治会に対して説明会ですか。その持ち主はおらんわけでしょう、もう全部買い上げてますから。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 地元の自治会に対してでございます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） ここについては前からも要望をさせていただいておりますけども、平成23年から三、四年ですか、かけてやられると。今まで見積もりとかそういうのをとられたかどうかわかりませんが、概略今市がしようとしている伐採計画というのは、今言う水城本体、水城側と国分側の本体についてはどれぐらいの金額を予定されているのでしょうか。まだそこまで行ってないのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 水城跡の伐採事業につきましては、今国、県の支援事業といたしまして1,000万円をめどに現在進めております。今年度は吉松を着手、現在しておりますね、水城跡の破損している部分の修理と伐採を40本ほど、1,000万円をかけてやっております。それを今部長が申しましたように、この国分・水城側、年間1,000万円をかけて、三、四年かけて1期事業という形で今のところ考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） できる限りボランティア等をですね、利用をというか、募っていただいて、そういう計画ができれば数多くのボランティアの方に集まっていただけるというふうに思いますし、それは危険性が少ない部分のお手伝いということで。昨日の代表質問の中でもあったんですが、大学生とか高校生とかね、中学生とかなかなか難しい問題があるでしょうけども、そういったところにもボランティアで実際に史跡に触れてみませんかということをお願いしながらぜひ進めていただきたいと。平成23年から期待しておりますので、よろしく願います。

あと、この件に関しましては、先ほど市長のほうから市民の文化的なことについていいお話をお伺いをいたしました。が、現実に今国分小学校の自治協議会では、そういったことをやりたいと思って協議を文化部のほうで重ねているというふうに聞いております。だから、そういう市民の祭りをぜひ水城堤防を中心にですね、歴史と文化を学びながら自分たちの祭りをやるということ、いつ計画ができてどうなるかわかりませんが、ぜひやりたいというふうに思っておりますので、そのときはぜひ応援をよろしくお願いいたしますというふうに思っております。

じゃあもう今日は2点目、先ほど回答をいただきましたので、3点目をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 次に、防災対策についてご回答を申し上げます。

災害から市民の生命、身体及び財産を守り、安全な生活を保障することは極めて重要なこと  
でございます。

たび重なる災害を経験いたしました太宰府市は、予防復旧事業により一定の防災の進展はし  
ておると思っておりますけれども、近年の集中豪雨は災害の恐ろしさを改めて認識させるもの  
でございます。

ご質問の水城台団地一帯の史跡地の安全対策につきましては、史跡地、道路、市有財産等の  
管理者間との連携を図り、防災対策に取り組んでおり、今後さらに総合行政の充実を図りまし  
て、ハード、ソフト両面にわたりまして安全対策に努めてまいりたいと思っております。

詳細につきましては担当部長から回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 水城台団地の南側から東側は、特別史跡大野城跡として史跡地の指定が  
なされ、ほとんど公有化をしております。

特に、水城台団地の東側ののり面は、公有化した史跡地、道路のり面、太宰府市有地等と各  
管理者が存在し、豪雨により被災を受けるたびに各管理者において被災箇所の災害復旧を行っ  
ております。また、森林保全対策におきましては、福岡県の治山事業によりまして防災に努め  
ているところです。

なお、史跡地の防災対策につきましては、今後点検を行いまして、国、県に対しましても災  
害復旧だけではなく防災対策ができる補助制度の構築を積極的に働きかけてまいります。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） ぜひよろしくお願ひしたいと思うんですが、もうおわかりのとおり、  
二十数年前にコンクリートで固めた部分というのは中はすかさずかなんですね。大雨が降った  
ら、側溝の部分は物すごい音をたてて水が流れているんですよ。だから、花崗岩ですから相当  
流れているだろうと、その見えない部分がどうなっているかというのがわからないんで不安な  
んですよ。大丈夫なのか、危ないのか、もう少しはオーケーなのかね。そこらあたりがふたが  
ありますので、安全面を考えてやっていただいていますからね。そこを調査できないかどうか、  
それがわかれば安心感が出るんですね。だから、大雨が降るたびに不安にならないかんとい  
うね、そういう状況がありますので、ぜひその不安を解消できる方策はないのかどうかお尋ね  
したいと思うんですが。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） ほとんどが道路ののり面に当たりますので、私のほうの部署になり  
ます。

まずはコンクリートの吹きつけの部分、かなり年数もたっておりますので、これについての

調査をまず技師の目で行いまして、その後専門的な調査を行うかどうかというのを検討させていただきたいというように思っています。これも、実際災害はもう既に何度も起きてますので、できる限り慎重に行いたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 今回は水城団地の上ののり面のことだけお話ししましたが、隣の水城ヶ丘団地ののり面についても史跡地に指定をされている部分が多いというふうに思っております。

ぜひ今度、防災マップもつくられる、防災委員もまたつくられるということでお伺いしますので、一步一步進んではいるというふうに思っておりますが、ぜひ全体についてですね、ここがいらっしゃいますからお任せしますけども、私からどうのこの言わんほうがいいと思いますので。ぜひ史跡地、史跡地にかかわらず、土砂災害の可能性があるところ随分ありますので、これは土の石の質の問題が大きくかかわっているというように思いますので。おまえたちが危険なところに引っ越してきたっちゃんないかと、こう言われればもうそれまでですけども。ぜひ我々も太宰府市民でございますので、そういう安全性をできるだけ考えてよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は3月19日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時36分

~~~~~ ○ ~~~~~

## 1 議 事 日 程（5日目）

[平成22年太宰府市議会第1回（3月）定例会]

平成22年3月19日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第3号 市道路線の認定について（建設経済常任委員会）
- 日程第2 議案第4号 筑紫野市が認定する太宰府市の道路について（建設経済常任委員会）
- 日程第3 議案第9号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第4 議案第10号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第5 議案第11号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第6 議案第12号 太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第7 議案第13号 太宰府市自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第8 議案第14号 太宰府市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第9 議案第15号 太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第10 議案第16号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第11 議案第17号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について（分割付託）
- 日程第12 議案第18号 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第13 議案第19号 平成21年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第3号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第14 議案第20号 平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第15 議案第21号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第16 議案第22号 平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第17 議案第23号 平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について（建設経

- 済常任委員会)
- 日程第18 議案第24号 平成21年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第2号)について(建設  
経済常任委員会)
- 日程第19 議案第25号 平成22年度太宰府市一般会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第20 議案第26号 平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について(予算特別  
委員会)
- 日程第21 議案第27号 平成22年度太宰府市老人保健特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第22 議案第28号 平成22年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について(予算特別委  
員会)
- 日程第23 議案第29号 平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について(予算特別委員  
会)
- 日程第24 議案第30号 平成22年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について(予  
算特別委員会)
- 日程第25 議案第31号 平成22年度太宰府市水道事業会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第26 議案第32号 平成22年度太宰府市下水道事業会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第27 請願第1号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する請願書(総務文教常  
任委員会)
- 日程第28 請願第2号 郵政民営化の抜本見直しに関する請願(総務文教常任委員会)
- 日程第29 意見書第1号 所得税及び住民税の扶養控除廃止を行わないよう求める意見書(総務文  
教常任委員会)
- 日程第30 意見書第2号 政治資金規正法の制裁強化を求める意見書
- 日程第31 意見書第3号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書
- 日程第32 意見書第4号 永住外国人への地方参政権付与の法制化反対に関する意見書
- 日程第33 選挙第1号 筑慈苑施設組合議会議員の選挙について
- 日程第34 特別委員会委員(議会広報特別委員会)の選任について
- 日程第35 特別委員会委員(太宰府市議会議員定数問題特別委員会)の選任につい  
て
- 日程第36 議員の派遣について
- 日程第37 閉会中の継続調査申し出について

## 2 出席議員は次のとおりである(19名)

- |     |       |    |     |      |    |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番  | 原田久美子 | 議員 | 2番  | 藤井雅之 | 議員 |
| 3番  | 長谷川公成 | 議員 | 4番  | 渡邊美穂 | 議員 |
| 5番  | 後藤邦晴  | 議員 | 7番  | 橋本健  | 議員 |
| 8番  | 中林宗樹  | 議員 | 9番  | 門田直樹 | 議員 |
| 10番 | 小柳道枝  | 議員 | 11番 | 安部啓治 | 議員 |

12番 大田勝義 議員  
14番 安部陽 議員  
16番 村山弘行 議員  
18番 福廣和美 議員  
20番 不老光幸 議員

13番 清水章一 議員  
15番 佐伯修 議員  
17番 田川武茂 議員  
19番 武藤哲志 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

|                  |      |          |      |
|------------------|------|----------|------|
| 市長               | 井上保廣 | 副市長      | 平島鉄信 |
| 教育長              | 關敏治  | 総務部長     | 木村甚治 |
| 協働のまち<br>推進担当部長  | 三笠哲生 | 市民生活部長   | 松田幸夫 |
| 健康福祉部長           | 松永栄人 | 建設経済部長   | 新納照文 |
| 会計管理者併<br>上下水道部長 | 宮原勝美 | 教育部長     | 山田純裕 |
| 総務課長             | 大藪勝一 | 経営企画課長   | 今泉憲治 |
| 市民課長             | 木村和美 | 福祉課長     | 宮原仁  |
| 都市整備課長           | 神原稔  | 上下水道課長   | 松本芳生 |
| 教務課長             | 木村裕子 | 監査委員事務局長 | 井上義昭 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 松島健二 | 議事課長 | 田中利雄 |
| 書記     | 浅井武  | 書記   | 花田敏浩 |
| 書記     | 茂田和紀 |      |      |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1と日程第2を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第1、議案第3号「市道路線の認定について」及び日程第2、議案第4号「筑紫野市が認定する太宰府市の道路について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） おはようございます。

建設経済常任委員会に審査付託されました議案第3号「市道路線の認定について」及び議案第4号「筑紫野市が認定する太宰府市の道路について」審査内容と結果を一括して報告いたします。

審査においては、まず補足説明を受け、現地調査を行って審査いたしました。

まず、議案第3号について報告いたします。

今回提案されました市道の認定路線は、2路線です。水城団地42号線は開発により帰属を受けたもの、野口5号線は開発により帰属を受けたものでありますが、既設の未認定道路とあわせて今回路線の認定を行うものであるとの説明がありました。

本議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第3号は委員全員一致で可決するものと決定をいたしました。

次に、議案第4号について報告いたします。

本議案は、筑紫野市が清川・油田線の路線認定を行うに当たって、当該道路が本市の区域に含まれるため、道路法第8条第3項の規定により筑紫野市から承諾の依頼があったものと説明がありました。

委員から、学校の通学路にもなっているが、将来的にさらに道路を広げていく計画があるの

かと質疑があり、執行部からは、現在計画はないが、将来できるだけ広げていこうという考えは持っているとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第4号は委員全員一致で可決するものと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第3号の委員長報告に対し質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第4号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第3号「市道路線の認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第3号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時04分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第4号「筑紫野市が認定する太宰府市の道路について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第4号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3から日程第6まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第3、議案第9号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第6、議案第12号「太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託されました議案第9号から議案第12号まで、その審査内容と結果を報告いたします。

まず、議案第9号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第10号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」を一括して報告をいたします。

本案について執行部からは、いまだ財政状況が厳しいことから、平成21年度に引き続き市長の給与を10%、副市長及び教育長の給与を5%減額するもの、また太宰府市男女共同参画推進委員の業務内容や近隣市町とのバランスを考慮し、月額報酬5,500円を2万円に改正するものであるとの説明を受けました。

これに対して委員から、3年間にわたり三役の給与を減額することによってどのぐらいの効果があったのか、男女共同参画推進委員の業務内容などについて質疑があり、執行部からは、3人分の給料、期末手当を合計して3年間で268万7,805円削減され、財政健全化に寄与しているとの回答を受け、男女共同参画推進委員の業務内容については詳しく説明を受けました。

その他、関連する質疑があり、討論はなく、採決の結果、議案第9号及び議案第10号は委員全員一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第11号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」、本案は放課後児童クラブガイドラインに基づき、定員が70名を超えている水城学童保育所を分割、新たに水城第二学童保育所を設置するものであるとの説明を受けました。

これに対して委員からは、水城第一、第二学童保育所の入所見込み数などについて質疑があり、執行部から、水城第一学童保育所は53名、水城第二学童保育所は33名の見込みであるとの回答がありました。

その他、関連する質疑があり、討論はなく、採決の結果、議案第11号は委員全員一致で原案のとおり可決いたしました。

最後に、議案第12号「太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」、本案は太宰府市消防団女性部の指揮命令系統を明確化するため、女性部に部長1名、班長3名を置くものであるとの説明を受けました。

本案についてのさしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第12号は委員全員一致で原案のとおり可決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第9号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第10号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第11号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第12号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第9号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時09分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第10号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時10分)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第11号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時11分)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第12号「太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時11分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7から日程第9まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第7、議案第13号「太宰府市自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第9、議案第15号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番（田川武茂議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第13号「太宰府市自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例について」から議案第15号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」、審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第13号について、本議案はこれまで本条例の規制対象は自転車のみとなっていました。原動機付自転車も多く放置されている現状から、原動機付自転車も規制の対象とするために条例の一部を改正するものと説明がありました。

委員から、関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第13号については委員全員で一致、議案のとおり可決するものと決定をいたしました。

次に、議案第14号について報告いたします。

本議案は、西鉄二日市駅東口自転車駐車場の有料化及び管理業務の効率化の一環として自転車駐車場運営を民営化するため、市営自転車駐車場としての用途を廃止し、同用地を普通財産に位置づけるもので、本年7月1日をめどにして民営化に向けて作業を行っているとの説明がありました。

委員から、自転車駐車場の管理方法について質疑がありました。

執行部からは、係員を常駐させるようになるのか、機械を設置するのか、また利用料金などについては未確定であり、さらに、利用料金については筑紫野市や西鉄が設置している自転車駐車場よりも場所的に改札口に近いことから、高くなると考えているとの回答がありました。

その他関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第14号については委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

次に、議案第15号について報告いたします。

本議案は、水道料金の改定、消費税込みの料金にする総額表示方式とすること、3年間の期限つきで加入負担金を減額、それから関係条文の整理を行うために条例の一部を改正するものと説明がありました。

委員から、水道料金の改定について、審議ではもっと安くなるよう議論を尽くされたのか、また事業用の基本料金がやや上がることになり事業所の反発を心配しているが、その周知方法

はどうしていくのか質疑があり、執行部からは、審議会には事務局案として210円減額の案を提案していたが、対象となる世帯、戸数が全体の75%ぐらいしかなかったことや、使用水量が少ない世帯も減額の対象にして割安感を感じられる世帯を増やすべきとの意見があり、全体の収益等を総合的に考えた結果、これが審議会の中では一番適当であるとの結論に至った。事業所は基本料金が200円上がることになり、審議会でも議論がされたが、何とか理解いただけるのではないかとということで決まった。周知方法は、市のホームページ、5月1日号の広報、利用者には個別に改定のお知らせを行う予定であるとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第15号については委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第13号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第14号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第15号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第13号「太宰府市自転車放置防止に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時18分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第14号「太宰府市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時18分)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第15号「太宰府市水道事業給水条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時19分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第16号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長(不老光幸議員) 日程第10、議案第16号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

○8番(中林宗樹議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第16号の審査における主な内容と結果をご報告いたします。

本議案の主な内容は、後期高齢者医療制度の創設により、社会保険などに加入している被保険者本人が75歳に達し後期高齢者医療制度に移行することに伴い、社会保険の被扶養者から国民健康保険に移行することになった65歳以上の人は、その被扶養者であった間保険税を賦課されていなかったため、国民健康保険の資格取得から2年間軽減措置が講じられていますが、今

回、資格取得から2年間に限られていた減免規定が当分の間継続するという事に改正されましたので、本条例の改正を行うものであるという説明を受けました。

本議案に対する質疑においては、当分の間というのはどのように解釈すればよいかという質問に対し、執行部からは、後期高齢者医療制度を廃止するまでの間であるとの回答を得ました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第16号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時22分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第17号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第11、議案第17号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 各常任委員会に分割付託された議案第17号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」の当委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものといたしまして、2款1項7目財産管理費2,500万円の増額補正、これは庁舎エレベーターとトイレの配水管を改修するための費用であります。

次に、10款2項小学校費の1目学校管理費2,000万円の増額補正、これは国分小学校及び太宰府東小学校の高圧受電設備、キュービクルを改修するための費用であります。

同じく10款3項中学校費の1目学校管理費2,000万円の増額補正、これは太宰府西中学校及び太宰府東中学校の高圧受電設備、キュービクルを改修するための費用であります。

歳入の主なものとしましては、14款2項5目総務費国庫補助金地域活性化・きめ細かな臨時交付金8,117万8,000円の増額補正、これは国の第2次補正予算で景気対策のため公共施設の建設、修繕等の費用として交付されるもので、国からの通知に基づき計上されたものであります。

次に、18款1項1目基金繰入金、財政調整資金繰入金6,060万円の減額補正、これは、歳入歳出の調整のため繰り入れる予定であったものを減額するものであります。

次に、21款1項4目教育債3,680万円の増額補正、これについては昨年の9月議会で可決した補正予算で計上されていた耐震補強工事の起債であります。小学校債につきましては太宰府南小学校、中学校債につきましては学業院中学校の分となっており、第4表地方債補正にも同額が計上されております。

第2表繰越明許費に計上されている主なものとしましては、庁舎エレベーター等改修事業2,500万円、小学校耐震補強事業1,850万円、中学校耐震補強事業6,840万円、小学校高圧受電設備改修事業2,000万円、中学校高圧受電設備改修事業2,000万円であります。

審査は、各項目ごとに説明を求め、質疑を行い、計上の根拠と不明な点について確認を行いました。

本案について討論はなく、採決の結果、議案第17号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 続きまして、建設経済常任委員会の所管分について主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、歳入の主なものとしては、21款2項1目農林水産業債の林道整備事業として2,370万

円を補正されております。これは、大佐野林道、四王寺林道などを整備するための美しい森林づくりの事業費4,750万円の50%を林業施設整備事業債として計上するものとの説明がありました。

歳出の主なものとしては、8款2項2目道路橋梁維持補修関係費の工事設計監理等委託料として200万円、臨時工事費として1,000万円が増額補正されております。これは、白川区にある白川橋の改修のための実施設計及び改修のための事業費で、白川橋は平成6年に設置しているが、高欄部分に緩みがあり、安全を確保するために改修するものであるとの説明がありました。

次に、繰越明許費の当委員会所管分は7事業で、用地買収協議に時間を要していることや、昨年の災害に係る復旧工事が年度内に完成ができなかったこと等から繰り越しをするとのことです。

委員から、美しい森林づくり事業とはどのような事業なのか、また白川橋の改修工事内容について質疑があり、執行部から、美しい森林づくり事業とは主に林道を整備するもので、林道ののり面、排水施設の工事を行うものである。白川橋の改修工事については、木製で改修するとなれば維持費、管理費が出てくるので、地元の区、自治会長とも協議をしながら、景観上余りかわらないということであれば、現在の木製にこだわらず違う形での工法による改修も考えているとの回答がありました。

その他、関連した質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第17号の建設経済常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 続きまして、議案第17号の環境厚生常任委員会所管分につきまして、その主な内容と結果を報告いたします。

今回の補正の主な内容につきましては、歳出、3款民生費、1項社会福祉費では、1目社会福祉総務費特別会計関係費の繰出金の国保特別会計基盤安定制度繰出金の繰出額が確定したことにより2,702万5,000円の追加補正、また国保特別会計の繰入基準額の提示が県よりあったことによる国保特別会計繰出金4,489万3,000円の減額補正となっております。

なお、国保特別会計基盤安定制度繰出金につきましては、国、県の負担金として2,026万

8,000円が同時に歳入で計上されています。

2目老人福祉費につきましては、介護保険事業特別会計の預金利息が増額したため繰出金を減額するものです。

4目障害者自立支援費につきましては、障害者自立支援法の改正に伴います電算委託料の増額、また通所サービスを利用するための利用者を送迎した場合に、事業所に対し要した費用を助成するための通所サービス利用促進事業補助金268万6,000円を増額補正しています。

6目重度障害者医療対策費県補助金精算返還金につきましては、県からの2分の1の医療費補助金を受けていますが、平成20年度の補助金額が確定したことにより精算返還金の不足額191万3,000円を追加補正しています。

8目後期高齢者医療費につきましては、きめ細やかな相談のための体制整備のため、住基端末機等の設置費用として備品購入費138万1,000円の増額補正をしています。これは、全額国庫補助となりますので、同額を歳入補正しています。また、19節、23節につきましては、それぞれ負担金、精算返還金の額が確定したことにより追加補正するものです。29節繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金は、決算見込みによる減額補正、また後期高齢者医療特別会計基盤安定制度繰出金につきましては、広域連合からの通知により不足額を追加補正しています。

2項児童福祉費におきましては、1目児童福祉総務費、子育て応援特別手当給付事業費につきましては、国が執行停止を決めたことによる7,407万円全額の減額補正をしております。同時に、同額が歳入の国庫補助金の予定でしたので、その分も減額補正となっています。また、子ども手当給付事業システム等委託料につきましては、平成22年度に予定されている子ども手当の支給が円滑に執行されるように、電算委託料742万6,000円追加補正するものです。全額国庫補助金となりますので、歳入に同時計上しています。

なお、子ども手当についての補正は、国が前倒しし、平成21年度第2次補正予算で計上していますので、全額を繰越明許費として平成22年度に繰り越します。

3項生活保護費では、1目生活保護総務費、生活保護認定支給事務関係費の12節役務費、社会保険診療報酬支払基金事務費の6万5,000円の増額補正、23節償還金利子及び割引料につきましては、平成20年度の国庫負担金の交付額が決定されたことによる国庫負担金精算返還金496万1,000円の超過交付額の返還、また同様に平成20年度にセーフティーネット支援対策等事業費国庫補助金精算による654万9,000円の超過交付額の返還を補正しています。

2目扶助費では、医療扶助費で2,500万円の増額補正となっていますが、急激な保護世帯の増加により、実際は生活扶助費も不足が生じており、その額約2,000万円、医療扶助費が約500万円で、12月補正で計上できませんでしたので、節内で医療扶助費のほうから生活扶助費へ流用していただきました関係で、今回流用金額を医療扶助費のほうで1本で増額補正しています。

なお、医療扶助費につきましては、国より4分の3の補助がありますので、歳入として1,875万円を同時計上しております。

4 款衛生費、1 項4 目老人保健費、老人保健特別会計繰出金につきましては、決算見込みにて1,217万3,000円の不用額が出ましたので、減額補正を計上しています。

次に、歳入につきましては、すべて歳出項目に関連するものでありましたので、歳出のところで報告したとおりであります。

第2 表繰越明許費の追加につきましては子育て支援事業では歳出で報告しました子ども手当支給に関する事務費の繰り越し、新型インフルエンザ事業では第2 波の可能性を否定できないことから繰り越すものです。

環境基本計画推進事業では、第3 次環境基本計画策定のために繰り越すものです。

山神水道企業団出資金につきましては、浄水場の活性炭接触槽の築造工事の繰越事業に伴うものです。

最後に、第3 表債務負担行為補正につきましては、平成22年度から平成25年度までの保健センターの印刷機の賃貸契約に関するものです。

内容の説明を終わり、審査につきましては、各款、各項ごとに執行部に補足説明を求め、その都度質疑を行い、補正計上の根拠等不明な点について確認いたしました。

主な質疑の内容は、3 款2 項の子ども手当支給に関して、開始時期とDV 被害者への支給についての質問には6 月支給ということで事務を進めている。DV 被害者に対しては、今まで支給している児童手当に準じたところで進めているとのことでした。現在のところ、対象者は1 名ということでした。

また、子ども手当の受給が新しく発生する対象者の把握はできているかとの質問には、新規の分は中学生及び今まで所得制限で児童手当の支給対象になっていなかった人の分があり、中学生の部分が約1,900人で、所得制限で不支給であった人については、現在把握をしている最中であるとの回答を得ました。

周知の手法につきましては、住基データをもとに戸別に通知を出すこと、広報等でお知らせするとのことでした。

3 款3 項の生活保護費では、ケースワーカーの配置標準数は1 人当たり80世帯となっているが、今の状況はどうなっているのかとの質問には、平成21年3 月末では1 人当たり97世帯となっていたが、平成22年1 月末で128世帯となっており、家庭訪問、生活指導ができていないとい実態であるとの回答を得ました。

また、繰出金の関連事項として、後期高齢者医療制度については、平成22年度の保険料は改定後幾らぐらいになるのかという質問に対し、執行部からは、今福岡県後期高齢者医療広域連合において改定の試算をしている。医療費が約14%伸びるので、それに見合うだけの保険料の改定を行う。国の指導としては、剰余金や県に設置している基金等を取り崩して保険料を抑制していくようになっているが、国の法改正等も必要なので、現在のところは剰余金だけを取り崩した場合とし、約3 %下がるので10%ぐらいの上昇ということで試算をしている。予定としては3 月末に確定するとの回答を得ています。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第17号の当委員会所管分につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時41分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12から日程第16まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第12、議案第18号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について」から日程第16、議案第22号「平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第18号から議案第22号の審査における主な内容と結果を一括してご報告いたします。

まず、議案第18号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）につ

いて」ご報告いたします。

今回の補正の主な内容は、歳出、2款1項1目一般被保険者療養給付費5,016万1,000円の増額、2目退職被保険者等療養給付費1,162万6,000円の増額につきましては、決算見込みで不足額が生じることから、それぞれ追加補正するものです。

3目、4目につきましては、財源更正による補正となっています。

2款2項1目一般被保険者高額療養費884万9,000円の増額、2目退職被保険者等高額療養費208万9,000円の増額につきましても、決算見込みで不足額が生じることから、それぞれ追加補正するものです。

3目、4目につきましては、交付金の増額による財源更正となっています。

2款3項1目一般被保険者移送費、4款1項1目前期高齢者納付金につきましても、同様に財源更正するものです。

5款1項1目老人保健医療費拠出金につきましては、経過措置を残して廃止され、平成22年度までに精算を行うことになっており、拠出金の算定で当初予算額から減少が見込まれますので、940万5,000円の減額補正をするものです。

2目の老人保健事務費拠出金は、決定通知により額が確定したことによる増額補正です。

6款1項1目介護納付金は、不用額が生じたための減額補正となっています。

7款1項1目高額医療費共同事業拠出金1,234万6,000円の減額、2目保険財政共同安定化事業拠出金2,547万1,000円の減額を通知に基づき補正しています。

8款特定健康診査等事業費は、過年度分の精算により国庫、県より交付がありましたので、財源更正をしています。

次に、歳入、2款国庫支出金、1項1目療養給付費交付金は、決算見込みより1億7,305万6,000円の減額補正となります。

3目特定健康診査等負担金では、過年度分の精算を含め、交付額が決定したことによる328万2,000円の増額補正です。

3款1項1目療養給付費交付金については、平成20年度の制度改正により経過措置を残し廃止された退職者医療費に対しての交付金で6,591万1,000円の増額補正となっています。

4款1項1目前期高齢者交付金は、前期高齢者の人数及び医療費が増加したことにより、2億1,809万5,000円の増額補正です。

5款県支出金、1項2目特定健康診査等負担金は、交付額決定による増額補正です。

6款1項1目高額医療費共同事業交付金、2目保険財政共同安定化事業交付金につきましては、交付見込み額の通知があったことからそれぞれ減額補正をするものです。

8款1項1目一般会計繰入金の保険基盤安定制度繰入金の保険税軽減分と保険者支援分につきましては、増加分の法定繰入金の増額補正です。

また、財政安定化繰入金につきましては、県からの繰入基準額が提示されたので減額補正するものです。

本議案に対する質疑、討論はなく、議案第18号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第19号「平成21年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第3号）について」ご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億4,350万円の減額補正がなされております。その主な内容は、歳出では1款1項1目医療費につきましては、執行状況等から試算を行い、1億4,350万円の減額補正をするものです。

歳入につきましては、1款1項1目医療費交付金であります。現年度分につきましては医療費の減少により8,237万4,000円の減額補正、過年度分につきましては額の確定により721万8,000円の追加補正です。

3款1項1目医療費県負担金は、負担対象医療費の減少で1,117万1,000円の減額補正で、4款1項1目一般会計繰入金につきましても、同様の理由により1,217万3,000円の減額補正となっております。

本議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第19号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第20号「平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」ご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ122万7,000円の増額補正となっております。

まず、歳出につきましては、1款1項2目広域連合負担金で基盤安定制度負担金として広域連合に拠出する額が確定し、当初より122万7,000円不足を生じることから、増額補正するものです。

歳入につきましては、1款1項の後期高齢者医療保険料ですが、当初特別徴収65%、普通徴収は35%の割合で予算計上していましたが、納付方法の改正などもあり割合が変化したことにより、1目特別徴収保険料は減収が見込まれますので7,974万8,000円の減額、また、2目普通徴収保険料は5,419万9,000円の増額補正となっております。

3款1項1目一般会計繰入金の1節事務費繰入金は、不用額が見込まれることから595万6,000円減額補正、2節保険基盤安定制度繰入金につきましては、保険料の軽減措置分の補てんとして一般会計より122万7,000円の追加補正をするものです。

5款の繰入金につきましては、前年度の額が確定しましたので3,150万5,000円の増額補正とするものです。

本議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第20号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第21号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について」ご報告します。

歳出につきましては、3款2項1目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費につきまして

は、実績により国県支出金が減額されましたので、その分を一般財源のほうに財源更正するものです。

6 款基金積立金につきましては、基金利子分として28万2,000円の増額補正をしております。

歳入につきましては、1 款の第 1 号被保険者保険料は23万8,000円の減額補正、2 款の国庫支出金につきましては55万9,000円の減額補正、4 款の県支出金28万円の減額補正、これらはすべて実績に基づく補正となります。

5 款の財産収入につきましては、基金利子として増額補正するものです。

6 款 1 項の一般会計繰入金、地域支援事業繰入金につきましては28万円の減額補正、3 款介護サービス事業勘定繰入金につきましては139万7,000円の増額補正となっています。

次に、介護サービス事業勘定では、歳出、1 款 1 項 1 目一般管理費としてケアプラン作成スタッフ関係費の社会保険料として3万3,000円の増額補正、2 款 1 項 1 目保険事業勘定繰出金として139万7,000円を増額するものです。

歳入につきましては、1 款 1 項 1 目介護サービス計画収入として当初より増えましたので、143万円を増額補正するものです。

本議案に対する質疑、討論はなく、議案第21号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第22号「平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」報告いたします。

今回の補正は、積立金の運用利子の増額に伴い、歳入歳出それぞれ8,000円の増額補正がなされております。

本議案に対する質疑、討論はなく、議案第22号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第18号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第19号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第20号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第21号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第22号の委員長報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第18号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について」
討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する
ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時55分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第19号「平成21年度太宰府市老人保健特別会計補正予算(第
3号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する
ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時55分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第20号「平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予
算(第2号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する

ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時56分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第21号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第5号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時56分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第22号「平成21年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時57分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17と日程第18を一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第17、議案第23号「平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算(第3号)について」及び日程第18、議案第24号「平成21年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第2号)について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番(田川武茂議員) 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第23号「平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算(第3号)について」及び議案第24号「平成21年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第2号)について」審査の内容と結果を一括して報告をいたします。

まず、水道事業会計についてです。

今回の補正の主なものとして、収益的収入の水道料金について、当初予算よりも有収水量給水単価など見込んで0.49%さらに伸びるという見込みから530万円増額補正するもの、収益的支出の浄水場原水及び浄水費の委託料は、毎年行っている松川、大佐野浄水場の電気計装保守点検委託料の入札減により、あわせて343万3,000円減額補正するものです。資本的収入の工事負担金は、道路拡幅に伴う松川配水池移設のための基本設計の入札減により478万5,000円減額補正するもの、資本的支出の配水施設費の工事請負費は、道路改良事業にあわせて実施を予定していた配水管布設替工事について、その箇所の変更などにより2,194万3,000円減額補正するものと説明がありました。

以上、予算書3ページから実施計画書兼事項別明細書に沿って執行部から詳細に説明を受け、審査いたしました。

委員から、入札減となった工事の件数などについて質疑があり、執行部から、配水施設費の工事負担費において、配水管布設替工事の第6次拡張計画の路線を変更したことによるものと、高雄台地区の布設替道路改良事業との関係で、今年度見送った減額分などをあわせたものであるとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第23号については委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

次に、下水道事業会計についてです。

今回の補正の主なものとしては、まず、収益的収入の下水道使用料については、0.1%の増を見込んで127万3,000円増額補正するものです。

収益的支出の負担金、流域下水維持管理負担金は有収水量の伸びに伴い、流域下水道処理費負担分を315万9,000円補正するもの、資本的収入、収益負担金は高雄六丁目における大型開発などに伴って690万1,000円増額補正するもの、資本的支出の建設企業債償還金は当初の予定よりも低利で起債の借入れができたため、利息は減少するものの元利均等償還に伴って元金が増えることとなり、183万6,000円の増額補正を行うものと説明がありました。

そのほか全般にわたって、水道事業会計と同様、執行部から詳細に説明を受け、審査いたしました。

本案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第24号については委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第23号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第24号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第23号「平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

（原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時04分）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第24号「平成21年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時05分〉

○議長（不老光幸議員） ここで11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時20分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19から日程第26まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第19、議案第25号「平成22年度太宰府市一般会計予算について」から日程第26、議案第32号「平成22年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番（清水章一議員） 今定例会におきまして予算特別委員会に審査付託を受けました議案第25号「平成22年度太宰府市一般会計予算について」から議案第32号「平成22年度太宰府市下水道事業会計予算について」までは、2月26日、第1日目の予算特別委員会で執行部から概要の説明を受け、3月15日、16日の2日間にわたり、市長ほか副市長、教育長及び各部課長出席のもとに具体的な審査を行いましたので、その結果について報告をいたします。

まず、平成22年度の予算編成に当たっては、市長のマニフェストに掲げた項目の早期実現及びまちづくりの指針である第四次総合計画に掲げる各種施策、事業を総合的、効果的に推進するため、限られた財源の重点配分とこれまで以上に効率的、効果的な事務事業の推進に努めることを前提に、継続事業を見直し、経費全般について徹底した節減、合理化を図り、限られた財源の有効配分に努めたということの説明がありました。

審査に当たりましては、平成22年度各会計予算書に計上された内容に対する全般的なチェックを行った上で、審査資料を参考に質問形式により平成22年度の施策に対してできるだけ明らかになるよう審査をいたしました。

審査資料の請求に当たりましては、委員各位のご協力、また提出していただきました執行部の皆様方にここで改めてお礼を申し上げます。

なお、審査内容の詳細につきましては、議員全委員で構成された委員会であることから、その内容については省略をさせていただきますので、後日配付されます会議録でご確認をいただきたいと思います。

初めに、議案第25号「平成22年度太宰府市一般会計予算について」報告をいたします。

まず、予算の概要及び編成方針について、市長から提案理由の説明があり、委員会において予算説明資料を参考に部長より説明を受け、さらに各委員の質疑に対し、所管の部課長より詳細な説明を受けました。

なお、委員から出されました指摘、意見、要望につきましては、十分検討いただき、適切な処理をされますようお願いをいたします。

審査を終わり、委員会採決の結果、大多数をもって議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」、議案第27号「平成22年度太宰府市老人保健特別会計予算について」、議案第28号「平成22年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第29号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」、議案第30号「平成22年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」の5件の特別会計について、一括してご報告を申し上げます。

特別会計予算については、歳入歳出を一括して審査を行いました。

なお、審査の詳細については、一般会計同様に予算審査の会議録をご参照願います。

審査を終わり、委員会採決の結果、各特別会計の議案第26号の国民健康保険事業特別会計予算は大多数をもって、議案第27号の老人保健特別会計予算は委員全員一致で、議案第28号の後期高齢者医療特別会計予算は大多数をもって、議案第29号の介護保険事業特別会計は委員全員一致で、議案第30号の住宅新築資金等貸付事業特別会計は委員全員一致で、各案とも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第31号「平成22年度太宰府市水道事業会計予算について」及び議案第32号「平成22年度太宰府市下水道事業会計予算について」の2企業会計予算についても、一括して審査を行いました。

なお、審査の詳細については、同様に予算審査の会議録をご参照願います。

審査を終わり、委員会採決の結果、議案第31号の水道事業会計及び議案第32号の下水道事業会計については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で平成22年度の各会計予算の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑は全議員で構成された特別委員会で審査しておりますので、省略をいたします。

自席へどうぞ。

討論、採決を行います。

議案第25号「平成22年度太宰府市一般会計予算について」討論を行います。

通告があつていただきますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第25号「平成22年度太宰府市一般会計予算について」は、さきの予

算特別委員会で反対討論をさせていただいております。本会議におきましては、表明という形で反対をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 次に、13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 平成22年度太宰府市一般会計予算について賛成の立場で討論をさせていただきます。

幾つか理由がございますが、第1点にまず、財政運営についてでございます。

市長は、身の丈に合った財政運営をやる、こういう形で一貫して市政を進めてこられました。私も、前、決算特別委員会等で賛成討論を述べさせていただきましたが、特に今、国におきましては大変な借金を抱えております。国民、市民ともにこの将来の世代にツケを回してはならないということが大きな旨になっておりますが、本市におきましては、本年度市債、いわゆる新たに借金を21億9,260万円に対しまして、借金の償還、利子含めて28億6,567万4,000円、言うなればこういう形でずっと進めてこられております。現在、こういった形の中で当該年度末、平成22年度の年度末の現在高の見込み額という形の中で、地方債、借金総額が203億8,157万1,000円あるわけでございますが、この中で臨時財政対策債、減税補てん債等、国からの100%の交付税措置あるいは教育債等含まれますと、純粋に市が借金として抱えておるものが47億円程度という報告を受けております。こういう財政運営に関しましては、今後とも私はぜひ進めていっていただきたい、そういう思いで、あえて賛成討論をさせていただきました。

また、もう一つは、こういった緊縮された財政の中でいろんな形でサービスに支障が出てくるわけでございますが、特にやっぱりこれから将来を考えていったときに子育て支援というのは非常に重要な施策の一つだと思っております。本市においても、市長はマニフェストにさまざま書かれておられますが、その中でやっぱり待機児童をどのようにゼロにしていくかということも大きな課題でございまして、今回の予算の中に新たに一つ、そういう市民の要望にこたえていくということで新設の保育所を整備していくという予算も盛り込まれました。これは、市民にとって大変朗報だと思っております。

また、3点目にですね、子ども手当について国でいろいろ言われておりますが、一言、党の立場もありますので述べさせていただきたいと思っております。

当初、この子ども手当の創設につきましては、児童手当を廃止して全額国庫負担という形で民主党はおっしゃってましたけども、結果として児童手当を残す形になりました。公明党としまして、この児童手当についてはこれからの将来の子供たちあるいはお母さんたち、子育てをされているご家庭にとって、やっぱりやっていかななくちゃいけない大変な少子化施策という形で児童手当の拡充を訴えておりましたけれども、児童手当にプラス子ども手当の創設という形になりましたので、我々としてはあくまでもこれは児童手当の拡充であるという観点で、国会でも賛成をさせていただいております。ただ、2011年度以降におきましては、5兆3,000億円というお金、どう政府が確保するかという問題もありますので、その辺は子育て、現金給付を全

部すればいいという形じゃなくて、子育て支援全体として保育所の待機児童ゼロ等も含めて検討していただきたいという附帯決議が国会でも修正案として可決されました。

以上の理由をもちまして、今回の平成22年度の一般会計予算について賛成の討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 次に、19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今、大変国はですね、地方自治体に対する交付金、負担金補助金の削減を行う、さまざまな形で市民負担を強めてきております。こういう状況の中で予算特別委員会では具体的に執行部から説明も受け、質疑もさせていただきました。当然、この予算の中には市民に必要な予算も含まれていることもよくわかっておりますが、今の政府の地方自治体に対する対応が余りにも貧弱であり、市民負担を強制する内容になっているために、委員会では反対の表明をしておりましたので、平成22年度太宰府市一般会計予算については賛成できないことを表明しておきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対2名 午前11時33分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第26号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算につきましても、さきの予算特別委員会で一般会計からの法定外の繰り入れを真剣に検討する時期に来ているという理由で反対を表明いたしました。本会議におきましては、反対の表明で討論とさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 本当に悪循環を繰り返すといいますか、毎年限度額も引き上げていく、応能、応益も50、50にしていく、こういう状況の中で、保険収納率が年々悪化をしている。当然国が出さなければならない補助金、負担金が削られていき、市民に増税を押しつける国民健康保険財政については、審議の段階でそういう発言をしておりましたし、委員会採決にはそういう立場で反対をいたしておりましたので、平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算については賛成できないことを表明しておきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第26号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対2名 午前11時35分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第27号「平成22年度太宰府市老人保健特別会計予算について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第27号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時35分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第28号「平成22年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 平成22年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算につきましても、今年の4月からの保険料の改定で大幅な引き上げが行われるということが指摘されているという理

由で、予算特別委員会では反対を表明いたしました。本会議におきましては、反対の表明で討論とさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 私も、この後期高齢者医療特別会計ですが、保険料が2年に1度ずつ引き上げられていく、また高齢者を分け隔てする、大変うば捨て山と呼ばれるようなこういう医療制度、予算については賛成できないことを委員会でも発言をしておりましたので、平成22年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算については賛成できないことを表明しておきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第28号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対2名 午前11時37分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第29号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第29号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時38分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第30号「平成22年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第30号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時38分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第31号「平成22年度太宰府市水道事業会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時39分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第32号「平成22年度太宰府市下水道事業会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第32号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前11時39分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 請願第1号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する請願書

○議長（不老光幸議員） 日程第27、請願第1号「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する請願書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託されました請願第1号について、その審査内容と結果を報告いたします。

この請願は外国人の地方参政権に関するものでありますが、過去、本市議会においてこの件に関しての請願、意見書を審議した経過がありましたので、その審議結果等を踏まえ、審査を行いました。

請願第1号「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する請願書」について、紹介議員となっている委員からは、参政権というものは国民固有の権利であり、外国人にこれを認めることは憲法違反であるとの補足説明がありました。

委員からは、平成6年に定住外国人に対する地方選挙への参政権を求める意見書を議員全員一致で可決した経過があり、これに反する内容であるため取り扱いについて慎重に対応すべきであるとの意見がありました。

討論では、いろいろな課題点はあるが、日本が今後どのような形で国際社会に加わっていくのか、また外国人とどのようなかかわり方をしていくのか、非常にデリケートな問題であり、まだ議論が尽くされていないとする反対討論、また別の委員から、日本で生まれ、日本の学校を卒業しているにもかかわらず帰化していないために選挙権がないというのは問題であるとする反対討論がありました。

以上、2件の反対討論を終え、採決の結果、請願第1号については委員大多数の賛成により採択をしました。

なお、本請願は、意見書の提出を求めるものでありますので、本日意見書を上程いたします。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 請願を採択することに反対する立場で討論いたします。

反対する理由の第1として、1995年の最高裁判決では、地方参政権の付与について憲法上禁止すべきものではないと解するのが相当であると述べ、判決の前半部分では、選挙権は憲法上在留外国人には及ばないと述べ、地方参政権についてもその対象は日本国民のことであり、永住外国人に選挙権を保障したということはできないとしています。後半部分では、民主主義社会における地方自治の重要性にかんがみ、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的業務は、その地方の住民の意思に基づいて地方公共団体が処理することとされており、永住外国人にもその意思を地方公共団体に反映させるための参政権を法律で付与することは憲法上禁止されているものではないとしていることです。

第2の理由として、請願の理由に先進8カ国を見てもロシアを除き永住外国人に参政権を付与している国はないとされていますが、EU加盟国の域内に限定している場合に限っても、イギリス、フランス、イタリア、ドイツとあり、事実認識を再度確認する必要があると考えます。

第3の理由として、国民合意という点では11月に新聞社が行った世論調査で賛成が59%と過半数を占めており、合意形成の条件は示されていると考えます。

以上、3点の理由から本請願を採択することに反対を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） 賛成討論はありませんか。

9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 請願第1号に関しまして賛成の立場で討論をいたします。

まず、麻生渡福岡県知事は、10日の県議会一般質問で、地方といえども参政権を与えるのは妥当ではないと述べられ、政府が提出を検討している永住外国人への地方選挙権付与法案に否定的な考えを示されました。麻生知事は、基地問題や有事法制など地方行政は安全保障政策の実行に大きな役割と権限を持っていると指摘、地方行政が日常生活に密接なかわりがあることだけに注目して地方選挙権を与えるのは実態に合っていないと述べられました。

以下、今藤井議員の反対討論にもありました点、大まかに5つ指摘したいと思います。

まず1点、税金を払っているから認めるべきという議論をされる方がいますが、納税の有無と選挙権は無関係です。納税はあくまで道路、水道、消防、警察等の公共サービスを受けるための対価であって、参政権付与の理由にはなりません。

次に、参政権は人権、つまり国家以前の権利だから外国人にも保障すべきと主張される方がおられますが、国家とは政治的運命共同体であり、参政権はその国家の構成員のみに保障される国民固有の権利であって、外国人には認められません。

次に、国政レベルは無理だとしても、住民の日常生活に密接な関連を有する地方自治については、永住外国人の意思を反映させるべく、選挙権の行使を認めてもよいのではと主張される方もおられます。しかし、憲法学会の通説は全面禁止説です。地方自治とはいっても、国から完全に独立して政治が行われているわけではありません。地方自治体の行っている事務の中に

は、国の仕事も多く、特に地方分権化が進む中で地方自治体の果たす役割はますます増大しており、国政に対する地方政治の影響力も大きなものとなってきています。例えば、米軍基地の移転や自衛隊基地の設置、原子力発電所の建設問題などのように、地方政治にとどまらず国政に直接影響を及ぼす問題が山積しています。また、今日、教育の混乱や荒廃が全国的に問題になっていますが、これなども地方自治体だけにゆだねておくことはできません。さらに、武力攻撃事態法や国民保護法では、有事の際に国と自治体が協力すべきことを定めていますから、国政と地方政治は切り離せません。

次、4点目、憲法第93条第2項では、地方自治体の長や議会の議員はその自治体の住民が直接選挙するという主張をされます。ところが、この同条にいう住民というのは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するのであって、外国人の選挙権を認めているわけではありません。

最後に、先ほど藤井議員の討論にもありましたが、最高裁は永住外国人に対し、地方自治体レベルでの選挙権付与を認めたのではないかとされる方がおられますが、これは違います。地方自治体レベルでの選挙権付与を可能としたのは、最高裁判決本論とは直接関係のない傍論の部分で、判例としての効力を持っていません。裁判官の個人的感想であり、また最近見聞したところによると、この方はこの件を今翻意といいますか、これは間違っただけで判断であったということをおっしゃったという記事を拝見しました。

以上のような理由で、参政権が国民に固有であるということは自明の理であります。以上のような理由で、請願第1号、この法制化に反対する請願に関して賛成であります。

○議長（不老光幸議員） 次に、17番田川武茂議員。

○17番（田川武茂議員） 請願第1号「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する請願書」には、私は賛成できません。その理由は、平成6年12月の太宰府市議会において提出されました定住外国人に対する地方選挙への参政権を求める意見書に私は賛成をしております。私の信条と信念に基づいて、私は反対させていただきます。

以上、討論にかえます。

○議長（不老光幸議員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 公明党は、この永住外国人の地方参政権法案を1998年、平成10年に初提出して以来、5度にわたって国会に提案をしております。まず、この最初に、請願第1号「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する請願書」について反対の立場での討論でございます。そういう党の立場をちょっと鮮明にさせておきたいと思っております。

まず、その内容につきまして、第1に、外国人の本国が同様の権利を与えることを条件とする、いわゆる相互主義を採用することといたしております。

また、第2に、申請主義を採用し、有権者として日本の地域社会で一定の役割を果たしてい

く意思のある永住外国人に限り、付与することといたしております。

第3に、選挙権を要件とする各種資格、すなわち人権擁護委員や民生委員などへの就任資格や条例の制定、改廃、地方議会の解散及び議員、長の解職を求める直接請求権は、いずれもこれを付与しないことといたしております。国籍を一つのアイデンティティとして大切に守り抜こうとしている外国人が、生活基盤を置く町で日本人と同様に住民の義務を果たし、地域の共同体に参加しようとするなら、住民としての権利は保障されて当然ではないかと考えております。

以上の理由により、私たち公明党は国会におきまして永住外国人への地方参政権付与の法制化について真摯に議論していただきたいと念願をいたしております。そういった立場から反対の立場の討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 委員会で、私はこの請願を採択すべきでないという立場を表明をし、委員長からもその内容についても報告がありました。本当に日本に生まれ、そして日本の小・中学校から大学、自分の祖国のことも話せない、そういう状況の中で、この永住外国人に対するいろんな制度が今日まで改善されてきました。1つは、指紋押捺が廃止されたことであり、2つ目は、当時は16歳以上については在留許可証の携帯義務がありました。そういうものも永住外国人は持たなくていいようになりました。本当にさまざまな形で議会でも全会一致で可決した経過もありますし、当初は政府・自民党が永住外国人の参政権を認めようという立場に立っておった経過があります。それが、政権が変わると、急遽こういう形になるというのは残念であります。私は、以前にそういう形で問題点も指摘しながらも、当時の政府の立場がこういう状況に立っておって、しかもそういう法制化の動きがありました。ところが、現在になってそういう説明がある中で、またこの同じような内容が出てきて、一時は可決し、今度は反対をするというのは、議会政治の根幹を揺るがす問題でありますので、私はこの請願は採択すべきでないという立場を表明しておきたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 私も、この請願には反対をします。

先ほど議員からも、あるいは委員長の報告の中にもありましたように、私ども太宰府市議会の意思は既に決定をして、通知をし、関係の大臣に送付をしております。それは、永住外国人に地方参政権を与えるというのが太宰府市議会の意思でありますから、当時私は賛成をしておりますので、引き続きこの請願については賛成すべきでないということで、私はこの請願には反対であります。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 私は、国籍法第4条に、外国人は帰化によって日本の国籍を取得することができる、やはり本当に日本のために頑張っていたら、まず帰化していただいて日本国籍を取るべきだと思います。そうしないと、いろんな時代のときに率先して協力できないと思いますので、この反対する請願については、賛成の立場から意見を申し上げます。賛成意見でございます。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（不老光幸議員） 起立多数です。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

〈採択 賛成11名、反対7名 午前11時56分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第28 請願第2号 郵政民営化の抜本見直しに関する請願

○議長（不老光幸議員） 日程第28、請願第2号「郵政民営化の抜本見直しに関する請願」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 請願第2号「郵政民営化の抜本見直しに関する請願」について、紹介議員となっている委員からは、平成16年に郵政事業の経営形態維持に関する請願を全会一致で採択しており、全国市議会議長会でも郵政改革見直しを求めているため、本請願はぜひ採択していただきたいとの補足説明がありました。

この説明に対する質疑を行っている中、以前の形態に戻るような考え方であり、もう少し調査をすべきだとして継続審査を求める動議が提出されたため、質疑を中止し、継続審査とすることについて採決したところ、請願第2号は委員大多数の賛成で継続審査とすることに決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これ以て質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) この請願については、平成16年5月17日に提出されました。当時、小柳道枝議員が紹介議員となり、平成16年5月17日現在では、この請願に全員が賛成をいたしております。同じく、最終日の6月17日に、やはり意見書をですね、上げております。今回、委員会では継続審査になりましたが、私は本来、今郵政民営化の問題についても4つに分社化している、株式化している問題があったりさまざまな問題点も出てきて、もとに戻そうという動きがある中で、本来は採択をいただき、政府に意見書を出していただきたかったんですが、委員会では継続審査になりました。そのことをぜひ、6月議会には内容を精査いただき、採択いただくことをお願いをして、継続審査には賛成をいたします。

以上です。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これ以て討論を終わります。

採決を行います。

請願第2号に対する委員長の報告は継続審査です。本案を委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

したがって、請願第2号は継続審査とすることに決定しました。

〈継続審査 賛成16名、反対2名 午前11時59分〉

○議長(不老光幸議員) ここで13時まで休憩します。

休憩 午前11時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長(不老光幸議員) 休憩前に引き続き再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 意見書第1号 所得税及び住民税の扶養控除廃止を行わないよう求める意見書

○議長(不老光幸議員) 日程第29、意見書第1号「所得税及び住民税の扶養控除廃止を行わない

よう求める意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託されました意見書第1号「所得税及び住民税の扶養控除廃止を行わないよう求める意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

賛成者となっている委員から、控除廃止によって大きな増税となり、市民負担が強くなるため、本意見書を提出いただきたいと補足説明がありました。

本案については、現在の政府の決定に合わせて内容を修正する趣旨の修正案が提出されました。

修正の内容は、意見書5行目、「廃止される中で」を「廃止されようとしている中で」に修正、また6行目、「そして」から8行目までを削除するものであります。

そこでまず、修正案について討論、採決の後、修正部分を除く原案について討論、採決を行いました。修正案及び修正部分を除く原案、いずれも討論はなく、採決の結果、委員全員一致でこれを可決したため、当委員会といたしましては意見書第1号は修正可決としました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 提出者としまして賛成の立場で一言申し上げます。

修正する理由が、現在の政府の決定に合わせるという意味合いですので、その点については何ら問題ありませんので、提出者としまして修正案に賛成を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第1号に対する委員長の報告は修正可決です。本案を委員長報告のとおり修正可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、意見書第1号は修正案のとおり可決されました。

〈修正可決 賛成18名、反対0名 午後1時03分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 意見書第2号 政治資金規正法の制裁強化を求める意見書

○議長(不老光幸議員) 日程第30、意見書第2号「政治資金規正法の制裁強化を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

10番小柳道枝議員。

[10番 小柳道枝議員 登壇]

○10番(小柳道枝議員) 意見書第2号「政治資金規正法の制裁強化を求める意見書」、提出者は私、小柳道枝、賛成議員は清水章一議員、安部陽議員、安部啓治議員でございます。

案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

政治資金をめぐる国会議員らの不祥事が発覚するたびに再発防止策が議論され、収支の公開方法や献金規制の強化などの政治資金規正法改正が繰り返されてきた。しかし、本年1月、政治資金規正法違反で現職国会議員を含む秘書らが逮捕される事件が再び起き、極めて遺憾なことである。

国民の政治不信を招く「政治とカネ」の問題を断ち切るため、再発防止に向けた法整備にしっかりと取り組むことが強く求められている。特に、秘書が勝手にやったことで自分は知らない議員みずから責任をとろうとせず、会計責任者が不正行為を働いた場合には、監督責任のある政治家が責任をとる具体的な仕組みをつくる必要がある。

現行法では、国会議員などの政治団体の代表者が「会計責任者の選任及び監督」について「相当の注意を怠ったときには50万円以下の罰金に処する」と規定されているが、実際会計責任者が収支報告書の虚偽記載などの不正を犯した場合、その人を会計責任者に選ぶ段階で「相当の注意を怠った」と立証するのは困難であり、実効性に欠けると言わざるを得ない。

したがって、会計責任者の「選任及び監督」を「選任または監督」に変更し、政治団体の代表者が会計責任者の監督についてだけでも「相当の注意」を怠れば、罰金刑を科せられる仕組みに改めるべきである。

政府におかれましては、より一層制裁強化を図るため、秘書などの会計責任者が違法行為を犯した場合に監督責任のある国会議員の公民権(選挙権や被選挙権)を停止する政治資金規正法改正案の今国会での成立を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣。

以上でございます。よろしくご審議くださいませ。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

（「字の間違ひがありますが」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 字の間違ひにつきましては、議長の裁量で修正を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第2号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午後1時08分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第31 意見書第3号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第31、意見書第3号「核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

15番佐伯修議員。

〔15番 佐伯修議員 登壇〕

○15番（佐伯 修議員） 意見書第3号「核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書」についてご説明いたします。

太宰府市議会会議規則第13条の規定により、上記の意見を別紙のとおり提出するものであります。

提出者は、私、佐伯修、賛成者は、中林議員、小柳議員、大田議員、清水議員、安部陽議員、村山議員、田川議員、武藤議員であります。

理由といたしまして、核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、政府が国際的な核軍縮、不拡散の実現に向けて積極的に取り組むよう要請するものであります。

説明は、核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

核兵器の廃絶と恒久平和の実現は、私たち被爆国民の心からの願いである。

しかし、核兵器はいまだに世界に約2万1,000発も存在し、その脅威から今なお人類は解放されていない。それどころか、2000年の核拡散防止条約（NPT）再検討会議において、全面的な核兵器の廃絶についての約束がなされたにもかかわらず、2005年の同会議では実質合意に至らず、さらにNPT未加盟国のインド、パキスタン、イスラエルが核兵器を保有しているとされ、核兵器開発につながるウランを濃縮拡大するイラン、核実験を強行し世界的に脅威を及ぼしている北朝鮮の動向などは、核不拡散体制を大きく揺るがしている。

よって、政府におかれては、核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、被爆65周年を迎える本年に開かれるNPT再検討会議において、下記のとおり実効ある核兵器廃絶の合意がなされるべく、核軍縮、不拡散外交に強力に取り組まれることを要請する。

1つ、政府は国是である非核三原則を堅持するとともに、平和市長会議が提唱する2020年までに核兵器の廃絶を目指す「2020ビジョン」を支持し、その実現に向けて取り組むこと。

2、非核兵器地帯構想が世界平和の維持に重要な意義を有していることを考慮し、暫時、世界各地に非核兵器地帯条約が実現するよう国際的努力を行うこと。特に、朝鮮半島と日本を含めた北東アジア非核兵器地帯構想を早急に検討すること。

3、核拡散防止条約の遵守及び加盟促進、包括的核実験禁止条約早期発効、核実験モラトリアムの継続、兵器用核分裂性物質生産禁止条約の交渉開始と早期妥結に全力で取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣であります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第3号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、意見書第3号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成18名、反対0名 午後1時14分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第32 意見書第4号 永住外国人への地方参政権付与の法制化反対に関する意見書

○議長(不老光幸議員) 日程第32、意見書第4号「永住外国人への地方参政権付与の法制化反対に関する意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

10番小柳道枝議員。

[10番 小柳道枝議員 登壇]

○10番(小柳道枝議員) 意見書第4号「永住外国人への地方参政権付与の法制化反対に関する意見書」について説明させていただきます。

なお、意見書の案文の中から抜粋して説明しますので、よろしくお願いたします。

この外国人参政権の付与をめぐることは、ここ数年国会で論議が続けられております。しかし、日本国憲法第15条においては、公務員を選定し、及びこれを罷免することは国民固有の権利であると規定され、また同第93条第2項において地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙すると規定されています。ここにいう住民の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判所の判例でも、住民とは地方公共団体の地域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であるとしています。これらのことから、日本国民でない永住外国人に対し、地方参政権を付与することは憲法違反であると解釈できます。

また、国籍法第4条では、外国人は帰化によって日本の国籍を取得することができることと定められており、永住外国人が憲法に基づいて参政権を取得するのなら、帰化するべきであると考えます。

以上のような趣旨により、国に対し、永住外国人への地方参政権付与に関する法律を制定することのないよう強く要望するため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

提出者は、私、小柳道枝、賛成議員は、佐伯修議員、門田直樹議員、長谷川公成議員であります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣。

以上であります。案文をご参照の上、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

なお、本案に対しては、11番安部啓治議員外2人から修正の動議が提出されております。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後1時18分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時19分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま配付されました修正案を本案にあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

11番安部啓治議員。

〔11番 安部啓治議員 登壇〕

○11番（安部啓治議員） 「永住外国人への地方参政権付与の法制化反対に関する意見書」原案につきましては、少し簡潔にしたほうがわかりやすいと思われることから、修正を希望するものであります。

本文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

外国人への地方参政権付与については、下記のとおり憲法違反であるばかりか、領土、安全保障、地方行政等への重大な影響が懸念されます。

1、主権は日本国民に存するとの憲法前文及び1条の規定と、公務員を選定、罷免する権利を保障した憲法15条1項の規定により、外国人への参政権付与は明らかに憲法違反である。

2、主権を外国籍の人々の団体にゆだねるような事態を招くおそれがある。

3、日本の国益に反する。利害の異なる国に籍を置いている人々は、みずからが国籍を置く国を利するところに日本の政治を持っていこうとするのが当然である。

4、国籍法第4条では、外国人は帰化によって日本の国籍を取得することができることと定めており、永住外国人が憲法に基づいて参政権を取得するのなら帰化すべきである。

以上の趣旨により、国におかれましては係る法案を制定することがないよう強く要望しま

す。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は原文のとおりであります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） 私、小柳議員が説明された分の意見書に賛成者として名前が挙がっております。総務文教常任委員会で請願につきまして詳しく審議したわけでありましてけれども、意見書につきましては、ほぼ同じ内容ということで賛成した、採択したわけでありまして、非常に中身がですね、文章的にもボリュームも大きいし、少し難解な面があると思ひまして、今出てきました意見書が非常にすっきりしております。この辺のことを勘案しまして、これに賛成させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ただいま私の提案いたしました案文につきまして、修正の文章につきましても何らかわりはございませんので、この分に対しまして賛成をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

まず、安部啓治議員外2人から提出されました本案に対する修正案について採決します。本修正案に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（不老光幸議員） 起立多数です。

よって、本動議は可決されました。

したがって、意見書第4号は修正可決されました。

〈修正可決 賛成11名、反対7名 午後1時24分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33 選挙第1号 筑慈苑施設組合議会議員の選挙について

○議長（不老光幸議員） 日程第33、選挙第1号「筑慈苑施設組合議会議員の選挙について」を議題とします。

本案は本議会選出の筑慈苑施設組合議会議員に欠員が生じたことに伴い、筑慈苑施設組合規約第5条第3項の規定により、補充議員の選挙をするものです。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

筑慈苑施設組合議会議員に村山弘行議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました議員を筑慈苑施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました村山弘行議員が筑慈苑施設組合議会議員に当選されました。

ただいま筑慈苑施設組合議会議員に当選されました議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定によって告知をします。

当選されました議員の承諾を当選者の起立により行います。

承諾をされる議員は起立願います。

（当選議員 起立）

○議長（不老光幸議員） 以上のとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第34 特別委員会委員（議会広報特別委員会）の選任について**

○議長（不老光幸議員） 日程第34、「特別委員会委員（議会広報特別委員会）の選任について」

を議題とします。

本案は議会広報特別委員会の委員に欠員が生じたため、委員の補充をするものです。

委員の指名は、太宰府市議会委員会条例第5条第1項の規定により議長が会議に諮って指名することになっていることから、次のとおり指名いたします。

議会広報特別委員会の補充の委員に12番大田勝義議員を指名します。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会の補充の委員に12番大田勝義議員が決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第35 特別委員会委員(太宰府市議会議員定数問題特別委員会)の選任について

○議長(不老光幸議員) 日程第35、「特別委員会委員(太宰府市議会議員定数問題特別委員会)の選任について」を議題とします。

本案は、太宰府市議会議員定数問題特別委員会の委員に欠員が生じたため、委員の補充をするものです。

委員の指名は、太宰府市議会委員会条例第5条第1項の規定により議長が会議に諮って指名することになっていることから、次のとおり指名いたします。

太宰府市議会議員定数問題特別委員会の補充の委員に、10番小柳道枝議員を指名します。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

よって、太宰府市議会議員定数問題特別委員会の補充の委員に10番小柳道枝議員が決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第36 議員の派遣について

○議長(不老光幸議員) 日程第36、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第37 閉会中の継続調査申し出について

○議長(不老光幸議員) 日程第37、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。
別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(不老光幸議員) 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するもの  
につきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思いま  
す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成22年太宰府市議会第1回定例会を閉会したいと思いますが、これにご  
異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、平成22年太宰府市議会第1回定例会を閉会します。

閉会 午後1時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成22年5月20日

太宰府市議会議長 不老光幸

会議録署名議員 門田直樹

会議録署名議員 小柳道枝